

平成27年太宰府市議会第1回（5月）臨時会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
5月7日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	議席の指定・正副議長選挙

平成27年太宰府市議会第2回（5月）臨時会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
5月13日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑・討論 ・採決

平成27年太宰府市議会第2回（6月）定例会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
6月3日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	施政方針・提案理由説明・ 質疑・討論・採決
	本会議散会后	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	
6月4日(木)				
6月5日(金)	午 前 1 0 時			質疑・討論通告締切
	午 後 1 時			一般質問通告締切
6月6日(土)				
6月7日(日)				
6月8日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会后	議会運営委員会	第一委員会室	
6月9日(火)				
6月10日(水)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会后	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
6月11日(木)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会后	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
6月12日(金)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会后	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
6月13日(土)				
6月14日(日)				
6月15日(月)				
6月16日(火)				
6月17日(水)				
6月18日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
6月19日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
6月20日(土)				
6月21日(日)				
6月22日(月)				
6月23日(火)	午 前 1 0 時			質疑・討論通告締切
6月24日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会后	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成27年第1回（5月）臨時会目次

◎ 第1日（5月7日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	1
4. 会議録署名議員	1
5. 出席説明員	1
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
閉 会	16

平成27年第2回（5月）臨時会目次

◎ 第1日（5月13日開会）

1. 議事日程	19
2. 出席議員	19
3. 欠席議員	19
4. 会議録署名議員	19
5. 出席説明員	19
6. 出席事務局職員	20
開 会	21
閉 会	31

平成27年第2回（6月）定例会目次

◎ 第1日（6月3日開会）

1. 議事日程	33
2. 出席議員	33
3. 欠席議員	34
4. 会議録署名議員	34
5. 出席説明員	34
6. 出席事務局職員	34
開 会	35
散 会	52

◎ 第2日（6月8日再開）

1. 議事日程	53
2. 出席議員	53
3. 欠席議員	53
4. 出席説明員	53
5. 出席事務局職員	54
再開	55
散会	60

◎ 第3日（6月18日再開）

1. 議事日程	61
2. 出席議員	65
3. 欠席議員	65
4. 出席説明員	65
5. 出席事務局職員	66
再開	67
散会	151

◎ 第4日（6月19日再開）

1. 議事日程	153
2. 出席議員	155
3. 欠席議員	156
4. 出席説明員	156
5. 出席事務局職員	156
再開	157
散会	236

◎ 第5日（6月24日再開）

1. 議事日程	237
2. 出席議員	237
3. 欠席議員	238
4. 出席説明員	238
5. 出席事務局職員	238
再開	239
閉会	265

◎ 審議結果

1. 審議結果	267
2. 諸般の報告	270

1 議 事 日 程

[平成27年太宰府市議会第1回（5月）臨時会]

平成27年5月7日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長の選挙について
- 日程第3 議席の指定について
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 副議長の選挙について
- 日程第7 常任委員会委員の選任について
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 山神水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第10 筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙について
- 日程第11 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について
- 日程第12 筑慈苑施設組合議会議員の選挙について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 堺 | 剛 | 議員 | 2番 | 船越 | 隆之 | 議員 |
| 3番 | 木村 | 彰人 | 議員 | 4番 | 森田 | 正嗣 | 議員 |
| 5番 | 有吉 | 重幸 | 議員 | 6番 | 高取 | 正臣 | 議員 |
| 7番 | 笠利 | 毅 | 議員 | 8番 | 徳永 | 洋介 | 議員 |
| 9番 | 宮原 | 伸一 | 議員 | 10番 | 上 | 疆 | 議員 |
| 11番 | 神武 | 綾 | 議員 | 12番 | 小嶋 | 真由美 | 議員 |
| 13番 | 陶山 | 良尚 | 議員 | 14番 | 長谷川 | 公成 | 議員 |
| 15番 | 藤井 | 雅之 | 議員 | 16番 | 門田 | 直樹 | 議員 |
| 17番 | 村山 | 弘行 | 議員 | 18番 | 橋本 | 健 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

- | | | | | | | | |
|----|---|---|----|----|----|----|----|
| 1番 | 堺 | 剛 | 議員 | 2番 | 船越 | 隆之 | 議員 |
|----|---|---|----|----|----|----|----|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

- | | | | | | |
|--------|----|----|--------------------|----|----|
| 市長 | 芦刈 | 茂 | 副市長 | 平島 | 鉄信 |
| 教育長 | 木村 | 甚治 | 総務部長 | 濱本 | 泰裕 |
| 地域健康部長 | 友田 | 浩 | 総務部理事
兼公共施設整備課長 | 原口 | 信行 |

建設経済部長 今村巧児
教育部長 堀田徹
総務課長 石田宏二
地域づくり課長 藤田彰
都市計画課長 木村昌春
上下水道課長 古賀良平

市民福祉部長 中島俊二
上下水道部長 松本芳生
経営企画課長 山浦剛志
市民課長 行武佐江
社会教育課長 中山和彦
監査委員事務局長 渡辺美知子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（6名）

議会事務局長 今泉憲治
書記 白石康子
書記 力丸克弥

議事課長 花田善祐
書記 山浦百合子
書記 諫山博美

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議会事務局長（今泉憲治） 皆様、おはようございます。

一般選挙後最初の議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、上疆議員が年長の議員となりますので、ご紹介申し上げます。

それでは、上疆議員、恐れ入りますが、臨時議長をお願いいたします。

○臨時議長（上 疆議員） ただいま紹介されました上疆です。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時の議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

改めまして、皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成27年太宰府市議会第1回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（上 疆議員） 日程第1、「仮議席の指定について」を行います。

この際、議事の進行上、仮議席を指定します。

仮議席はただいまご着席の議席といたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時14分

○臨時議長（上 疆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、初議会に当たり、芦刈茂市長のご挨拶を受けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（上 疆議員） 異議なしと認めます。

それでは、ご挨拶をお願いいたします。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆様、おはようございます。

第5代太宰府市長に就任いたしました芦刈茂でございます。よろしくお願いいたします。

本日、平成27年太宰府市議会第1回臨時会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位の皆様におかれましては、去る4月26日に執行されました市議会議員選挙におかれまして、市民の期待と信望を得られ、めでたく当選されましたことを心からお祝い申し上げます。

さて、本日ここに初議会を開会する運びになりましたことは、今後の市政推進のために誠に喜ばしい次第でございます。

私も、このたびの市長選挙におきまして、市民の皆様や議員各位の温かいご支持、ご支援をいただき、初めて市政運営を担当させていただくことになりました。誠に光栄に存じますとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いであり、全身全霊で職務を務めさせていただく所存でございます。

今後は、立場の違いを超えてオール太宰府で市民のためにを合い言葉に新しいまちづくりを進め、二元代表制として信託されました市長として、議会の皆様と今後のまちづくりについて活発な議論を行ってまいりたいと考えております。

なお、総合的な施策につきましては、6月定例議会におきまして施政方針として改めてご説明申し上げますので、いましばらくご猶予賜りたいと存じます。

結びになりますが、議員各位並びに市民の皆様のなお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○臨時議長（上 疆議員） ありがとうございます。

ここで理事者側の退席のため、暫時休憩します。

議員の皆様はそのまま着席ください。

休憩 午前10時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時18分

○臨時議長（上 疆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（上 疆議員） 日程第2、「議長の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（上 疆議員） 投票ですか。

投票という声が出ておりますが、そのようにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○臨時議長（上 疆議員） 異議なしと認めます。それでは投票という声がありますので、選挙は投票によって行います。

なお、投票の結果、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、くじで定めることになっています。

それでは、議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（上 疆議員） ただいまの出席議員は18名です。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に1番堺剛議員及び2番船越隆之議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（上 疆議員） 異議なしと認めます。

したがって、立会人に1番堺剛議員及び2番船越隆之議員を指名いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

したがって、選挙する者1人の姓名、名字とお名前をご記入いただきますようお願いいたします。

それでは、投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○臨時議長（上 疆議員） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

（局長点呼、投票）

○臨時議長（上 疆議員） それでは、投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（上 疆議員） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

1番堺剛議員及び2番船越隆之議員の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○臨時議長（上 疆議員） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 18票

無効投票 0票

白票 0票です。

有効投票中

橋本 健議員 13票

門田直樹議員 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

したがって、橋本健議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(上 疆議員) ここで理事者側の入場のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時42分

○臨時議長(上 疆議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長に当選されました橋本健議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで確認のため、橋本健議員の議長当選承諾及びご挨拶をお願いいたします。

橋本健議長、演壇のほうにどうぞ。

[仮17番 橋本健議員 登壇]

○仮17番(橋本 健議員) 議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様からのご推挙を賜り、議長の要職に就任することになりました。身に余る光栄であり、衷心より感謝申し上げますとともに、責務の重大さを改めて痛感している次第でございます。

今日、経済情勢を初め自治体におきましても、少子・高齢化、社会福祉費の増大などにより、取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。このような中、議会といたしましても、市民の皆様のご代表として、その負託に応えられるよう誠心誠意努力してまいり所存であります。

議長といたしましても、議会運営につきまして、各議員がそれぞれの力量を十分に発揮できるように配慮してまいりたいと思っております。市民の皆様のご意見、ご要望を十分に踏まえ、市議会基本条例のもと、市政の課題解決と開かれた議会を目指して努力をしてまいります。

今後とも、議会を円滑に運営遂行するため、議員の皆様のご支援、ご協力を切にお願い申し上げます。就任のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長(上 疆議員) これにて臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

橋本健議長、議長席にお着き願います。

(議長交代)

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

お手元に配付しております追加議事日程のとおり、日程第3、「議席の指定について」から日程第12、「筑慈苑施設組合理議会議員の選挙について」までを日程に追加し、議題としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第12までを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議席の指定について

○議長(橋本 健議員) 日程第3、「議席の指定について」を行います。

議席は会議規則第3条第2項により議長において指定いたします。

議員の皆様の氏名とその議席の番号を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(今泉憲治)

|     |    |    |    |     |     |     |    |
|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 1番  | 堺  | 剛  | 議員 | 2番  | 船越  | 隆之  | 議員 |
| 3番  | 木村 | 彰人 | 議員 | 4番  | 森田  | 正嗣  | 議員 |
| 5番  | 有吉 | 重幸 | 議員 | 6番  | 高取  | 正臣  | 議員 |
| 7番  | 笠利 | 毅  | 議員 | 8番  | 徳永  | 洋介  | 議員 |
| 9番  | 宮原 | 伸一 | 議員 | 10番 | 上   | 疆   | 議員 |
| 11番 | 神武 | 綾  | 議員 | 12番 | 小畠  | 真由美 | 議員 |
| 13番 | 陶山 | 良尚 | 議員 | 14番 | 長谷川 | 公成  | 議員 |
| 15番 | 藤井 | 雅之 | 議員 | 16番 | 門田  | 直樹  | 議員 |
| 17番 | 村山 | 弘行 | 議員 | 18番 | 橋本  | 健   | 議員 |

○議長(橋本 健議員) ただいま朗読したとおり議席を指定いたしました。

ここで、ただいまの議席指定によって仮議席から議席番号の変更があった議員の方々は、席の移動をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時48分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、

1番、塚 剛議員

2番、舩越隆之議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第5、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

ここで、理事者側の退席のため暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時05分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 副議長の選挙について

○議長（橋本 健議員） 日程第6、「副議長の選挙について」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

（「選挙」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 指名推選は、一人でも異議があれば選挙の方法は投票によることとなります。

投票という声が上がりましたので、選挙は投票によって行います。

なお、投票の結果、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、くじで定めることになっています。

それでは、議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（橋本 健議員） ただいまの出席議員は18名です。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番木村彰人議員及び4番森田正嗣議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、立会人に3番木村彰人議員及び4番森田正嗣議員を指名します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票に当たっては、姓名、名字と名前をご記入いただきますようお願いいたします。

それでは、投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(橋本 健議員) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いします。

(局長点呼、投票)

○議長(橋本 健議員) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

3番木村彰人議員及び4番森田正嗣議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(橋本 健議員) 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 18票

無効投票 0票

白票 0票

有効投票中

陶山 良尚議員 10票

長谷川公成議員 6票

藤井 雅之議員 1票

門田 直樹議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

したがって、陶山良尚議員が副議長に当選されました。

ではここで、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(橋本 健議員) ただいま副議長に当選されました陶山良尚議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで確認のため、陶山良尚議員の副議長当選承諾及びご挨拶をお願いします。

登壇席へどうぞ。

[13番 陶山良尚議員 登壇]

○13番(陶山良尚議員) 副議長就任の挨拶を申し上げます。

このたび議員各位のご推挙により副議長に選ばれましたことは、この上なく光栄であります。

橋本健議長を補佐し、議会が公正に、しかも円滑に運営されますよう誠心誠意努力いたしたいと存じております。皆様の絶大なるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

誠に簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(橋本 健議員) 自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 常任委員会委員の選任について

○議長(橋本 健議員) 日程第7、「常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

ここで暫時休憩をします。

休憩 午前11時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時39分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第2条及び第5条第1項の規定によって、

総務文教常任委員会委員に

門 田 直 樹 議員

長谷川 公 成 議員

神 武 綾 議員

徳 永 洋 介 議員

有 吉 重 幸 議員

森 田 正 嗣 議員

次に、建設経済常任委員会委員に

村 山 弘 行 議員

上 疆 議員

宮 原 伸 一 議員

高 取 正 臣 議員

堺 剛 議員

そして、私、橋本 健

次に、環境厚生常任委員会委員に

藤 井 雅 之 議員

陶 山 良 尚 議員

小 畠 真由美 議員

笠 利 毅 議員

木 村 彰 人 議員

船 越 隆 之 議員

をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました各議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩し、休憩中各委員会を招集しますので、委員会において正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

総務文教常任委員会の委員長に門田直樹議員、副委員長に長谷川公成議員、

建設経済常任委員会の委員長に上疆議員、副委員長に高取正臣議員、

環境厚生常任委員会の委員長に小島真由美議員、副委員長に藤井雅之議員が決定されております。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○議長(橋本 健議員) 日程第8、「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第3条の2第2項及び第5条第1項の規定によって、

議会運営委員会委員に

村山 弘 行 議員

門 田 直 樹 議員

長谷川 公 成 議員

小 島 真由美 議員

神 武 綾 議員

上 疆 議員

船 越 隆 之 議員

をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました各議員を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩し、休憩中議会運営委員会を招集しますので、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 1 時41分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

議会運営委員会の委員長に村山弘行議員、副委員長に長谷川公成議員が決定をされております。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 山神水道企業団議会議員の選挙について

○議長（橋本 健議員） 日程第 9、「山神水道企業団議会議員の選挙について」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

山神水道企業団議会議員に徳永洋介議員、笠利毅議員、神武綾議員、3名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました各議員を山神水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました徳永洋介議員、笠利毅議員、神武綾議員が山神水

道企業団議会議員に当選をされました。

ただいま山神水道企業団議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって、告知をいたします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(橋本 健議員) 以上3名です。

以上のとおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙について

○議長(橋本 健議員) 日程第10、「筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

筑紫野太宰府消防組合議会議員に村山弘行議員、高取正臣議員、有吉重幸議員、船越隆之議員、宮原伸一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました各議員を筑紫野太宰府消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました村山弘行議員、高取正臣議員、有吉重幸議員、船越隆之議員、宮原伸一議員、以上5名が筑紫野太宰府消防組合議会議員に当選をされました。

ただいま筑紫野太宰府消防組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって、告知をいたします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(橋本 健議員) 以上5名です。

以上のように決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について

○議長(橋本 健議員) 日程第11、「福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に橋本健議員、小畠真由美議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました各議員を福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました橋本と小畠真由美議員が福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選されました。

ただいま福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって、告知をいたします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(橋本 健議員) 2人です。

以上のとおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 筑慈苑施設組合議会議員の選挙について

○議長（橋本 健議員） 日程第12、「筑慈苑施設組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

筑慈苑施設組合議会議員に門田直樹議員、長谷川公成議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました各議員を筑慈苑施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、門田直樹議員、長谷川公成議員が筑慈苑施設組合議会議員に当選されました。

ただいま筑慈苑施設組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって、告知をいたします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

（当選議員 起立）

○議長（橋本 健議員） お二人です。

以上のとおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で今臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他整理を要するものに

つきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定をいたしました。

これもちまして平成27年太宰府市議会第1回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成27年太宰府市議会第1回臨時会を閉会いたします。

閉会 午後1時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成27年8月24日

太宰府市議会臨時議長 上 疆

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 堺 剛

会議録署名議員 船 越 隆 之

## 1 議事日程

[平成27年太宰府市議会第2回（5月）臨時会]

平成27年5月13日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第44号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

## 2 出席議員は次のとおりである（17名）

- |     |           |     |          |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番  | 堺 剛 議員    | 2番  | 船越 隆之 議員 |
| 3番  | 木村 彰人 議員  | 4番  | 森田 正嗣 議員 |
| 5番  | 有吉 重幸 議員  | 7番  | 笠利 毅 議員  |
| 8番  | 徳永 洋介 議員  | 9番  | 宮原 伸一 議員 |
| 10番 | 上 疆 議員    | 11番 | 神武 綾 議員  |
| 12番 | 小島 真由美 議員 | 13番 | 陶山 良尚 議員 |
| 14番 | 長谷川 公成 議員 | 15番 | 藤井 雅之 議員 |
| 16番 | 門田 直樹 議員  | 17番 | 村山 弘行 議員 |
| 18番 | 橋本 健 議員   |     |          |

## 3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 6番 高取 正臣 議員

## 4 会議録署名議員

- |    |          |    |          |
|----|----------|----|----------|
| 3番 | 木村 彰人 議員 | 4番 | 森田 正嗣 議員 |
|----|----------|----|----------|

## 5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

- |        |       |                    |       |
|--------|-------|--------------------|-------|
| 市長     | 芦刈 茂  | 副市長                | 平島 鉄信 |
| 教育長    | 木村 甚治 | 総務部長               | 濱本 泰裕 |
| 地域健康部長 | 友田 浩  | 総務部理事<br>兼公共施設整備課長 | 原口 信行 |
| 建設経済部長 | 今村 巧児 | 市民福祉部長             | 中島 俊二 |
| 教育部長   | 堀田 徹  | 総務課長               | 石田 宏二 |
| 経営企画課長 | 山浦 剛志 | 文書情報課長             | 百田 繁俊 |

|         |       |          |        |
|---------|-------|----------|--------|
| 地域づくり課長 | 藤田 彰  | 税務課長     | 吉開 恭一  |
| 納税課長    | 伊藤 剛  | 国保年金課長   | 高原 清   |
| 都市計画課長  | 木村 昌春 | 社会教育課長   | 中山 和彦  |
| 上下水道課長  | 古賀 良平 | 監査委員事務局長 | 渡辺 美知子 |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |        |      |       |
|--------|--------|------|-------|
| 議会議務局長 | 今泉 憲治  | 議事課長 | 花田 善祐 |
| 書記     | 山浦 百合子 | 書記   | 力丸 克弥 |
| 書記     | 諫山 博美  |      |       |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名です。

定足数に達しておりますので、平成27年太宰府市議会第2回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

3番、木村彰人議員

4番、森田正嗣議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3から日程第5まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第3、議案第41号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」から日程第5、議案第43号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕



○市長（芦刈 茂） 皆様、おはようございます。

本日、平成27年太宰府市議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜り厚くお礼申し上げます。

去る5月7日に統一地方選挙後初の臨時議会が開催され、正副議長、各常任委員会正副委員長並びに3常任委員会それぞれの構成委員が決定しまして初めての議会であります。議員各位におかれましては、今後の市政運営に対しまして温かいご支援とご理解をいただき、市民福祉の向上と市政のさらなる発展のため、格別のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの3件、人事案件1件、合わせて4件のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号から議案第43号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第41号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

平成27年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ここに報告し、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

主な改正内容といたしましては、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度導入に伴う関係規定の整備を行うもの、市民税に関しまして住宅借入金等特別控除の減税措置期間延長及びふるさと納税に係る寄附金控除の拡充を行うもの、軽自動車税に関しまして一定の環境性能を有する軽自動車等について税額を軽減するグリーン化特例の導入及び二輪車に係る税率の引き上げ時期を1年延長するもの、並びに固定資産税に関しまして土地の負担調整措置の仕組みを3年間延長するものなどでございます。

次に、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成27年度税制改正により地方税法の一部が改正されたことに伴い、太宰府市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ここに報告し、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

主な内容につきましては、固定資産税と同様に土地に係る負担調整措置の仕組みの3年延長等について規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第43号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

平成27年度税制改正により地方税法の一部が改正されたことに伴い、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ここに報告し、同条第3項の規定により承認を求めるものでございま

す。

今回、専決処分により改正いたしましたものは、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等の課税額並びに介護納付金の課税額に係る課税限度額の引き上げ、低所得者の国民健康保険税の軽減対象を拡大するための5割及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ、国民健康保険税の減免申請期限の変更でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第3から日程第5までは委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第41号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」について、これから質疑を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 先ほど市長の提案理由の説明の中でも、社会保障番号というような提案理由の説明でございましたけれども、まず1問目に条例の文中に、法人番号という表記が何か所か見受けられますが、これもマイナンバーとの関連として理解していいのかお伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 回答は。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） おはようございます。

1点目の、条例の中にございます法人番号につきましては、議員おっしゃいますようにマイナンバー制度におきまして法人団体等に指定されます個人番号のことでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） そのマイナンバーの交付とかは10月になるというふうに認識していますが、あえてこの時期に専決という形で提案された理由が何なのかお伺いしたいと思います。通常の定例会においての提案とならなかったのはなぜかということですね。

それと2点目としまして、これは今回の税条例の改正の理由となっております地方税法の改正に関連いたしまして、納税環境準備の一環で猶予制度の見直しが行われ、納税者の申請による猶予制度が新設をされました。申請の期限や分納納付の設定、担保の用、不用額など、一定の事項については各自治体が条例で定める仕組みで来年の4月1日から施行されるというふうになっておりますが、納税者である市民の方に資する制度にする必要等があると考えますが、

現時点での対応を答弁できる範囲でお伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） まず、1点目のマイナンバー制度をなぜ専決にしたかというご質問でございますけれども、マイナンバー法にかかわります市税条例の改正部分を専決処分といたしましたのは、マイナンバー法の施行期日は別途政令で定める日とされておりまして、政令が急遽発せられ、直ちに対応を求められることも想定されますことから、専決により対応をさせていただきます。

続きまして、2016年4月1日に施行されます猶予制度につきましては、本議案の条例改正には含まれておりませんが、平成26年度税制改正におきまして猶予制度の見直しが示されてきて、関連があるということでございますので、今後の条例改正に当たり、基本的な考え方につきましてご回答を申し上げたいと思います。

今回の猶予制度の見直しにつきましては、国税は平成27年4月1日から、地方税は平成28年4月1日から施行することとされております。その内容につきましては、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度が創設されましたことと、地方税の特性や地方分権推進の観点を踏まえまして、地方団体が地域の実情等に応じまして条例で定めるところにより徴収等を行うことができる仕組みとされております。条例改正に当たりましては、猶予制度の見直しの趣旨に沿いまして、近隣市との情報交換や動向を参酌しながら、平成28年4月1日からの施行に向けて準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問。ありませんね。

次に、7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 第41号議案「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」について質問いたします。

先ほど市長から提案理由の説明がありましたが、私たちの手元にある資料が30ページを超えるものであり、かつ参照箇所の変更を求めるような技術的なところも非常に多いものなんです。そこで質問なんですけれども、納税者として今回の条例改正に伴う知っておくべき要点、先ほど市長の話にもありましたけれども、改めて市民に語りかけるようなつもりでまとめたただければというのが1点。あわせて、そのうち特に市民によく理解しておいてほしいと思うような点があれば、周知の方法なども含めて何か予定をしているのか、あるいは考えているのかというようなことを伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 先ほど市長のほうから提案理由を述べましたけれども、私のほうからですね、今回の改正のポイントにつきまして2点ご説明をしたいと思います。

まず1点目は、マイナンバー制度に伴う関係規定の改正でございます。

マイナンバー制度は、住民票を有する全ての個人や法人団体等に番号を付しまして、効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する情報が同一の個人や法人、団体等のものであることを確認するためのものがございます。マイナンバー制度の導入によりまして、行政の効率化、住民の方の利便性の向上及び公平、公正な社会を実現する社会基盤の整備という3つの効果が期待されております。このうち、住民生活に関連するものとしたしましては、添付書類の削減など行政手続が簡素化し、住民負担の軽減や利便性が向上いたしますとともに、行政機関が持ちます自己の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ることができるようになると思います。また、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや、給付や不正を受け取ることを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細やかな支援を行えるようになります。

税の分野におきましては、平成28年1月からまず国税の利用が始まり、市税に関しましては平成29年1月ごろから利用することとなりますので、今後国税での利用状況を注視しまして実施に向けて遺漏のないように対応をしていきたいと考えております。

2点目は、軽自動車税に関する改正でございます。

今回の改正で、平成27年度から実施予定でございました二輪車に係ります税率の引き上げ時期が1年延期されました。また、環境性能に応じて税額を軽減するグリーン化特例の導入や、環境負荷の高い車両の買い換えを促進するため、最初の車両番号指定から13年を経過した車両に対して約20%の割り増し課税を平成28年度から実施することとなります。

周知の方法につきましては、ホームページ、広報等でですね、行っていくことを考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はございますか。ありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

追加のような質問なんですけれども、税金に関することでもありますので、今回の改正によって市にとっての税金に対する影響、どのような試算をされているのかということがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今回の改正では、個別の税目ごとに見ますと増収、減収となるものがございますけれども、税金全体に大きな影響を与えるような改正とはなっておりません。また、現在の制度下では行政費用に対する税金等歳入の不足につきましては、地方交付税によりまして補填されることとなっております。したがって、税金が減少いたしましても直ちに市財政に影響を与えるものではございません。

個別の税目で見ますと、軽自動車税は税率引き上げによりまして平成28年度に約1,700万円

の増収、固定資産税におきましては土地に関する負担軽減措置によりまして平成27年度に約1,600万円の軽減となっております。また、住民税では住宅借入金等特別控除によりまして平成27年度で約4,000万円程度の減収となりますけれども、これにつきましては全額交付税措置がされます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第41号は承認されました。

〈承認 賛成16名、反対0名 午前10時19分〉

○議長（橋本 健議員） 座っていただいていますよ。

次に、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」について、これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 基本的に、前の質問と同じことを聞くつもりで言いますけれども、今回は一度に合わせて質問したいと思います。

都市計画税の変更ということが先ほど市長の説明にもありましたけれども、固定資産税の扱いと類似のものがあるということでしたけれども、改めて市民に知っておいてもらいたい改正の要点のようなものがあればということと、財政、税収に関する影響をどのように考えていらっしゃるかということをお教えいただきたいと思ひます。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 要点ということでございますけれども、都市計画税条例改正の主な内容につきましては、議案第41号中の固定資産税の改正内容と同様でございます、土地に係る負担調整措置の延長につきまして、関係規定の改正を行うものでございます。

この改正に伴いまして、都市計画税は平成27年度の課税ベースで試算いたしますと約200万

円程度の軽減となっております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第42号は承認されました。

〈承認 賛成16名、反対0名 午前10時21分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第43号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まず、1問う目にですね、毎年この国保の専決、限度額の引き上げというのは何らかの形で提案をされておられますが、今回は国保の基礎課税額、そして後期高齢者支援金課税額、介護納付金課税額のそれぞれの限度額の引き上げというふうな形で専決処分の提案がされておりますが、今回のこの措置によりまして対象となる方がどれぐらいおられるのか、まず1問目伺います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 対象世帯につきましてご回答申し上げます。

まず、今回の課税限度額の引き上げについてでございますけれども、今議員がおっしゃいましたように、医療分といたしまして限度額が51万円が52万円と1万円の増、後期高齢者支援金分としまして16万円が17万円となり1万円の増、介護分としまして14万円が16万円となり2万円の増となり、総課税限度額を81万円から85万円に引き上げるものでございます。

平成26年度の国保加入者のデータをもとに試算いたしますと、限度額が引き上げられることによりまして負担増となる世帯は213世帯となります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問ありますか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今213世帯という答弁がありましたけれども、この限度額の引き上げについて、毎年専決処分で限度額の引き上げが行われているように認識しているというのは1問う目でも申し上げましたけれども、今国保をめぐっては、全国知事会のほうからも、被用者保険と比べて極めて重たい保険料負担率を可能な限り引き下げて国民の保険料負担率の平準化を図るような抜本的な財政基盤強化を図る必要があると、これは全国知事会が1月に国に緊急要請を行っておりますが、保険税の引き下げを求める動きというのもそういった地方六団体といえますか、そういったところからも上がってきている状況であります、その点について太宰府市としての認識をお伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今後の保険税につきましてでございますけれども、今回の課税限度額の引き上げに伴うものとしまして約470万円ほどの増収を試算をいたしております。本市国民健康保険事業特別会計におきましては、これまで繰上充用によりまして赤字決算を補ってまいりましたけれども、平成27年度に1,700億円の国の財政支援が行われることになっておりますので、まだ詳細はわかっておりませんが、平成27年度におきましては、単年度の赤字額が減少するものと期待しております。

また、現在持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正案が国会で審議中となっております。その中で、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、市町村ごとの標準保険税率を算定し公表し、市町村はその標準保険税率を参考にしまして市町村の保険税率を定め賦課徴収し、そして県が定めます国保事業費納付金を都道府県におさめることとなっております。その時期とあわせまして、さらに1,700億円の国の財政支援が行われる予定となっておりますので、これによりまして国保の財政基盤の強化が図られ、保険税の伸び幅の抑制につながることを期待しております。

なお、その3,400億円で国のほうの試算としましては1人当たり1万円の保険税の減になるということで、そういう財政改善効果があるというふうになっております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） もうこれが最後ですので質問ではありませんけれども、要望という形で終わらせていただきますけれども、先ほど答弁でありました国の支援の部分ですね、その財源を当てにすることで国保の会計の予算を組むに当たって、間違ってもその国の支援があるから市の一般会計からの繰り入れを、法律で定められている部分も含めて、法に含めてのそういった繰り入れを減らすというようなそういった部分の財政運営だけはとられないようにということはこの点要望いたしまして、質疑を終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 次に、7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 私が考えていた質問は、実質的に今の藤井議員の質問の中で回答がなされていると思いますので、省略させていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 議案第43号につきましては、反対討論を行わせていただきます。

今回の専決処分の中には、5割、2割の軽減措置の拡大なども含まれておりまして、その点については反対する考えはありません。しかし、毎年繰り返される限度額の引き上げが、今保険税を何とか払えていても、いつか、払えている人が払えなくなるというような懸念が含まれております。日本共産党市議団が昨年行いました市政アンケートでも、国民健康保険税の負担感、そして引き下げを求める声も寄せられております。

新市長におかれましても、国に対しては国保会計への補助金の増額など、高過ぎる保険税が引き下げられるような対応策を検討されることを要望いたしまして、今回提案されております議案第43号につきましては、同会派の神武議員とも反対することを述べて、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（橋本 健議員） 大多数起立です。

よって、議案第43号は承認されました。

〈承認 賛成14名、反対2名 午前10時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第44号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋本 健議員） 日程第6、議案第44号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により藤井雅之議員の退場を求めます。

（15番 藤井雅之議員 退場）

○議長（橋本 健議員） 提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議案第44号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

平成27年4月29日付をもって議員選任の監査委員佐伯修氏が任期満了となり、その後任委員として藤井雅之氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

藤井雅之氏は、平成19年の市議会議員選挙において初当選以来、今期で通算3期目を迎えられ、太宰府市政発展のためご活躍されているところであります。人格、識見にすぐれ、また人望も厚く監査委員として最適任であると考えておりますので、経歴書をご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第44号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時32分〉

○議長（橋本 健議員） ここで、藤井雅之議員の入場を認めます。

（15番 藤井雅之議員 入場）

○議長（橋本 健議員） 藤井雅之議員に申し上げます。

ただいまの議案第44号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」は同意されましたので、お知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、5月17日付をもって退任されることになりました平島副市長の挨拶をお受けしたいと思えます。

平島副市長、どうぞ、お願いします。

○副市長（平島鉄信） この本議会の席上におきまして、私の退任の挨拶の機会を与えていただきました、橋本議長を初め、議員の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

私こと、5月17日をもちまして任期満了により2期8年間の副市長職を退任することになりました。私はこの太宰府に生まれ育ったこともありまして、太宰府をより一層よいまちにしたいの思いから、市の将来像であります「歴史とみどり豊かな文化のまち」の具現化を目指しまして努力を重ねてきたつもりでございます。そのために、行政の各分野で職員一同と力を合わせて取り組んでまいりました。この間、皆様方には温かいご支援、ご指導とご協力を賜り、おかげさまで職務に励むことができました。このことは、私にとっても忘れ得ぬ事柄でございます。改めて皆様方に厚くお礼を申し上げます。今後は、一市民として本市発展のため貢献をしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、本市のますますの発展を祈念しますとともに、皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（橋本 健議員） 平島副市長、本当にお疲れさまでございました。長い間、ありがとうございました。

お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成27年太宰府市議会第2回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成27年太宰府市議会第2回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成27年8月24日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 木 村 彰 人

会議録署名議員 森 田 正 嗣

1 議事日程（初日）

〔平成27年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成27年6月3日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 施政方針
日程第5 報告第1号 平成26年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について
日程第6 報告第2号 平成26年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて
日程第7 報告第3号 平成26年度太宰府市水道事業会計予算繰越について
日程第8 報告第4号 平成26年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について
日程第9 報告第5号 平成26年度太宰府古都・みらい基金の運用状況報告について
日程第10 議案第45号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11 議案第46号 市道路線の認定について
日程第12 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第48号 太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第14 議案第49号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について
日程第15 議案第50号 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について
日程第16 議案第51号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
日程第17 議案第52号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
日程第18 発議第2号 特別委員会（議会広報特別委員会）の設置について
追加日程第1 議員の辞職許可報告について
追加日程第2 筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

- | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|----|-----|----|----|----|
| 1番 | 堺 | 剛 | 議員 | 2番 | 船越 | 隆之 | 議員 |
| 3番 | 木村 | 彰人 | 議員 | 4番 | 森田 | 正嗣 | 議員 |
| 5番 | 有吉 | 重幸 | 議員 | 7番 | 笠利 | 毅 | 議員 |
| 8番 | 徳永 | 洋介 | 議員 | 9番 | 宮原 | 伸一 | 議員 |
| 10番 | 上 | 疆 | 議員 | 11番 | 神武 | 綾 | 議員 |
| 12番 | 小嶋 | 真由美 | 議員 | 13番 | 陶山 | 良尚 | 議員 |
| 14番 | 長谷川 | 公成 | 議員 | 15番 | 藤井 | 雅之 | 議員 |
| 16番 | 門田 | 直樹 | 議員 | 17番 | 村山 | 弘行 | 議員 |
| 18番 | 橋本 | 健 | 議員 | | | | |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

5番 有吉重幸 議員

7番 笠利毅 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

| | | | |
|--------------------|------|----------|-------|
| 市長 | 芦刈茂 | 教育長 | 木村甚治 |
| 総務部長 | 濱本泰裕 | 地域健康部長 | 友田浩 |
| 総務部理事
兼公共施設整備課長 | 原口信行 | 建設経済部長 | 今村巧児 |
| 市民福祉部長 | 中島俊二 | 教育部長 | 堀田徹 |
| 上下水道部長 | 松本芳生 | 総務課長 | 石田宏二 |
| 経営企画課長 | 山浦剛志 | 管財課長 | 寺崎嘉典 |
| 地域づくり課長 | 藤田彰 | 元気づくり課長 | 井浦真須己 |
| 市民課長 | 行武佐江 | 都市計画課長 | 木村昌春 |
| 建設課長 | 小川武彦 | 社会教育課長 | 中山和彦 |
| 上下水道課長 | 古賀良平 | 監査委員事務局長 | 渡辺美知子 |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|-------|------|------|
| 議会事務局長 | 今泉憲治 | 議事課長 | 花田善祐 |
| 書記 | 山浦百合子 | 書記 | 力丸克弥 |
| 書記 | 諫山博美 | | |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名です。

定足数に達しておりますので、平成27年太宰府市議会第2回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

5番、有吉重幸議員

7番、笠利 毅議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力お願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（橋本 健議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 施政方針

○議長（橋本 健議員） 日程第4、「施政方針」に入ります。

市長の施政方針を受けることにいたします。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成27年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご多用の中をご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ここにご列席の議員各位におかれましては、4月26日執行の統一地方選挙におきまして、見事当選の栄に浴されましたことに対し、心からお祝いを申し上げます。

私自身も、さきの市長選挙におきまして、市民の皆様のご支援により大役を担わせていただくことになりました。大変光栄に存じますとともに、市長としての責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

私は、今回の選挙に当たり、「まちに新しい風を！かえよう太宰府！ハコモノ、ムダづかいにNO！市民の声を市政に活かす！中学校完全給食の実現！高齢者福祉のためのコミュニティの充実！」などを掲げてまいりました。

また、「行財政改革を本気で先頭に立ってやり抜きます。徹底した情報公開と市民参加により、各分野別に基本計画を見直し、市民の意見が反映できる仕組みをつくります。天下りや縁故人事ではない、市民のための行政を目指します」と主張してまいりました。

そして、結果は、390票差という薄氷の勝利ではありますが、改革を掲げた私の当選となりました。市民は「改革」を選択したのです。私はその市民の選択、信託に応えるべく「改革」を実行、実現してまいります。

しかし、その内容は、偏ってはならず、10年後、20年後のまちの未来に向けて市役所が何をしなければならないのか、しっかり議論して「オール太宰府」で力を合わせて取り組んでいく所存です。二代表制の一翼たる議員の皆様におかれましても、このことをご理解いただき、お互いに議論しながら、今後の市政運営を進めていきたいと考えております。

さて、このたびの議会は、平成27年度の補正予算案を初め、重要施策並びに条例案をご審議いただく重要な議会です。

議案提案に先立ちまして、今後の市政運営に臨む私の所信をご説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

では、私の考える行政の課題と、その改革の方向性について述べさせていただきます。

まず第一に、市役所の意識改革です。

就任当日、市役所幹部職員に対する訓示の中で、「市民に対して、また職員同士も挨拶をしっかりとすることや、明日のために今日何をするのか、しなければならないのかを考えて行動すること」などをお願いし、「明るい市役所にして、自由に意見が言えて、議論ができる環境をまず市役所の中でつくっていききたい」と表明いたしました。このように、まずは職員一人一人の意識改革を進めることで、よりよい行政サービスの提供に努めていきたいと考えています。

次に、指定管理者制度についてですが、昨年3カ所、今年度1カ所の指定管理者を民間事業者から太宰府市文化スポーツ振興財団に変更しました。今後、この指定管理者をどのような形で選定していくのかを、運営方法や財政的な見地から十分に検討していきたいと考えております。

また、外郭団体につきましても、太宰府市全体として、市民のためのさらなる福祉の向上を目指すためにはどうしたらいいかを相互に連携を図りながら、協議、検討をしていきたいと考えております。

次に、第五次太宰府市総合計画の後期基本計画につきましては、各分野で市民の皆様のご意見を反映しながら策定していきたいと考えておりますが、特に中学校完全給食の導入や松川運動公園・上下水道事業センターの有効活用、ルネサンス宣言の実現、行財政改革、観光推進、子育て支援、高齢者支援、渋滞インフラ整備等、山積する課題の解決を念頭に置いた計画として策定し、基本構想に掲げるまちづくりの実現に向けて努力していきたいと考えています。

最後に、一番の課題は、体育複合施設の建設問題だと考えております。

この問題につきましては、私も議員時代から数多くの一般質問を繰り返してまいりましたが、アリーナの空調設備や移動観覧席など、予算の増額が見込まれる中で建設工事を進めてまいります。

また、建設に伴う予算の確保や工事契約などにつきましては、その時々に応じて議会の議決を得ながら進めているところでございますので、私はこの6月議会で議員の皆様と十分な議論を行い、7月には市民に対する説明を行いたいと考えております。

それでは、本年度における市政運営の重点施策及び主要施策について、「選挙公約」と「第五次総合計画」の施策に沿って概要をご説明申し上げます。

第1の柱「健やかでやすらぎのある福祉のまちづくり」からであります。

まず、「子育て支援の推進」の「子育て家庭への支援」についてであります。

子育て支援の拠点である子育て支援センターでは、子育てに関する情報提供、育児不安感などについての相談指導、親子が気軽に集うサロン、地域の子育てサークル・団体等への支援等の事業を行っています。今年度につきましても、移転、新築した子育て支援センターを中心に、子育て家庭への支援を行います。

また、「保育サービスの充実」につきましては、認可保育所の定員増に取り組み、ごじょう保育所の移転、新築により110人の定員増を行いました。これにより、保育所の定員の合計は、10施設、1,238人となりました。今年度につきましては、ごじょう保育所にて新たに「一時預かり事業」を実施する予定です。

次に、「高齢者福祉の推進」についてであります。

まず、「地域づくりの推進」につきましては、自治会や民生委員会を中心とした独居高齢者や高齢者のみ世帯に対する見守り活動を支援しています。今年度も、継続して緊急時等には地域包括支援センターを中心に安否確認等を行ってまいります。



「地域包括支援センター」の充実につきましては、相談件数も増え、地域包括支援センターに配属された、保健師、社会福祉士、ケアマネージャーに加え、各関係機関と連携を図りながら対応しています。今年度も、引き続き市内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員との情報交換会を開催するなど、包括的・継続的ケアマネジメントが効率的に実施できるよう、関係機関とのネットワークづくりにも努めてまいります。

なお、高齢者の皆さんの利便性を高めるため、6月にいきいき情報センター1階に移転いたします。

次に、「障がい福祉の推進」についてであります。

「生活支援の充実」としまして、障害者手帳の交付対象とならない小児慢性特定疾患治療研究事業の対象児及び聴覚に障がいのある児童に対し、日常生活用具の給付及び補聴器購入の助成を行っています。今年度も、引き続き「第3次障がい者プラン」及び「障がい福祉計画」に基づき生活支援の充実を図ってまいります。

次に、「生涯健康づくりの推進」についてであります。

「健康づくり支援の充実」につきましては、健康づくり啓発事業である「地域健康づくり推進事業」を全校区自治協議会で実施することができ、参加者も年々増加しています。各校区自治協議会の主催であり、“健康づくりは地域で取り組んでいくこと”という意識づけにつながっています。今年度につきましては、健康診査やがん検診及びスポーツ教室等の対象事業に参加された方にポイントを付与し、商工会商品券と交換する元気づくりポイント事業を実施し、市民の健康づくりの応援、健康寿命を延ばすことにつなげていきます。

次に、第2の柱「安全で安心して暮らせるまちづくり」であります。

「防災・消防体制の整備充実」につきましては、全国瞬時警報システムや福岡県が提供する防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」を利用できる体制を整備し、災害時にサイレンやコミュニティ無線によって住民へ緊急情報を伝達できる防災体制の強化充実を図りました。今年度につきましては、土砂災害特別警戒区域内の住民や障がい者への避難情報等の伝達のため、電話・メール・ファクスで一斉に連絡できる災害情報伝達システムを導入いたします。

「防犯体制の充実」につきましては、犯罪発生の抑止効果が期待できる地域見守りカメラ、いわゆる防犯カメラや防犯灯を毎年、警察署との協議を参考に適所に配置し、防犯灯はLED化により明るさを向上させました。今年度も、継続して防犯体制の充実を図ってまいります。

次に、第3の柱「豊かな心を育み、ふれあいを大切にするまちづくり」であります。

まず、「生涯学習の推進」についてであります。

「生涯スポーツの推進」につきましては、市民の健康増進と親睦を目的として、体育の日の行事やペタンクカーニバル、サマーナイトペタンク、シニアスポーツ教室などの事業展開を行い、参加者も増加傾向で、生涯スポーツの推進を図ることができました。また、梅林アスレチックスポーツ公園を人工芝生化したことにより、多くの市民に活用していただいているところ

です。今年度も、引き続きスポーツ振興基本計画に基づき生涯スポーツの推進を図ってまいります。

次に、「学校教育の充実」についてであります。

「学校教育環境の向上」につきましては、太宰府東小学校、太宰府西小学校、太宰府中学校、太宰府西中学校の特別支援学級にエアコンを設置しました。今年度につきましては、校舎や学校内の関連施設の整備改修を計画的に行い、児童・生徒が安全に快適に過ごせる学習環境を整えるため、小・中学校の普通教室及び使用頻度の高い特別教室にエアコンを設置します。また、中学校完全給食の導入に向けて、教育委員会と協議を進めてまいります。

次に、「文化芸術の振興」についてであります。

「文化芸術活動の育成・支援」につきましては、文化芸術振興基本指針（ルネサンス宣言）を具現化するため、全庁的に文化芸術のまちづくりの推進を図っていくための取り組みを行っています。平成26年度は、プラム・カルコア文化芸術振興事業として、「組踊」特別鑑賞会や公共ホール音楽活性化事業「フルーツコンサート」、五木寛之文化講演会を開催しました。今年度も、引き続きすぐれた文化芸術に触れる機会を提供してまいります。

次に、第4の柱「人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり」であります。

「循環型社会の構築」の「ごみの減量」につきましては、自主的に資源回収等に取り組んでいる市民団体の活動が広く市民に認知されており、多くの市民が利用されています。また、その活動は資源回収にとどまらず、バザーやフリーマーケット、イベントにおけるごみの分別回収クリーンステーション等にも積極的に取り組むなど、ごみの減量はもとより、市民のリサイクル意識の高揚にも寄与しています。今年度も、継続してごみの減量に取り組むとともに、リサイクルの推進を図ります。

次に、第5の柱「魅力的な生活空間が整い産業が活気づくまちづくり」であります。

まず、「計画的なまちづくりの推進」についてであります。

「市街地の整備」につきましては、平成21年度から継続してきた佐野東地区まちづくり懇話会の取り組みを受け、佐野東地区まちづくり構想検討委員会において構想案を策定し、地元へ提示しております。今後も、実現に向けて地元と協議を進めてまいります。

次に、「地域交通体系の整備」についてであります。

「生活道路の整備・管理」につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して、関屋・国分寺線、水城駅・口無線などの道路改良、舗装補修工事、のり面補修を実施することができました。今年度は、五条口線、フケ・水城駅線などの改良工事を行います。

「公共交通の利便性の向上と利用促進」につきましては、観光に起因する交通渋滞緩和策として情報システムを構築しています。鉄道利用の促進を図るため、スマートフォン、携帯電話、パーソナルコンピューターを通じて駐車場満空情報やライブカメラによる道路状況を配信しました。今年度につきましては、歴史と文化の環境税事業として交通渋滞対策を検討してまいります。

次に、「産業の振興」についてであります。

「商工業の振興」につきましては、個人事業主を初めとした中小企業に対する経営指導等の事業活性化のための活動補助金を商工会に交付しました。また、中小企業事業資金融資制度により事業資金の融資を行い、中小企業の経営安定化を図りました。今年度につきましても、引き続き商工業の振興を図ってまいります。

「都市近郊農業の推進」につきましては、地産地消の推進として耕作者に対しJAゆめ畑への出品を促進し、作付意欲の向上と地元消費者への提供につなげています。今年度につきましては、兼業農家や零細農家の農業経営の継続を図るため、担い手の育成や米作と他作物の生産を組み合わせた都市近郊農業を推進いたします。

次に、第6の柱「歴史を活かし文化を守り育てるまちづくり」であります。

まず、「文化遺産の保存と活用」についてであります。

「文化財整備の推進」につきましては、特別史跡水城跡について史跡を共有する大野城市及び福岡県とで史跡整備協議会を運営し、「特別史跡水城跡保存整備基本設計」を策定しました。今年度につきましては、東門周辺の広場整備、ガイダンス施設整備のほか、地形復元に取り組みます。また、本年4月に文化庁から日本遺産の認定を受け、今後さまざまな事業を展開していくことにしています。

次に、「観光基盤の整備充実」についてであります。

「観光宣伝の充実」につきましては、滞留型観光の推進を念頭に置き、関係団体や関連組織との密な連携を図り、観光事業の実施、観光情報の発信、観光プロモーション活動等に取り組み、年間に約800万人の入り込み客につながっています。今年度につきましても、国内外の旅行者に対し、関係団体と連携したきめ細かな情報発信に努めるとともに、各種観光協議会と連携を図りながら、観光情報発信や国内外に向けて観光宣伝を行うことにより、観光客数の増加につなげてまいります。

「国際化にも対応した観光資源の整備」につきましては、観光シーズンにおける渋滞対策並びに来訪者へのもてなしとして、交通誘導や臨時駐車場設置、臨時仮設トイレ設置などを実施し、交通渋滞緩和と快適な観光の提供に寄与しました。今年度につきましては、4カ国標示の案内板の設置、回遊性向上のためICエコまぢめぐりシステムによる観光情報の発信などにより、観光客の利便性を高め、観光客数の増加及び滞留時間の延長に結びつけてまいります。

「太宰府ブランドの展開」につきましては、ブランド創造協議会において市民参加型のイベント「太宰府古都の光」や「ゆかたde太宰府」「太宰府あれこれ10選」などの取り組みを行い、さまざまな地域遺産を市民、観光客に太宰府の魅力として創造し、発信することで地域の活性化につながっています。今年度につきましても、太宰府ならではの自然、歴史・文化、観光、産業にある魅力を発信する取り組みを展開することで滞留型観光を推進してまいります。

また、今後は観光推進のための基本計画の策定、基本組織の立ち上げについても検討していきたいと考えております。

次に、「国際交流・友好都市交流の推進」についてであります。

「友好都市交流の推進」につきましては、平成14年に奈良市、平成17年に多賀城市、平成26年に中津市と友好都市の盟約を結び、相互訪問や観光情報の提供、文化団体や商工団体などの相互交流、市民政庁まつりや友好都市で開催されるイベントでの出展、広報活動など、さまざまな機会を通じて交流を進めています。今年度につきましては、多賀城市との友好都市締結10周年記念事業を行い、友好親善を深めます。

最後に、第7の柱「市民と共に考え共に創るまちづくり」であります。

まず、「市民参画の推進」についてであります。

「自治基本条例の制定」につきましては、条例の制定に向け、まちづくり市民会議・自治基本条例審議会を開催しています。今年度につきましても、市民参画による行政との協働のまちづくりを推進していくために条例制定に向けて取り組んでまいります。

「地域コミュニティ活動への支援」につきましては、6つの校区自治協議会を設置し、それぞれの地域特性に合った活動を実施してもらうことにより、市民のコミュニティ活動への参加が増加し、地域コミュニティ活動が活性化しています。今年度につきましても、各校区自治協議会で地域住民が参加できるようなコミュニティ事業を実施することにより、住民の地域活動への参加を増やし、コミュニティの活性化を図ってまいります。

次に、「情報の共有化と活用」についてであります。

「行政情報の開示」につきましては、平成26年4月に公文書館を開館しました。公文書館が開館する以前から広報に掲載していた「市史資料室だより」を平成26年4月から「公文書館だより」として記事を掲載しています。同時に、市ホームページに公文書館の特設ページを設け、さらにそのページに「電子展示室」を開設し、公文書館が所蔵する行政資料や地域資料をホームページ上にて展示しています。今年度も、引き続き公文書館の活用を図ります。

次に、「市民のための行政運営」についてであります。

「行政サービスの充実」につきましては、市民の利便性の向上のために市税や料金などを全国のコンビニエンスストアで納付できる体制を整備したほか、窓口サービスにおいては引き続き土曜開庁を行い、平成23年度からは市民課窓口付近にフロアマネージャーを設置するなど、サービスの向上に努めました。今年度につきましても、継続して行政サービスの充実を図ってまいります。

「財政健全化の推進」につきましては、各起債の償還が終了し、さらに利率の高い起債を積極的に繰上償還したため市債残高を減らすことができました。それに伴う公債費の減少、また指定管理委託などによる事務の効率化や人件費の抑制を行うことにより、着実に経営改善を実施しました。今年度につきましても、引き続き財政健全化を図ってまいります。

以上、平成27年度の市政運営に臨む私の所信並びに主要な施策と事業の概要についてご説明申し上げます。

現在、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国においては急速な少子・高齢化の進展に的確

に対応し、地域の人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが喫緊の課題となっています。

このような中、地方自治体においては、基礎的な地方公共団体として、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な政策を実施することが求められています。

いま一度、申し上げますが、私は市民の選択、信託に応えるべく「改革」を実行、実現してまいります。10年後、20年後のまちの未来に向けて、市役所が何をしなければならないかをしっかりと議論して、オール太宰府で力を合わせて取り組んでいく所存です。二元代表制の一翼たる議会の皆様におかれましてもご理解いただき、お互いに議論し、進めていきたいと考えております。

どうか議員各位におかれましては、私の意図することをお酌み取りいただき、予算案を初めとする全議案に対する慎重なるご審議の上、ご賛同賜りますよう重ねてお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（橋本 健議員） 施政方針は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第9まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第5、報告第1号「平成26年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第9、報告第5号「平成26年度太宰府古都・みらい基金の運用状況報告について」までを一括議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 先ほど述べさせていただきました施政方針に続きまして、市議会第2回定例会初日にご提案いたします案件についてご説明申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、報告案件5件、人事案件1件、市道認定1件、条例の制定1件、条例の一部改正4件、補正予算1件、合わせて13件の議案のご審議をお願いするものであります。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から報告第5号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第1号「平成26年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」ご説明申し上げます。

平成26年度の繰越明許費は、地方創生関連事業や中学校施設整備事業など計17件の事業について設定しておりましたが、繰越額が確定しましたので報告させていただきます。

繰越総額は4億6,363万3,400円で、財源内訳は国庫補助金、市債などの特定財源が3億7,289万4,000円、一般財源が9,073万9,400円でございます。

次に、報告第2号「平成26年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」ご説明申し上げます。

平成26年度につきましては、庁舎非常用電源設備整備事業や道路新設改良事業など計5件の事故繰越を行っております。

繰越総額は9,599万8,218円で、財源内訳は国庫補助金、市債などの特定財源が8,662万800円、一般財源が937万7,418円でございます。

次に、報告第3号「平成26年度太宰府市水道事業会計予算繰越について」ご説明申し上げます。

平成26年度につきましては、下水道事業が行っております陣ノ尾雨水工事に関連して配水管布設がえ工事及び設計図書管理業務委託の2件の繰り越しを行っております。繰越総額は708万8,000円でございます。

次に、報告第4号「平成26年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」ご説明申し上げます。

平成26年度につきましては、建設改良費の公共下水道整備費のうち、芝原雨水関連で2件、陣ノ尾雨水関連で3件、及び公共下水道変更認可設計業務委託で、合計6件の繰り越しを行っています。繰越総額は1億833万6,000円でございます。

次に、報告第5号「平成26年度太宰府古都・みらい基金運用状況について」ご説明申し上げます。

平成26年度は、太宰府古都・みらい基金推進会のご協力もあり、37件、132万円の寄附がございました。いただきました寄附金につきましては、全額を太宰府古都・みらい基金に積み立てて運用しているところでございます。

平成26年度末の基金残高は367万38円となっております。

以上、簡単でございますが、太宰府古都・みらい基金の運用状況を報告いたしました。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第2号について通告があつていますので、これを許可します。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 3番木村彰人です。私のほうからは、報告第2号の平成26年度太宰府市

一般会計予算の事故繰越についてお尋ねいたします。2点ございます。

まず1点目、避けがたい原因によって年度内に支払いができなかった案件が5件ということです。例年に比べてやや多い結果になっているんですけども、ちなみに、平成25年は2件、平成24年はゼロ件、平成23年はゼロ件、平成22年は3件の事故繰越がございます。平成26年がちょっと多い形になっています。事故繰越が発生しますと、市民の皆様、また業者の関係者の皆様、もちろん市役所の担当者の方でもですね、なかなかこれ事故繰越避けたいところなんですけれども、できれば避けたい。今年、平成26年が5件とちょっと多くなっている。これは例年に比べて何か理由があったのかをお聞きしたい、これが1点。

後、続きまして2点目、今回のこの5件の事故繰越なんですけれども、工事に直接関係する原因ではないところで、ちなみに工事をやるための手続とか、準備とか調査が原因で事故繰越になっているんですけども、どうももうちょっと改善の余地があるように思われるんですけども、ここら辺ですね、どうかこの事故繰越が避けられるような対策があるかどうか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 平成26年度一般会計予算事故繰越についてご説明を申し上げます。

本市におきましては、従来より会計年度独立の原則に基づきまして、計画的かつ効率的な予算の執行に努めているところでございますけれども、例年数件程度避けがたい事故のため歳出予算を翌年度に繰り越して使用をしているところです。このため、平成26年度予算につきましても、庁舎非常用電源設備整備事業を初め、合計5件の事業につきましても、繰越計算書にその繰越理由を簡単に記載をしておりますけれども、全て避けがたい事故と判断いたしまして事故繰越をさせていただいております。

なお、今回の事故繰越の理由につきましては、それぞれ個別の要因によるものでございまして、特に根本的な理由があるものではございませんので、ご理解をお願いいたします。

今後につきましても、引き続き事業の早期着工と計画的な執行を行い、できる限り事故繰越が生じないように努めていきたいと考えております。

なお、最後に、手続調査の件でご質問がございましたけれども、やっぱりこの太宰府市におきましては、特にこの文化財包蔵地域というのが全市域にまたがっておりまして、工事をする際におきまして、どうしても文化財の発掘調査、そういったものが必要となってくる場合が多ございます。また、史跡につきましても、そこは新たな利用をすることによりまして、その手続が必要になる場合なども多々ございます。そういったものが事前にわかるものにつきましてもは一定準備をしておるところですけれども、やっぱりその時点において新たに発生するような要因もございまして、そういった場合にどうしても事故繰越という事態が発生している状況でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

（3番木村彰人議員「ないです」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） よろしいですか、はい。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第5号について通告があつていますので、これを許可します。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 3番木村彰人です。私のほうからは、報告第5号の太宰府古都・みらい基金の運用状況についてお尋ねしたいと思います。

この古都・みらい基金なんですけれども、平成22年度より寄附の採納が始まりまして、もう5年間、先ほど市長のほうからもご報告がありましたとおり367万円の積み立てとなっております。今のところ、この基金を利用した事業の活用というのがないようなんですけれども、今後も古都・みらい基金、この基金を活用する見込みというか、計画のほうを教えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 古都・みらい基金の活用につきまして、本基金が設けられました経緯とあわせましてご説明を申し上げます。

本基金は、平成18年に歴史と文化の環境税条例の更新を議論する中でこの税を補完するものとして駐車場事業者などを含めたワーキンググループを立ち上げ、議論し、また議会におきましても、基金創設調査特別委員会、みらい基金創設特別委員会が設置されまして、その条例制定に向けた検討が重ねられました。その後、平成21年9月議会におきまして、議員発議によりまして同条例案が5年間の時限立法として制定され、翌平成22年4月1日から施行されました。さらに、本年3月議会におきまして、歴史と文化の環境税条例の延長と合わせて3年間の延長のご承認をいただいたところです。

以上のような経緯で、この古都・みらい基金は設けられ、基金条例にも記載しておりますが、市民との協働を打ち出しつつ、歴史的文化遺産の保存活用など、本市の特性を生かしたまちづくりを行っていくための財源にすることとしております。

また、本条例の施行によりまして、駐車場事業者の皆様によりまして古都・みらい基金推進会が立ち上げられ、市民、事業者の皆さんへ毎年同基金への寄附が呼びかけられているところ

でございます。

現在のところ、同基金への積立額は約367万円でございます。当分の間は何らかの事業を行うということではなく、引き続き積み立てを行っていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 再質問というわけじゃないんですけども、今の部長のほうの報告で歴史と文化の環境税と同じ形で生まれたということですけども、まだ寄附の集まりぐあいもですね、まだまだと。運用もまだこれからということなんですけれども、太宰府市、とかくですね、財源が不足していると言われる中でですね、せっかくこういういい基金が生まれていると思います。それで、私もホームページを見たんですけども、なかなかホームページの片隅にですね、この太宰府古都・みらい基金という表示があるんですね。これももっともPRして行って、この基金が成長して将来太宰府市の大きな財源になることを期待しております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 回答はよろしいですね。

（3番木村彰人議員「いいです」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第45号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋本 健議員） 日程第10、議案第45号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議案第45号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

筑紫公平委員会は、筑紫地区4市1町及び8つの一部事務組合で共同設置しており、委員は関係市町の持ち回りにより候補者を推薦することといたしております。

このたび那珂川町推薦の松本啓輔氏が本年7月19日付で任期満了となることに伴い、次の推薦団体であります太宰府市から筒井陽雄氏の推薦がありましたので、筑紫公平委員会設置規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

筒井陽雄氏は、昭和22年3月12日生まれの68歳で、現在筑紫野市に居住されております。昭和45年から35年の長きにわたり、福岡県に奉職され、この間、福岡県人事委員会事務局、建築

都市部や保健福祉部などの関係部署を経験され、福岡女子大学事務局長として独立行政法人化の責任者として歴任されるなど、公務の経験も豊富であり、公平委員として適任であると考えております。

経歴書をご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は6月8日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11から日程第16まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第11、議案第46号「市道路線の認定について」から日程第16、議案第51号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議案第46号から議案第51号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第46号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回、認定を提案しております水城団地43号線につきましては、開発により道路の帰属を受けましたので、路線認定を行うものでございます。

道路法第8条第1項の規定に基づき市道認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する案件でございます。

西鉄二日市操車場跡地にて発見された推定客館跡が平成26年10月6日に特別史跡大宰府跡として指定されました。その過程において、地権者及び国から速やかな対象地の公有化と史跡整備が求められていることから、当該史跡地の整備活用構想を策定し、整備事業につなげるため、委員会を設置するものでございます。

次に、議案第48号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の条例改正におきましては、住居手当のうち自己所有の家屋に対しても手当、いわゆる持ち家手当を支給しておりましたが、国や県を初め筑紫地区自治体において持ち家手当を改める動きがあり、太宰府市におきましても平成27年7月1日から段階的に削減を行うこととした

ものでございます。

次に、議案第49号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例等の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、旧三級品の製造たばこに係る特例税率を廃止し、平成28年度から平成31年度にかけて段階的に税率を引き上げるものなどございます。

次に、議案第50号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

今回の条例改正におきましては、公約に基づき市長の報酬額の削減を行うものでございます。

次に、議案第51号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

現在、体育複合施設建設地内に存在する太宰府市地域包括支援センターを太宰府市いきいき情報センター1階に配置すること及び太宰府市子育て支援センター移転後の空き部屋を研修室として貸し出しをすることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は6月8日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第52号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第17、議案第52号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議案第52号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算をいわゆる骨格予算として編成しておりましたことから、政策的経費などの追加計上を行っております。

歳出の主な内容といたしましては、宮城県多賀城市との友好都市締結10周年記念事業費、九州国立博物館開館10周年記念事業費、本市固有の歴史的環境を維持、向上させるための歴史的風致維持向上計画推進事業費、児童・生徒のより快適な学習環境づくりに向けた小・中学校エアコン設置事業費、史跡保存管理方針及び客館跡整備基本構想策定に係る経費、また日本遺産認定に伴う協議会への魅力発信推進事業費補助金などを計上させていただいております。

歳入につきましては、旧五条保育所跡地の売り払い代金のほか、歳出の財源としての国庫補助金や市債とともに基金繰入金などを計上させていただいております。

また、あわせまして、一部事務組合分の債務負担行為の追加を1件、地方債の追加を2件、変更を1件補正させていただいております。

この結果、今回の補正額8億674万円を加えた一般会計予算総額は248億8,093万円となり、これを前年度当初予算と比較しますと22億2,404万9,000円、率にいたしますと9.8%の増となっております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は6月8日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 発議第2号 特別委員会（議会広報特別委員会）の設置について

○議長（橋本 健議員） 日程第18、発議第2号「特別委員会（議会広報特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） 発議第2号「特別委員会（議会広報特別委員会）の設置について」提案理由をご説明申し上げます。

本案は、議会広報の編集、発行を行うための特別委員会を設置するものであります。

名称は議会広報特別委員会、構成は7名、付議事件は議会広報の編集及び発行に関する件、経費は予算の範囲内、常設の特別委員会で、活動は議会閉会中も随時開催することができると思っています。

提出者は、私、村山弘行、賛同者は門田直樹議員、長谷川公成議員、小島真由美議員、神武綾議員、上疆議員、船越隆之議員であります。

以上で説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時00分〉

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会は7人の議員をもって構成し、太宰府市議会広報に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

お諮りします。

特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、

| | |
|--------------|--------------|
| 1番 堀 剛 議員 | 3番 木村 彰 人 議員 |
| 4番 森田 正嗣 議員 | 7番 笠利 毅 議員 |
| 8番 徳永 洋介 議員 | 9番 宮原 伸一 議員 |
| 13番 陶山 良尚 議員 | |

を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここでただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時22分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に4番森田正嗣議員、副委員長に3番木村彰人議員が決定されました。

ここで追加議事日程協議のため、暫時、再び休憩をいたします。

休憩 午前11時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時34分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお手元に配付しております追加議事日程のとおり追加日程第1、「議員の辞職許可報告について」及び追加日程第2、「筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙について」を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1及び追加日程第2を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 議員の辞職許可報告について

○議長（橋本 健議員） 追加日程第1、「議員の辞職許可報告について」を議題といたします。

6月2日、高取正臣議員から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願いが出ましたので、地方自治法第126条の規定により、6月2日にこれを許可いたしましたので、ご報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙について

○議長（橋本 健議員） 追加日程第2、「筑紫野太宰府消防組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

筑紫野太宰府消防組合議会議員に10番上疆議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を筑紫野太宰府消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました10番上疆議員が筑紫野太宰府消防組合議会議員に当選をされました。

ただいま筑紫野太宰府消防組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定によって告知をいたします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立を願います。

(当選議員 起立)

○議長(橋本 健議員) 以上のおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(橋本 健議員) 以上で本日の議事日程は全て終了をいたしました。

次の本会議は、6月8日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午前11時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（2日目）

〔平成27年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成27年6月8日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第45号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第2 議案第46号 市道路線の認定について
日程第3 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第48号 太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第5 議案第49号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について
日程第6 議案第50号 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について
日程第7 議案第51号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第52号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番 | 堺 剛 議員 | 2番 | 船越 隆之 議員 |
| 3番 | 木村 彰人 議員 | 4番 | 森田 正嗣 議員 |
| 5番 | 有吉 重幸 議員 | 7番 | 笠利 毅 議員 |
| 8番 | 徳永 洋介 議員 | 9番 | 宮原 伸一 議員 |
| 10番 | 上 疆 議員 | 11番 | 神武 綾 議員 |
| 12番 | 小島 真由美 議員 | 13番 | 陶山 良尚 議員 |
| 14番 | 長谷川 公成 議員 | 15番 | 藤井 雅之 議員 |
| 16番 | 門田 直樹 議員 | 17番 | 村山 弘行 議員 |
| 18番 | 橋本 健 議員 | | |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

- | | | | |
|--------------------|-------|--------|-------|
| 市長 | 芦刈 茂 | 教育長 | 木村 甚治 |
| 総務部長 | 濱本 泰裕 | 地域健康部長 | 友田 浩 |
| 総務部理事
兼公共施設整備課長 | 原口 信行 | 建設経済部長 | 今村 巧児 |
| 市民福祉部長 | 中島 俊二 | 教育部長 | 堀田 徹 |
| 上下水道部長 | 松本 芳生 | 総務課長 | 石田 宏二 |
| 経営企画課長 | 山浦 剛志 | 管財課長 | 寺崎 嘉典 |
| 地域づくり課長 | 藤田 彰 | 保育児童課長 | 中島 康秀 |
| 介護保険課長 | 平田 良富 | 建設課長 | 小川 武彦 |
| 社会教育課長 | 中山 和彦 | 文化財課長 | 菊武 良一 |

上下水道課長 古賀良平

監査委員事務局長 渡辺美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 今泉憲治

議事課長 花田善祐

書記 山浦百合子

書記 力丸克弥

書記 諫山博美

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第45号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第45号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第45号は同意されました。

〈同意 賛成16名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第46号 市道路線の認定について

○議長（橋本 健議員） 日程第2、議案第46号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

3 番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 3番木村彰人です。議案第46号「市道路線の認定について」お尋ねします。

これは宅地造成によってできた道路を太宰府市道として認めるかということなんですけれども、1件、単純なことなんですけれども、この新設道路はこの市道認定の議決をもって太宰府市道になります。ということは、もう道路法上の道路、法に係るということですので、私としてはこの市道認定の議案、非常に重たいものと心得ています。そこでこの市道認定の判断基準といえますか、本市の市道認定の基準につきまして照らし合わせてご説明いただけると非常にわかりやすいと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 市道の認定の意義、また基準等についてご説明をさせていただきます。

市道として認定をされますと、道路の管理主体が市であることが明確になる、そのようなことが意義、効果として上げられるものでございます。具体的には、道路の経年による劣化や突発的な修繕など、必要な場合、認定された道路の維持管理については市が対応することとなるということでございます。道路の所有権が所有者から太宰府市へ移管された後に市道認定の手続を行うものでございますけれども、市道として認定するには道路法第8条によりまして市議会の議決が必要なことから今回の議案を提案しているところでございます。

市道の認定の基準でございますけれども、認定の前提といたしましては、太宰府道路採納規程に基づきまして、例えば新設による道路の場合は有効幅員は4 m以上などの基準を設けております。今回の認定路線につきましては、宅地開発に伴います路線で、道路幅員及び道路構造物等については、この規程に基づきまして開発業者と事前協議を行い、完成に当たりましては完成検査を実施して協議のと通りの完成を確認しておるところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。再質問はありませんね。

（3番木村彰人議員「はい」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第46号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第6まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第3、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第6、議案第50号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第47号について通告がありますので、これを許可します。

10番上疆議員。

○10番(上 疆議員) 議案第47号のこの附属機関設置の関係でございますが、まず大宰府跡推定客館地区整備検討委員会についてですね。整備検討委員会の委員は何名で構成されるのか。それから、委員はまだできていないかもしれませんが、決まっておればですね、どのような方々がされるのか、説明をしていただきたいと思います。

○議長(橋本 健議員) 教育部長。

○教育部長(堀田 徹) 大宰府跡推定客館地区整備検討委員会について説明いたします。

西鉄二日市操車場跡地にて発見されました推定客館跡につきましては、史跡の本質的価値を適切に保全しながら、西鉄二日市駅に近接する立地特性を生かした太宰府への新たな玄関口といたしまして整備の方向性を示すため、今回整備検討委員会を設置いたしまして、ご審議いただく予定でございます。

質問がありました整備検討委員会の委員は5名を予定しておりまして、構成委員は考古学、建築、景観や観光等に造詣が深い有識者を検討しておりますところでございます。

以上です。

○議長(橋本 健議員) よろしいでしょうか。再質問はありませんね。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第48号から議案第50号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第47号から議案第50号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第51号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について

○議長(橋本 健議員) 日程第7、議案第51号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第51号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第52号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第8、議案第52号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算(第2

号) について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

10番上疆議員。

○10番(上 疆議員) これは4点ほどお聞きしたいんですが、続けていいですかね。

○議長(橋本 健議員) はい、どうぞ。

○10番(上 疆議員) まず、この補正予算の12ページ、13ページに係るものですが、2款1項7目13節の委託料55万円です。この公有地測量委託料の箇所をご説明ください。

次に、14ページ、15ページの3款1項2目、細節020ですが、老人福祉センター管理運営費、これにつきましては、この4月1日に改修をされましてリニューアルをされておりますが、その後、また臨時工事2,600万円が計上されておりますが、内容についてご説明ください。

次に、18ページ、19ページです。

10款4項2目15節工事請負費300万円、臨時工事の場所、内容についてご説明ください。

それから次は、最後ですが、20ページ、21ページの10款4項8目、細節285日本遺産育成関係費、全額国のほうからの補助があるようではあります、この内容について太宰府市日本遺産協議会補助金というものが2,000万円出ておりますが、どのようなことに活用、運用されるのか、ご説明ください。

以上です。

よろしく申し上げます。

○議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長(濱本泰裕) まず最初に、公有地測量委託料55万円の箇所についてご説明申し上げます。

これは、旧五条保育所の跡地を売却するための測量委託料でございます。旧五条保育所の所在地は太宰府市五条一丁目3250番1及び3251番6でございまして、合計面積707.36㎡、約210坪の用地でございます。

以上です。

○議長(橋本 健議員) 市民福祉部長。

○市民福祉部長(中島俊二) 次に、2点目の一般会計補正予算書14ページ、15ページ、3款1項2目020老人福祉センター管理運営費、臨時工事費2,600万円の内容につきましてご説明を申し上げます。

昨年、太宰府市立老人福祉センター内の男女大浴場天井に塗装面の剥離及び下地モルタルの剥離や浮きが見つかりまして、早期に補修が必要と考えまして判断しまして、昨年の12月議会に臨時工事費300万円を補正計上をさせていただき、本年3月に工事を実施いたしております。今回の臨時工事費につきましては、老人福祉センター内の老朽化しております空調システ

ムとお風呂の給湯ボイラー及びお湯の循環器を中心に改修をする工事費を計上させていただいております。

○議長（橋本 健議員） 3件目。

教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 10款4項2目15節工事請負費300万円についてご説明いたします。

この臨時工事につきましては、通称市民の森キャンプ場におけるプレハブ倉庫の設置工事でございます。これは現在、市民の森キャンプ場にありますが備品等倉庫が老朽化しておりますことから、プレハブ倉庫を建築するものでございます。なお、この工事の設計は平成26年度に発注しておりまして、本議会において事故繰越の報告をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 10款4項8目、細節285日本遺産育成関係費についてでございます。

これにつきましては、現在計画中の案ということでお聞きいただけたらと思います。今回の補助金は、認定されました太宰府市の政庁跡を初めとします日本遺産文化財群を積極的に活用するために、情報発信、人材育成事業といたしまして多言語ホームページの作成を行いまして、古代日本の「西の都」としての太宰府を国内はもとより世界に発信していきたいということでございます。

また、多言語ガイドブックを作成しまして、公共施設、公共交通機関に配布いたしまして、かつまち歩きガイドボランティアの皆様にも配布をしまして、日本遺産に関する研修を行ってまいります。このことによりまして、より一層の情報発信効果が見込めることと思慮しております。

さらに、普及啓発事業といたしまして、子どもを対象といたしました日本遺産キッズワークショップを古都の光等にあわせて行いたいというふうに考えております。この事業は、子どもはもとより保護者の皆様に対しまして、日本遺産に親しみ、理解を深めていただける効果が期待できることを見込んでおります。歴史的魅力にあふれる太宰府は、この日本遺産の認定を受けまして、今後も国内のみならず海外へ町の魅力を発信していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 一番最後の方ですが、日本遺産協議会の補助金ですが、これについては基本的にはどこの協議会に委託をされるわけですかね。その辺をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） これからですね、まだ日本遺産活性化協議会というものを立ち上げると

ころでございます。5月30日に発足しておりますので、国からこのお金につきましては協議会のほうにおりるということでございますので、そちらが検討をしていくということでございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

（10番上 疆議員「ありません」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第52号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月18日午前10時から再開をいたします。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程 (3日目)

[平成27年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成27年6月18日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 議席の指定について

日程第2 常任委員会委員の選任について

日程第3 一般質問

一般質問者【代表質問】及び質問項目一覧表

| 順位 | 【会派名】
質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|------------------------------------|--|
| 1 | 【太宰府市民ネット】
村 山 弘 行
(17) | ◇施政方針に関することについて
1. 計画的なまちづくりの推進について
(1) 市街地の整備について
① 佐野東まちづくりについて
② (仮称) JR太宰府駅建設について |
| 2 | 【日本共産党
太宰府市議団】
神 武 綾
(11) | ◇施政方針に関することについて
1. 子育て支援の推進について
(1) 保育サービスの充実について
4月に「ごじょう保育所」が110人の定員増になったが、
保育所に入れなかった方が120人を超えている。
今後の対策について伺う。
2. 防災・消防体制の整備充実について
(1) 土砂災害特別警戒区域内への情報伝達の方法について
TEL・FAX・メール以外にも、戸別無線受信機が必要
だと考えるが見解を伺う。
3. 学校教育の充実について
(1) 学校教育環境の向上について
中学校給食の導入に向けての計画について
4. 観光基盤の整備充実について
観光客数の増加、および滞留時間の延長とあるが、市としての年
間来訪者数の目標は設定しているのか。
5. 市民参画の推進について
(1) 地域コミュニティー活動への支援について
各校区自治協議会への活性化のために、人的配置が必要と
考えるが、見解を伺う。
6. 市民のための行政運営について |

| | | |
|---|-----------------------------------|--|
| | | <p>(1) 財政健全化の推進について
人件費の抑制に取り組んできたが、引き続き進めていくのか伺う。</p> <p>◇施政方針以外に関することについて</p> <p>7. 子ども条例の制定について
子どもの成長していくための環境や条件の整備、支援を進めていくときに必要だと考えるが、見解を伺う。</p> <p>8. 中学校の図書司書の配置について
3月議会において請願が採択され、早急な対応を求めたいが、見直しについて伺う。</p> <p>9. 子ども医療費の助成拡大について
この4年間で入院費については、小学6年生まで拡大となった。通院費についても早急に検討してもらいたいが見解を伺う。</p> |
| 3 | <p>【真政会】
門 田 直 樹
(16)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 高齢者福祉の推進について</p> <p>(1) 配食サービス事業について
同事業は在宅生活支援充実のためというが、業者から搬入された弁当を積み替える場所が不衛生であり、労働環境も劣悪である。
先日来移動した先も、やはり高架下で前よりも悪い。
市長の見解を伺う。</p> <p>2. 防災・消防体制の整備充実について</p> <p>(1) コミュニティ無線について
晴天時ですら、聴き取りにくいという問題は解決したのか。今後も増設する方針なのか伺う。</p> <p>(2) 溜池周りのフェンス設置について
市内のほとんどの溜池ではフェンスが設置されているが、一部ないところもある。今後の計画を伺う。</p> <p>(3) 松川ダムについて
土砂が堆積し、近隣住民が悪臭や蚊の発生を訴えている。今後の対応について伺う。</p> <p>3. 生涯学習の推進について</p> <p>(1) 体育複合施設の工事価格について
契約額は税込みで27億9,720万円だが、追加の工事などで、これ以上増えるようなことはないのか伺う。</p> <p>4. 学校教育の充実について</p> <p>(1) 老朽化に伴う改修について
国分小学校の体育館は10年以上前から雨漏りが続いている</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | | <p>る。</p> <p>補修の予定はあるのか伺う。</p> <p>5. 情報の共有化と活用について</p> <p>(1) 情報通信技術の推進について</p> <p>行政の効率化や住民サービスの向上はIT関連技術の活用にかかっているといっても過言ではない。</p> <p>専門の部署を設けるべきだと考えるが、ご所見を伺う。</p> |
| 4 | <p>【公明党太宰府市議員】</p> <p>小 島 真由美</p> <p>(12)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 公約について</p> <p>(1) 公約に掲げられた中学校完全給食の実現への計画と体育複合施設の建設について市長の見解を伺う。</p> <p>(2) 公約を具体的に示し、施政方針で説明することが選挙公約の重みであり、期待に応えることであると思うので、そのほかの公約について見解を伺う。</p> <p>2. 高齢者福祉の推進について</p> <p>(1) 地域包括支援センターの充実について</p> <p>① 年々利用者が増え続けることが予想される支援センターの複数箇所設置について</p> <p>② 今後の取組みについて</p> <p>3. 防災・消防体制の整備充実について</p> <p>(1) 集中豪雨等を予測した土砂災害、浸水対策について</p> <p>(2) 消火栓の整備について</p> <p>4. 計画的なまちづくりの推進について</p> <p>空き家対策について</p> <p>5. 職員一人一人の意識改革について</p> <p>市長と職員とのコミュニケーションや人材育成について、今後どのように行っていくのか。</p> |
| 5 | <p>【宰光】</p> <p>陶 山 良 尚</p> <p>(13)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 市長の公約について</p> <p>市長は今回の選挙において、「ハコモノ、ムダづかいにNO」と訴えてこられた。</p> <p>選挙の争点の一つが体育複合施設であったが、今後も計画通り建設を継続していくのか伺う。</p> <p>2. 子育て支援の推進について</p> <p>(1) 保育サービスの充実について</p> <p>① 待機児童の解消について</p> <p>今年4月より「ごじょう保育所」が開所したが、これによって待機児童は解消されたのか。また、保育士は十分な人数が確</p> |

| | | |
|---|-------------------------------------|---|
| | | <p>保されているのか伺う。</p> <p>② 病児保育の現状について</p> <p>3. 文化遺産の保存と活用について</p> <p>(1) 文化財整備の推進について</p> <p>① 水城跡については、基本設計が策定されたが、今年度の整備計画、予算の内訳について伺う。</p> <p>② 日本遺産認定後の事業計画等、今後の具体的な動きについて伺う。</p> <p>4. 観光基盤の整備充実について</p> <p>(1) 太宰府ブランドの展開について</p> <p>① ブランド創造協議会について
ブランド創造協議会の役割と今後の方向性について伺う。</p> <p>② 観光基本計画の策定について
計画内容、策定期間について伺う。</p> <p>5. 市民のための行政運営について</p> <p>(1) 財政健全化の推進について</p> <p>① 公用車の購入や市役所玄関アプローチなどについて選挙ではムダづかいと訴えてあったが、市長にとっては何を基準に無駄遣いと考えるのか、また、今後、公共事業や赤字事業については見直しを行っていくのか伺う。</p> <p>② 現在、まち・ひと・しごと創生法により、地方が活性化することが期待されている。この予算を上手に活用すれば、本市においても将来に向けて積極的なまちづくりが展開できる。
今後、基本計画の策定が予定されているが、まちづくりに対するビジョンについて市長は、どのようなビジョンをお持ちなのか伺う。</p> |
| 6 | <p>【太宰府市政改革の会】
森田正嗣
(4)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 市民参画の推進について</p> <p>(1) 自治基本条例について</p> <p>① 自治基本条例の中身についてどのようなものと考えておられるのか。</p> <p>② 現今の社会情勢下での望ましい自治基本条例の姿とは何か。</p> <p>(2) 地域コミュニティ活動の支援について</p> <p>① 活動が活性化されているとの判断の根拠をお尋ねしたい。</p> <p>② 自治会活動を妨げている諸要因について、どう認識されているのか。</p> <p>③ 地域コミュニティづくりの推進、支援体制はどうあるべきか。</p> |

| | | |
|---|--------------------------------------|---|
| | | <p>2. 防災・消防体制の整備、充実について</p> <p>(1) 情報伝達システムの充実が防災体制の整備充実、どの程度寄与されると考えているのか伺う。</p> <p>(2) 避難先の確保、避難所の整備充実をどう考えているのか伺う。</p> <p>(3) 避難訓練をどう考えているのか伺う。</p> |
| 7 | <p>【太宰府新政会】
長谷川 公 成
(14)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 高齢者福祉の推進について
移転した地域包括支援センターの活用法を伺う。</p> <p>2. 防災・消防体制の整備充実について
防災備蓄倉庫は大型スーパーと提携しているとの回答だったが、6小学校区協議会の中には大型スーパーがない校区があるが、どのような対策を考えてあるのか伺う。</p> <p>3. 生涯学習の推進について</p> <p>(1) 生涯スポーツの推進について
スポーツ推進委員の活躍が必要となってくるが、週何日かでも体育館等スポーツ施設に常駐すべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>4. 学校教育の充実について</p> <p>(1) 学校教育環境の向上について
中学校完全給食の導入とあるが、現時点での考えを伺う。</p> |

2 出席議員は次のとおりである（17名）

| | |
|----------------|-------------|
| 1番 堺 剛 議員 | 2番 船越隆之 議員 |
| 3番 木村彰人 議員 | 4番 森田正嗣 議員 |
| 5番 有吉重幸 議員 | 6番 入江 寿 議員 |
| 7番 笠利 毅 議員 | 8番 徳永洋介 議員 |
| 9番 宮原伸一 議員 | 10番 上 疆 議員 |
| 12番 小 畠 真由美 議員 | 13番 陶山良尚 議員 |
| 14番 長谷川 公 成 議員 | 15番 藤井雅之 議員 |
| 16番 門田直樹 議員 | 17番 村山弘行 議員 |
| 18番 橋本 健 議員 | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

11番 神武 綾 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（30名）

| | |
|--|---------------------|
| 市 長 芦 刈 茂 | 教 育 長 木 村 甚 治 |
| 総 務 部 長 濱 本 泰 裕 | 地 域 健 康 部 長 友 田 浩 |
| 総 務 部 理 事
兼 公 共 施 設 整 備 課 長 原 口 信 行 | 建 設 経 済 部 長 今 村 巧 児 |

| | | | |
|---------|---------|----------|---------|
| 市民福祉部長 | 中 島 俊 二 | 教 育 部 長 | 堀 田 徹 |
| 上下水道部長 | 松 本 芳 生 | 総 務 課 長 | 石 田 宏 二 |
| 経営企画課長 | 山 浦 剛 志 | 文書情報課長 | 百 田 繁 俊 |
| 防災安全課長 | 齋 藤 実貴男 | 地域づくり課長 | 藤 田 彰 |
| 元気づくり課長 | 井 浦 真須己 | スポーツ課長 | 大 塚 源之進 |
| 生活環境課長 | 田 中 縁 | 市 民 課 長 | 行 武 佐 江 |
| 保育児童課長 | 中 島 康 秀 | 介護保険課長 | 平 田 良 富 |
| 国保年金課長 | 高 原 清 | 都市計画課長 | 木 村 昌 春 |
| 建 設 課 長 | 小 川 武 彦 | 観光経済課長 | 藤 井 泰 人 |
| 社会教育課長 | 中 山 和 彦 | 学校教育課長 | 森 木 清 二 |
| 文化財課長 | 菊 武 良 一 | 上下水道課長 | 古 賀 良 平 |
| 施 設 課 長 | 永 尾 彰 朗 | 監査委員事務局長 | 渡 辺 美知子 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 今 泉 憲 治 | 議 事 課 長 | 花 田 善 祐 |
| 書 記 | 山 浦 百合子 | 書 記 | 力 丸 克 弥 |
| 書 記 | 諫 山 博 美 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議席の指定について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「議席の指定について」を行います。

今回新たに当選されました議員の議席は、会議規則第3条第2項により、議長において指定します。

6番入江寿議員。

以上のとおり議席を指定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 常任委員会委員の選任について

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

常任委員の選任については、委員会条例第2条及び第5条第1項の規定によって、建設経済常任委員会委員に入江寿議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました入江寿議員を建設経済常任委員会委員に選任することに決定しました。

あわせて、さきの建設経済常任委員会において、副委員長に宮原伸一議員が決定されております。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第3、「一般質問」を議題とします。

本定例会での一般質問通告書は、代表質問7会派、個人質問8人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日は代表質問7会派とし、2日目の19日は個人質問8人で行います。

それでは、一般質問の会派代表質問を行います。

会派太宰府市民ネットの代表質問を許可します。

17番村山弘行議員。

[17番 村山弘行議員 登壇]

○17番（村山弘行議員） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、会派太宰府市民ネットを代表いたしまして、通告に従い質問をいたします。

質問につきましては、市長の施政方針についてであります。

その中の計画的なまちづくり推進についてであります。この際市長も新しくなられましたし、議員も半数が新しい議員さんでありますので、少しこれまでの経過について触れてみたいと思います。

ご案内のとおり、国鉄がJRに移行しましたのが昭和62年4月1日であります。その際、九州管内に多くの新駅が建設をされたわけですが、太宰府につきましても新駅の建設の打診があり、太宰府市としましてもぜひ新駅の建設、開業を願っておりましたが、JRの新駅建設案の場所が現在の都府楼南ということでありました。既にその場所は多くの家屋が建ち並んでおりましたことなどから、古都太宰府市の玄関口にはなにくいということなどもあり、JRが当時建設予定でありました現在の都府楼南駅と水城駅の間に新駅を開業するという覚書を当時のJR社長石井幸孝氏と太宰府市長伊藤善佐氏の間で取り交わしたところであります。これが昭和63年11月15日であります。その後、現在の都府楼南駅が平成元年3月11日に開業したというのがJR太宰府駅建設への第一歩であると言えます。

この経過を踏まえ、次の市長でありました佐藤善郎市長は、九州国立博物館のオープンが平成17年秋ということなども踏まえ、JR太宰府駅の開業もこれに合わせ、平成17年の開業へ向けて具体的な取り組みを始めたところであります。

ところが、ご案内のとおり、平成15年に本市を豪雨が襲い、死者も出るなど、相当の被害が発生し、市としては災害復旧に全力を挙げるということで、当面大型プロジェクトは凍結ということになったところであります。その後、井上市長になり、平成21年3月の施政方針の中で、JR太宰府駅につきましては、駅単体ではなく、面整備の中で進めていき、その手法としては、民間手法ということを進めたい、こういうことが明らかにされたところであります。

議会といたしましても、これに呼応する形で、佐野東まちづくり及び（仮称）JR太宰府駅問題調査特別委員会を設置したところであります。地元向佐野も、この施政方針を受けまして、市とさまざまなやりとりを行った上で、水利組合を中心に、平成23年11月25日、佐野東地区まちづくり懇話会が設けられ、さらに市は、平成25年3月5日、条例を改正し、佐野東地区まちづくり構想検討委員会を市の附属機関として定め、設置し、昨年11月までの間に計7回の検討委員会を重ね、一定の結論を出したところであります。

市は、この検討委員会の方針を踏まえ、庁議、部長会議、さらには経営会議の中で意思確認を行い、これを太宰府市の基本的な方針と決定したところであります。前市長、副市長もこの方針を踏まえ、地元への説明、協議を行い、あるいは関係部長も地元との協議を行ったところであります。民間手法という方針ですが、太宰府市がどれだけのことをやるのか、最終

的な判断になろうかというふうに思っております。

そこで、市長にお伺いいたしますが、もはや次のステップに向かうときではなかろうかと思いますが、具体的に何をいかほど、いつごろまでに行う考えがあるのか、お伺いします。

また、施政方針の中で、新駅については全く触れられておりません。これは一体どういうことなのでしょう。新駅は要らないというお考えなのか。佐野東まちづくりの中核的な位置づけにJR太宰府駅を設置されていたというふうに思います。

さらに、市長は、この際お伺いいたしますが、佐野東地区のまちづくりは西校区だけの問題とお考えかどうかであります。木を見て森を見ないということにひとしいことになろうと思っております。このまちづくりの完成のときには、推定で約3,000人から3,500人の人口増も見込まれております。JR太宰府駅が開業すれば、その利便性から観光客の方々もさらに増えてくるというふうに十分考えられます。これは決して西校区の問題ではなく、太宰府市全体の活性化になると考えるわけでありまして。人口増になれば、それなりの税収の増にもなります。九州の玄関口が博多駅でありますように、太宰府の玄関口が文字どおり太宰府駅になろうことは明らかであります。市長の見解を求めるものであります。

以下、再質問については質問席で行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 皆様、おはようございます。

ただいま施政方針に関することについて、市議会会派太宰府市民ネットを代表されまして、村山弘行議員よりご質問をいただきましたので、順に回答申し上げます。

計画的なまちづくりの推進についての市街地の整備について、ご質問にお答えいたします。

（仮称）JR太宰府駅設置を含む佐野東地区のまちづくりにつきましては、地元のご協力を得て、向佐野区において佐野東地区まちづくり懇話会を設置いたしました。平成21年3月から3年余りにわたる協議の中で、まちづくりに向けた具体的な動きまでには至らない経過でありました。

このようなことから、市といたしまして、平成25年3月に附属機関として佐野東地区まちづくり構想検討委員会を設置し、土地利用、道路、公園等の都市施設、景観など、まちづくりの基本となる方向性につきまして、平成26年11月まで7回にわたってご審議をいただき、平成27年1月に佐野東地区まちづくり構想を市の構想と位置づけ、策定いたしました。今後、本構想を生かし、まちづくりに反映させていきたいと考えております。佐野東地区まちづくり構想の策定を受けまして、まず平成27年2月下旬に向佐野区における佐野東地区まちづくり懇話会の皆様に説明し、まちづくりについてご検討いただくようお願いをしたところでございます。

また、平成27年2月下旬から3月上旬にかけて、大佐野区、吉松区の各自治会会長及び農事組合長、水利組合長に対して構想の説明を行い、組織内での情報共有をお願いするとともに、筑紫野市行政に対しご説明をしております。

平成27年4月11日に開催されました向佐野区水利組合の総会におきましては、構想の策定経過及び構想の概要について、組合員の皆様への周知を図っていただいている状況でございます。向佐野地区における佐野東まちづくり懇話会の窓口は、引き続き置いていただいておりますので、今後も懇話会の皆様と協議をさせていただき、地元の皆様に前向きなご検討をいただきたいと考えておる次第でございます。

(仮称) JR太宰府駅につきましては、佐野東地区まちづくり構想においても重要な要素としております。(仮称) JR太宰府駅設置を含む佐野東地区のまちづくりは、第五次総合計画において整備を検討すべき地域と位置づけており、民間手法を基本とした周辺のまちづくりを含めて進めるものと考えております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいります。

以上でございます。

○議長(橋本 健議員) 17番村山弘行議員。

○17番(村山弘行議員) 今市長からのご答弁は、従前の方針を踏襲をされたご答弁というふうにあります。もう数年にわたりましてこの問題については関係部長なりとも協議をしてまいりましたし、議会といたしましても特別委員会を長年つくってきておりまして、今お話がありましたように、昨年11月がもう大体最終的な構想委員会の結論が出まして、そして3案、実質は2案というふうに思いますけれども、それが出されたわけでありまして、それを受けまして、先ほど申し上げましたように、当時の市長、副市長、地元の説明も行かれたわけですが、民間手法ということでもありますけれども、市がどういうこと、どれぐらいのことはできる、これは地元でやってもらう、そういう段階にもはや入ってきているのではなかろうかというふうに思うわけがあります。これまでの地元との説明会や、あるいは懇話会などとのやりとりの中で、あといかにかどのような部分を市が負担をしてくれるのか、市が何をいつごろまでしてくれるのかというのが、もう言うならば地元側の待ちの状態ではなかろうかというふうに思います。したがって、今後とも協議をしていこうということでもありますけれども、今回また地元の説明に行く際には、例えば当然駅前広場あるいは道路についてはこうする、あるいは上下水については市のほうで負担をするだとかという具体的な案を持っていかないと、ぐるぐる回りというか、堂々めぐりになってしまうというふうに思います。これは今市長が言われましたので、市の方針であるということはもう間違いないわけですから、これは具体的な市が行うことを持って地元の説明に行かないと、今までと同じことの繰り返しになってしまうというような気がいたします。具体的には関係部長とも相談をされると思いますが、今市長のお考えの中では、こういうものは市のほうでやっつけられる、あるいはこういうものは地元の協力をしてもらおうと、そういうものがありましたらお出し願いたいと思いますが。

○議長(橋本 健議員) 市長。

○市長（芦刈 茂） 歴史的な経緯を見ますと、平成になりまして、平成15年の大きな水害というのはあったということ、昭和から平成にかかる間の中で、佐野地区の区画整理事業等々で大体市として20年間200億円の区画整理の費用を負担したということが私が議員時代もあったわけですが、そういう大きな事実、あるいはそうであるがゆえにかなり財政的に太宰府市は厳しい時代を迎えていて、財政的に苦勞し、いろいろな形でいろいろな投資ができない時期があったのではないかとこのように私自身は考えております。そういうことのいろいろな形で目途がついてきて、いろいろなことに取り組もうというふうな流れになって進んできているのが現在だと私は認識しておりますが、基本的に審議会で議論された内容、そういうこととか、JR太宰府駅についての考え方とか、民間主導でやるというようなことは、私としては前任から引き継いでいきたいという考えでおります。

ただ、具体的に地域の人たちが動きがどうかというふうなことで、当面私の動きとしては、地域に出向きまして、この間の経過を説明し、いろいろな働きかけはしたいというふうに考えておりますが、答申にも一部ありますけれども、いろいろな動きについて市がここまでやるとか、ここまでできるとか、そういう議論を今市のほうからちょっと提案するという状況ではないのではないかというふうに私は認識しております。地域に出ていって、いろいろなこの間の経過の説明、働きかけはいたしますが、市としてそういう具体的なプランを提案する状況にはまだ至っていないのではないかという判断を私自身はしておるというふうなことでございます。いろいろなことに非常にお金がかかることで、これにもし取り組んだとしたら、かなりの財政負担を市が取り込まなきゃいけないということでございますので、大きな方向性としては私は持っておりますが、そのあたりのこともしっかり財政的な問題考えながらですね、進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 今具体的な提案をする時期ではないというふうなお答えでありますけれども、今市長がお答えになったのは、今までやってきたことなんです、ずっと。地元の方は、もう言う分は言いましたよと。あとは市が何をしてくれるのかということに今なっていると思うんです。例えば、駅、駅前広場については、これは市が負担をするというのはもうずっと今まで言い続けてきたことなんです。この施政方針の中には新駅の「し」の字も入っていません。しかし、これは第五次総合計画の中でも、あるいは市の方針の中でも、佐野東まちづくりの核にしていこうと、JR太宰府駅を。そのJR太宰府駅を核にしたまちづくりをやっていこうということで、平成21年3月の施政方針の中では、面整備の中で駅については考えていくと、こういうふうに一貫してこれまで言ってきたわけですが、新しい市長になられたからは、新駅のことが一言一句も触れていない。今の回答でいくと、これは大変な財政負担を強いることであるから、大きくは考えていくけれども、言うなればまだまだ遠い先のように

な話のような回答が、そういうふうには私としては受け取ったわけですが、これはもはやもう十数年、言うなら昭和63年11月15日のJRと太宰府市長との約束からすれば、もう二十数年が経過をしとるわけであります。で、やっと懇話会をつくり、そして条例をつくりまして、ご案内のとおり、佐野東まちづくり構想検討委員会が7回の会議を重ねて、そして一定の方針を出したわけであります。それも民間手法というのは、市長から言われるまでもなく、佐野について時間とお金を相当費やした関係で、佐野東まちづくりについては民間手法でやろうということは既に明らかになっているわけでありますから、これはもう今具体的なことを地元で提示するという時期ではないというふうに言われましたけれども、じゃあ市長はいつごろになったら提示をするのか。

あるいは、新駅については、この佐野東のまちづくりの回答では、今までの方針を踏まえるというふうに言われましたけれども、であるならば、施政方針の中に少なくとも佐野東のまちづくりの核については、JR太宰府駅を設置をしながら、面整備の中でやっていくというものがあってしかるべきというふうに思う。ところが、この施政方針の中には、交通問題の利便性と向上と促進についての中にも記載されておりませんし、市街地の整備についても全く触れられていない。そういう意味では、そしてまた今の回答では、大きくは佐野東まちづくりについてはやっていかなきゃならんと思いますけれども、これを行えば膨大な財政出資が伴うのでということであれば、今の回答と、そしてこの施政方針を見れば、佐野東まちづくりについてはずっと後退してしまう。あるいは、JR太宰府駅についてもずっともう後回し、後回しになっていく。そんな気がしてなりません。ここはもはや地元の人たちと協議をするに当たっては、こういうもの、こういうもの、こういうものを市としては提起したい、あるいは検討したい、そういうものを具体的に地元で説明をする、提示をする、こういう時期には私はなっているというふうに思う。これは決して西側の問題じゃない。太宰府市全体の問題になります。人口が3,000人から3,500人に増えるといえ、1つの団地ぐらいの人口が、佐野東まちづくりをすれば、世帯数にすれば1,000件ぐらいの世帯が増えるのではなかろうかというふうに私どもは推察をしているわけでありますから、これは税収からまいりまして、相当な市の増収になってくるというふうに思うわけであります。したがって、先行投資も含めてでも、佐野東のまちづくりについては、ぜひとも具体的な案を持って地元の方々に当面は懇話会あるいは関係する自治会に説明に入っていく時期に来ているというふうには私はそういうふうに思います。

再度市長にお伺いしますが、駅についての考え方、佐野東のまちづくりについての地元への具体的な提示などなどについて、例えば内部で協議をし、関係者と協議をしながら地元で具体的に説明に行くのかどうか、全く内部で協議をしないで、あるいは新駅についても当面は考えないのか、その辺ははっきりご回答をお願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご回答申し上げます。

時期ということでおっしゃってありますが、私としては、基本的にいろいろなことを引き継

いでやっていくということは表明しておりますが、私が申し上げたいのは、私が新市長になりまして、まだ一回もその地区の方にお会いしていないということがあります。私が当面一番できることは、私自身がこのことについて進めるということについてどうなのかということについてですね、まず第1に、もちろん庁舎内部でも議論をいたしますが、具体的に地域の方に出てまいりまして、いろいろなことの説明を申し上げ、その地域の方たちがどのようなことをまず第一に望んでいるのかということ、私は自分自身が新しい市長として把握した上で動きたいというふうに思っておりますので、具体的な動きをどうするのかというご質問については、早急にまちづくり懇話会等々のいろいろな方たちのご意見を、私自身が今までの経緯を説明すると同時に、皆様のご意見をお聞きするという形でもって始めたいというふうに考えておりまして、私が何も進めないということではなくて、始めたいということ、私、市長になりましてまだ1カ月半ですが、そういう方向性で考えているということでご理解いただきたいと思う次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 代表質問は質問3回までとなっております。

以上で会派太宰府市民ネットの代表質問は終わりました。

次に、会派日本共産党太宰府市議団の代表質問を許可します。

なお、通告書の11番神武綾議員が急遽事情により発言できなくなったため、同会派所属の藤井雅之議員の質問を許可します。

15番藤井雅之議員。

〔15番 藤井雅之議員 登壇〕

○15番（藤井雅之議員） ただいま議長から質問の許可をいただきましたので、日本共産党市議団を代表して、通告しております9件について質問をさせていただきますが、質問に入ります前に、今回同僚神武議員からの質問の交代を同僚議員の皆様にお認めいただきましたこと、また回答方法につきましては、個別ごとの回答から一括回答への対応を執行部の皆様に認めていただきましたこと、感謝申し上げます。質問に入らせていただきます。

まずは、施政方針の中から6件伺います。

1件目は、子育て支援の推進から、保育サービスの充実についてです。

4月にごじょう保育所が110人の定員増で開園となり、待機児の解消につながるとされていましたが、保育所に入れなかった子どもが120人を超えていると聞いています。その実情をどう捉えられているのか。また、今後、待機児童解消に向けての対策についてお伺いいたします。

2件目、防災・消防体制の整備の充実の中から、土砂災害特別警戒区域への情報伝達について、電話、ファクス、メールで一斉に連絡できるように災害情報伝達システムの導入とありますが、この区域については高齢者のご夫婦あるいはお一人の方の割合が多く、利便性から考えると、戸別無線受信機の設置のほうが現実的だと考えますが、検討されたのかも含め見解を伺います。

3件目に、学校教育の推進から、芦刈市長の選挙の際のメインの公約でもありました中学校給食の実施につきまして、いつごろ開始する予定なのか、スケジュールを伺います。

4件目、観光基盤の整備充実の国際化にも対応した観光資源の整備について、観光客の利便性を高め、観光客数の増加及び滞在時間の延長に結びつけていくとありますが、ここ2年間で年間観光客数は100万人近く増加し、800万人を超えています。歴史と文化のまち太宰府を国内外の方に知っていただく、足を運んでいただくのは本当にうれしいことですが、観光客数の増加に取り組むとあるその目標は一体どのくらいの人数を指しているのか、お伺いいたします。

5件目、市民参画の推進の中の地域コミュニティ活動への支援ですが、現在、各自治会が小学校区ごとに校区協議会を設置、運営をしています。コミュニティスクールも全小学校で始まり、役員の方の負担も大きくなっています。小学校区ごとに地域コーディネーターの役割を担う専門の職員の配置が必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

6件目に、市民のための行政運営の財政健全化の推進の中で、引き続き財政健全化を図っていくと書いておられますが、人件費の抑制も含むのかについてお伺いいたします。また、あわせてその方法についてもお示してください。

ここから3件は、施政方針以外のことでお伺いいたします。

まず、子ども条例の制定についてです。

国連の子どもの権利条約を日本が批准してから20年が過ぎました。全国で子どもの権利に関する条例は今50を超える自治体で制定されています。自治体が基本姿勢を示す上でも条例制定が必要だと思いますが、太宰府市においては、前市長は、条例があろうとなかろうと、子どもの育成についてはやっているのだから、条例制定は考えていないと回答がありましたが、芦刈新市長の見解をお伺いいたします。

次に、中学校の図書司書配置についてですが、3月議会におきまして、太宰府市の中学校専任学校司書の配置を求める請願が採択されました。実施に向けて早急な対応を求めるものですが、見通しについて伺います。

最後に、子どもの医療費助成拡大についてです。

この4年間で入院費については小学校卒業まで無料化が拡大をされましたが、通院費については小学校入学前のままの状況であります。子育て世代にとって一番の心配事は子どもの病気やけがです。安心して病院にかかれるように通院費の助成拡大を求めるものですが、市長の見解をお伺いいたします。

以上9件にわたりまして一括で回答をお願い申し上げまして、壇上での質問は終わります。

再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ただいま施政方針等に関することについて、市議会会派日本共産党太宰府市議団を代表されまして、藤井議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

なお、ご質問のうち3件目につきましては、後ほど教育長も回答いたします。

最初に、子育て支援の推進についてのご質問にお答えいたします。

保育サービスの充実についてでございますが、本年4月にごじょう保育所を開所し、市内10認可保育所の総定員は、110名増の1,238人となっております。しかし、本年6月1日現在で入所または入所内定ができていない児童数は、希望しない保育所のため辞退が6人、1カ所のみ希望が17人、6月2日以降の入所希望が22人、入所要件を満たすいわゆる待機児童が82人の計127人となっております。

本市におきましては、平成23年度から毎年度保育所の新設、増築等により定員増に努めておりますが、女性の社会進出と全国的に言われております潜在的な保育ニーズの掘り起こしにより、待機児童の解消に至っていないものが現在であるというふうと考えておる次第でございます。

今後の待機児童解消対策につきましては、まずは全国的な保育士不足により定員までの入所ができていないごじょう保育所の200人定員までの入所が可能となるよう、保育士の採用について努力するとともに、既存の私立保育園の老朽化に伴う改築等の際、定員増について、運営する社会福祉法人与協議してまいろうと考えております。また、本年4月から始まりました子ども・子育て支援新制度に伴い、私立幼稚園の認定こども園への移行または届け出保育施設の認可保育所等への移行の申し出があった場合は、認可基準等を十分に精査した上で、認可施設とすることも考えておる次第でございます。

続きまして、防災・消防体制の整備充実についてのご質問にお答えいたします。

太宰府市内における土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンと言われる箇所指定は、平成26年度2月より随時福岡県が指定を進めており、現在市内154カ所が指定されております。これまで災害が予想される場合や災害発生時に市民へ避難を呼びかける情報伝達手段をコミュニティ無線、「防災メール・まもるくん」、広報車、ホームページ、ツイッターなどにより行ってまいりましたが、今年度からより確実に情報を伝達し、早目の避難を促すために、固定電話、携帯電話、ファクス等で直接情報配信を行う災害情報等配信システムを導入いたしております。

このシステムは、個人が希望する情報の受信機器へ一度に配信することができるようになっております。また、固定電話、携帯電話の配信につきましては、受信の確認がとれない場合は3回までかけ直すシステムになっており、より確実に災害情報の伝達を行えるものと考えております。また、聴覚に障がいがある方には、ファクスによる文字での情報の配信ができます。

ご提言いただいております戸別受信機につきましても、音声による情報伝達手段であり、確実に伝達を行えるものと考えてはおりますが、受信機によっては電池の交換が必要になることなど個別に管理が必要になりますので、市としましては、今回導入しました配信システムの普及を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、学校教育の充実についてのご質問にお答えいたします。

中学校給食の導入の計画についてでございますが、私は、施政方針でも述べましたとおり、選挙公約の一つであります。また、これまでに何度となく議会の中で一般質問もされており、太宰府市行政における大きな案件の一つであるというふうに考えております。そのことから、所管する教育委員会へ中学校給食の実現に向けた検討を始めるよう意見具申をした次第でございます。

続きまして、観光基盤の整備充実についてのご質問にお答えいたします。

本市の観光を取り巻く状況は大きく変わってきております。運行開始1年で利用者30万人を突破した太宰府ライナーバス「旅人」と太宰府観光列車「旅人」が大変好評であり、さらに外国航路の旅客数日本一を誇る博多港に入港するクルーズ船を中心とした海外からの観光客と、昨年平成26年度におきましては、太宰府天満宮、九州国立博物館エリアを中心に820万人の来訪者のにぎわいを見せております。しかし、本市が目指す滞留型観光の推進のためには、太宰府天満宮、九州国立博物館を中心とするエリアだけではなく、大宰府政庁跡や築造1350年を迎えた水城跡、大野城跡といった特別史跡を初め、観世音寺、戒壇院、竈門神社など、市内に点在する歴史的文化遺産へいかに誘導し、滞留していただくことが重要なことだと考えております。

本市といたしましても、少子・高齢化が進展する中、地域の活力を維持、発展させていくには、国内外からの交流人口の拡大による需要を取り込むことが不可欠と考えております。また、観光政策の推進は、本市特有の歴史や文化を守り育てて受け継いでいくことにもつながっており、これは市民の方々に地域に誇りと愛着を持っていただく面もあわせ持つものであり、観光振興が地域振興に連携していくものと捉え、今後も観光政策の推進に一層努めてまいり所存でございます。

さて、ご質問の年間来訪者数の目標は設定しているかにつきましては、第五次総合計画前期基本計画におきましては、平成27年度の成果指標で来訪者の目標値を720万人と設定しております。この目標値は、既に平成25年度にもう達成いたしております。昨年平成26年度には820万人に達しており、これからも少しでも多くの来訪者に少しでも多くの太宰府の魅力に触れていただくために、食や体験といった付加価値を織り込んだ滞留型観光をさらに推進して、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

続きまして、市民参画の推進についてのご質問にお答えいたします。

地域コミュニティ活動への支援についてですが、現在、各校区自治協議会では、自治会長等による役員会が月1回開催されており、防犯・防災部会や文化部会など22ある各部会、委員会につきましては、不定期開催を含めて多数開催されています。さらに、コミュニティスクールが小・中学校ともに始まり、校区運営協議会も定期的で開催されるようになりました。自治会長を初め地域の皆様におかれましては、各種会議や地域の見守り等さまざまな場でご活躍いただいておりますことに、改めてお礼を申し上げます。また、地域活動の活性化のもと、地域役員の皆様のご負担もかなり大きく苦勞なさっておりますことも承知いたしてお

ります。

このような中、校区自治協議会を担当している地域づくり課では、計3名の職員を1名当たり2校区ずつ担当させ、そこに係長、課長がかかわって、役員会、各委員会、部会への参加はもとより、庁内や外部団体等とのコーディネート等を行っているところでございます。

さらに、防犯・防災委員会や環境部会などの各委員会、部会につきましても、地域づくり課はもとより、委員会、部会の行事や内容に応じて、それぞれに関連する担当課職員が参加しており、さまざまな地域課題について校区協議会と行政とが協働して解決に当たっているところでございます。

また、現在、太宰府小校区は上下水道事業センター内に、太宰府南小校区は南小学校内の南コミュニティセンターをそれぞれの拠点施設として整備し、活用していただいておりますが、現在人員配置は行っておりません。他の校区協議会につきましても、既存施設の利用、活用や整備など、自治会長の皆様などのご意見を伺いながら、施設整備計画並びに人員配置についても引き続き検討してまいりたいと考えている次第でございます。

続きまして、市民のための行政運営についてのご質問にお答えいたします。

財政健全化の推進についてですが、健全財政化を図る上で、人件費の削減抑制を含むのかというご質問については、これまでの行政改革により、小・中学校用務員業務、公用車運転業務を初め、学校給食調理業務、総合案内業務、浄水場、人権センター、保育所の民間委託に取り組んできた経緯がございますが、今後もアウトソーシングできる業務については民間委託の検討をしていきたいと考えております。

また、大量退職時代に入っておりますことから、再任用職員の活用や今後の人口減少時代を見据えながら計画的な職員採用を行うとともに、任期付職員、嘱託、臨時職員の配置による総人件費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、子ども条例の制定についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、人権に関する行政の総合的な推進を図り、時代に即した実効性のある人権行政を積極的に推進していくため、人権尊重のまちづくり推進基本指針を策定し、また子どもの人権が最大限尊重され、子どもが健やかに育つことができる社会、親が安心して子どもを産み育てることができ、子育ての喜びや楽しさを実感しながら、親の能力や可能性を見出すことができる社会の実現を目指すため、次世代育成支援対策行動計画及び子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援に関するさまざまな施策を行っております。

このことから、子ども条例につきましても、現在県内4つの市町で制定されておりますが、本市では、当面制定の予定はございません。しかしながら、制定の必要性も含めて、今後研究させていただきたいと考えている次第でございます。

続きまして、中学校の図書司書の配置についてのご質問にお答えいたします。

現在、中学校の図書館業務については、学校事務補助員が図書整理など一部の業務を兼任して行っており、平成25年度から市民図書館司書が週3回、学校支援業務としてその業務をサポ

一トしているところでございます。これにより、開館日、開館時間を増やすことができるとともに、書架の配置の工夫や特集コーナーの設置など館内整備を行えるようにできるようになり、生徒が読書する機会が増え、利用する生徒の数も、生徒の読書の量も増加してきております。

請願書にもありますように、学校図書館は、読書センターとして、また学習、情報センターとしての機能を有し、学校の教育活動推進のために果たす役割は大変重要であり、その機能の充実のために図書司書が果たす役割は重要であることも十分認識しております。

今年度、4中学校が市教育委員会指定のコミュニティスクールとして始動したところであり、今まで以上に学校、家庭、地域の結びつきが強まるものと期待しております。今後はその学校運営協議会や地域、ボランティア団体等の協力などについても教育委員会や学校に検討をお願いして、中学校図書館がさらに充実していきますよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、子どもの医療費の助成拡大についてのご質問にお答えいたします。

本事業につきましては、県の助成を基礎に、市町村の条例により実施している事業でございます。本市におきましては、市単独事業として県の助成事業より対象年齢を拡大し、入院に関しましては、平成24年7月に小学校3年生まで、さらに昨年7月に小学校6年生まで助成拡大を行ってきたところでございます。

本来であれば子どもの医療は福祉の根幹にかかわる問題であり、さらに子育て支援は国家的な課題でありますことから、全国どこでも平等に充実した医療が受けられるよう、国の負担で全国一律の子ども医療費助成制度の創設が必要と考えておりますことから、機会があるごとに市長会等を通じて強く要望してきているところでございます。

また、子ども医療費等の助成の地方単独事業は、その医療費に対する国民健康保険事業への国、県からの交付金等が減額され、国保財政も一層圧迫することにもなっておりますので、このことにつきましても減額措置がなされないよう要望しているところでございます。

ご質問の入院だけではなく通院までの拡大を実施する場合がありますが、相当額の一般財源が必要となり、現時点では非常に難しいところにあるのではないかとというふうに考えておる次第でございます。

しかしながら、福岡県において、平成28年度から、詳細はまだ不明でございますが、助成拡大の検討がなされており、また春日市においては、6月議会で中学校3年生までの入院に関する助成拡大が提案されている状況でございます。今後も県及び他市町村の動向を見ながら、引き続き子ども医療費の助成拡大について研究し、進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存でございますので、よろしく願いいたす次第でございます。

ます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） それでは、3件目の中学校給食の導入に向けての計画ということでございまして、私のほうからも回答を申し上げます。

ただいま芦刈市長答弁でもなさいましたけれども、これまでに何度となく議会で一般質問等をお受けしておるところである案件でございます。そして、今般、芦刈市長から教育委員会へ、中学校給食の実現に向けた検討を始めるように意見具申を受けたところでございます。

ここで、学校給食法第2条にある学校給食の7つの目標というのがございます。簡単に説明させていただきますと、健康の保持増進、健全な食生活を営む判断力の育成、明るい社交性を養うこと、生命及び自然を尊重する精神の養成、勤労を重んずる態度の育成、伝統的な食文化への理解、食糧生産、流通、消費についての正しい理解などが挙げられております。このような学校給食を活用して食に関する指導の充実を図ることもでき、また学校の全ての教育活動を通して食育を推進することが重要であると考えております。

つきましては、平成7年に教育委員会規則で太宰府市立学校給食改善研究委員会を設けておりまして、この委員会が5年ほど開催されておりましたけれども、現在は休止中でございます。この委員会を改めて開催するために、委員の選任など事務作業を進めてまいる計画といたしております。

以上のとおり、ご質問につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 答弁は一括ということですので、一括して再質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 議長、質問通告出しました項目によりましては、もう質問ではなく要望の部分もありますので、まず項目によっては要望を述べさせていただきまして、その上でちょっと幾つかの項目、質問をさせていただきたいと思っておりますので、この場でですね、2回しかできませんので、そういう形で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、子育て支援の問題につきましては、やはりこれはもう要望にとどめますが、仕事を復帰しようとしても、保育所を申し込んだら、いっぱい入れない、預けられない、働けない、収入が途絶えるというような問題もあります。そういう部分では、届け出保育所に通園してもらうときには保育料の補助なども行うといったような政策も考えられるのではないかと思います。

この4月から子ども・子育て支援法が制定され、太宰府市でも子ども・子育て支援計画がつくられました。昨年の一般質問でも待機児のことは取り上げられておりますが、ごじょう保育

所開所後に解消できなかつたときは計画を見直すことになるかと部長も回答を当時されておりました。5年したら子どもの数も落ちついてくるとかですね、子どもが減ったときの対応がまた問題になるとか、そういったことで先延ばしをせずに、現実的に今保育園に入れなくて困っておられる子育て世代の方がおられる、そういった方の生活にも影響が出ているということを考えてまして、毎日子どもたちの成長が安心して保育園に預けられることで果たされるような太宰府市の保育環境の整備を求めておきたいと思っております。

そして、2件目につきましては、先ほど市長、戸別の受信機ではなく、そういった今施政方針で述べられた部分でということでありましたけれども、その理由の中で最後のほう言われた電池の交換とかそういった部分がということを言われておりましたけれども、電池の交換というのは、何も戸別受信機だけではなくて、日常、例えばテレビのリモコンだったりそういったことで往々にしてあるわけですから、決して負担になるようなことではないのかなとも思ったりもしますので、この辺は再度検討していただきますよう要望いたします。

3件目、4件目につきましては、ちょっと質問がございますので飛ばさせていただきます、5件目の地域コミュニティの問題についても要望で終わらせていただきますが、これまでもコミュニティセンターの問題取り上げてきましたけれども、国士舘大学の跡地の購入や総合体育館体育複合施設の建設が進む中で、それぞれコミュニティセンター、太宰府市においては校区自治協議会の拠点になるのではないかとということが、調査研究を行うと過去回答されております。今2つの施設、太宰府南コミュニティセンターとハードということで建物は3つありますが、そこに南児童館に配置されている地域活動指導員ですね、そして社会教育主事など専属で配置して、自治会、校区協議会の役員の方に相談に乗る、また地域の特性を生かした事業の提案、助言を行うなどしていく必要があると考えます。自治会活動、校区協議会活動、そしてコミュニティスクールに取り組む全ての地域をつくっていく活動ですので、そこをつなげていくためにも専門家の配置、重ねて要望しておきます。

6件目の行財政改革についてでございますけれども、正規職員については、この4月、採用がありましたけれども、退職者数を下回る数となっております、10年後の職員体制が本当に大丈夫なのかということも不安があります。また、全体的に人が足りないということも耳にしておりますし、先ほど市長はアウトソーシングという言葉ありましたけれども、実際市役所の中のさまざまな業務を非正規といいますか、委託の職員の方が支えておられますが、他の自治体と比べてその報酬がどうなのか、福岡県下の最低賃金と比較しましても、最低賃金ぎりぎりのような賃金で働いておられないのかとかですね、そういった部分は今後引き続き調査が必要であると考えますので、その点については今職員組合のほうでも非正規の方にアンケート調査を行っているということを知っておりますので、そちらのほうも参考にいただきながら改善してもらいたいということを要望しておきます。

子ども条例につきましても要望です。

昨年行われました人権まつりでも子どもの人権を取り上げたブースがありました。子どもの

権利条約にある意見表明の場がつくられておりましたけれども、市長は今子ども条例の予定等は当面予定ないという答弁ありましたけれども、ぜひですね、市内には子どもにかかわる団体たくさんあります。そこにまず声をかけていただいて、子どもの現状を語り合うことから始めて、子どもの今の状況をですね、リアルに交流しながら、太宰府市にとって子どもが成長する上での環境整備や支援が必要ないのかを洗い出していくことから始めてもらえたらと思いますので、今回は市長就任に当たられましての提案という形で、その点要望しておきます。

図書司書の配置についても要望でさせていただきますけれども、実際に今図書司書の配置につきましても、市民図書館の司書の方が書架の整理や本の案内表示などを行っておりますが、時間が足りないという話も耳にしておりますし、また子どもの認識の中では時々図書室にいる人というような認識もありまして、なかなか専門のその仕事を生かしていないという実情もあるようであります。早急に専任の司書を配置していただいて、教育集団の一人として活躍できるような環境整備、要望しておきます。

そして、乳幼児医療費、子どもの医療費の問題ですけれども、もう既に春日市ではこの6月議会に太宰府市よりも一歩進んだような提案されておりますけれども、市長会として県、国に要請を続けられて、進展しているということも理解いたしますけれども、子育て世代を取り込む施策としてではなく、今子育て真っ最中の世帯に対する負担軽減、また子どもたちの病気の早期発見、早期治療に結びつくということは、これは施策の上では医療費が、ひいては予防に力を注ぐという部分では医療費削減の効果もあると考えますので、実施を重ねて要望しておきたいと思います。

その上で、中学校給食と観光政策につきまして、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、市長、教育長からご答弁もいただきましたけれども、これまでも平成17年の特別委員会において、ランチサービスが望ましいという結論が出たことから、完全給食への調査研究がしばらくストップしていたという経過があります。しかし、現在の社会状況、家庭状況、子どもを取り巻く状況を見ても、今こそ中学校給食というのは必要なものであるという声、この間日本共産党市議団も取り組みました署名でも4,865筆署名として寄せられました。市長も公約に上げられ、当選をされたということから、市民の皆さんからは、今中学校給食への実現が前進していると期待の声も寄せられております。ぜひ署名の数、市民の声、中学校給食を公約に上げられた市長の誕生という事実を、ぜひ教育委員会も受けとめていただきまして、前向きに進めていただきたいと思いますが、先ほど教育長の答弁でございました委員の選任について、具体的にタイムスケジュールとしていつごろまで委員の選任を終わらせて、その委員会がスタートしていくのかということ再度ご答弁いただきたいと思います。

それと、観光政策についてですけれども、この1年間、西鉄さんとの連携もありまして、博多駅・空港までの直行バスあるいは西鉄福岡駅からの直行列車の増便など、来客数が増えたのではないかと考えます。しかし、地元住民の方の日常生活への影響は出ていないのか、現実に渋滞や子どもの通学路の安全確保など、この間議会の中でも幾重にも議論されてきた課題、ま

すます強まっているのではないのでしょうか。

先日、名護市の元教育次長の方が言われておりましたけれども、沖縄県では今観光客数が4月に700万人を突破して、次は1,000万人を目指しているそうですが、その方が沖縄にずっと住み続け、沖縄の自立を考えたときに、観光は主産業ではなく副産業で、人が来過ぎることで豊かさを失う地元住民への大きな影響も出ているというような話をされていました。

今回の施政方針を聞きまして、観光客数の増加という言葉、2回出てきておりますが、滞留時間の延長、滞留型観光も上げておられることから、増加よりも質に転換をする時期に来ているのではないかと思います。商工、観光協会、ボランティアセンター、歩かぬ太宰府、国立博物館との連携をさらに強め、歴史と文化のまち太宰府をゆっくり楽しんでいくための方向に転換をするべきであると考えますが、その認識をお伺いしたいのと、今市長の答弁では、820万人という数字が上げられてきましたけれども、太宰府市の現状として、どの程度の観光客数の受け入れが可能なところであるのか、地元の太宰府で暮らす住民の皆さんの生活に影響が出ない程度の観光客数の適正な人数というのは市役所の中で検討をされたことがあるのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 3件目、4件目の回答をお願いします。

3件目。

市長。

○市長（芦刈 茂） 私のほうから先に太宰府についてご回答させていただきます。

給食についてでございますが、私は、子育て世帯のこの中学校給食についての要望というのは、本当に大きなものがあると感じております。選挙期間中も私がこの発言をしておりましたら、幼稚園のお迎えをしているお母さんたちが、私たちももう諦めていたと。このことを言っても実現してくれるような方向になっていないというふうなことを再三再四聞いております。一番やはり実現したいのは、私、中学校給食。福岡市と筑紫野市が完全給食であります。春日市、大野城市、太宰府市がランチサービスになっておりますが、現在の状態は太宰府市はとて少ない状況だと認識しております。このことについては、何年ということは申し上げませんが、なるべく早く、早急を実現する方向でお願いしたいということを教育部のほうにお願いしている次第でございます。

あと、観光のことでございますが、ご存じのとおり、韓国でMERSとい感染症がはやっております。今日の新聞にも載っておりましたが、中国のクルーズ船がもう韓国に寄らず、福岡に来るという事態が非常に増えて今後いくだろうというふうなことが、もう直近これからの先、目に見えてくるわけございまして、見ていますと、やはり中国観光客の増加というのは極めて参道周辺では拝見するような時代になっているのではないかというふうに思っている次第でございます。

また、今年、日本遺産に西の都・太宰府ということが認定されまして、それに伴う観光客のアップ、あるいはそれを促すためにもいろいろな形で日本遺産についての取り組みというのは

しっかり今年の大きな流れの水城・大野城・基肆城1350年と並んで、この秋の大きな課題になってくるのではないかというふうに思っております。福岡に來れば、大体太宰府にはほとんどの方が來られるという状況の中で、私としては、今藤井議員がおっしゃられたようなことを含めまして、今の太宰府の観光推進の基本計画と観光協会や民間団体、天満宮さん、いろいろな形であわせた観光推進にどうするかという議論ができる組織づくりというのをオール太宰府でつくっていききたいというふうに考えているということをございまして、いろいろなご意見、参考にさせて、今後進めていききたいと思っておりますので、よろしくお願ひする次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） それでは、私のほうから、先ほどご質問の学校給食改善研究委員会のスケジュールも含めてご回答申し上げます。

この委員会そのものはですね、ちょうど20年前に私が担当しておったときにつくった委員会でございます、それなりのその当時の状況もあってこの委員会を立ち上げました。それを再度また開催しようというもので、委員会そのものは委員さんたちの報酬等必要でございますので、9月議会で報酬等の予算を計上して、可決いただければすぐに開催するような運びでいきたいと思います。

ただ、それまでの間には、もう開催すればすぐ動き出せるような形で事務局としてですね、もう少し、既に近隣の調査等をしておりますけれども、じゃあ予算等必要なものがどのくらいなのか、具体的なもの等も含めて事務調査して、議題として上げられるような形の作業を行ってまいりたいと思っております。

先ほどおっしゃいましたように、4,800名を超える署名というのを先ほど市長さんとですね、一緒に受け取っておりますので、そのときにも市長さんの今の思いも伝わっておりますので、そういう形でスピード感を持ってやりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 観光の入り込み客数の想定という適切ということにつきましては、私どもは算定等はいたしておりません。ただ、考え方といたしまして、よくご存じだと思います。火山の噴火でございますとか、いろいろな自然災害、そういったものによっていろいろな入り込み客数も大きく影響を受けるものと考えております。おっしゃっておられますように、来訪者数は一つの指標というふうな形で私どもも考えておりますが、まさに質の向上、そういった滞留型の観光を推進しまして、歴史、文化をまずは知っていただいたり、また地元のボランティアの皆さん、いろいろ学習していただいたことを解説していただいたりとするような発表の場でございますたり、そういうふうなこと、また広く知っていただく。また、それが地域経済の活性にもつながっていくというところで、今後も質の向上を目指してまいりたいという

ふうと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

以上で会派日本共産党太宰府市議団の代表質問は終わりました。

ここで11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会派真政会の代表質問を許可します。

16番門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 議長より質問の許可を受けましたので、通告しております平成27年度の施政方針につき、真政会を代表して質問します。

まず、高齢者福祉の推進における配食サービス事業についてです。

同事業は、在宅生活支援充実のためといいますが、直接各利用者へ届ける車に弁当を積みかえる場所が不衛生であり、労働環境も劣悪です。先月までは西鉄都府楼前駅近くの国道3号線高架下が作業場所でしたが、雨、風、寒さ、粉じんに直射日光と、およそ食品を扱う環境ではありませんでした。現在は西鉄都府楼前5号踏切横の県道高架下へ移動しています。所管課からは、前よりはよくなると聞いていたので、現地に行ってみましたが、前よりも悪くなっています。雨、風、ほこりは同じですが、作業エリアが全く舗装されておらず、風が吹くと土ぼこりが舞い、雨の日はぬかるみになります。土の中には雑菌が多くいます。普通、健常な人には影響がないと思いますが、体が弱った人や高齢者には危険です。また、天井や柱のコケやカビも気になります。そもそも作業台さえ用意されておらず、仕方がないのでスタッフが持ち込んだと聞いております。

高齢者支援計画では、生活支援のサービスの1番目に配食サービス事業が載っています。ここでは栄養バランスのとれた食事を宅配するとしていますが、食の安全はどうなのでしょう。このことについて市長のご見解を伺います。

次に、防災・消防体制の整備充実について、3点伺います。

まず、コミュニティ無線についてですが、晴天時ですら聞き取りにくいという問題は解決したのでしょうか。このまま今後も増設していく方針なのか、伺います。

2点目は、ため池周りのフェンス設置についてです。

市内のほとんどのため池ではフェンスが設置されていますが、一部ないところもあります。今後の計画をお聞かせください。

3点目は、松川ダムについてです。

今まで議会でのご答弁では、ダム及び浄水場自体は必要であり、維持していくとの内容を何度か伺っています。しかしながら、ダムの現状は、長年の流入で土砂が堆積し、かなりの部分が湿地状態になっています。近隣住民は、悪臭や蚊の大量発生にさらされ、改善を訴えておられます。今後の対応についてお聞かせください。

次に、生涯学習の推進の中の体育複合施設について伺います。

工事価格について、契約額は税込みで27億9,720万円ですが、追加の工事などでこれ以上増えるようなことはないのか、伺います。

次に、学校教育の充実について伺います。

施設の老朽化に伴う改修についてですが、国分小学校の体育館は、10年以上前から雨漏りが続いています。利用時の転倒や床板の腐食、ゆがみも心配ですが、既に各種行事にも支障が出ています。補修の予定等について伺います。

最後に、情報の共有化と活用について伺います。

情報通信技術の推進についてですが、行政の効率化や住民サービスの向上は、IT関連技術の活用にかかわっていると言っても過言ではありません。本市では、平成15年に太宰府市高度情報化推進計画がつけられました。その後何らかの改定や新しい計画の策定などがあつたのか、お聞かせください。

自治体における情報処理関連の経費は今後もますます増えていくと思います。複雑かつ専門化していくこの分野に対して、全て業者任せではなく、ユーザーサイドから一定の判断を行う、あるいは業務によってはオリジナルのシステムが開発できるような専門の部署を設けるべきだと考えますが、市長のご所見を伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ただいま施政方針に関することについて、市議会会派真政会を代表されまして、門田直樹議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、高齢者福祉の推進についてのご質問にお答えいたします。

本市の配食サービス事業は、高齢者等のひとり暮らしの方などに夕食を配食することにより、食の確保とともに安否確認を行っております。現在、1月1日から3日までの3日間以外は、土、日、祝祭日を含め毎日配食いたしている状況でございます。配食しております弁当につきましては、配食業者選定の際に、食材確保及び食の安全性を十分に検討の上、信頼の置ける事業者に配食の委託を行っております。

また、各家庭に配送する際、市内を4つのルートに分けて、各配送車で行っております。本来、弁当をつくった工場もしくは配送センターから委託業者が直接各家庭に配送するのが基本ですが、現状といたしましては、本市が積みかえ場所を提供し、当初建設中の体育複合施設内にごございました看護学校建物跡の軒先を利用し、積みかえを行ってまいりました。昨年、体育複合施設建設に伴い、その建物を解体することになり、一年中使用できる積みかえ場所を



探し、昨年11月19日から西鉄都府楼前駅近くの高架下を確保し、提供してまいりましたが、この場所は高架が高く、雨風が吹くときには雨が降り込むとのことで、配食業者と協議の上、今年の5月28日から現在の場所に移転いたしました。しかし、議員ご指摘のように食品でありますので、皆様にご不安を与えるようなことがないよう現地の簡易舗装工事を行いますとともに、よりよい積みかえの場所として公共施設などの利用を検討してまいります。

続きまして、防災・消防体制の整備充実についてのご質問にお答えいたします。

まず、1項目めのコミュニティ無線につきまして回答いたします。

現在市内86カ所に設置いたしておりますコミュニティ無線は、災害情報の伝達手段、また平常時は地域コミュニティの情報伝達手段として利用されております。本市のコミュニティ無線は、国の全国瞬時警報システムJ-ALERTと連動しているため、風水害のみならず、地震発生時などの緊急時においても重要な伝達手段の一つであると考えております。

このため、平成18年度の設置以降、聞こえにくい地域などに増設を行い、本年度予定しております15カ所の増設で一定の整備を終わらせたいと考えております。ただし、天候や地形の関係で市内全域で明瞭に情報を聞き取ってもらうことは困難でありますので、新たに導入しました電話やファクス等への直接情報を伝える災害情報システムの利用など、緊急時にはさまざまな形で市民の方へ災害情報を確保できるように努めてまいります。

次に、2項目めの……。

(16番門田直樹議員「私、個別って通告してなかったですか」と呼ぶ)

○議長(橋本 健議員) そうです。

(16番門田直樹議員「個別でしょ。だから……」と呼ぶ)

○議長(橋本 健議員) 答弁、項目ごとでしたね。

(16番門田直樹議員「項目ごと」と呼ぶ)

○議長(橋本 健議員) 失礼しました。

(16番門田直樹議員「それじゃあ、配食サービスで一回」と呼ぶ)

(市長芦刈 茂「はい、わかりました。どうぞ」と呼ぶ)

○議長(橋本 健議員) 項目ごとにいきます。

再質問はありますか。

16番門田直樹議員。

○16番(門田直樹議員) ありがとうございます。

この配食サービスを数としては全人口から比べるとそんなに多くないけれども、それはわかっているんですね。しかしながら、市長も今ご答弁されたように、安否見守りとセットになると。どちらが先ではないと思うんだけど、そういう在宅、つまり自分が住みなれたところで暮らしていくということを支援していく大事な事業だと思っております。そういうことで、先ほど言いましたけれども、この支援計画のこの生活支援サービスの筆頭に上がってき

たのもそういうことだろうと思うわけですね。

しかし、物を積みかえということで、最初のころはよかったというふうに聞いております。今言われた看護学校跡地の元包括支援センター、移動しましたけれども、そこであるとか、あるいはもう一つの建物の軒先とか、少し奥まったところまで使ってやっていて、何ら問題なかったと。ところが、あそこが工事で使えなくなったときからいわゆるまほろばの里大蔵さんの前ですね。市長も一度ごらん、道を通るときに見えていますからね。車がいっぱいとまっている一角のスペースですけども、雨風はもちろんのこと、直射日光ももろに入るし、車はひっきりなし通っていますから、ほこりもよく立っていますよね。まず、何よりもみっともない。太宰府市が、市長は今度福祉を非常に重視されるということで伺っておりますけれども、太宰府としてあんなところであんなことするというのは、もうちょっと。だから、今度もっと目立たんところに動かしたのかなとつい思いたくなるようなところで、新しいところも余りいい環境とは思いません。

で、幾つか聞きたいんですが、まず今の場所ですね。通古賀のいわゆる5号踏切の横はいつぐらいまで使う予定なのか。

で、今体育複合施設が結局あそこができて上がることになると思いますが、その後の考えですね、がどうなのか。

また、配食サービスのときには必ずその安否確認というのがセットって今言いましたけれども、不在のときはどういうふうにされているのか。

もう一つ確認のために、この事業主体ですね。この事業主体は市であると思いますが、間違いないのかということについて、まずお聞かせ。

それともう一点、この支援計画の中で、第5期、平成26年度までがこの単価が150円ですが、第6期、平成27年度から216円になっておりますが、この内容についても説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私のほうから最初に答弁させていただきます。

私、ご指摘いただきましたところ、実際に参りました。都府楼駅前には本当に高架が高く、上の屋根はあると言っても、もう雨風は本当に吹き込むところでありました。今現在行っているところの通古賀の高架の下も実際見てまいりましたが、確かにご指摘のとおり、下が舗装されていないという状況の中で、台の上で一回おろして、それを配送の車ごとに振り分けて、何台か出ていくという現状の中で、本当にご指摘のとおり、ほこりというのは大きな問題であるということで、早急に簡易舗装に取りかかるということを決めて考えている次第でございます。

あと、具体的なことは部長から回答します。

○議長（橋本 健議員） ちょっと待ってください。

ちょっと済みません、私、勘違いしております、1問目は一括しての答弁でございませ

て、再質問、それから再々質問から1件ごとというふうな手順になります。

(16番門田直樹議員「了解」と呼ぶ)

○議長(橋本 健議員) はい、私も間違っておりました。失礼しました。

ここまでやりますか、じゃあ。

市民福祉部長。

○市民福祉部長(中島俊二) まず、1点目の現在の場所をいつまで使用するのかということですが、体育複合施設の建設に向けまして、もともと使っておりましたところが使えなくなったということで、ずっと使える、一年中使える場所ということで探したわけでございます。一度は現在といたしますか、まほろばの里大蔵前ですね、高架下に行ったわけでございますけれども、おっしゃいますように、天井が高過ぎることがございましたので、それから今の場所を探しまして、専用のフェンス等設けまして、そこ専用に使えるところで提供をしておるところでございます。

今市長が申しますように、市長も見ていただいて、簡易舗装をなさいということでございますので、早急に簡易舗装をするように考えております。

いつまでそこにするのかということですが、最初の市長の答弁で申し上げましたように、今後、公共施設の利用も含めて考えていきたいということで、当面は現在の場所で行っていききたいということで考えております。

次に、2点目の不在の場合はどうするのかということですが、安否確認の流れとしましては、基本は弁当を配達員さんが手渡しで渡していただいて、不在の場合は約束しております場所に置いてくるということにしております。その後、配達員さんがその方にお電話をして確認をします。それでも不在の場合は、事業所のほうから本人さんへ電話をしまして、安否の確認を行っているということでございまして、これまで特に問題となったケースはございません。

それから、3点目ですけれども、事業主体は市なのかということですが、市でございます。以前は社会福祉協議会のほうに配送の委託をしておりましたけれども、その時点から市の事業でございまして、今回民間の弁当屋さんにかわっておりますけれども、それにつきましても市の主体事業でございます。

次に、金額の問題でございますけれども、150円が216円になっているというご指摘でございますけれども、その216円っていいいますのは、市のほうが配送料として業者のほうに払っている金額でございます。1食460円の弁当を配食しておりますけれども、その弁当の食材費につきましては、ご本人さんから自己負担という形でお支払いいただく。ただ、配送料200円プラス消費税の216円ですけれども、その分につきましては市のほうが業者のほうに支払うということで216円になっております。

以上でございます。

○議長(橋本 健議員) 再々質問までお受けしたいと思います。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。

委託の分が上がったというふうに関こえたんですが。まず不在のときは置いていくというのは、それはそういうふうになると思うけれども、なぜ聞いたかという、結局は配食サービスといますけれども、安否が何か難しい面があると、いや、これは安否確認だというふうなことをよく聞くわけですよ。じゃあ、これは要らんのかという、決して要らんわけではないですよ。どれぐらい食べたかとか、手をつけられたかとか、そういうこともやっぱり安否の確認の中の大事な要素だとは思いますが。ということで、この配食とその安否確認というのは不可分だというふうなことが私は言いたいわけですよ。

で、問題は、太宰府市には公共施設よね、学校まで含めると60近くの施設があると思いますね。その中で、確かに年中無休というのはなかなかないかもしれないけれども、何も年中無休じゃなくても、だめなときはここを使うとかというふうな例外を設ければいいだけであって、そのことで直ちにここがだめとかというのは少しちょっと考えが難しいような気がいたします。

しかしながら、まずこの看護学校跡地が全部終わったら、つまり体育館等々完成して、あるいは包括支援センターの跡地の利用の幾つかの案があるようですよけれども、その辺のところができ上がった時点で、今一番最初に市長から答弁いただいたように、検討をしていただきたいということをお願いいたします。これに関しては回答は結構です。

コミュニティ無線まで説明受けたんで、はい、一旦座ります。

○議長（橋本 健議員） 引き続き、2件目の2項目め、ため池周りのフェンス設置についてからの答弁をお願いいたします。

（16番門田直樹議員「じゃない。コミュニティ無線。いや、まで説明受けましたから、どうする。なら、説明だけ先に」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） はい、回答をお願いします。

はい、2件目の2項目め。

○市長（芦刈 茂） 次に、2項目めのため池周りのフェンス設置についてですが、太宰府市内のため池は、調整池も含めると80カ所ほどあり、そのうちフェンスを設置しておりますため池は35カ所となっております。

フェンスの設置につきましては、市街地に近く、子どもたちの遊び場所となる可能性がある箇所や多くの市民、観光客が散策される箇所から、順次立ち入り防止のため整備を進めております。

今後につきましても、市民の安全・安心を確保するため、住宅に近いため池から優先的にフェンス設置を進めてまいります。

次に、3項目めの松川ダムについてですが、この件につきましては、平成23年6月議会におきまして、小島議員から同様のご質問を受けていた経緯がございます。ご指摘のように、地域

周辺の皆様方には不快な思いをされているということで大変申しわけなく存じております。ダムをしゅんせつするためには、一旦たまった水を落とすことになり、その間の降雨次第では、給水に影響を与えてしまうというリスクも含んでおりますので、その判断には慎重を期する必要があると考えております。そういった状況を踏まえまして、現在では大山ダムの完成によって厳しかった水事情から一転して余裕が生じるまでになっていますことから、本年度において松川ダムの堆積測量調査を行い、その成果をもとにしゅんせつ工事の判断を行いたいと考えているところでございます。年度内にはしゅんせつ工事の実施判断ができるものと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、生涯学習の推進についてのご質問にお答えいたします。

体育複合施設の工事価格でございますが、当該施設は平成28年2月29日までの工期で、契約額27億9,720万円で、現在工事は進んでおります。私が市長に就任しましたその日、4月30日に現地に出向き、工事内容の見直しが可能かどうかの検証に参りました。庁舎内でいろいろな議論をしましたが、その結果、工事の進捗は施工者における下請等への発注は既に5割を超えており、工事を中止するのは現実的ではなく、また建物の用途を変更するにしても、既に設置している基礎構造が大型空間としての設計になっており、他の施設への変更も困難であることがわかりました。そしてまた、片方で、就任以来たくさんの方のご意見を伺う中で、何よりもこの施設を心待ちにしている多数の方がいらっしゃることもわかりました。これらのことを総合的に勘案した結果、この施設は建設を進めていくべきではないか、中止というのは現実的ではないし、中止は私としてはいろいろな意味でできないということを全員協議会で表明させていただいた次第でございます。

しかしながら、アリーナの空調や移動観覧席など施設の活用に当たって不足している設備があることも事実でございます。これらについては、策定を急いでおります活用計画、運用計画をもとに、その内容を点検、精査しながら、無駄がないように適切に建設を進めていきたいと考えております。

なお、活用計画、運用計画は、別途議会に説明する機会を設けるとともに、市民説明会も開催しておりますので、何とぞこの件についてのご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

続きまして、学校教育の充実についてのご質問にお答えいたします。

老朽化に伴う改修についてでございますが、ご指摘の国分小学校体育館は、昭和58年3月に建築した築32年を経過する建物であり、屋根防水層の経年劣化により、風向きや強い雨の日に雨漏りしやすい状況になっているものと認識しております。雨漏りしているという報告を受けたときには、職員または業者に依頼し、応急修理を行っておりますが、現地を確認しても、どの箇所から雨漏りしているか、判断が難しい状況でございます。

この雨漏りの問題を解消するためには、全体的な屋根の防水工事をやり直す必要があります。このため、基本的には国の交付金を活用した大規模改造工事により抜本的な改修を行いた

いと考えておる次第でございます。今のところ平成30年度前後に実施する予定としておりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと考えております。

最後に、情報の共有化と活用についてのご質問にお答えいたします。

情報通信技術の推進につきましては、ご指摘のように、行政の効率化や住民サービスの向上にICT関連技術の活用は不可欠でございます。現在、情報通信技術の推進に関しましては、文書情報課で担当いたしており、住民基本台帳関連システム、文書管理システムなどの総括のほか、庁舎内外のネットワークの管理などを担当しています。また、各課が業務で使用する各種システムの新規導入及び更新に際して、調達事務及び導入後の安全稼働の支援も行っております。今後ともICT関連技術を活用するに当たっては、当該業務を遂行し、かつ業務内容に精通した各部署が企画立案し、全庁的な調整、支援機能を文書情報課が担うという現在の体制が望ましいと考えております。

なお、文書情報課の職員は、一般採用の職員であり、システム運用管理については専門的な職員の雇用は行っておりません。システムを提供、販売する事業者と対等に協議し、よりよいシステム管理運営を実現するためには、専門的職員の育成は今後の大きな課題の一つだというふうには認識いたしております。

以上のことを考え合わせますと、現組織のままとし、将来的に専門職員を充足して組織の強化を図っていくことが望ましい姿であるというふうと考えておる次第でございます。

以上のように、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただきます、一層の努力をしてまいります所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2件目について再質問はありますか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） コミュニティ無線についてですが、聞こえる、聞こえないというのは主観が入るので、なかなか役に立つ、役に立たないと同じような話ですね。この音声について、専門の機関、例えば音声研究所とかあるんだけれども、その波形なんかを見れば、これが情報の伝達手段として耐え得るか、そうでないかというのはわかると思うんですね。そういったふうな研究をされたのが1点。

それから、今までのような文章を伝えるのではなくて、何か信号のようなですね、工夫をしたり、あるいは回数を工夫したり、間隔を工夫したり、そういうふうな研究をされたのか、そこをまず聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今言われましたような専門的な音声の波形調査、そういったものは実施はしておりません。ただ、ご存じのように、毎日ですね、夕方5時のチャイム、またいろいろな例えば土曜開庁の放送でありますとか、そういったものをする中で、たくさんのご意見をや

っぱり市民の方からいただいております。そういったものを参考にしながら、この整備というのをこれまで進めてきた経緯がございます。一つはそういうことです。

それと、信号についてですけれども、これにつきましては例えば避難勧告でありますとサイレンであるとかですね、そういった音声を取りまぜた放送手段を用いるようにしておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 待ってください。

2項目め。

1項目、2項目、3項目を含めての再質問になっておりますが。

（16番門田直樹議員「ああ、3まででね」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） はい。

再々質問になりますが、いいですか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 1点目のコミュニティ無線ですけれども、今言っているのはそういうふうなパターン化したのはわかるわけですね。リズムだけ何となくこういうことを言っていると。だから、何度も言いますけれども、だから5時の何かな、音楽というのは誰でもいつも聞いているからわかっているわけですね。それはわかる。じゃなくて、何かを伝える伝達の方法としてはちょっと問題があるんじゃないかということをつつしとるわけですね。

それから、ため池周りのフェンスは、市長のほうから今後もやっていくということで、よろしく願います。特に所有が市に移った分ですね、これはもう何か水難等があれば、直接市の責任も問われますので、これは早急をお願いしたいと考えております。

3点目のこの松川ダムですけれども、平成25年9月の不老光幸議員の質問の中でもですね、このダムの必要性とその存続、縮小とか廃止についても検討をするというふうな、これご回答が検討課題だということで、そういうふうな検討をされて、また早急に進められるというふうなお答えがありましたので、これもよろしく願います。

次、いいですかね。

○議長（橋本 健議員） 松川ダムはもういいですね。

○16番（門田直樹議員） もう、回答は要りません。

○議長（橋本 健議員） はい。

3件目に移ります。

3件目についての再質問はありますか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 体育複合施設ですけれども、これも少しだけ聞きます。

まず、空調設備とその移動観覧席、それと雨水ろ過設備、この3つに対してやはり必要じゃないかということですが、まず確認したいのは、そもそもこれは建設本体と不可分だっ

たろうと思うわけですよね。それが何で今ごろなのかというのがまず聞きたいんですが、まず全部でき上がった後にこれをつくるのと、それと今工事の途中でですね、今何とか補正通してつくるのと、どれぐらい金額の差が出るのかというのをまず聞きたい。そこだけまずお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） もう一回ちょっと振り返りますが、全員協議会で体育館建設について、先ほどご回答申し上げましたように、いろいろな報告を、あるいは考えを表明させていただきました。まず、現在、今ありましたように、3割の建物完成が進んでおり、7割の手配が終わるとするというふうな流れの中で、現実的に中止と、あるいは違約金を払ってまで中止をするというのは、市政責任を持って運営をしなければいけない私の責任として現実的な選択ではないということ、中止できないということをもって、私は中止しないということは申し上げました。ただ、それはただそういう結論だけではなくて、議会でも議論していただき、市民にも説明会をするという過程を経るということ、そして体育複合施設ということですから、福祉、文化、環境、コミュニティ、あのエリアの中で全体のこととして位置づけをもう一回したいという思いを持っておりまして、私も議員時代から運営費幾らかかるかというふうなこととか、関連していろいろな設備がまだ必要じゃないかということも議論してきて、そのあたりの皆さんご承知かと思うんですが、そういうふうな形でもう一回体育複合施設としての位置づけをし直すということで、活用計画、運用計画、はっきり言って出ていない状況を私は具体的に例えば私たちももう3年間にわたって4,600万円から8,500万円という回答はありましたが、どういうふうな活用計画、運用計画をどうやって立てるのかということも含めてですね、この体育複合計画については進めていくということを表明させていただいたわけでございまして、私は体育館建設について、選挙中、反対ということは一度も言ったことはありません。このことは皆様ご存じだと思います。ただ、いろいろなことは見直すということは言いました。そういうことを具体的に大きい枠としてはそういう形で進めていきたいという思いを持っている次第でございませぬ。

そしてまた、なおさらそういう位置づけをすれば、防災、文化、そのあたりの施設としてこの施設を考えますと、やはり空調施設、椅子の装置、いろいろな関連した附属設備というのがどうなのかということは今議会には提案しておりませんが、しっかり議論して、あるいはそういう議論を皆様にもしていただきたいわけですが、そういう議論をした上で、しかるべきときに提案させていただきたいという考えでおる次第でございませぬ。今のところはっきりしているのは、もう議論ずっと出てきて、具体的には空調設備と椅子の関係で1億5,000万円何がしかの金額はかかるというふうなことは具体的な数字は出ているかと思ひます。

本来的に先ほどおっしゃいました不可分ということ言えば、はっきり言ひまして17億円が22億円になり、27億円になり、32億円になっているという現在、やっぱり私の責任でこれをどう進めていくかというのは、しっかり市長になったわけですから、しっかり市民の皆様のご理



解もいただきながら考えていきたいと思っておりますし、いろいろな施設、設備、必要なもの、あるいは包括支援センターの今の現状をどうするか、そういうことを含めて体育複合施設、あのエリアの複合的な活用についてですね、しっかり考えていきたいというふうに考えておまして、本来的にはやはりセットで、少しずつ、少しずつではなくて、やっぱり全体像はこうなんだという形で提案が私はなされてなかったのは残念だと思いますが、しっかりやっていきたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3件目について、再々質問はありますか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 後づけ云々はいいですけれども、これは誰がどう考えても必要なんですよ。不可分とかというよりも、もう一体なんですよ。で、本来そうしたら契約に最初から入れるべきなんですよ。だけれども、それを入れちゃうと、この27億円何ぼがその工事費だけで30億円を超えると。用地費を含めれば35億円を超えると。だから、これは意図的に僕は外したんだと思う。これは芦刈新市長の責任ではない。前からこう。だから、後から乗せればいいという考えでこうされたのだと思うけれども、しかしこれはいつ、本当は提示時期も聞きたかったんですけれども、非常に苦渋の決断だと。このまま進めることもですね、本当に苦しいご判断だったと思いますけれども、とにかく市民の意見聞きながら、より有効なものとして活用してください。

次、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 4件目について再質問はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 国分小学校の体育館の件ですけれども、これは今お聞きしたとおりで、でも30年というのはかなり先ですね。その間、ここは同じ体育館としては東小学校の体育館が大体同じ構造ですね。業者も同じです、もうなくなっていますけれども。東小学校ではそういうふうな話聞きませんから、やはり立地的なものがあると思う。で、確かに落ち葉とかがですね、後ろが水城跡と裏山になっていますんで、かなり高い部分から葉っぱなんか落ちてくるんだろうということで、これを聞きますと、かなりの量を除去されたということで、全面的な改修までは申しわけありません、これをやっぱり繰り返してください。要は雨が漏ってこなければ何の不都合はないわけですから、その辺をよろしくお願いします。

次、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 回答いいですね。

（16番門田直樹議員「結構です」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 5件目についての再質問はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 情報の共有化と活用ですけれども、一、二点聞かせてください。

本市のプラットフォームは何なのか、誰がどう判断するのか。

それから、アプリケーションはいろいろな世代がまじっているようですが、こういったものの判断、更新なんかは誰がどう決断するのかを聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 本市のこのシステムの責任者といいますのは、これまで副市長という形で位置づけをしてきておるところでございます。

アプリケーション、機械の種類ということですかね。

（16番門田直樹議員「プラットフォーム、基本システム」と呼ぶ）

○総務部長（濱本泰裕） 基本システム、ちょっとお待ちください。

失礼しました。そのプラットフォームにつきましても、最高責任者であります副市長の決定ということになります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5件目について再々質問はありますか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 別に意地悪しようわけじゃないとですよ。やっぱり判断が物すごく大事ですね、このいわゆるIT、ICTでも構いませんけれども、こういったものに関する予算というのは、経費というのは、大変な額だと思います。恐らく一般会計の1割ぐらいはそれいくんじゃないかなと思うぐらい大きな額ですね。今後も増えると思う。また、複雑になっていく。そのときに優秀な職員さんはおられるんですよ。玄人はだしみたいな方もおられるみたいやし、そういった方を有効に利用して、そういうポジションつくって、どうも前の市長って、言ったらいかんけれども、CIOとCEOを混同されているような気がするんですよ。先ほど前のCIOは副市長と。でも、副市長に今のような質問したって答えられないでしょ。だから、答えられるようなポジション、それをいつも受けて、答えられる体制、判断できる体制をつくっていただきたいということです。情報化統括責任者というのはそういうふうな意味なんですよ。

今シンククライアントという仕組みを使ってやって、太宰府市は非常にそれで進んでると思います。しかし、シンククライアントもいいことばかりじゃないわけですよ。それとか、今机をざっと見ると、シンククライアントだったらシンククライアント端末が普通だけれども、どうも普通のパソコンもいっぱい置いている。どうも何かそういうふうなね、使い方について、専門的のところやっぱりつくったらいいと思う。物をつくるという建設課があるでしょ、道路でも。で、しっかり専門の知識とか資格を持ったような職員さんもおられるし、情報というのはなかなか見えないんです、お金はかかるけれども、そうすれば、そこはね、部分的には業務委託とかいろいろなところを使えばいいだけでしょ。そんなふうなところをぜひ工夫して、まだ1カ月半で今からです。新市長に新しい太宰府をつくっていただきますことをお願いして、質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 以上で会派真政会の代表質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会派公明党太宰府市議団の代表質問を許可します。

12番小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました平成27年度の施政方針について、公明党太宰府市議団を代表して質問をさせていただきます。

多くの市民の皆様の期待を背負って、芦刈市政がスタートいたしました。誠にありがとうございます。公明党太宰府市議団は、是々非々の視点から政策論争を展開し、市の発展のため、市民のためのまちづくりに全力で取り組んでいく所存です。

それでは、質問に入ります。

1 件目、公約について。

市長は、このたびの選挙戦におかれまして、「まちに新しい風を！かえよう太宰府！ハコモノ、ムダづかいにNO！」等のキャッチフレーズを掲げてこられました。箱物の象徴として、総合体育館建設に反対を捉えられての選挙戦であったと理解をしています。

市民の皆様より体育館の建設は中止になるのですかとの問い合わせを多くいただいています。体育複合施設の建設中止について、見解をお伺いいたします。

また、中学校完全給食の実現についても問い合わせをいただいておりますので、実現までの計画をお示しく下さい。

選挙公約を施政方針で説明することが一票の重みであるとの観点から、外郭団体の改革についてもお伺いします。

市長は、責任者を公募で決めるとされましたが、理由や今後の予定をお示しく下さい。

2 件目、高齢福祉の推進についてから、地域包括支援センターの充実についてお伺いいたします。

厚労省関係の制度変更がこの4月よりスタートいたしました。中でも介護保険関係の制度変更が多くを占め、これからの移行期間の中で、市の役割や支援センターの負担はますます大きくなります。例えば、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律では、1、要支援者等の多様な生活支援ニーズについて、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。

2、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業などの関係者の連携を推

進していくこととなります。3、認知症専門医による指導のもとに、早期診断、早期対応に向けた体制、いわゆる認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を支援センター等に整備をし、認知症対策を市として強化していきます。このように、制度の変更に伴う支援センターの充実、地域包括ケアシステムの仕組みづくりのため、先送りできない喫緊の課題です。また、年々利用者が増え続ける当センターは、1カ所では足りません。早急に複数箇所への増設を検討すべきときが来たのではないのでしょうか。

また、さきに示した制度変更の中、今後の取り組みや課題についても伺います。

3件目、防災・消防体制の整備充実について。

先ごろ九州の梅雨入りが発表され、不安定な天候による大雨が心配される季節となりました。また、これから秋にかけて台風やゲリラ豪雨に対しても警戒が必要です。土砂災害の未然防止や被害軽減のための予防対策の推進は、ソフト面、ハード面とも非常に重要な施策です。土砂災害警戒区域の倒木の状況、イノシシなどによる地質、地盤の脆弱度、空洞化など、環境整備の調査や対策、地元住民との連携は万全に行われているのか、伺います。

次に、火災が発生した際に消防車が進入できない狭い道路の地域など、消火栓の増設が必要な地域と計画をお伺います。

4件目、計画的なまちづくり推進の視点から、空き家対策について伺います。

人口減少と少子・高齢化の急速な進行で、全国の空き家は毎年のように増え続け、800万戸に上っています。このため、400を超す自治体が空き家の解体や適正管理を進める条例を制定し、対策に乗り出しています。

私ども公明党太宰府市議団は、これまで会派による先進地の視察を行いながら、条例制定を求めてまいりました。先月、空家対策特別措置法が全面施行され、いよいよ機が熟した感があります。全面施行により、市町村は、倒壊のおそれがある、衛生上著しく有害、景観を著しく損なう、生活環境を保てないのいずれかに該当する空き家を特定空き家と設定し、立入調査や所有者に対して撤去、修繕を促す指導、勧告、命令ができるようになり、強制的に撤去することも可能になりました。また、固定資産税の納税情報を活用し、所有者の把握がしやすくなったため、相談体制の整備も強化する必要があると考えます。条例制定とあわせて見解を伺います。

5件目、職員一人一人の意識改革について。

団塊の世代の大量退職が続く中、本市の職員の年齢構成も変わりつつあります。職員とのコミュニケーションや人材育成をどのような視点で行っていかれるのか、また専門性を求められる時代にあつて、採用年齢の見直しや専門的資格を重視するような採用、配属の考え方をお聞きいたします。

以上、再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ただいま施政方針に関することについて、市議会会派公明党太宰府市議団を

代表されまして、小畠真由美議員よりご質問をいただきましたので、順にご回答、ご答弁申し上げます。

なお、ご質問のうち、1件目の1項目めにつきましては、後ほど教育長も回答いたします。

最初に、公約についてのご質問にお答えいたします。

まず、1項目めの体育複合施設についてであります。当該施設は平成28年2月29日までの工期で、契約額27億9,720万円で、現在工事は進捗しております。

私が市長に就任したその日、4月30日より現地に赴き、工事内容の見直しが可能かどうか検証に参りました。その結果、あるいは庁舎内部で議論をした結果、工事の進捗は施工業者における下請等への発注は既に5割を超えており、工事そのものを中止するのは現実的ではなく、また建物の用途を変更するにしても、既に設置している基礎構造は大規模空間としての設計であり、他の施設への変更は困難であることがわかりました。そしてまた、就任以来、多くの市民の皆様が何よりもこの施設を心待ちにされている多数の方々がいらっしゃることがわかりました。これらのことを総合的に勘案しました結果、この施設は建設を進めていくべきだという結論に至りました。

しかしながら、アリーナの空調や移動観覧席など施設の活用に当たって不足している設備があることも事実でございます。これらについては、策定を急いでおります活用計画、運用計画をもとに、その内容を点検、精査しながら、無駄のないよう適切に建設を進めてまいりたいと考えております。

なお、活用計画、運用計画は、別途議会に説明する機会を設けるとともに、市民説明会もあわせて開催したいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いする次第でございます。

次に、中学校給食の導入についての計画についてでございますが、私は、施政方針でも述べましたとおり、選挙公約の一つでございます。また、これまでに何度となく議会で一般質問もされており、所管する教育委員会へ中学校給食の実現に向けた検討を始めるよう意見具申を行ったところでございます。

次に、2項目めの外郭団体の改革につきましては、施政方針の中で申し上げましたように、市民福祉のさらなる向上のために、相互に連携を図りながら協議検討することとしておりまして、私の考えというものをよくお伝えし、理解していただきながら進めてまいりたいと考えております。

責任者の人事につきましても同様でございますが、公募という言葉を使いましたが、選任に当たり、選任された方が天下りや縁故人事と思われぬようにしたい、透明性を保ちたいという意味でそういう発言をした次第でございます。

続きまして、高齢者福祉の推進についてのご質問にお答えいたします。

団塊の世代が75歳以上になり、高齢化が一段と進む2025年（平成37年）に向けて、介護保険制度の持続可能性の確保のために、充実と重点化、効率化を一体化に行う介護保険制度改正法が本年4月に施行され、地域包括支援センターが担う役割や負担はますます大きくなっており

ます。

まず、今回の制度改正に対する取り組み等についてでございますが、ご質問の1点目の予防給付のうち訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行につきましては、平成29年4月から実施できるよう準備を進めてまいります。

次に、2点目の在宅医療・介護連携の推進につきましては、遅くとも平成30年度から実施するようになっておりますが、筑紫医師会等のご協力によりまして、従前より在宅医療・介護支援ネットワーク会議、地域在宅医療推進協議会などが開催されており、市内の医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護ステーション、居宅事業所、消防本部などによる意見交換も行っております。

また、在宅医療介護連携支援センターとしての機能を果たします筑紫地区在宅医療拠点センター（仮称）が、本市にあります筑紫医師会の敷地内に現在建築中でありまして、4市1町の拠点として運営される予定となっております。

次に、3点目の認知症施策の推進につきましては、早期の適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援を包括的、継続的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームと地域の支援機関等をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員の配置につきましても、遅くとも平成30年度から実施するようになっておりますが、平成29年4月からの実施を目指しております。このような事業を推進していくためには、医師会との連携をなくしてはできないことから、医師会との連携を密にとりながら推進してまいりたいと考えております。

最後に、地域包括支援センターの複数箇所設置についてでございますが、現在、太宰府市地域包括支援センターは、市の直営で1カ所設置いたしております。議員ご指摘のとおり、年々要支援認定者が増え、また各種相談も多く受けており、また今回の制度改正におきましても、さらなる地域包括支援センターの機能強化が求められております。

地域包括支援センターの設置に係る具体的な圏域設定に当たりましては、保険者の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における生活圏域との整合性に考慮し、最も効果的、効率的にセンター機能が発揮できるよう、各保険者において弾力的に考えて設置することになっておりますが、おおむね人口2万人から3万人に1カ所が一つの目安となっております。この目安からしますと、本市では、2カ所から4カ所が望ましいということが考えられますが、日常生活圏域の考え方の一つに、医療、介護、生活支援などが30分以内に駆けつけられる圏域との定義もあり、本市は面積が狭く、ほぼ30分以内でこのようなサービスが提供できることから、現在は1カ所に設置しております。

地域包括支援センターの複数化に関しましては、地域包括ケアシステムが構築のために利用者の利便性の向上及び地域に密着した体制が求められておりますことから、平成30年度からの次期介護保険事業計画策定に向け検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

続きまして、防災・消防体制の整備充実についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの集中豪雨等を予測した土砂災害、浸水対策についてご回答申し上げます。

土砂災害、浸水等の災害の発生が予想されます箇所につきましては、毎年梅雨前に消防署、警察、自衛隊、市の関係課で現地調査を実施しております。本年度は5月20日に市内の32カ所を対象に調査を行い、警報発令時などに現地の警戒に迅速に当たれるように準備をいたしております。

また、土砂災害の未然防止や被害軽減のための予防対策といたしまして、県に要望を行い、本年度は治山事業として北谷地区と大佐野地区の谷どめ工事整備が予定され、また砂防事業としての内山地区と三条地区の2カ所について、調査、設計の作業が進んでおります。

さらに、浸水対策といたしましては、本年4月に御笠川支川の高尾川床上の浸水対策特別緊急事業が採択されるなど、御笠川水系改修事業が福岡県の事業として実施されております。今後も御笠川水系改修事業促進協議会を通じて、関係自治体とともに早期の事業実施を国、県に要望してまいります。

また、イノシシ等動物による脆弱地盤の調査などは実施しておりませんが、のり面や池の堤などがイノシシに荒らされている状況を市民の皆様からの通報などによりまして把握しました際には、被害の拡大を防止するために、管理担当課で現地確認を行った上でフェンスを設置するなど、迅速な対応を行っております。

次に、2項目めの消火栓の整備についてですが、現在消防水利は、市内に消火栓が695カ所、防火水槽が268カ所、その他水利が14カ所の合計977カ所設置されております。火災発生時の消火活動は、消火栓、防火水槽などの消防水利から自動車の中継して消火活動を行うため、消防自動車が消火対象物付近までの進入が難しいような狭隘道路の地域における消火活動は、直近の水利から消防自動車へ取水し、ホースを延長して消火活動を行っております。また、消火栓の設置につきましては、水道管の口径などの基準がありますことから、道路改良や水道管の布設がえの際に、状況に応じて設置や改良を行っております。

続きまして、計画的なまちづくりの推進についてのご質問にお答えいたします。

空き家対策についてでございますが、昨年11月27日に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、本年2月には国の基本的な指針及び5月には特定空き家等に対する措置のガイドラインが示され、全面施行されました。本市としましても、昨年12月議会の福廣議員のご質問に対して、法に沿った形で本市の地域性や空き家の実態に即した空き家対策計画を策定していく方向であることをご回答申し上げたところでございます。

現在のところ、空き家に関しては、雑草や樹木伐採の相談がほとんどであるため、主に生活環境課で対応していますが、国の指針でも市町村の相談体制の整備が重要とされていると同時に、将来的な少子・高齢化に伴う人口減少や地域の活性化策として空き家の活用が重要な要素となっていることが考えられます。今後につきましては、関係課の連携を図り、総合的に対応していく必要があると考えておる次第でございます。

また、条例につきましては、特別措置法に沿った対応をしていく中で、空き家対策計画の策

定や施策実施のための事務委任等、条例や規則等の制定が必要となるような場合に改めて検討したいと考えておる次第でございます。

最後に、職員一人一人の意識改革についてのご質問にお答えいたします。

市長と職員とのコミュニケーションにつきましては、私が議員出身であり、また市職員のことについては、幹部職員を除けばほとんど知らないという現状でございます。このため、まずは各課職員との意見交換や懇談の場を定期的に設け、意思疎通を図ってまいりたいと考えております。

職員人材育成の視点につきましては、太宰府市職員人材育成方針に基づき、あらゆる角度から職場風土や人事制度を改革しながら、自律的職員の育成に努めております。急激な職場環境、社会の変化に対しても柔軟にシなやかに対応できるよう、自己啓発、職場内研修、職場外研修などの研修を通じ、これらの効果的な連携によって、個々の職員の総合的な能力開発を推進してまいります。また、自主、自律、自発をキーワードに、みずから学びたいという職員のやる気を促進する内容の充実を図っているところです。

専門性を求められる採用年齢の見直しについては、既に年齢層を広げることによって民間等での経験を即戦力として発揮できるようにいたしておる次第でございます。今後も年齢層の若い世代の標準化を考慮した採用に努めていきたいと考えております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして、十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいります所存でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） それでは、1件目の公約についての中学校給食の導入に向けての計画、これにつきまして私からもご回答申し上げます。

ただいま市長答弁でもありましたが、これまでに何度となく一般質問受けております。そして、今般、芦刈市長から教育委員会へ中学校給食の実現に向けた検討を始めるよう意見具申を受けたところでございます。

そこで、学校給食法の目標を達成し、また学校給食を活用して食に関する指導の充実を図るとともに、学校の全ての教育活動を通して食育を推進すること、これが重要であると考えておりますので、平成7年に教育委員会規則で太宰府市立学校給食改善研究委員会を設けております。これを改めて開催するために、委員の選任など事務作業を進めてまいります計画といたしております。

ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これを十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいります所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 件目の 1 項目、2 項目についての再質問はありませんか。

12 番小島真由美議員。

○12 番（小島真由美議員） 私、この今回の施政方針、この代表質問に向けて10回ほど読み込ませていただきました。隅から隅まで何回も読ませていただきました。そして、市長は、このたびの選挙で、今まで合議体としての議員を離れられて、それから市長選へ打って出られたわけですが、その中での選挙公約という形で、この中にどこに書いてあるのだろうかというふうにならずと読みました。3 ページ目には、選挙公約と第五次総合計画の施策に沿って概要を説明申し上げますとありますが、この中学校給食の導入に向けて教育委員会と協議を進めてまいりますの一文だけです。ほかに掲げられたこと、たくさんありますよね。

例えば、行財政改革についても一番最初に書いてある。トップで先頭に立って頑張っていくと。しかし、最後の文章しか書いてありません。財政健全化の推進につきましては、着実に経営改善を実施しました。今年度につきましても引き続き財政健全化を図ってまいりますと。

まず1つ目が、財政健全化、行財政改革をご自身の先頭に立ってやっていくということで最初のページでしっかりと書かれてありますけれども、この行財政改革の柱は何であるか、また何をトップダウンでやっていこうとされているのか、このことをまず1つ目をお聞かせください。

それから、天下りまたは縁故人事ではない市民のための行政を目指しますということで、この天下り人事、縁故人事というのは何をもちょうと天下りとおっしゃっているのか。これまでどこでどういう形で行われてきた経緯があるのか。そういったことを踏まえ、これは対外的に発信をされている施政方針でございます。で、執行部の中での打ち合わせ、または執行部の中でこれからの人事はこうしていこうという内部討議ではございません。であるならば、確たるきちんとした裏づけをもちょうと発信をしなければなりません。これはどういったことでこういった天下りを何をもちょうとおっしゃっているのか、また縁故人事を何をもちょうとおっしゃっているのかをちょっと確認をさせていただきます。

それから、外郭団体のトップを公募するということについてご質問いたしました。

市長は、先ほど専任という言葉で、公募ということではないというようなことでしたけれども、マスコミにも、そして市民任意団体の寄稿文、会報等にも外郭団体のトップを公募すると明言されているはずですが、きちんとやはり言葉は大事に扱わなければ、市長が選挙で執行権を持って、そして予算に反映をしていける立場への選挙に当選をされて、そしてそこに一票を投じられた方というのは、ああ、執行権を持つ方だからやったださるんだという思いで一票を投じてあるわけです。ですから、選挙公約というものの重大さをしっかりとやはり考えていただいで、施政方針にきっちりと書いていただかなければ議論のしようがないんです。市長は、二元代表制であって、しっかりした議論をやったださりたいとおっしゃっていますけれども、どこを読んで議論をしていきましょう。

まずは、私が最初に聞かせていただいた中学校完全給食の実現というところについても、予

算の面ではこれも市長がずっと言われたこられた箱物です。この箱物について、中学校給食ではどのような算出をされて実現をするとおっしゃっているのでしょうか。

そして、これは為政者として、また首長として実現をするとおっしゃったわけですから、そういう裏づけもきちんと説明をいただかなければなりません。そういった意味で、教育委員会との今調整をしているから、相談をしているからというようなことではなきにして、きちんとした予算反映をできる、執行権があるお立場としてのご意見をお聞かせいただきたい。

それから、総合体育館につきましては、これは前任者の井上市長は、選挙で落選された際にですね、10年後、20年後には必ずこの体育複合施設は必要であると、市民に理解を得ることができなかったことが敗因だとおっしゃっておりました。私もそのとおりだと思います。説明が足りなかったんだと思います。でも、市長は、争論でもなければ、今回の選挙の争点でもなければ、また中止をするなんてことは言ったことがないとおっしゃっておりましたが、箱物反対というこの言葉の中の象徴としての総合体育館であれば、やはり皆さんが中止という言葉で考えられるんじゃないでしょうか。だから、私にもこんなにたくさん市民の方々から質問受けるわけです。百歩譲って、いや、そうではなかった、やはり必要だということをおっしゃるのであれば、なぜ施政方針にお書きにならない。施政方針に書いて初めて発信すべきことじゃないんでしょうか。非公開の議員協議会で報告をしたから済むようなことじゃないと思います。私は、これこそが皆さんが知りたがっていることであって、私たち公明党市議団は、ずっと平成17年、土地の半分を購入されたときから、ずっとこの総合体育館については議論をしてきました。もう落としどころをどこかで見つけないといけないということをずっと探ってきました。だからこそ、さまざまところに視察をさせていただきながら、複合施設という落とし込み方をして、もっとお金がかかる老朽化した公共施設をどうにかするための再配置の受け皿として作り込めないかということでもずっと提案をまいりました。でも、結局市長は、最後まで反対を唱えられたと私は理解しておりました。このことはきっちりと言、二言で済ませるのではなくて、襟を正してご自身のお考えがどう変わっていったのか、またなぜ必要なのかをきちんと皆様方にお伝えをするべきであると思います。

この今申し上げました行財政改革の柱は何であるか、そして天下り、縁故人事ではない市民のための行政を目指しますとありますが、今までそんなことがあったのか、何かどういう形で行われてきたのか、それをどう変えていこうとされているのかをお聞かせいただきたい。

また、公募するとはっきりとおっしゃったのですから、そこを説明をしてください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今のご質問についてお答えいたします。

私、選挙に当たりまして、いろいろなことを公約として掲げました。掲げたことは間違いなく実現していきたいというふうに思っておりますし、そのことについてどうなのかということも議員の皆様と議論していきたいし、また市民の皆様にもきちんとした説明をする、あるいは

市民と語る会を早い時期に、44自治会になるのか、校区協議会になるのか、そこは考えたいと思いますが、いろいろな形でやっていきたいというふうに考えている次第でございます。

行財政改革の大きな柱は、やはり市民のための市役所になっているかということが基準だと思います。ご存じのとおり、3年前に第何次でしたか、行財政改革基本計画が終わりましたという発言が総務だったか、私、議員時代、全員協議会で説明がありまして、そのときに私、じゃあ、第3次だったと思うんですが、その行財政改革の成果は何だったのか、今後何をするのかということをお聞きしましたが、その当時の答えは、人は減らしました、もうすることは何もありませんというような回答が返ってきましたが、やっぱりそれでは私、いけないと思っておりますし、今行財政改革の基本計画として何があるのかということが存在していないというふうに私は現状認識しておりまして、まず第一に、その行財政改革の具体的な柱を立てる必要があるというのが私のしなければいけない大きな一つの仕事だと思っております。そのためには、いろいろな形での市民サービスが市民の皆様ちゃんとふさわしく実行されているのか、皆さんの不満はどこにあるのか、あるいは議員の皆様からここはこういう改善があるんじゃないかと、そういうご意見賜りながらしていきたいと思っておりますが、まず第一は、行財政改革基本計画というのが今のところ存在していないということを私は総合計画の後期計画と見直しの中であわせて実現していきたいというふうに考えております。

それと、天下り、縁故というふうな言葉を確かに公約の中で使っております。施政方針の中で私が掲げた公約については、括弧の中に入って、私が公約として掲げたというふうになっています。具体的にどれがどうだったということの一つ一つ過去にさかのぼりまして私は言うつもりはありません。ただ、はっきり言えますのは、いろいろな人事の採用について、そのポジションにふさわしい人はそのポジションについて、そこでのいろいろなことを進めていくということをですね、やっぱりいろいろな経験を踏まえながらそういう適材適所に私は配置していきたいというふうに考えておりまして、いろいろなことをふさわしい人を据えていきたいということもあわせまして、公募という形の話考えた次第でございます。

具体的に、社会福祉協議会の会長の人事をどうするかということがありました。その中で議論する中で、社会福祉協議会の会長というのは、私も知らなかったわけですが、週3日勤務、大体十六、七万円の報酬ということが判明しまして、その金額で公募ができるのかということと考えますと、普通公募というからには500万円以上の年間報酬あたりがあると、そしていろいろな分野で実績がある方をそれこそ全国に向けての公募というのはあるわけですが、実際に社会福祉協議会のそういう人事についてのところを検討しましたが、現実的にはそういう形で公募ということは実現できるような内容ではないということが判明したということと、それと大体市長推薦の人が委員互選で今までなっていたという経緯があるわけですが、実際に評議委員会、自治会の互選の中で経験者の方が選ばれて、そういう職についたということでございます。

公約については、何度も申し上げますが、しっかり私は方向性として失うことなく、市民の

皆さんの期待に応えていきたいということの一つ一つ実現したいというふうに考えております。

中学校給食についてのご質問ですが、これも今の市役所の中に市長部局と教育部局と2つの部局があって、給食については市長部局ではなくて教育部局がいろいろなことに当たるというポジションになっておりますことから、私の思いとしては、早く実現したいという思いはあるわけですが、ただそれを実現するプロセスがやはり実際にその任に当たる教育部において、私ができる最善のこととしては、いろいろな形でこれを早く実現するような形で動いてほしいというお願いを教育部に対してしているということをごさいます、いろいろつくられる組織の中で、センター方式がいいのかとか、自校方式がいいとか、外注方式がどうだとかという議論が今後始まるんだというふうに思っております、私からそういう分野についてこういうことだというふうな具体的なことについては、今後の議論の中で出てくることについての予算化を図っていくというのが私の仕事ではないかと思っております、今からセンター方式でやるとか、自校方式でやるとか、そういうことについてのことは、そこの委員会の審議結果を受けまして、私としてはしっかり考えていきたいというふうに考えている次第でございます。

体育複合施設についてのこととか、あるいは施政方針演説の中で、ちょっと正直言いました、私自身がどこまで私の公約に基づいてそういうものをつくれたかということについては、私自身もはっきり言いまして書けなかったというところもありますし、具体的な政策については、今後いろいろ自分も勉強し、各分野、分野のそれなりの私のカラーを出していきたいというふうに思っている次第でございます。そういう意味では、私自身、施政方針、もっともっと具体的な課題についてこうするという方向性を出したかったわけですが、残念ながらそういうところまで至っていないというのは、もう間違いなくご指摘のとおり、私の今の認識なりというのはそうでございますので、その後をしっかり勉強しながら、いろいろなことは打ち出していきたいというふうに思っている次第でございます。

あわせて、体育複合施設の方針についても、施政方針に十分に触れておらず、議会の議論を経て市民説明会をしてという形の表現にとどまっていたかと思っております。いろいろな思いがありますけれども、私としてはもっとそのところはちゃんとすべきではなかったかということは実際は反省しておるといふような次第でございますが、いずれにしても皆様と議論し、市民の皆様と語りながら合意形成を図っていきたいというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1件目について再々質問はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 施政方針というのは、芦刈市政の試金石とも言うべき大事な施政方針の発表でございますので、市長からそういったお言葉がいただけるとは思っておりませんでした。やはりですね、当選をされた瞬間から市長なんじゃないでしょうか。それは議員も同じです。勉強とか努力というのは当たり前です、報酬いただいているんですから。このために、

その施政方針を議論するために出されたんじゃないんでしょうか。今ここで反省の弁を述べられても本当に困るとというのが私の今の正直な感想でございます。

その中で、市長が幾つか公約を出されております。コンビニでの印鑑登録であるとか、住民票、こういったことの交付とかも書かれてありましたね。これはマイナンバー制度が進めば、今条例も不要になりましたし、総務省のほうから導入の手続が簡素化になったという通達が来ているはずですので、これはもうおのずと国からのマイポータルと同じような形でのメニューとして上がってきますから、市長のそんなに公約として掲げなくても進めていけるものなのかなあとと思いますけれども、もう一つは、そして市長がおっしゃってました百人委員会、これについてはどういうふうな形でされるおつもりなのか。

また、各自治会をずっと語る会として回っていくというようなことも表明されておりましたが、これは公約ではないと思っています。政策を進めるための理解の努力の一つの姿であると思っています。これはずっと春日市の市長もされております、長年ですね。だからこそ総合体育館の建設についても春日市はすんなり行きましたけれども、やはり説明というところの公約ではなくて、これは政策を進めるための市長としてのあるべき姿であって、努力事項だと思います。

それから、市長がおっしゃってました松川、公共施設の活用ですね。これについては大いに私、賛成でございます。やはり膨大な敷地と、そしてあそこの上下水道の活用については、もう一回検討をしていただく必要があって、松川ダムも含めて道の駅の構想であるとか、北側の玄関口の整備も含めてぜひお願いをしたい案件だと思っています。

なかなか議論がしばらくの施政方針なので、今一つ一つ市長の選挙公約を思い出しながら言わせていただいておりますけれども、これについて市長がまたどうお考えであるかをお聞かせいただけたらと思いますけれども、やはり先ほど市長が行財政改革については柱が今ないよということをおっしゃってましたけれども、そんなことはありません。私ども公明党、この行財政改革と総合体育館についてずっと話をしてまいりました。この行財政改革の柱は紛れもなく今から老朽化していく公共施設のアセットマネジメントです。公共施設とインフラと、この2つの財政の本当にここに負担が大きくなる今からの時代の中で、このアセットマネジメントをきちんと作り込まないといけない。そして、今山浦課長が一所懸命してくださっている新地方公会計制度の中での複式簿記を今総務部が一生懸命勉強してくださっていますが、これを落とし込んで減価償却を出したり、またこういったことのアセットマネジメントの経営戦略を立てていく。これをやっていくために市長がやるべきことは、横断的な組織をつくることだと私は思っています。オール太宰府といいますけれども、トップダウンで何かの政策を発信しなければ、オール太宰府なんてできません。やはりトップとしてトップダウンで1つずつ発信をしながら、1つずつ皆さんにお聞きするとかではなくて、やはり執行部と、そして副市長と上層部である程度の形をつくったものを提示をしていきながらの百人委員会じゃなければいけませんし、大きな枠で百人委員会つくっても、なかなか前に進まないと思

います。例えば、公共施設でしたら、公共施設は市民の皆様が使っていられるものですから、ここについて統廃合は絶対しないといけないと思っています。今老人福祉センターからも2,800万円補正が上がってきました。その前は中央公民館からも上がってきました。その前は南体育館からも上がってきました。天井が剥がれた、そしてまた漏電した云々と。老朽化のお金が数千万円単位でずっと上がってきているのがもっとも膨らんで、最終的には更新するのかどうかという話になるわけです。これこそが行財政改革の柱じゃないでしょうか、市長。

これをやっていくためには、必ず横断的な固定資産台帳を今つくってくださっていますが、ここをどういうふうに振り分けてやっていくのか、こういったことをしっかりと煮詰めて、そしてそれを全庁的に協議をして、市民に諮っていく。そういったことがやっぱり必要ではないかというようなことを私は考えながら、施政方針でそういった論議ができればいいなと思いつつ今日ここに参りました。残念でありますけれども、先ほど申しました百人委員会についてご意見をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。住民票、印鑑証明等々につきまして、マイナンバー制度がかなり進んだ時点で、もう住民票なり、印鑑証明そのものがなくなるという時代も目の前に来るかもしれませんが、ただいろいろな情報の漏えいの問題等含めて、達成までにスムーズな道で行くかというのは、全国市長会でもいろいろな議論がありました。かなり道のり険しいにしても、いずれにしてもそういうところに行くだろうというふうに考えておるような次第でございますが、マイナンバー制度が実現した折には、かなりのもうそういうものはなくなっていくということはあるのではないかと考えております。

市長になりまして、百人委員会等のことを議論を庁舎内部でしました。今はっきりしましたのは、市役所内部で5年目の折り返しの総合計画の後期基本計画をつくるということと、まち・ひと・しごと創生についてのいろいろな総合計画とあわせて計画を立てなければいけないということは、この年末に向けての大きな課題になっております。時間が急がれる中で、私が提案しました百人委員会等も現実的にはつくるだけでもう年内かかってしまうという形で、この百人委員会についての私の考え言いますと、また新たな第六次総合計画を立てるときにそういうものになるのかなど。この年末にかけては2つの柱、総合計画の後期基本計画を立てるということと、まち・ひと・しごと創生の関係のきちとした政府に提出できるものをつくり上げるということが基本的な課題だというふうに考えておる次第でございます。行財政改革については個別のことには触れませんでした。今議員がご指摘されたことも一番肝心の柱だと思いますし、しっかり柱を立てながら今後進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

そのためには、松川のどう利用、活用計画を進めるにしても、いろいろな組織づくりをし

て、その組織の中での議論をしていかなければならないと思っておりますが、いろいろなものを組織をつくるにしてもお金がかかるわけですから、今ある条例で決まっている組織を復活させる、あるいはもう一回つくり直す、そういうような組織づくりというのが当面急がれる課題ではないかというふうに思っております、それで足りない分は、また新しい委員会なり、審議会をつくるという形で、9月議会には提案しなければいけない状況にあるのではないかとこのように思っている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2件目について再質問はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ただいまご回答いただきましたように、今回の制度改正に対応していくには医師会との連携が重要になってまいります。本市におきましても、また筑紫地区におきましても、医師会との連携が今スムーズにいつているのではないかとこのように感じております。筑紫地区在宅医療拠点センターが本市にでき、在宅医療介護連携支援センターとして中心的な役割を担っていただけるものと期待をしております。平成29年度から各事業がスムーズに開始されますよう、しっかり準備をお願いしたいと思っております。

そこで、一つだけ確認をさせていただきます。

地域包括支援センターは、複数箇所設置の必要性はあると考えられているのか、もう一度はつきりした答弁をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 医師会との協議を図るというか、新たにまた医師会の会長が再選という形で大野城市の十全会の院長さんになりましたので、ごく何日か前にご挨拶に行っていました。筑紫地区一つとなつていろいろなことをやりたい、あるいはやらなければいけないというようなお話も承りました。国分にある医師会の看護学校のところにそういうセンターができるという形で今進んでおります。いろいろなお話聞きますと、また弥生時代のいろいろな遺跡が出てきて、建設に取りかかるのがなかなか遅れているのでよろしくお願ひしますなんていう希望も伝えられておりますが、しっかりそのあたりは医師会と提携しながら、今後のいろいろな介護事業あるいは訪問介護、いろいろなことについては進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

今現在、体育複合施設のあのエリアでありますところの包括介護支援センターが全体的に移転するという動きになっておりますが、私としては、もう一回あの地域を体育複合施設としての福祉、文化、防災、コミュニティ、そういうものとして位置づけをもっと明確に打ち出すという意味でそういう議論をしておりますが、今の現実的な進行としては、私もそのあたりの検討を関係のところとしましたが、大体今の包括支援センターの訪問介護が年に4,000件、通所されての相談が年間180件という現状です。どちらかとも出ていって仕事をするこのほうが何十倍も仕事のボリュームがある。来られた人に対応するというのは、今のところの数字を見ま

すと180件、月に十数件というふうになっている現状でございます。私も本来的には何とか残せないのかなというふうな希望を持っておりますけれども、現実的に180件ということは月に二、三日に1人、2人ということで考えると、現実的に移転して、そちらで交通の便等も含めて考えると、今のところはそういうふうな形なのかなと。また新たな計画を立てるときに、そういうことはまた見直していきたいというのが私の現在の結論でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2件目について再々質問はありますね。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 今の計算、試算は全く間違っています。もう一度所管に聞かれてください。

それから、もう時間もありませんから、市長はずっと福祉についてしっかりとやっていくというふうにおっしゃっていますけれども、この福祉について今何が必要かという、私は拠点の整備だと思っています。拠点の整備と強化、そして人員の増員、ここをしっかりとやっていかなければ土台が、まずそこからいろいろなことをやっていく、発信をしていく、また受け皿となっていくわけで、市民がどこに行ってもいいのかわからないようなところの中で、特に介護保険も6,000人ですかね、今、すごい大きな人数になってきておりますけれども、今回のこの地域包括支援センターの移転によって、今あるべきところとかは私は言っていません。複数箇所、やはりそういった発想の中で、場所を限定するのではなくて、複数箇所要するという認識を持っていただきたい、そこを検討していただきたいと申し上げているんです。ですから、これはもう要望で終わります。結構です。

○議長（橋本 健議員） 3件目について再質問はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 防災のまず自衛隊とか警察、また消防本部、消防団と危険箇所の調査票に基づいてずっと梅雨前に現場確認をされているというご回答だったと思います。この合同で現地確認をされている中には、レッドゾーンが160カ所あると先ほどたしかお聞きしたと思うんですが、この百数十カ所ではなくて、何で数十カ所なのかというのがちょっとよくわからないんですね。

それから、水害は御笠川の水位で判断をし、それから氾濫基準としての土砂災害の場合は、県が発表している土壌雨量指数基準というのが基準になるわけなんですけれども、ここにリスクとしてイノシシが掘った穴で土壌がどれだけ緩んでいるのかとか、そういったことをのり面がすごくやはり市民の皆さんが心配されているところだと思うんですね。それで、先進地では、センサーをつけたり、防犯カメラをつけたりしながら、少しの振動をキャッチするようなシステムを開発したりしています。自助、共助、公助という中で、やはり公助のできる範囲のところで努力をしていくべきことだと思っていますので、せっかくこういうふうな形で合同の現地確認があるのであれば、もう少しブラッシュアップできないだろうか、そしてこれを各自

治会の中できちんと説明をされているのかどうかをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず、先ほど申しました災害発生予想危険箇所ですけれども、これは大体四王寺山麓に集中をしております、特に人命に危険があるような大きな崖、土砂崩れが起こりそうな場所、それから過去に起こった場所、そういったところを中心に危険箇所として指定をして、市のほうで消防や自衛隊、そういったところと巡回をして、今年についてはどうなのか、それを毎年確認をしているような状況です。

先ほど言いましたレッドゾーンといいますのは、百何十カ所当然ございましてですね、これを全て見に行くということには今のところはできておりません。こういったところにつきましては、今年度、またVネット（災害情報伝達システム）、そういったものの導入もして、新たな情報発信をしていきたいというようなところで考えているところです。

イノシシとかによってやっぱり最近ぼこぼこになったというんですか、そういった土地がたくさんございます。これは説明の中でも言いましたように、特にそういう場所が見られるようなところについては、連絡を受けた際に担当課のほうで現地の確認、そういったものをしてっております。いよいよ危険な状況になれば、当然この危険箇所の中に取り入れていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3件目についての再々質問。

12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 済みません、災害のほうはよろしく検討お願いいたします。市長はやはりこれからは避難勧告または避難命令、避難指示等を発信をされるわけですから、そのリスクというものをしっかりとそこにいらっしゃる市民に事前に教えていくようなことも非常に情報の発信手段としては大事なことであって、そこそこで事情が違いますので、そういったこともしっかりと検討をしていただきたいと思います。

それから、消火栓について、老朽化については今どういう状況なのでしょうか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 消火栓につきましては、現在消防署のほうでは、毎年1回の点検を必ず実施をしております。また、各地域の消防団についても、その地域の水利の点検をしております。これにつきましては、必要な箇所については毎年改修などを行っている状況です。また、水道管の布設がえなどに伴いまして、そういった場合には新しいものに順次取りかえていくようなことも毎年実施をしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4件目の再質問はありませんか。

12番小畠真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 空き家対策についてです。

空き家対策という形で今回国が大きな法整備全面施行をしました。私は、空き家の適正管理条例もしくは活用条例、本市がどっちが合うのかよくわかりませんが、今ずっとお話を聞いていく中で、まだまだ行政代執行まで行くような倒壊寸前の空き家がまだ今のところないというようなことをございました。やはりこの空き家については、まず相談体制をしっかりとしなければならぬのが先決かなあというふうに思っています。ですから、空き家相談窓口であるとか、情報をいただくような窓口というのをもっと周知をしていただきたいなあというふうに思っています。

それともう一つは、空き家を資源として活用する視点をお聞かせいただきたいんですけども、この空き家情報をインターネットで公開をして、借り手を募る空き家バンクというのが今各自治体進んでおります。これは、まちづくりの視点からこの空き家の活用をしていくべきではないのかなあというふうに空き家の適正管理とあわせて活用という形で、これは所管が変わってくると思いますが、市長にこのご答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 現実的にまず第一に今私が取り組んでおりますのが、空き家のちょっと実態というのが市内でどうなのかという把握がまだまだ不十分だということで、空き家の実態等をいろいろな形で、その周辺の人の、あそこは誰も住んでなくて雑草が生えているとか、電気が動いていないとか、あるいは固定資産税が納められていないとか、いろいろな情報の中で、まず第一に、いろいろな条例をつくるにしても、対策を立てるにしても、大体どうなのかということ把握しようというふうな形で今動いている次第でございまして、先日も福岡県の市長会が糸島市でありましたときに、糸島市は、大学生が市内に出てきて、その改装工事をし、そこをコミュニティの集まる場所にするなり、もやいの場所にするとかという、そういう学校と提携しての空き家のいろいろなことが進んでいるというふうなことがありまして、私はそれはどういう予算で進んでいるのかを糸島の市長にお聞きしましたら、大学の理系の科研費の中で200万円、300万円のお金というのをそういうことで使っていると。改装工事を大学の学科の一つとしてやりながら、いろいろなことをしているというふうなことを聞きました。いろいろな取り組みがあると思いますし、太宰府にもたくさんの大学もありますし、学生の方もたくさんいらっしゃいます。そこは置いとくとしても、まず第一にコミュニティとしてどういうふうに取り組むのか、市がどういうふうに取り組むのか、具体的に考えながら、まだ空家バンクまで行くような形ではありませんが、しっかりこの問題については取り組んでいきたいというふうに考えている次第でございまして。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4件目について再々質問はありますか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 空き家条例については本当に必要だと思います。やはり検討が必要

になったときにつくるというようなことでいいのでしょうか。今国がやっと法整備をし、そして自治体にしっかりとした権限を移譲をしてきた。こういうときにやはり自治体がつくってこういうような動きがあつてしかるべきではないかと私は思います。回答は結構です。

○議長（橋本 健議員） 5件目について再質問はありますか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） コミュニケーションまたは人材育成について意見交換または意思の疎通を図っていくような努力をしていくというご回答でございました。

そこで、お聞きをいたします。

これも市民の方々から多く質問をいただいた案件でございますけれども、任意団体が発行されている紙面の中に、ちょうど市長の寄稿文の裏に当たっていたみたいですが、ファクスをいただきまして、選挙管理委員会が前市長がもう丸抱えにしていたというようなことで、公平性を欠くのではないかと、また期日前投票の係員として秘書が出ていくことについておかしいんじゃないかというふうなことで問い合わせをいただきました。これらは法的に間違っているのであれば非常に大問題でありますし、そうでなければ市長からしたらやはり部下ですよ。私から見ていてもですね、やはりこのご質問いただいた方も大宰府千年絵巻（九州アジア伝統芸能祭2015）のほうに来られていて、ちょうど近くにお座りになった方なんですけれども、やはり秘書の方が一生懸命市長の横でいつも走りながら、本当に忙しそうに前さばきもされながら、いろいろな行動管理もされながら一生懸命されている姿にそういったことを読んだことを言われてですね、やはり前市長と今の市長に対して全く同じ、それ以上にやはり一生懸命総務部は働いているのではないのでしょうかというようなご意見でした。私も全く同じ意見を持っております。やはりこれは誤解があつてもいけませんし、きちんとした答弁で市長のほうから、ご自身の部下のことですからお話をいただけたらと思っております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私の秘書というのが2人ほどいるわけですが、本当に朝早くから夜遅くまで献身的に支えてくれておりまして、私自身が行動、彼ら抜きには動けないという形で今まで1カ月半ほど来ました。本当にいろいろな形で動いてくれておりますので、私も信頼しておりますし、また市長がかわろうとも、自分たちは仕事は仕事としてやっていくという姿勢でしてくれていますので、私もしっかり市長部局と言っていいのか、市長室として、しっかりいろいろな相談相手から、いろいろなことも調べてくれたりしておりますので、しっかりやっていきたいというふうに思っている次第でございます。

あるいは、また職員全体でもそうですが、本当にみんないろいろなお願いしたことはすぐしてくださるし、いろいろな形でやはり市役所トップとして私もその責任を果たしながら、市民のための市役所になっているのかしっかり点検しながら、いろいろなことは進めていきたいというふうに考えている次第です。いろいろとご協力、ご支援をお願いする次第です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） では、最後に、市民のニーズに対応した質の高い行政サービスを、市長、実現をしていきたいというふうにおっしゃっていらっしゃいます。これにはやはりまだメンタルヘルス対策が非常に必要になってくると思います。この件を1点と、それから能力を十分発揮できる環境づくりが求められるわけで、そのために人事評価制度の活用が10年間のスパンの中で5年間が終わったと私は認識しているんですけども、この人事評価制度についてちょっとお聞きしたいんですが、上司と部下とで仕事の目標を共有すること、これは市長がおっしゃるように風通しよく何でも話ができる、そんな環境をつくるということが大事であって、そして職員の職務遂行レベルを正しく評価をしていく、そして実績を上げた職員が正しく評価をされる。そして、職員同士がいい意味で競い合うことができる、そんな人事評価というのが必要であって、職務と職責に応じた給与の制度の構築というのももっと踏み込めば必要ではないかと考えています。そして、大局的に立ったダイナミックな発想と、そして横断的な機構改革でトップダウンでそういったことをリードしていただきたいと私は思っているんですけども、この件について所感をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず最初に、メンタルヘルスと人事評価制度について若干ご説明させていただきます。

このメンタルヘルスにつきましては、やはり太宰府市でも他の場所と同様でございまして、今非常にこういうストレスが多い社会の中で、やっぱり休暇をとっている職員もおります。そういった中で、昨年から健康診断の中で、このメンタルヘルスについても取り入れておりまして、職員にアンケート調査などを行って、その職場の環境であるとか、仕事の重さ、そういったところをどう感じているのか、そういったところをアンケートをとりまして、昨年は市役所全体の状況を捉えたところですけども、今年度からは各職場ごとの状況もその中で考察していきたいというふうに考えているところです。

それと、人事評価制度につきましては、以前導入を試みておりましたけれども、やはり一時ちょっと立ちどまっておりました。昨年、地方公務員法の改正がありまして、平成28年度からはこれを導入をもうしなければならぬ。これが義務づけとなっております。現在、庁舎内で人事評価制度構築の委員会を立ち上げておりまして、これには当然職員組合とかそういったところも含めまして、その中で今議論をしております。今年度中にはこの制度についてですね、導入を図れるように、この人事評価制度の中身をきっちりと決めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市長、ありませんか。

市長。

○市長（芦刈 茂） 今部長からの回答にもありましたように、私、一番気になっておりますのは、市の職員の中で鬱病等になって出勤してない職員がやっぱりいるということでございまして、この問題、しっかりいろいろなどというふうにするのか、市の職員がそういう現実が目の前にあるわけですから、しっかり考えていくのが市長の責任だと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 以上で会派公明党太宰府市議団の代表質問は終わりました。

14時25分まで休憩いたします。

休憩 午後2時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時25分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会派幸光の代表質問を許可します。

13番陶山良尚議員。

〔13番 陶山良尚議員 登壇〕

○13番（陶山良尚議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました平成27年度施政方針について、会派幸光を代表いたしまして質問をさせていただきます。

1件目、市長の公約についてでございます。

今回の市長選挙において、市長は「ハコモノ、ムダづかいにNO!」をスローガンとして訴えてこられました。その結果、体育複合施設が必要かどうかというその是非が選挙の最大の争点となり、マスコミもこの問題を争点化することで、多くの有権者が関心を持った選挙となりました。

市長の議員時代の体育複合施設建設に対する発言、そして選挙での公約、訴えを聞くと、市長は体育複合施設建設には反対の立場であるということが明確であります。恐らく投票された市民誰もが、芦刈候補が市長になれば、当然体育複合施設の建設は中止され、箱物、無駄遣いなくなるという期待感があったと思います。多くの市民の期待によって市長に当選された以上、自分の掲げた公約をしっかりと守って、市民のために責務を果たしていくのは当然のことです。体育複合施設の建設について、今後も予定どおり建設を行っていくのか、それとも公約どおり中止されるのか、市長の考えを伺います。

2件目、子育て支援の推進についてでございます。

待機児童の解消についてでございますけれども、4月から新たにごじょう保育所が建てかわり、開所いたしました。前市長は、ごじょう保育所の定員を増やすことで一定の待機児童が解消されるということをおっしゃっていただきましたが、現状はどうか。現在の待機児童数、また第1希望の保育所に入所待ちをしているなどの潜在的待機児童数についてもあわせて伺います。

また、最近では、保育士不足、保育士の処遇改善の問題についてよく耳にいたします。私も何度か一般質問を通じて本市の状況を伺ってまいりました。保育所の定員を増やせば、それだ

け保育所の確保は必要となります。特に私立保育所にとっては大きな負担となってまいります。

太宰府市の今後の人口推移を見ますと、2040年まで微増ではありますが、3,000人ほど増えることが想定されております。その経緯からすると、私は今後も待機児童が増え続けると考えており、何らかの形で保育所の整備を行っていく必要があると思っております。当然保育士の確保、そして職場環境、処遇改善のための政策も必要となってまいります。現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

また、病児保育の現状についてでございますけれども、近年ではインフルエンザを初め一年を通じてウイルス性の病気がはやり、子どもたちもさまざまな病気にかかる傾向がございます。働くお母さんにとっては、子どもを保育園や小学校に預けていても、子どもたちが熱を出すなどいつ病気になるかわかりませんし、ぐあいが悪くなった場合、仕事を途中でやめて迎えに行ったり、数日間仕事を休まないといけないケースもあります。

本市では、現在1カ所で行われており、病後児保育も1日に預かれる定員数にも制限があるので、日によっては預かってもらえないケースもあると聞いております。今後もこのようなケースが想定されることも考えられます。働くお母さんが安心して仕事ができる環境づくりも本市にとっては大事な施策の一つでもあります。病後児保育についての現状と今後の対策について伺います。

3件目、文化遺産の保存と活用についてでございます。

まず、水城跡の整備についてでございます。

水城跡については、福岡県、大野城市の協議を経て、特別史跡水城跡保存整備基本設計が策定されました。平成27年度予算で約1億6,000万円が計上されており、今年度の整備内容も既に計画が出されているようでございますが、具体的な整備内容、時期についてお伺いいたします。

また、市長は、今年3月議会の一般質問において、これだけの予算をかけて土塁を延ばす必要もないし、ガイダンス施設として解説員が常駐できる中古のプレハブを置くだけでよいという発言をなされておられました。市長は、所信表明のとおり、今年度の整備については予定どおり行っていくのか、お伺いいたします。

続いて、日本遺産認定についてでございます。

文化庁による初の日本遺産に太宰府地域の歴史を語るストーリー「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」が認定されました。本市にとっても大変喜ばしいことでございます。今までは史跡等の地域遺産は保存整備を行っていくことが主でありましたが、文化庁の取り組みにより、地域遺産を面として活用し、情報発信することで地域の活性化を図ることができるようになり、太宰府のように多くの史跡地が点在し、それぞれ物語りがある史跡ばかりでございますので、そのような形で日本遺産に認定されたことは、今後の本市のまちづくりにとって大きな役割を果たしてくれるものと確信をいたすところでございます。これから計画策定

等行っていかれると思いますが、わかる範囲で結構でございますので、今後の計画等についてお伺いいたします。

また、観光政策とどのような形で連動させながら取り組みを行っていくのか、あわせてお伺いいたします。

4 件目、観光基盤の整備充実についてでございます。

ブランド創造協議会の役割と今後の方向性についてお伺いいたします。

昨年は観光列車「旅人」やライナーバス「旅人」の効果もあり、800万人の方々にご来訪いただきました。本市にとっても大変喜ばしいことであります。しかしながら、現状に満足することなく、官民挙げて先進的な観光政策に取り組むことで、京都や奈良に負けない観光都市になれる可能性を太宰府は持っていると感じておりますし、期待をしております。

そのような中で、行政と観光関係団体で構成し、本市の観光政策の活動を支えていただいているブランド創造協議会の活動内容、方向性についてお伺いいたします。

現在、ブランド創造協議会では、「古都の光」や「ゆかた d e 太宰府」など太宰府でも定着してきたイベントの企画、運営等を行っており、毎年多くの方々にご参加いただき、観光政策の一翼を担っていただいていることは非常に評価をいたすところでございます。

しかし、私は、本来観光政策全体についてさまざまな角度から検討し、太宰府全体を見据えた観光政策の企画、提案等を行っていく役割を担うのがブランド創造協議会だと考えております。例えば、他市に負けないブランド商品の開発やブランド力向上への取り組み、まちおこしイベントの企画、運営等であり、行政も含めて観光関係団体からそれぞれメンバーが参加されているのであれば、いろいろな方々の発想のもとで観光政策を検討していけば、よりよいものができるのではないかと考えております。ブランド創造協議会設立時の会の位置づけ、当初の活動内容についてお伺いします。また、本市の観光政策におけるブランド創造協議会の役割と今後の方向性について、あわせて伺います。

続きまして、観光基本計画についてでございます。

観光基本計画の策定については、前期より必要性を提案してまいりましたが、市長の所信表明にもあったように、ようやく策定していただけるものと期待をいたしているところでございます。

観光基本計画については、本市が観光を中心としたまちである以上は当然必要な計画であり、本市観光政策の指針となるものであります。基本計画策定により計画的な事業の進め方、予算計上から執行まで行え、具体的に事業内容、進捗状況とも把握しやすくなるのではないかと考えております。策定までの進め方、計画内容、策定期間についてお伺いいたします。

5 件目、市民のための行政運営についてお伺いいたします。

今後の財政運営について、2 点お伺いいたします。

市長は、公用車の買いかえや市役所玄関アプローチ等について、選挙では税金の無駄遣いであると訴えてありましたが、市長にとっては何を基準に無駄遣いとするのか、まずお伺い

たします。

また、今年3月議会一般質問の中で、コンクリートや建物、土木は最小なものにとどめ、高齢者福祉や子育て支援にお金を投入すべきだという発言がございました。その発言から察しますと、市長在任中は当然公共事業費の削減や赤字事業等についても見直しを行っていくことは当然の流れだとは思いますが、今後の予算配分について、市長のお考えを伺います。

また、現在、自民党、公明党の連立による安倍政権において、重要施策の一つでもあります地方創生に対する取り組みが、国の総合戦略を受けて、全国では既に積極的な取り組みが進められている自治体もございます。このまち・ひと・しごと創生により、地方にとっては将来のまちづくりを考える上で大きなチャンスであり、起爆剤となる可能性を持った大変重要な施策であります。本市においても、この地方創生をうまく活用できれば、将来に向けた太宰府のまちづくりが積極的に取り組めるのではないかと考えております。今年度、総合戦略の策定が予定されておりますが、地方創生に向けた取り組みについて、また将来の太宰府のまちづくりについて、どのようなビジョンを市長はお持ちなのか、お伺いいたします。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ただいま施政方針に関することについて、市議会会派幸光を代表されまして、陶山良尚議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、市長の公約についてのご質問にお答えいたします。

体育複合施設は、平成28年2月29日までの工期で、契約額27億9,720万円で現在工事は進捗しております。

私が市長に就任したその日、4月30日に現地に赴き、工事内容の見直しが可能かどうか、検証に参りました。その結果、庁舎内部での議論も重ね、工事の進捗は施工者における下請等への発注は既に5割を超えており、工事を中止するのは現実的ではなく、建物を用途を変更するにしても、既に設置している基礎構造は大規模空間としての設計であり、他の施設への変更も難しいことがわかりました。そして、就任以来多くの方のご意見を伺う中で、この施設を心待ちにされている多数の方がいらっしゃることもわかりました。これらのことを総合的に勘案した結果、この施設は建設を進めていくべきとの結論に至りました。

しかしながら、アリーナの空調や移動観覧席など施設の活用に当たって不足している設備があるのも事実でございます。これらについては、策定を急いでおります体育複合施設の活用計画、運営計画をもとに、その内容を点検、精査しながら、無駄のないよう適切に建設を進めていきたいと考えております。

また、活用計画、運用計画は、別途議会に説明する機会を設けるとともに市民説明会を開催したいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、子育て支援の推進についてのご質問にお答えいたします。



まず、保育サービスの充実についての1点目の待機児童の解消についてです。

本年4月にごじょう保育所を開所し、市内10認可保育所の総定員は、110名増の1,238人となりました。しかしながら、本年度、さらに入所希望者が増加し、本年4月1日現在の県への報告しております待機児童は60人、また6月1日現在では待機児童82人と、入所申し込み児童のうち第1希望の保育所に入所待ちをしている等の入所または入所内定できていない児童の合計は127人となっており、待機児童の解消には現在至っておりません。

本市におきましては、平成23年度から毎年度、保育所の新設、増築等により定員増に努めておりますが、女性の社会進出等、全国的に言われております潜在的な保育ニーズの掘り起こしにより、待機児童の解消に至っていないものと考えております。

今後の待機児童解消対策につきましては、まず全国的な保育士不足により定員までの入所ができていないごじょう保育所の200人定員までの入所が可能となるよう、保育士の採用について努力するとともに、既存の私立保育所の老朽化に伴う改築等の際、定員増について運営する社会福祉法人と協議してまいります。

また、本年4月から始まりました子ども・子育て支援新制度に伴い、私立幼稚園の認定こども園への移行または届け出保育施設の認可保育所等への移行の申し出があった場合は、認可基準等十分に精査した上で、認可施設とすることも考えております。

次に、2点目の病児保育の現状についてでございますが、太宰府市乳幼児健康支援一時預かり事業実施規則の規定に基づき、現在市内の医療機関に付設された施設、病児デイケアセンターだざいふの1カ所で事業を委託して実施しております。対象となります児童は、生後90日から小学校6年生までの児童で、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な場合にお預かりしております。定員は1日4人で、原則として連続する7日間の範囲内の期間で利用でき、利用者負担額は1日2,000円ですが、利用する世帯の所得状況に応じて減額措置がございます。

なお、平成26年度の利用状況ですが、年度末の登録者数が1,487人、実際の利用児童数は、延べ人数で217人となっております。

この病児保育につきましては、他市町村の施設も利用できますが、本市の利用定員が少ないことから利用できないケースもあるとのご指摘につきましては、病気の流行など季節的なものなのか、年間通してのものなのか、まずは検証を行い、事業の拡大について検討していきたいと考えております。

続きまして、文化遺産の保存と活用についてのご質問にお答えいたします。

まず、文化財整備の推進についての1点目、水城跡については、基本計画は策定されたが、今年度整備計画、予算の内訳について何うについてお答えいたします。

特別史跡水城跡につきましては、本市と大野城市、福岡県と九州歴史資料館により水城跡整備推進協議会を設立し、以降、文化庁の指導を仰ぎながら議論を重ね、地域の皆様とのワークショップ、現地解説、パブリックコメントを経て、平成27年3月に保存整備基本計画を策定い

たしました。

今年度につきましては、国庫補助金及び県費補助金を受けまして、基本設計に基づき、東門エリアの地形測量及び復元、便益施設設置を予定しております。

予算につきましては、総事業費1億7,405万4,000円でございます。内訳でございますが、主なものといたしましては、工事設計監理等委託料としまして3,813万2,000円、工事費としまして1億2,790万4,000円でございます。

この事業を通して水城跡の適正な保存を図るとともに、水城跡の魅力を高め、地域住民の皆様、観光客がより多く水城跡にお越しいただき、水城跡がより親しみのある場所になり、再び訪れたい、そう思える場所として整備するよう鋭意努力してまいり所存でございます。

次に、2点目の日本遺産認定後の事業計画等、今後の具体的な動きについて伺うについてお答えいたします。

日本遺産につきましては、去る4月24日に大宰府政庁跡など19の文化財と周辺地域で構成される「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」というストーリーが文化庁より日本遺産として認定を受け、5月30日には太宰府市教育委員会、古都大宰府保存協会及び太宰府天満宮により太宰府市日本遺産活性化協議会を発足させたところでございます。今後は日本遺産を生かし、太宰府の魅力を国内はもとより海外へ向けて情報を発信し、より多くの方々が太宰府へお越しくくださるよう、事業を展開してまいりたいと思っております。

今年度につきましては、発信事業として多言語ホームページ作成、多言語ガイドブックの作成を行い、海外への情報発信、海外からの来訪者に対して、西の都としての太宰府をアピールしていきたいと考えております。加えまして、まち歩きガイドボランティアの方々により日本遺産に対して理解を深めていただくために勉強会を行い、地域の方々のご協力を賜りながら、一緒に太宰府の日本遺産を紹介していきたいと思っております。

続きまして、普及啓発事業としまして、日本遺産キッズワークショップを古都の光にあわせて行う予定といたしております。この事業は、子どもさんはもとより保護者の皆様に対して、日本遺産に親しんでいただき、より理解を深めていただくことができるのではないかと考えております。今後、さまざまな機会を活用し、この日本遺産を広くPRすることにより、本市の魅力を幅広く発信していきたいと考えております。

続きまして、観光基盤の整備充実についての質問にお答えいたします。

まず、太宰府ブランドの展開についての1点目、ブランド創造協議会の役割と今後の方向性についてであります。太宰府ブランド創造協議会とは、平成17年の九州国立博物館の開館を機に、太宰府ならではの本物の地域資源を太宰府ブランドとして維持するだけにとどまらず、新たな価値を付加し、高め、さらに進化させる取り組みを展開するなど、太宰府ブランドの創造を図ることを目的に、太宰府観光協会、太宰府市商工会、太宰府天満宮、太宰府市の4者とオブザーバーとして九州国立博物館とで組織された団体であります。今年で10回を迎える「古都の光」を初め、「ゆかた de 太宰府」、「太宰府あれこれ10選」などの取り組みを継続して

行うことで、太宰府ブランドの創造に一定の成果を果たしているものとして、市としては評価しております。

また、これまでも自治会や関係団体等が企画、運営に参加してこられました。今後、地元大学生や博多のライトアップに携わった経験のある専門家等の参加といった新たな取り組みも進んでおり、その活動の幅を広めていくなど、時代とともに成長してきたものと捉えております。

ブランド創造協議会は、今年で区切りの10年を迎えること、また本市の観光を取り巻く状況が時代とともに変化していることから、ブランド創造協議会内でこれまでの総括を行うとともに、今後のあり方を検討していきたいと考えております。

次に、2点目の観光基本計画の策定についてのご質問にお答えいたします。

本市では、平成26年度におきまして、太宰府天満宮や九州国立博物館エリアを中心に820万人の来訪者のにぎわいを見せておりますが、回遊性の向上、滞在時間の延長が観光都市として成長していくに当たっての大きな課題と考えております。

大宰府政庁跡、水城跡、観世音寺、宝満山や竈門神社に伝統の木うそなど、歴史的文化的価値を有する数多くの地域資源をいかに観光振興に生かしていくか、また新たな観光資源の発掘、開発、人材の育成、地域との連携、交流のあり方、観光推進のための基本組織等につきまして、今後の太宰府市の観光振興に対するビジョンを示す基本計画策定を進めてまいります。

基本計画策定につきましては、まず観光客の動向、要望等を把握するために、滞在時間、消費額、観光目的、交通アクセス、訪問先、満足度などの基礎調査を年間を通じて行う必要があります。その調査結果を踏まえた上で、地域住民、事業者、関係団体、学識者等のご意見も参考とし、またブランド創造協議会での意見を取り入れながら進めてまいりたいと考えております。

また、基礎調査から計画策定までに要する時間や作業量を顧みれば、相当の費用が必要になると思われることから、財源の確保も課題となります。つきましては、地方創生交付金やそのほか国の補助金制度の動向を注視しながら着手したいと考えております。

最後に、市民のための行政運営についてのご質問にお答えいたします。

まず、財政健全化の推進についての1点目、市長にとって何を基準に無駄遣いと考えるのか、また今後公共事業や赤字事業については見直しを行っていくのかについてですが、これまで市においてさまざまな事業が実施されてきております。私は、事業を行う基準として、何を優先して取り組むべきかということに重きを置いております。この意味では、私は、市民福祉というものが最優先と考えておりまして、限られた財源の中で事業の選択に当たりましては、そのあたりもよく検討する必要があると考えております。こうしたことから、今後の予算の配分につきましては、市民が本当に必要としているものは何かを判断して行ってまいりたいというふうに考えております。議員がご質問の公共事業や赤字事業についても同様に考えていきたいと思っております。

次に、2点目のどのようなビジョンを持っているかということですが、本市のまちづくりの

最上位計画であります第五次総合計画は、平成23年度に向こう10年を期間とする基本構想と同じく5年を期間とする前期基本計画という形で策定されております。このうち前期基本計画が本年度で期限を迎えることから、昨年度末から市職員から成る総合計画策定委員会を立ち上げ、前期の総括を行った後、現在平成28年度から始まる後期基本計画の素案を策定しているところです。私といたしましては、現在の第五次総合計画の基本構想の期間が10年間であることから、これを踏襲しながら、後期基本計画をより充実したものにしていきたいと思いますと考えております。

また、議員のご質問にもありましたまち・ひと・しごと創生法関連の予算につきましては、その予算獲得のためには、まずはこれから策定する地方版総合戦略に織り込む必要がございます。現在策定方針を検討しているところでございます。この総合戦略も、策定に際しましては、総合計画とそごがないようにしていきたいと思いますと考えております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たり十分に参考にさせていただき、一層の努力を怠らない所存でございますので、どうぞよろしくお願ひする次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1件目について再質問はありませんか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） ご丁寧な回答、どうもありがとうございました。

それでは体育館についてですね、ちょっと再質問させていただきたいと思いますが、まず今議会6月議会の初日に全員協議会の中で市長から体育館建設をするのは難しいと、継続するという説明がございました。

（「中止は難しい」と呼ぶ者あり）

○13番（陶山良尚議員） うん、中止は難しいと、はい。

私はですね、この本会議において説明すべき機会があった。所信表明等々ですね。そういう中で、本会議場で市民に対して説明すべきことが当然だと思っておりましたが、議員が集まった全員協議会の中でそのような説明をされたことについて、私は理解に苦しむところでございます。

なぜ市民の意見が反映できる仕組みづくり、また市民のための行政を目指しますということが公約で上げられておりました。それならば、まずは市民に対して真っ先に説明責任を果たすのが当然だと私は思っておりますが、なぜ議場においてそういう建設継続について説明しなかったのか、その真意と今後のどのような形で市民に対して説明責任を果たしていくのか、まず伺いたいと思います。

それとあわせて、市長並びに市長を応援する方々が選挙において、これはマスコミも含めてでございますけれども、体育館建設を大きな選挙の争点にされました。昨年11月の臨時議会

で請負業者との契約に対する案件も議会で通ったわけでありませぬ。その後、本契約を結ばれませぬ。その時点で、私は、体育館建設についてはもう建設はされるということで、これに対して、今さら違約金を払って建設を中止できるということは考えられないし、その時点で市長にまだ建設中止をするという認識、違約金を払ってまで中止をするという、中止をすれば違約金を払わなければいけないというそういう認識のもとで公約にも反対の表明をされたのか。私は、その時点で、体育館建設の継続するか、反対とするかは、それはもう選挙の争点にならないとその時点で思っておりましたんで、市長が公約で書かれたこと自体、私はおかしいと思っておりますし、それを市民の方々が信頼されて、市長がなれば反対、箱物もなくなるということで、そういう形で投票行動を起こされたのではないかと思っております。そうなってくると、この時点で、違約金を払って中止にできないということがわかっていながら公約に書かれたこと自体、私は市長としての政治意識、意図的にこういう公約を書けば、当然市民は投票行動が自分のほうに向いてくれるということが認識があつてのことだと私は錯覚を起こしてしまいます。これが本当なら、市長は大変責任問題になってくるとは思いますがけれども、そういうことを含めてですね、市長としてこの体育館建設、今さら継続するということに対しておっしゃっていましたけれども、私はこれはおかしな話であつて、当然市長として先ほど言いましたように政治的責任が、これは今回の選挙において一番大きなマニフェストであつて、政策であつて、大きな市民誰もが関心点のあつた公約ですんで、そういう点で全然ですね、6月議会が始まって最初の議会でやっぱりできませんと、継続しますということ自体言うのがおかしいと思っておりますので、その辺についてのちょっとお聞かせいただければと思っております。

まず1点目、よろしくお願ひします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 誤解があるようですが、私は、選挙の中で体育館を中止しますということは一回も言っておりませぬし、そういうふうにした書き物もありません。私が書いとるのでから間違いはそれはございませぬ。

流れを見ますと、私も議員だったわけですから、3年余にわたる議論の中でいろいろな意見あつたり、いろいろな経過がありました。おとし12月の中で、体育館建設についての実施設計予算がつくということ、そして3月議会での本予算の中で体育館建設についての予算案が通るという中で、実際的には8月入札がされたけれども、入札が通らなくて、補正予算が10月審議されて、それからの着工に至つたという流れを踏んでいるわけですから、もう多数決で議会で決まつたことですから、それ以降、私は体育館建設に反対と言つたことは一度もありません。ただ、洪水の問題とか、渋滞の問題とか、いろいろなことをまだまだ議論する余地があるんではないか。10月議会のときにも私が質問して、まだお金は出てくるんではないかというお話をして、空調設備とか、椅子とか、いろいろなものがまだ先送りされているんだというふうなわかつたことがありますけれども、議会で決まつたことが一番の最高の決議機関でございませぬから、議会で決まつたことを私が一人で、中止と言つたことはありませんし、公約をよく見

ていただければ、「ハコモノ、ムダづかいにNO!」と言いました。体育館建設の民意を問うと言いましたが、後援会の中でも、この中止するのか、しないのかというのが随分1カ月半にわたって議論された結果、そういう公約になっている次第でございまして、中止と言ったことはありません。また、議員として、いろいろな思いはありますが、多数決で決まったことはそれは最優先の決まったこととして認識せざるを得ないという思いというか、そういう決まりですから、そういう流れで私としては動いてきたかと思えます。

ですから、中止ということを掲げて私は選挙戦を戦ったつもりはありません。ただ、いろいろな方からは言われました。中止をなぜ掲げないのかと。今でも言われます。なぜ中止しないのかということは今でも言われます。手紙も来ます。何人も面接来ていいかと言われます。ひとまずこの議会を過ぎてからということその方たちにはお願いしておりますが、私としてはそういうような形で議員から市長になりまして、いろいろなことを検討すると、かなりの金額の違約金を払って、裁判を抱え、このことに停滞をするということは、太宰府市政を責任持って運営するという責任者としての現実的な選択としては、それまでの経過はいっぱいありますが、あり得ないということを表明した次第でございまして、それに伴い、あそこのエリアを体育複合施設の名前にふさわしい福祉、環境、文化、コミュニティをあわせ持った一つの拠点として考えていきたいというふうな形で考えて、この間の話はしてきておりますので、公約に中止というのは掲げて戦って、市民の皆様は私が通れば中止になるんだというご理解は、ちょっと外れているのではないかというふうに考えております。

なぜ所信表明の中でそのことを書かなかったかということですが、いろいろと難しいところがありまして、議会の皆様の説明した後、市民の皆様への説明会をしようというような自分の段取り的に考えておったわけですが、今後そういうような方向で進めていきたいと思っておりますし、この議会での議論を含め、私の今の考えを市民の皆様説明する機会はきちっとつくっていききたいということを7月に考えているということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 先ほどですね、市長から一言も体育館については中止をするとは言っていないというご回答がありました。しかし、芦刈市長が選挙に出て、「ハコモノ、ムダづかいにNO!」、そして前からの議会での発言、そして体育館建設署名反対にも市長はかかわられました。そういうことを考えますと、当然市長になれば反対、中止してくれるということもあってのことだと、私はそういう認識が市民にはあったと思っております。この選挙戦の争点は、前の市長が賛成で推進していた。そしたら、今度は当然市長が出れば、誰もが反対だということは、それは争点として市長やマスコミ、そして関係者、市民団体の皆さんがそれをはっきりと訴えてこられましたんで、そういう認識のもとで市民の皆さんは投票行動を起こされた。私もいろいろな方から意見を伺いましたけれども、皆さんおっしゃるのが同じことで、芦

刈さんが市長になれば、当然体育館は反対されるということを多くの方から私も伺ったことがありますので、だからこそ体育館建設の推進はしていかないといけないということで活動させていただきました。

(「施政方針と選挙とは違う」と呼ぶ者あり)

○13番(陶山良尚議員) いえいえ、それは公約ですから、公約。で、やっぱり公約ですね、掲げたことは、これは重みがあるわけですよ。

(「それは違う」と呼ぶ者あり)

○13番(陶山良尚議員) いや、ちょっとうるさいですよ。黙っとってください、今していますから。

○議長(橋本 健議員) 静粛に願います。

○13番(陶山良尚議員) だから、その言葉の重みをしっかりと受けとめていただいてですね、市民がどう認識しようが、結果的にはそういう投票行動になったわけですから、それはマニフェストでもしっかり掲げてあったわけですから、それは言葉を重く受けとめていただきたいと私は思っておりますので、今後ですね、公約に掲げたことはしっかりとなされて、しっかりと市民に対して説明を果たしていく。体育館建設を推進された方に対してもしっかりと説明をしていただきたいと私は思っております。

そういう面から、例えば体育協会とか、身障者協会とか、そういう団体に対しても個別に、しっかりとなぜ今さらになって建設を継続されたのか、その辺も経緯もしっかりと説明をしていただきながら、また要望等々を聞いていただく機会をぜひつくってほしいと私は思っておりますけれども、私は、大きな今度の公約の一つである体育館建設自体がそういう形で継続されるということは、市長のやっぱり政治的責任、さっきも言いましたが政治的責任がやっぱりあると思っております。それで市民をだましたとは言いませんけれども、そういう形で当選されたのは明らかでございますので、それはしっかりと政治的責任をとっていただく、何らかの形でいただきたいとは思っておりますけれども、その辺に対してちょっと市長のお考えをお聞きします。

○議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(芦刈 茂) 何度も申し上げますが、議会で決まったことなんです。その後、住民投票なり、リコール運動があったなら別ですが、もう議会で決まったことがもう何にも増して最優先ですから、何度も申し上げましたように、その後の私の議員時代での発言は反対とか、中止ということは言っても、もう通っているわけですから、不可能なことから、そういう発言はしてはおりません。

私を応援してくださった人が体育館中止を私がするというふうに考えたんじゃないかということですが、私は、趣意書、公約の中で、箱物、無駄遣い、それに象徴されるものが体育館であり、市役所の前の回廊であり、市長用の640万円の車であり、松川施設は買ったけれども、それが活用していないという問題点、箱物をつくるけれども、その運営、活用が一切なされ

ずに、ただ利用、便宜的な施設としての貸し施設としてしか機能していないということではないかということも前から言ってきましたし、そういう主張をしておりました。私に投票してくれた方の投票行動のそのかなめが何で投票したのかという議論もあるわけですが、私としては、「ハコモノ、ムダづかいにNO!」ということで、そういうことに自分としては解決できるものについては解決していくということで、現実的には市長という立場になったわけですから、着工している体育館をもう何で中止命令を出さないのかというご意見も市民の皆さんから多数寄せられました。中断するのもいいけれども、じゃあ何を基準にして再開するのかということをいろいろと考えると、そこを数カ月、下手したら半年ぐらいの空白を生むんではないかという私の考えの上で、私としては中断という指示は出しませんでした。本当に私は議会に対して体育館建設の中止の議案書を出せば別でしょうが、それに賛成してくださる人は恐らく議員の中には私は誰ひとりいないだろうというふうなことも考えまして、中断もしませんでしたし、私としては本当に複雑な思いですが、中止はできない以上、もっといろいろな活用計画、運用計画、複合施設としての機能を持たせるとか、それとか戸田建設にも来ていただいておりますが、もうちょっと地元で仕事が流れるような形にしてくれないかという発言もちょっとしましたし、とにかく太宰府にとってもう決まった方針の中で動かざるを得ないという私の市長になっても枠がついているわけですから、その枠内で動かざるを得ないという判断の上に立ってこういう選択をしたということをご理解いただきたいと思っておりますし、何度も言いますが、私は公約の中で中止と言ったことはございません。この点ご理解いただきまして、本当に太宰府、箱物はいっぱいあるけれども、活用、運営計画が一つもない。今回の体育館についても、まだまだ私は渋滞とか水害対策は不十分だと思いますし、そのあたりあわせて中身のある議論をしていきたいし、そういう計画を議員の皆様、市民の皆様に明らかにしていくのが市長になった私の責任ではないかと思っておる次第でございますし、公約に掲げたことは、私は選んでくれた市民に対して、やはり一つ一つの政策の実現図っていききたいというふうに思っておりますし、一番大事なのは、やっぱり一番大きく掲げた中学校給食の実現は最優先課題でやっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞその点を議員の皆様におかれましてはご理解いただき、ご協力、ご支援をお願いしたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2件目に入ります。

再質問はありませんか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 待機児童についてでございますけれども、今年3月に、子ども・子育て支援事業計画が策定されましたが、それを拝見いたしますと、平成29年度以降のニーズ量に関しては、既存の保育所の定員の見直し及び増改築に伴う定員増で対応が可能だということが記載されておりました。この増改築依頼するということは、これは私立保育園に対する依頼だ



と思いますけれども、現在、ご存じのとおり、保育士確保だけでもですね、大変な状況であるということをご各保育所関係者から聞いております。

そういった中で、定員を増やす、増改築をするということは予算的にも、いろいろな面でやっぱり負担が大きいわけでありまして。今後、そういう予算面も含めてしっかりと対応していただけるのかどうかはまず1点と、それと子ども・子育て支援会議の中でありましたけれども、認定こども園とか、小規模保育については、本市としてはどのような形で進められるのかということをご待機児童のほうではお聞きします。

それと、病児保育についてでございますけれども、現在、1カ所の医院でされておりますが、もう一カ所、民間でされている病院もございます。私財を投げ打って頑張っている病院でございますけれども、そういった中で先ほど述べましたように、いろいろな今病気がはやるわけですね。で、働くお母さんたちも多いということで、非常にやっぱり病児保育、病後児保育のニーズは増えていると私は思っております。季節的なこともあるかもしれません。

そういった中で、先ほどもおっしゃいましたけれども、今のところは数字上は1カ所で大丈夫ということでございますけれども、市として実際に年間利用者等々以外のニーズを数字的にどのぐらい把握されているのかということをお聞きします。

それとあわせて、将来、ニーズの状況によっては、もう一カ所ぐらい増やしたいと、増やしてもいいという可能性はあるのかどうか、あわせてお伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 保育所増築、新築しまして待機児童が発生しておりますけれども、まず市長の回答で言いましたけれども、今回6月1日現在で82人の待機児童というふうに申し上げましたけれども、実は全国的にこの待機児童の定義がまちまちでございました。今回、求職中の方、今から仕事を見つけられる方についてもこの待機児童の中に入れなさいということになりまして、今回82人というふうになっております。その中の33名の方が求職中の方でございまして、3月まででございましたら、その33人を除きまして49人の待機児童と。それでも待機児童はございますので、今後待機児童の解消に向けまして、私立の増改築等によって解消していきたいというふうに考えておりますけれども、ただ子どもの数を見ますと、本市の場合は、それほど子どもの数が増えておりません。ただ、待機児童が増えているのは、先ほども言いましたように、社会形態が変わりまして、女性の方がお勤めに行かれるようになったということが大きいというふうに思っております。計画の中では、平成29年度以降、現状の保育施設で足りるのではなかろうかということですね、つくっておりますけれども、午前中にもお話ありましたけれども、今を見て、その待機児童の解消をということでございますけれども、子どもが少なくなったときに、民間の保育所、法人さんでございまして、そこが運営をしていくように継続していくにはですね、むやみやたらに保育所をつくれればいいというものではないというふうに考えております。それで、その辺も非常に苦慮しながら考えているということをご理解いただきたいというふうに思っております。

それで、ご質問の保育士の対応ということでございますけれども、国の配置基準がございまして、それに基づいた保育士の配置を行っているところでございますし、今後とも適切な配置に向けて予算化はしてまいります。

それと、小規模保育の部分ですけれども、地域型保育というのが、今回の申請の中で始まりました。その中に19人以下の3歳未満児を預かる施設として小規模保育というのが始まったわけでございますけれども、これにつきましてもこの新制度が始まる前に届け出保育施設、認可外保育施設の関係者の方にも集まっておきまして、今回こういうふうな制度になりますけれども、今後、そういう認可施設としての、考えといたしますか、ご希望があるかどうかということもご説明をした次第でございます。で、現状を今のところ今回の新制度に移行する届け出保育施設はないという状況でございます。

また、病児保育についてでございますけれども、これまでの状況を把握しているのかということでございますけれども、毎月報告は上がってきております。原課のほうに聞きましても、市民の方からその利用ができないというふうなお話は特に受けていないということでございますけれども、議員ご指摘のように、そういう方もいらっしゃるのではなかろうかということもありますし、民間の病院でもやってあるところがあるということでございますので、先ほど市長が申しましたように、現状を検証しながら今後対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2件目について、再々質問はありますか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 保育士に対してですけれども、ごじょう保育所が保育士が足りないということで定員が埋まらないと、そういうことでございます。確かに今特に0歳から2歳の子どもたちが、どこのまちでも多いと聞いております。そうなってくると、国の基準を満たす保育士の数も、子どもに対して数名の保育士が必要な場合もありますね。そうなってくると、やっぱり保育士の数も増えるということで、それは各保育所も大変でございますけれども、実際にごじょう保育所、あと何人ぐらい必要なのか、今何人ぐらい求められているのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思っております。

それと、この項目について最後ですね。

市長も小さなお子さんがいらっしゃると思いますけれども、太宰府市にとってもこの保育行政というのは非常に大事な施策の一つでありますし、今後もまた若い世帯が、太宰府市に流入されてくるのが当然予測をされております。そういった中で、やはり子育て支援を充実させてしっかりと行っていくことが安心して子育てをしていける環境づくりにつながっていくものと考えておりますけれども、最後に市長の子育て支援に対する考え、また気持ちをですね、お聞かせいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） その前にいいですか。

(13番陶山良尚議員「その前に市民福祉部長」と呼ぶ)

○議長(橋本 健議員) 市民福祉部長。

○市民福祉部長(中島俊二) 今後のごじょう保育所の保育士の採用予定でございますけれども、嘱託保育士を3名と、保育所がご存じのように朝7時から夕方の7時まで、12時間あけておりますので、当然ローテーションを組まなくてははいけませんので、それに対応する早出、遅出のパートの保育士を2名追加で募集中でございます。

以上でございます。

○議長(橋本 健議員) 市長。

○市長(芦刈 茂) 本当に子育て世代にとってはいろいろな子育て環境というのは大変な状況だと思います。実は私の子どももここ2日ほど嘔吐下痢症にかかりまして、学校を休んでおるような状況で、本当に大変というか、皆さん本当に子どもさんが病気になったときに勤めを休まざるを得ない、そのあたりの問題というのは本当に大きな問題だというふうに思います。雇用形態も大きく変わり、お父さん、お母さん2人で働いても、年間収入がやっぱり300万円にも行かないという家庭もかなりあると聞いております。いろいろな形でこの子ども・子育てについては、子ども・子育ての基本計画もありますが、さらに充実させて、しっかりしたことを考えていきたいというのが大きな柱になると思います。

宗像市あたりでは、子育て世代が移ってくると、家賃の保障をしたりとかというふうないろいろなことも考えてあるし、各都市、各まちがいろいろな形でこのことに取り組んでおりますので、ひとまずは今年度から学童保育も6年生まで預かるような形になったとか、いろいろな形での環境整備はしっかりやっていきたいというふうに考えておる次第でございます。いただいたご意見生かして、しっかりやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(橋本 健議員) 3件目に入ります。

再質問はありませんか。

13番陶山良尚議員。

○13番(陶山良尚議員) まず、水城跡についてでございますけれども、ようやく水城跡築堤1350年からいろいろな形で市民に対しても啓蒙活動、そしてまた整備も進められているところでございますが、私もいろいろなお客さん来たときに、政庁跡とか天満宮とか、そういうところにはご案内するんですけども、今まで水城跡に連れていくということはなかなかなく、水城跡自体が有名な歴史的なですね、役割を果たしたものであっても、いま一つ市民になじみが少なかったんでないかと考えております。

そういった中で、今回こういう形でしっかり整備をしていただける、また観光の目玉にもなる可能性が多い地域資源でございますので、しっかりと整備を行っていただきたいと思っております。ところでございますけれども、その水城跡の整備に伴いまして例えば今史跡地をずっと買い上げたりいろいろしておりますけれども、今後駐車場等の周辺整備とか、駐車場自体の台数を

増やすとか、そして福岡からの、まず太宰府に入る玄関口でございますんで、以前から話がありました道の駅とかそういうところの整備についてどの程度今考えられているのかお聞かせいただきたいと思いますということと、あわせて先ほど質問の中でも言いましたように、ガイドンス施設とか案内所みたいな施設について、先ほど話があったかもしれませんが、確認の意味でもう一度、市長はしっかりこの施設をつくれるのかどうか、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

また、日本遺産については、今後まだ決まったばかりでいろいろな計画をされると思いますんで、また改めて質問をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） この水城整備の基本計画につきましては、国、県、大野城市、太宰府市、オプザバーで国立博物館という形で決まっている大きな事業でございます。基本的にこれを進めるという方向で私は考えております。そして、ただ完成するのは来年いっぱいかかるだろうという見通しの中で、それこそ4月には修猷館高校の1年生が、オリエンテーションで1年生全員が数百人、水城を訪ねてきたり、久留米のつつじウオークの前日の取り組みとして、数百人の人が久留米から来られたりしておりまして、皆さん誰か史跡解説員頼んだと聞いたら、いや、誰もしていないというだけで、ただ素通りするというふうなビジネスチャンスとしては非常にもったいないことがありますので、整備計画を片一方で進めながら、内部的には私はそれまでにやっぱり史跡解説員がおれるような場所はできないのかなということの検討をしてもらいながら、いろいろなガイドンス施設の中にそういう人がいて、やはりもう本当に世界各地からたくさんの方が水城にも来ておりますので、そういう方向で前向きに考えていきたいということ同時に、やはりちょっとまだ十分に取られておりませんが、政庁跡の駐車場の整備、そしてまた水城のほうも隣の田んぼを800坪を買って取りまして、このあたりもどう活用するのかという計画を立てながら、天満宮だけではない、水城、政庁跡、観世音寺、戒壇院という一つの観光客の流れの道筋を特につくっていききたいなということを生かした観光計画含めてつくることになるんだろうと思いますが、そういうふう考えている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3件目について再々質問はありませんか。

（13番陶山良尚議員「ありません」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） はい。

じゃあ、4件目に入ります。

再質問はありますか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） まずブランド創造協議会についてでございますけれども、私も、創造協議会の方とよく話をしますし、本当にいろいろな活動をされております。また、古都の光

も、今年10周年を迎えて、日本遺産、また国立博物館の10周年と絡めて古都の光をやるということも聞いておりますし、またおもてなし部会では、「ゆかた de 太宰府」ということも今度また新たな発想を変えてやられるという企画もあるということも聞いております。そういった中で、市民の方々のボランティア、また自治会のボランティア等もいただきながら、しっかりとやられとるところは非常に、私も評価するということでございます。

しかしながら、今のところ見てみますと、ブランド創造協議会というのは、古都の光部会とおもてなし部会ということで、この2つの部会に限られた活動になっております。そういった中で、私はもったいないなと思っておりますし、これだけのメンバーがいらっしゃれば、もう少し観光について議論しながら、もっといいものも出てくるんじゃないかなということも考えるわけでございますけれども、その辺について今後の方向性についてもう一度市長のほうからお聞かせいただきたいのと、あわせて前も話ししましたが、経済活性化連絡協議会というのがございましたけれども、現在、これは会議等々されているのかどうか。中身としてはブランド創造協議会と経済活性化連絡協議会ということで、関係団体が若干違うにしても、似たようなところがございまして、この辺の会をどういうふうに生かしていくのかということもあわせてお聞かせいただければと思っております。

それと、その基本計画についてでございますけれども、私は、ようやく市長もかわられて観光に理解のある市長さんでございますので、そういう面では観光基本計画策定に着手していただくということは、非常にありがたいかなと思っております。

以前より太宰府、行政の方もいろいろな観光政策をされておるわけでございますけれども、なかなかそれが、いろいろなことをされても、あくまでも点であって、なかなかそれがつながっていない。直接滞留型観光につながっていないんじゃないかなと前から私も思っております、いろいろ質問をさせていただいたところでございます。

そういった中で、この観光基本計画作成する上でいろいろな方のご意見も必要になってきますけれども、例えば私は、身近な方々、特に若い職員ですね、これから太宰府の市政を担っていくわけですから、そういう若い方の新しい発想も取り入れることも必要かなと思っております。なので、現在その例えば太宰府の観光とかまちづくりについて、若い職員の方が議論するような会とか、自主的にされているということは庁内であるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

それともう一点、済みません、人材育成についてでございますけれども、若い人もそうでございますけれども、基本計画が策定されればいろいろな形でやっぱり観光専門の部署も私は必要になって、張りつく職員も人材育成していかないといけないと思っております。やはり何とんでもですね、観光政策というのは人であり、やっぱりいかに自主的に市が、積極的に観光政策を打たなければならないと思っております。そのためには、やっぱりこの観光というのは、専門性もありますし、やはり日々いろいろなお客様来ていただいている、そういうお客様の意見も聞かないといけません。また、観光関係団体の皆さんの意見も聞かないといけません。

そして、何よりもいろいろな観光政策を打っていかないといけない。他地域に視察に行くとか、いろいろな情報を仕入れるとか、観光担当職員の早急な育成が私は必要かなと思っております。それも、やっぱりスペシャリストを職員の中から育てていただきたい。それができないなら外部から連れてきていただいて、よそから見た形でしっかりとこの観光政策を見ていただきたいと私は常々前から言っているところでございます。そういった中で、やはり今の観光経済課ではなかなか観光だけの仕事できておりませんので、そういった面で観光専門の部署、そして職員の配置等々を行っていただければ、これからの観光政策がますますよくなっていくのかなとは思っておりますけれども、基本計画と策定あわせて職員の配置等々もまたお願いしたいと思っておりますが、それについてお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

観光については、陶山議員が前期から非常に力を入れて発言されておりまして、その次には私が発言しとったというような流れかと思うんですが、本当に陶山議員の観光にかける思いというのは十分に受けとめておるつもりでございます。

先ほどもありましたように、ブランド協議会が10年になる。今までの活動でよかったのかどうか、このあたりの検証にも入っております。片一方で、古都の光も進んでいるところは進んでいるけれども、地区によっては何かやらされているような感覚を持っている地区もあるかに聞いております。もう一回いろいろなことを、日本遺産というのが大きな私ではてことになると思いますし、そのような中でいろいろなことをもう一回見直していくという。国博と言ったらいけないらしいです。九博と言ってくださいと三輪館長が退任される時に言われました。国博というのは東京もある。京都もある。奈良もある。ここは九博と言ってくれと。それを遺言ではないですが、退任のときに九博と言ってくださいと、国博でないと言われましたが、九博の10年というのを迎えましたんで、そのあたりも含めて全体的なバスの路線がどうのこうのという議論もあります。全体的な観光を見直す一つの大きな時期になつとるかというふうに思いますので、前から申し上げておりますいろいろな関係しているところが入った観光を推進する基本組織と将来的に観光客をどのあたりに設定するかという議論もありますと同時に、それ以前に本当の観光客というのはどうなのかという議論も片一方であるかと思っております。そのあたり、しっかり実態をつかみながら、観光推進の組織と観光推進の基本計画というのも、今年度というか、私にとって課せられた大きな課題ではないかというふうに思っております。

私、4年なりの議員時代あるいは10年間見ますと、「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府というふうになっておりますが、私は、歴史と文化、緑豊かな観光のまちでもあるんではないかという観光というキーワードをやっぱり太宰府にとっては抜きにしてはならないんではないかというふうに考えております。観光についてのシンポジウムが過去10年間あったかという、私は筑紫青年会議所が一、二回したのを見聞きするだけで、そういうシンポジウムもなかったような気がしますし、基本計画、基本組織あるいはシンポジウム、そういうふうなことを

含めて観光については大きな私は柱だと思っておりますし、いろいろな税制の収入も含めまして、そのあたりで何とかできるような方向性というのを打ち出していきたいと思っておりますし、市役所内部にも若い職員いますし、そういう人材の育成、ご指摘のとおりしっかりやっていきたいというふうに考えておりますので、またご支援、ご協力よろしくお願ひしたいと思っております次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 太宰府観光・産業経済活性化会議ということのご質問についてお答えをしたいと思います。

観光・産業経済活性化会議につきましては、太宰府市商工会、また太宰府観光協会、太宰府天満宮、九州国立博物館、古都大宰府保存協会、NPO法人歩かんね太宰府さん、そしてJA筑紫、そして史跡解説員の会でございますくすのき会、また太宰府市の関係課で構成をしております。

現在も動いております、会議の目的といたしましては、観光を切り口として、各団体がそれぞれ自主的に実施をされます事業の情報の共有、そしてまた必要があればその調整をまず行っております。また、本年度の九州国立博物館10周年のように、共通のテーマがある場合につきましては、各団体が連携しました取り組みを企画する、そのようなことも行っております、観光、産業、経済の活性化を図ろうと。まさに会議の名称どおりの会合をいたしております。

このようなことから、今年度につきましては、九州国立博物館の開館10周年、これを記念しましたロゴの活用でございますとか、相互の活用、また10周年を祝いますタペストリー、フラッグの掲示、このようなことを行おうと。また、一つには、特別史跡に指定をされました推定客館跡に関する九州国立博物館のトピック展がございます。それと連携をしまして、文化ふれあい館展示の連携開催、このようなことを行いまして、市を挙げての取り組みをするために協議を行っておるところでございます。

先ほど、またもう一つ、若い職員でどのような議論をしているかというふうなご質問で、今回地方創生の交付金を活用しまして、観光のPRビデオを作成することにいたしております。今後の取り組みといたしましては、専門業者あたりのプレゼンテーションを受けまして実施していこうと考えておるわけでございますけれども、その前段として、庁内、若い職員も入れたですね、どのような観光PRビデオにつくっていくべきか。いろいろ女性の視点であるとか、若い発想とか、そういったことを観光経済課呼びかけまして、アイデアなどもいただいております。そういうことも使いながらやっていこうということでございます。計画策定に向けても市長がお話ししましたように、いろいろな意見を入れながら、また観光については、行政、また観光の事業者様、また商工業者の皆様、またボランティア、いろいろな方々によって観光地というのが形成されることでございますので、それぞれの役割、得意な分野等もあると思いま

す。いろいろなご意見を聞きながら進めていきたい。まずは今年度は調査研究をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4件目の再々質問はありますか。

（13番陶山良尚議員「要望だけです」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 本市の観光振興を考えた場合、新たな観点からさまざまな仕掛けづくりをやっていくことが必要だと私は思っております。そのためにも、新たな新規事業を起こしていただきたいということとあわせて、この800万人が来る観光のまちとしては、今の予算では少な過ぎると私は思っております。もう少し観光予算をしっかりとつけていただいて、新たな事業を計画していただきたいと。逆ですね。新たな事業を計画するために予算をつけていただきたいというふうなことをぜひ理解のある芦刈市長ですから、その辺やっていただくことを期待をしておりますので、そのことを要望とさせていただきます。はい、ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） 5件目に入ります。

再質問はありませんか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 先ほど、市長は、いろいろな財政健全化について、これから社会福祉に重点を置いた政策を行っていききたいというご回答いただきました。その中で、市民の意見を聞いて判断したいというご回答がありました。私は、これは市民の判断もいろいろ必要だと思いますけれども、最終的には市長が何を優先順位にするかということ判断していただいて、それで市政運営を行っていくことが当然ではないかと思っております。やはりどうしても市長は執行権者として、一人で判断しないといけないということで非常に孤独な立場であって、難しい判断も迫られるわけでございますけれども、そういった中でこの7万市民は、市長によっていいも悪いも、市政運営によってまちのよさが変わってきますので、ぜひともその辺最終的には市長の判断でしっかりといろいろな政策を行っていただいて、よりよい太宰府市をつくっていただきたいと思っております。

それと、1件だけちょっと質問をさせていただきますけれども、この財政健全化の中ですね、即しているのかどうかわかりませんが、今議会でも議案として上がってきております市長給与の減額についてちょっとお伺いしたいと思います。

今議会に、市長は、給与20万円をですね、減額するという条例案の改正議案を出されておりますが、前の市長は、1期目のときに、4年間10%減額で、それぞれ副市長、教育長も5%ずつ減額されたということを聞いておりますけれども、市長がカットするのであれば、市の三役もあわせてカットするのが私は筋ではないかと思っております。副市長も決まっていない状況で、市長のみの減額案を出すこと自体、私は順番がおかしいと思っておりますし、議会でもこ



の条例改正案については、何の予算に使うのか市長から直接説明はあっておりません。そういう議会で説明をされないまま、まずは自分の公約である報酬削減を真っ先にできるときにやろうというようなところが私は見えてくるわけでございますが、まず減額するのであれば、副市長の人事を決定していただいて、市長の体制の整備をまず行うことが大事であると考えております。その上で給与の減額に取り組むなら、私は大いにこれは賛成したいと思っておりますけれども、その辺の説明もない、順番もおかしいというところで私は考えておりますが、市長の考えについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 議案で提出させてもらいまして、総務文教常任委員会に出席して説明の必要があるのではないかというお話もあったんですが、残念ながらその日が全国市長会の総会で東京に行かなきゃいけなかったもんですから、後になっては私の何か趣意でも出せばよかったかなというふうに思っておりますが、説明が足りないというか、議案書を出しただけというふうになっておりますが、ただ私としましては、まず第一に自分の公約の中に九十何万円かを70万円にするということと、債務負担行為として掲げてありましたところのクラウンマジエスタ640万円ということと、退職金1,800万円を500万円にしますということ自分のこととして公約に掲げさせていただきました。公約に掲げてさせてもらった以上、もうやはり早急に6月議会にはかけなければいけないというふうに思いまして、残念ながら副市長の人はまだ正直言ってできておりません。この6月議会にでも出したいという思いはあるのですが、まだ出せれるような状況にはないということでございます。ですから、そういうことで自分の給与削減だけ先に優先して出したということでございますが、副市長は決まっていない、教育長ともこの話は何も当初からしておりません、逸脱で。私としては、市長、私自身の給与の削減として出させてもらわざるを得なかったとか、それしかできなかったということでございますが、私としては、東北大震災以来、去年の5月に国会議員の給料を2割カットしとったのが、去年もう一回復活するということで復活しました。それに伴って、総務省の人事院勧告として、地方公務員、それから地方議会、特別職含めての給与アップという流れがあつて、昨年12月議会にも特別職と議員の年末賞与のアップという議案が出されたわけですが、あのときにお話ししましたように、市民の感覚としては本当に苦勞して市民税を払ってきているという中で、玄関にあった体育館の模型を見て、そういう私の思いと体育館建設というのはどんなふうにつながっているんでしょうかという質問を受けまして、12月議会、私ただ一人、その議員期末手当のアップについては一人反対したようないきさつがあります。やはり上に立つ者が身を切る改革をしないといけないんじゃないかというふうに、私、思いまして、こういうことを提案させていただきました。一部の方には、市長が給与を削減されるなら、そのまた関連した形でいろいろな議論が出てくるんじゃないかというご議論もあるかと思いますが、私としては公約に掲げた以上、やっぱりそれは実現するという責任がありますので、何とかそのあたりのところをご理解いただいて、私の給与削減ということが総務文教委員会では否決されている状況だと思ひ

ますが、本会議の決議のときにはそういうことをご理解いただきまして、よろしく願いしたいというふうに思っている次第でございます。

それと、市長用の車についても、もう15年乗って、油漏れをしていると、9月に車検も切れるというタイミングにあるようで、私としては、議長車と同じようなボンゴタイプがいいんじゃないかということも言ったんですが、市長としての、あるいは市役所としてのことを考えると、やはりそれなりの車は必要じゃないかということで、今入札をしておりますが、大体200万円ぐらいは下がったような形でのことに落ちつくのではないかというふうに思っております。私自身、軽トラックで来たり、軽自動車で来たりしておりますが、やっぱり7万市民を代表する者として、それでふさわしいのかというご意見も片一方でいただいております。私が私個人じゃなくて、やっぱり7万市民を代表する一つの動きも片一方しなきゃいけないんじゃないかなと思っておる次第でございます。今議会には私の退職金の、済みません、市長には退職金があるんです、議員の皆さんにはありませんが、いずれ提案する時期が来たら提案したいということで、私は掲げた公約は何としてでも実現したいというふうに思っておりますので、議員の皆様のご理解をいただきまして、その点よろしくご配慮いただきたいなというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5件目について、再々質問はありますか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 給与削減について、今市長からお言葉をいただきました。それを私なりに判断させていただいて、また決断させていただきたいと思っておりますけれども、それとあわせて、今車の話もありました。私はしっかりと市長が仕事をさせていただければ、別に給与も減らさなくてもいいし、車もしっかり乗っていただいても私はいいと思っております。やはり先ほども言いましたように、太宰府市民7万人が今回は期待して芦刈市長を当選されたわけですから、その重みをしっかりと感じていただいて、しっかりとした市政運営をしていただければ、市民もこの4年間で判断されるのじゃないかと思っておりますので、今後ともしっかりとまた市政運営、市民の目線でやっていただきたいということをお願いいたしまして、会派幸光としての代表質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 以上で会派幸光の代表質問は終わりました。

ここで16時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎる場合は、会議規則第8条第

2項の規定により、本日の日程終了まで会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

次に、会派太宰府市政改革の会の代表質問を許可します。

4番森田正嗣議員。

[4番 森田正嗣議員 登壇]

○4番(森田正嗣議員) 議長の許可をいただきまして、あらかじめ通知をいたしました質問について質問させていただきます。

私、1年生でございますが、太宰府市政改革の会の代表質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

最初に、1件目の市民参画の推進についてであります。まず第1項目の自治基本条例の制定につき、お尋ねいたします。

自治基本条例につきましては、2年にわたる市民会議によって、条例に盛り込むべき内容の取りまとめが行われ、その後、審議会において法律案文としての検討作業が終盤にかかっており、審議会の答申案もそう遠くない時期に市長に提出されると考えております。

そこで、第1点目の質問であります。

市長は、自治基本条例の制定に向けて取り組んでまいりますとの意思を表明されておられますが、その中身についてどのようなものとして理解されておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、第2点目の質問であります。

私は、少子・高齢化社会に伴う財政状況の低迷状態が続くと考えられる今日の状況下では、政策決定過程を透明化し、専門的な知見のみならず、市民の意見も反映した政策決定が望ましいものとするものであります。自治基本条例はそのような方向性を持つべきではないかと理解しております。

そこで、お尋ねしたいのは、現在の太宰府市を取り巻く社会情勢について、市長のお考えをお聞かせください。

また、お考えの社会情勢のもとで、どのような方向性を持った自治基本条例が望ましいと考えられていらっしゃるのか、ご所見をお聞かせください。

次に、第2項目の地域のコミュニティ活動の支援についてお尋ねいたします。

まず、第1点目に、市長は、施政方針の中で、地域コミュニティ活動が活性化していますとの判断を示されておられますが、どのような活動を捉えて活動が活性化されていると判断されたのか、ご見解を伺います。

次に、第2点目の質問であります。

私は、自治会活動に携わってきた経験から、単体としての行政区自治会、校区自治協議会ご

との地域コミュニティ活動への参加につき、経験年数、住民構成、役員の受け取り方、熱意、動員力の違いによってかなりばらつきがあり、太宰府市全体として地域コミュニティ活動の成熟度に疑問を抱いているものであります。特に役員の高齢化は顕著なものがあり、70代の方が役員を務めているところが大半であります。しかも、今後、年金支給開始年齢の後退により、年金支給まで賃金労働者として働きに出る高齢者が増えてくることを考えれば、元気な高齢者が地元でコミュニティ活動を支えることは物理的に困難な状況にあると考えます。40ないし60代までの世代は、企業社会において責任世代として、地域での活動を支えることを期待することは困難です。まして若い子育て世代は、現在の経済情勢を考えれば、地域コミュニティ活動を引っ張る世代とは言えないのが現実です。このような状況下では、地域コミュニティ活動を放棄したいと考える構成員もおります。しかし、それにもかかわらず地域コミュニティ活動が社会制度を維持する上で必要であるとの認識が主流を占めているのも事実です。しかし、今のままでは活動が痩せ細っていくと考えますが、市長のご所見を伺います。

さらに、今の自治会活動を妨げているもう一つの要因として、自治会活動の分野が拡大していることが挙げられます。単位行政区自治会にあっても、子どもの見守り活動、高齢者の生活を見守るサロン活動、災害時に助けを必要とする方のデータ化と支援体制構築などが追加されています。また、現在では、校区自治協議会が創設されたことにより、校区単位で新たな事務が創設されました。さらには、学校教育についても、コミュニティスクールなど地域に協力が求められています。このまま進むと、地域コミュニティが期待に応えることができなくなる事態を憂慮しておりますが、地域コミュニティへの活動拡大を市長はどう考えておられるのか、ご所見を伺います。

次に、第3点目の質問であります。

今まで述べてきたとおりの問題点を地域コミュニティは抱えていると考えますが、これを踏まえますと、地域コミュニティ活動の支援のあり方をどのようなものと考えれば方向性として妥当なのか、市長のご所見を伺います。

この点、平成21年に校区自治協議会が創設された当時、私どもは、コミュニティセンターの構築の構想を市から提示され、実際、そのモデルとなっている福岡県内のコミュニティセンターの視察に出かけた経緯があります。その中で特に目を引いたのが宗像市のコミュニティセンターでした。センター内の事務所スタッフが校区事業の実施につき強力なバックアップをしている運営がなされていました。係るコミュニティセンター構想について、市長はどう考えておられるのか、ご所見を伺います。

次に、2件目の防災・消防体制の整備充実についてお尋ねいたします。

まず、第1点目に、市長は、施政方針で緊急情報を伝達できる防災体制の強化充実を図ったこと、さらに土砂災害特別警戒区域内の住民に対する災害情報伝達システムの導入に言及されておられますが、このことにより防災体制の整備充実がどの程度充実されたとお考えでしょうか。これが第1点目の質問であります。

次に、第2点目の質問であります。

地震災害を除けば、太宰府市では、水害、土砂災害が特徴的だと考えておりますが、災害を未然に完璧に防ぐことができないことが認識され、災害の程度を軽減する減災あるいは避難体制を整備することで人的被害を軽減することが大事なことで認識されてまいりました。この観点からは、災害情報伝達システムの充実が避難体制の整備の一環と考えますが、いかがでしょうか。

この関係で申し上げますと、まず避難場所の確保、避難場所としての機能を充実させるための機材、設備の整備こそが大事になると考えますが、市長はこの点いかがお考えでしょうか、ご所見を伺います。

最後に、第3点目として、避難訓練についてお尋ねします。

いかに体制を整備しても、実際に適切な避難がなければ所期の目的は達することができないと考えます。避難訓練が重要になってまいりますが、この点について市長はいかがお考えでしょうか、ご所見を伺います。よろしく願いをいたします。

あとは席に戻りまして質問させていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ただいま施政方針に関することについて、市議会会派太宰府市政改革の会を代表されまして、森田正嗣議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、市民参画の推進についてのご質問にお答えいたします。

まず、1項目めの自治基本条例についての1点目、自治基本条例の中身についてどのようなものとして考えているかでございますが、現在、太宰府市自治基本条例審議会には、まちづくりの基本となる考え方や市民、議会、行政それぞれの役割、市民参画の仕組みなどを市民の皆様と協働で進めていくための規範となる条例の制定について諮問いたしております。

自治基本条例審議会では、森田議員が言われるような内容も考慮に入れながら審議が進んでいると聞いておりますので、同審議会から出される答申を十分に尊重した上で、条例制定に向け熟慮していきたいと考えております。

次に、2点目の現行の社会情勢下での望ましい自治基本条例の姿とは何かについてですが、急激な社会情勢の変化、少子・高齢化の急激な進行、厳しい経済財政問題などの状況下で、地域課題はますます増加が見込まれます。一方、自治体の経済資源の一つである担い手の圧倒的不足など、改めて市民、議会、行政それぞれの役割や市民参加の仕組みなどを見直すことが急務です。この多様で複雑化、複合化する課題に立ち向かっていくための仕組みが協働のまちづくりであり、市民と行政、市民と市民など、お互いの関係を再構築し、今後の市政を進めていく上での規範となる条例になればと考えております。

次に、2項目めの地域コミュニティ活動の支援についての1点目、活動が活性化されているとの判断の根拠についてでございますが、平成21年の新しい自治会制度に移行した後、同年11月に順次現在の校区協議会が設立されました。設立同時、防災・防犯部会や体育委員会など

6校区協議会の委員会、部会は合わせて20だったものが、以降、高齢化率の上昇や認知症の問題に対応する新規事業などにより、国分小学校と南小校区に福祉部会が設置され、現在は22の委員会、部会となっております。また、委員会、部会の増とも関連し、市の補助事業に限らず、それぞれの校区において特色ある活動が少しずつではありますが増加しております。加えて、それぞれの自治会で行われております夏祭りや文化祭、公民館活動を活発にするため、自治総合センターの一般コミュニティ助成事業の申請も毎年多くの自治会が申請され、活用されているところです。これらのことから、自治会や校区自治協議会において温度差はあると思いますが、徐々に活性化していると認識いたしております。

次に、2点目の自治会活動を妨げている諸要因についてですが、1点目でも申しましたとおり、自治会活動や校区協議会の活動は、温度差はあると思いますが、徐々に活性化していると考えております。しかし、温度差が生じていることはあろうかと思っておりますので、社会における少子・高齢化や財政状況の低迷、人口減少などの状況下において、自治会組織の維持、活性化につきましては、自治会長一人がその責を負うことなく、区民、行政、NPOや企業などさまざまな主体が協働し、それぞれの得意分野で自治会を運営していくことが肝要と考えます。

次に、3点目の地域コミュニティづくりの推進、支援体制はどうあるべきかについてですが、これまでも地域づくり課において各校区担当職員を設け、今年度は職員1人が2校区ずつ担当する配置を行っているところでございます。また、各校区協議会において設置してあります各種委員会、部会については、内容に応じてそれぞれに関連する担当課職員の参加を行っております。

今後は、地区公民館活動の活性化を支援するとともに、現在ある地域運営支援補助金等のあり方を自治協議会と論議しながら、地域コミュニティづくりを推進、支援してまいりたいと考えております。

最後に、防災・消防体制の整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の情報伝達システム導入による防災体制の強化、充実の関係についてご回答申し上げます。

災害の発生が予想される場合や災害発生時におきましては、避難準備情報や避難勧告などの避難情報などさまざまな情報をいち早く市民に伝えることが重要であると考えております。本年度導入をいたしました災害情報等配信システムは、コミュニティ無線や「防災メール・まもるくん」などに加え、ご自宅の固定電話、携帯電話、ファクス等に直接災害情報を配信するシステムですので、特に大雨などの情報伝達手段としては非常に有効であると考えております。

次に、2点目の避難場所の確保、避難所の整備充実についてご回答いたします。

避難場所については、平成25年6月に改正されました災害対策基本法の指定基準に基づき、指定緊急避難場所67施設、指定避難所21施設、また高校、大学など福祉避難所、協定避難所として14施設を指定しております。

避難所の資機材につきましては、現在市役所、上下水道事業センター、五条駐輪場で管理し

ており、今後は現在建設中の体育複合施設を含めた施設で分散管理し、必要に応じて避難所に配分することといたしております。あわせまして、発電機や投光器、土のうなどの資機材、水やパン、簡易トイレや毛布などの備蓄品の充実も進めております。

次に、3点目の避難訓練についてでございますが、災害時におきましては、自治会、自主防災組織の支援が必要不可欠であります。特に四王寺山麓に位置する自治会におきましては、毎年独自の避難訓練を実施している自治会、自主防災組織もあり、実施に当たりましては市も参加しており、避難経路の確認を含めた避難訓練を行うよう進めております。また、自主防災組織が設立されていない自治会については、設立支援を行っております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考させていただき、一層の努力をしてまいる所存でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1件目の1項目と2項目めについて再質問はありませんか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） まず、自治基本条例のあり方といいますか、市長のほうは今から審議会から上がってきて、これから答申を受けたものを検討して、議会のほうに出されるかどうかというそういう趣旨のご見解だと思いますけれども、ぜひとも前向きに検討をお願いしたいと思っております。

それで、質問はですね、私はどのような自治基本条例が妥当なのかということについては、もういろいろな多目的といいますか、多くの観点からのチェックの基準があるかとは思っております。しかし、自治基本条例というものが少なくとも太宰府市政、例えば総合計画策定そのものについても規制をかけるという形で運用されるという基本的な位置がございますので、これはかなり真剣に考えなければいけない。総合計画は、先ほど後期計画を庁舎内でおつくりになるというお話でございましたけれども、実際のところもし自治基本条例でそういうスタンスで後期計画をつくってもよろしいんですかというふうな話が自治基本条例で提案として出されてきた場合、これすらそのままではうまくいなくなるということでございますので、この点で私は市長がいわゆる協働のまちの推進という形で、あるいは市民同士の推進という形で自治基本条例のあり方というものを決めていきたいというふうなご発言をいただいたようでございますけれども、多分にたまたま卑近な例を出して恐縮ですけれども、体育複合施設の建設経緯について、形式的には議会を通して全て手続的に問題がないという話で通ってまいりました。しかしながら、住民の中にそれに対して異論を唱えろと。この異論を唱えたことについて、その情報を流された方が非常に不適切だというご意見もあるかもしれません。しかし、市民の中にそういった意見が芽生えたといいますか、醸成されたということについては、その事実については目を背けることはできないと思います。

そこで、同じ協働のまち、あるいは市民同士の協働という話で事を進めるにしても、そこに何らかのいわゆる優先順位といいますか、それをつける必要、つまり協働というのはどういう形をとっても協働なんですね。仮に庁舎内で決めて、自治会なり、市民にこれをお願いしますねと言っても協働になりますし、市民側からこういったことをやりたいんですが、市のほうでは考えていただけませんかといつてつくるのも協働でございます。したがって、協働という言葉、それ自体は無内容でございますので、その点のご見解をお伺いしたいと。これが質問でございます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） かなり抽象的な議論になって、多分自治基本条例の審議会でも市民とは何かというふうな議論がかなり時間を費やされたかのように聞いておりますし、私も何回か傍聴しておりますが、基本的にやっぱり市役所と議会というのが二元代表制の一つの物事を進めていく大事な機関というか、それ以外には一応いろいろな関係でそういう形の二元代表制になって進んでおるわけございまして、そこに市民の意見等々がどう反映されるかということについては、議会の方たち自身もいろいろな形の意見が上がってくるでしょうし、市役所のほうもいろいろな自治会や審議会やいろいろな組織でいろいろな意見なりが上がってきて、そしてそれを一緒に議論し、進めていくというのがいろいろな形で協働のまちづくりにつながっていくとか、そういう意味では自治会の役割というのはとって大きいものではないかというふうな思っている次第でございます。

ちょっとかなり抽象的な話でございますので、こういう回答でよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

恐らく今この議場にいらっしゃる議員さんのほうも、市長と、それから議会という対立図式の中で市政が展開されていくというのが普通の筋だというふうにお考えだと思います。しかし、自治基本条例というのはなぜ必要になったのかというと、その建前ではうまくいかないという基本認識があるからなんですね。そうしますとね、いわゆる議員さんの補充資料として自分のご意見を聞いた方の意見を吸い上げてくる。それから、市長も周りの方から言われたことについて意見を上げてくる。それも今までそういうやり方でやってこられたというのが市長と議会による意思決定の一つの手段だろうと思います。しかしながら、そこがうまくいかないというのが自治基本条例のそもそもの出発点でございます。したがって、その点について、今の市長のご見解では、多分そのあたりまで踏み込んでのお返事は無理だと思いますので、ご要望としてその点をお考えくださいますようお願い申し上げて、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 2 件目に入ります。

2 件目の再質問はありませんか。

4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 市長は、地域コミュニティが発展しているという……。
（「2 点目は防災消防のほう」と呼ぶ者あり）

○4 番（森田正嗣議員） あっ、ごめんなさい、違いますか。

○議長（橋本 健議員） 2 件目は防災・消防体制の整備充実についてになりますが。

○4 番（森田正嗣議員） 失礼しました。はい、わかりました。

防災体制の整備充実について質問させていただきます。

確かに情報伝達システムというのの充実が防災に、あるいは減災にとって、あるいは避難体制にとって重要であるということはよくわかっておりますが、現実にはいわゆる通報を受ける側の住民にとってみた場合の話を私はいつも考えているわけですが、単独で逃げられる方は全然問題ない。しかし、こういった情報をいただいて、動けない方をどうするか。そうすると、単に情報をいただいただけで事は済むという話ではもちろんなくなってくるということはおわかりいただけるかと思えます。したがって、私のほうとしては、防災体制の整備充実というのは、そういう点ではないんではないかというのが、確かに一つの入り口ではあるけれども、もう一つ先まで整備しなければ整備充実とは言えないんではないかということでご質問を差し上げたというわけでございます。

それで、質問でございますけれども、先ほどいろいろな避難箇所の指定、それから機材とかの整備、そういったもののストックとかということをおっしゃっておりますけれども、それについて例えば住民にといいますか、自治会のほうにそれをお知らせして、その活動をといいますか、点検を皆さんにお知らせしたんでしょうか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この資機材とか備蓄品でございますけれども、先ほど市長も答弁の中で申しましたように、水防倉庫や松川の倉庫、また五条の詰所や体育センター、そういったところに分散をして備蓄を進めております。これにつきまして、地域の方にこれだけの備品がありますよというようなそういった動きはやっておりません。ただ、昨年から非常に雨が降った場合の早目早目の避難勧告ということで、去年も一回避難勧告というのを出しております。そういった中で、必要なものについてはですね、避難されている方に配給というんですか、調達、配送をしているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2 件目について、(1)、(2)、(3)の再々質問はございますか。

4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） お知らせは具体的にはないというお話でございました。ぜひとも地域の方にここにこんなものがありますというお知らせをしていただきたいと思います。といいますのは、実際水害あるいはそういうときが起きたときに、市の職員の方が動けるか、動けないかというのは不透明でございます。現実にあそこに何ががあるかというのを地域の住民が知ってお

くということは、防災あるいはその避難の減災ということについては非常に大事なことだろうと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、最後の質問になりますけれども、避難訓練の重要性について再々お尋ねをいたします。

私どもの自治会では、自主避難活動というのをしなくてはいけないというふうな形でいろいろ来ておりますけれども、実際のところ組織的にも、時間的にもなかなかできないというのは現実でございます。したがって、私のほうとしては、この点について市のほうで肩入れをさせていただいて、こういった形のモデルといいますか、そういうものを一回それぞれ校区単位、あるいは大きなところでしたら単位の自治会でも結構でございますが、そういうものをやっているだけないかと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今自主防災組織を設立していただいておりますのが24自治会あるわけですが、この中で実際に動きながらの避難訓練、こういったものまでを活動してある自治会は今のところまだ3つでございます。私どもも地域の避難訓練というものは非常に重要だと思っております、この3地域の避難訓練には当然ながら職員も行きながら活動しております。ですから、そういったご要望があれば、是非とも、防災安全課のほうでも一緒に避難訓練を実施させていただきたいという気持ちは持っておりますので、ご相談をいただきたいと思っております。

また、防災専門官も市のほうには配置をしております、専門的な立場から、こういう訓練をしたほうが良いというようなアドバイスも当然ながらやっております。それとまたあわせて、市のほうでも毎年災害対策本部の設置運営訓練でやっております。この災害につきましては、職員の初動態勢というのが非常に重要でございます。やはり職員が一番動きまして、それをまた地域の方に情報を流していくと、そういった訓練も必要になってまいりますので、ぜひとも自治会のほうともあわせて訓練をさせていただければというふうには思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 以上で会派太宰府市政改革の会の代表質問は終わりました。

（4番森田正嗣議員「どうもありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 次に、会派太宰府新政会の代表質問を許可します。

14番長谷川公成議員。

〔14番 長谷川公成議員 登壇〕

○14番（長谷川公成議員） ただいま議長より代表質問の許可をいただきましたので、会派太宰府新政会を代表し、施政方針の中から通告しておりました4件について質問させていただきます。

まずは、高齢者福祉の推進についてです。

地域包括支援センターの充実については、高齢者の皆さんの利便性を高めるため、6月にいきいき情報センター1階に移転しますとあります。今までの利便性や案内時の説明など、移転に関しましてはある一定の評価はいたしますが、移転した後の地域包括支援センターの利用はどのようなお考えあるのか、伺います。

2件目は、防災・消防体制の整備充実についてです。

土砂災害特別警戒区域内の住民や障がい者への避難情報等の伝達のため、電話、メール、ファクスで一斉に連絡できる災害情報システムを導入とありますが、本市には大規模災害時に対応できる防災備蓄倉庫はありません。過去質問をした際には、市内のスーパー等と契約、提携を結んでいるため、水、食料等の備蓄は大丈夫とのご説明を受けました。私は、スーパーが減少傾向にある中、増加傾向にあるコンビニ店とも提携をして、契約を結んでいくべきと考えますが、6校区協議会において、どこのスーパーと提携、契約を結んであるのか、各校区ごとの状況についてお伺いいたします。

3件目は、生涯学習の推進です。

生涯スポーツの推進について、市民の健康増進と親睦を目的として、体育の日の行事やペタンクカーニバル、サマーナイトペタンク、シニアスポーツ教室などの事業展開を行い、参加者も増加傾向で、生涯スポーツの推進を図ることができましたとありますが、去年はスポーツ推進委員会を意味不明な理由で解散をさせ、結局動き出したのは、ほとんどの行事が終わった後ということで、生涯スポーツ推進どころか、後退、停滞させ、各校区を混乱させたことは言うまでもありません。ここは行政としてしっかりと反省をしていただき、今後はこのような事態を招くことのないよう、また市民の皆様を混乱させることはやめていただきたいと切に願います。

今年度はスポーツ振興基本計画に基づき、生涯スポーツの推進と市民の皆様健康増進と親睦が図れますようご尽力をいただきたいと思っております。そのためには、本市スポーツ推進委員の皆さんの活躍は必要不可欠です。まずはスポーツ推進委員の定数を確保し、週数日でもいいので、市内体育館等スポーツ施設に常駐させるべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、学校教育の充実についてです。

学校教育環境の向上について、小・中学校の普通教室及び使用頻度の高い特別教室にエアコン設置されるということですが、本市独自の運用マニュアルを策定するに当たり、学校現場と協議を密に行って、でき上がり次第、議会にも報告をお願いしたいと思います。

また、中学校完全給食の導入に向けて、教育委員会との協議を進めるということですが、私も過去の一般質問の中でも推進の立場から質問させていただきました。現段階で市長はどのようにお考えでしょうか。給食センター方式、自校方式、ランチサービスをそのまま給食に置きかえるランチサービス方式、どの方法がいいのか、市長にお伺いいたします。

以上、施政方針により4件質問させていただきます。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ただいま施政方針に関することについて、市議会会派太宰府新政会を代表されて、長谷川公成議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

なお、ご質問のうち4件目につきましては、後ほど教育長も回答させていただきます。

最初に、高齢者福祉の推進についてのご質問にお答えいたします。

現在、向佐野の体育複合施設工事箇所敷地内にある包括支援センターは、1階部分に包括支援センター事務室のほか、同センターの相談室兼職員ロッカールーム、NPO法人太宰府障害者団体協議会事務所兼同会が設立母体となっている地域活動支援センター「あす・ラック工房」の作業場、2階部分につきましても、現在包括支援センターの相談室として使用しております。

この包括支援センターは、6月下旬に市民の皆様がより利用しやすくなるよう、交通利便性の高いいきいき情報センターの1階に移転することになっております。これに伴いまして、現在の包括支援センターが入る建物の多くが空きスペースになるわけですが、建物1階部分の空きスペースにつきましては、地域活動支援センター「あす・ラック工房」、協働わくすエ・コラボに貸し出す予定にしております。また、2階部分につきましては、現在建設中の体育複合施設の関係もあることから、今後、体育協会などの関係団体とも協議しながら検討していきたいと考えております。

続きまして、防災・消防体制の整備充実についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市では、災害時における物資の供給協力に関する協定をルミエール太宰府店、マミーズ太宰府店、太宰府西店、ハローデイ大佐野店の3社4店舗と締結いたしております。

大規模災害が発生し、物資の供給が必要となった場合は、各店舗が供給できる範囲内で各避難所の避難者数や性別、年齢などを考慮し、食料や生活必需品を調達してもらい、それを市が配分することといたしております。

災害時などの非常事態におきましては、さまざまな団体や事務所の協力が必要であると思っておりますので、今後ともいろいろな形での災害協定を結んでまいりたいと考えております。

続きまして、生涯学習の推進についてのご質問にお答えいたします。

スポーツ推進委員の皆様には、昭和36年にスポーツ振興法が制定されて以来、体育の日の行事を初め数多くのスポーツ事業に取り組んでいただき、また体育協会や総合型地域スポーツクラブの設立にもご尽力いただく等、太宰府市の生涯スポーツの振興に大きく貢献していただきました。

平成23年に制定されたスポーツ基本法は、50年ぶりに全面改正がなされ、これまでの体育指導員からスポーツ推進委員へと名称が変わりました。大きな変更点として、新たにスポーツ推進委員の役割について、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとされ、これまでも増して地域に密着した活動が期待されているところでございます。スポーツ推進委員の定

数については、規則により16人以内としており、現在13人の委員に委嘱を行っております。今後は地域や関係機関との連携を進めながら、さらなる活動の充実を図ってまいります。

スポーツ推進委員のスポーツ施設への常駐については、今後の体育複合施設の活用計画や市の主体的事業計画において、スポーツ推進委員の活動の場が充実し、市民の生涯スポーツの推進が図れるよう検討してまいります。

最後に、学校教育の充実についてのご質問にお答えいたします。

学校教育環境の向上についてでございますが、まずエアコン設置に伴う市独自のエアコン運用マニュアルにつきまして、学校とも協議しながら、温度、湿度、運転時間、運転期間、運転条件など運用基準を明確にするとともに、現在も有効活用をされております設置済みの扇風機との併用のあり方も盛り込んで策定していきたいと考えておる次第でございます。

次に、中学校給食の導入についての計画についてでございますが、私は、施政方針でも述べましたとおり、選挙公約の一つであります。また、これまでに何度となく議会で一般質問もされており、太宰府市行政における大きな案件の一つだと考えております。このことから、所管する教育委員会へ中学校給食の実現に向けた検討を始めるよう意見具申を行ったところです。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁させていただきましたが、ただいま承りました貴重な意見や要望につきましては、これからの市政運営に当たり十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） 中学校給食の実施につきまして、私のほうからも追加でご回答申し上げます。

ただいま市長答弁なさいましたように、これまでも議会で一般質問等をお受けいたしております。そして、今般、芦刈市長から教育委員会へ中学校給食の実現に向けた検討を始めるよいうにということで意見具申をいただいております。

そこで、学校給食法に定めてあるような目標を達成いたしまして、また学校給食を活用して食に関する指導の充実を図るとともに、学校全ての教育活動を通して食育を推進することも重要でございますので、つきましては平成7年に教育委員会規則を定めております太宰府市立学校給食改善研究委員会を改めて開催をいたしまして、この中で協議をしていきたいと思っております。

委員選任などにつきましても、事務作業を今後進めてまいりたいというふうに計画をいたしております。

ただいま承りました貴重なご意見、ご要望につきましては、十分に参考にさせていただきまして、一層の努力をしてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1件目について再質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

それでは、1件目から再質問させていただきます。

この地域包括支援センターなんですけど、移転されることは壇上でも申し上げましたとおり、職員の皆さんも非常に恐らく喜んであるのではないかなと思います。やっぱりいきいき情報センターはこの本庁は非常に近いですからね、そういったご相談も受けた場合には、そこですよというふうな形で教えるのも簡単だと思いますし、場所もいいですしね、行きやすいんじゃないかなと思って評価いたしますが、ただ2階に今まで体育協会とか言われましたけれども、あいているスペースがあるのであれば、私ちょっとこれ昔過去に聞いたことがあるのかな、西校区のコミュニティセンターじゃないですけども、そういったコミュニティ施設の場所としてですね、2階を会議室等で検討されたらどうかなと思うんですよ。そうすると、拠点場所ができて、ちょっと工事中で危険かもしれないですけども、非常に会議等も行いやすくなるんじゃないかなと思っております。そのちょっと見解をお尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 今議員のご指摘の分につきましては、西校区協議会には話を今持ちかけてはおりますが、まだこちらのほうに結論はいただけていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） はい、わかりました。なるべくその話を前向きに進む方向で行けば、非常に拠点場所として利用しやすいのではないかなと思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

1件目はこれで終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目に入ります。

再質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ご答弁でありましたように、大型というか、スーパー、ルミエール太宰府店、マミーズが2店ですね、それとハローデイ、これは小学校区の6校区の協議会に合わせると、西小校区は3つで、太宰府小学校区が1つというふうな、割ってしまうとそういった感じになるんです。私が住んでいる南小学校校区には、残念ながらこういったスーパーがもう潰れてしまっていないんですね。コンビニがその後建って、そういったところと提携できれば、もし大規模災害が起こったときに、救援物資、そういったのが、セブンイレブンも近くにありますが、いいのではないかなと思って今回こういった質問させていただいたんですが、今後ちょっとコンビニと提携するというご答弁いただけなかったようなので、こういったお考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） こういった災害の協定につきましては、先ほど市長答弁の中にもありましたように、いろいろな形での災害協定、こういったものを結んでいきたいというふうに考えております。

一つは、それと大型店舗と今結んでおりますといたしますのは、実際に災害が起こった場合ですね、多分搬入とかそういったものもない中で、店の中に一定備蓄されているというこういった大きなメリットがあります。果たしてこういうことでコンビニがどうなのかという問題は一つあるかとは思いますが、近年、先ほどの回答でも言いましたように、非常に避難勧告も今後増えていく可能性がございます。ですから、あらゆる方向で動けるような形で、いろいろなところに災害協定結べるようなところで、当然コンビニも視野に入れた中でですね、結んでいけるような方向で動きたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2件目の再々質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） やはり災害が起きた場合に一番必要なのが毛布というふうには聞いております。次はやはり水とか食料、非常に災害時、不安になったりする方もいらっしゃるって聞いています。私も防犯・防災委員として活動しているんですが、やはり自助、共助、公助という言葉があるんですが、一番最初に出てくるのが自助なんですね。防犯・防災委員として、例えば7月、来月ですけれども、救急救命講習を企画したりとか、1月になったら防犯・防災講座とか開いたりしているんですね、校区の中で。しかしですね、その防災意識というのが非常に低いんですね。そういう南小校区においては何がというと、高尾川がちょっと氾濫するぐらいしかないんですよ。結構団地が高台にありまして、皆さんの本当に防災意識が低いということで、自助の面をもうちょっと、これ行政にお願いするのか、私たちがやらないといけないのかわからないんですが、防災意識を高めていきたいと。で、とりあえずやはり自分、自助を大事にしてもらいたいというのがあって、取り組んでいるんですけども、なかなかうまくいっていないような現状です。

ですから、提携も当然大事なんですが、自助の部分でも、今後各校区ごと、例えば国分小学校区なんて非常に防災意識高いんですね。ですから、ああいった形で避難訓練を、吉松地区もそうですけれども、常日ごろ行っているということで、非常にモデル地区として本市の中では参考になるんです。私たちもそういうのを実現していきたいなという思いはあります。しかし、本当に防災意識が低いもんですから、今後どのように取り組めばいいか、ちょっと迷っているところもあります。悩んでいるところもあります。ですから、またちょっと行政のほうと話し合い等行いまして、この自助の高め方について、いろいろと相談していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

はい、以上です。

○議長（橋本 健議員） 回答はよろしいですか。

（14番長谷川公成議員「はい」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） はい。

3件目に入ります。

再質問はございませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） このスポーツ推進委員の皆さんは、私も過去やっていたんですが、先月も太宰府南小学校区で子どもの新体力測定というのに皆さん来ていただきまして、一緒に測定を行ったんですね。やはり私がやっているときは、派遣事業として呼ばれば行くんですけども、なかなか自分たちがしたいと思っていても、呼ばれない限りなかなか動けないというのが現状でありました。で、スポーツ推進委員会の中では、やはり自分たちのスキルを高めるために自分たちで研修とかして、知識とか経験はいっぱいあるんですけども、その派遣事業がない限り、なかなか外に出て発信できないというのが現状であったんですね。ですから、総合体育館もできますし、そういったところで市民の皆様が、例えば遊びに一人で来られても、例えばスポーツ推進委員が何かしら指導ができるといったことができれば、もっと健康増進についていけるんじゃないかなと私は思っています。

それで、今回この元気づくりポイント事業が始まりまして、このスポーツ事業については、ほとんどもうスポーツ推進委員がいないと運営できないといった企画ばかりなんですね。ですから、もうちょっとスポーツ推進委員を、言い方はおかしいかもしれないですけども、大事していただいて、例えば期間は2年間しかないんですけども、2年で、はい、やめたってかわられても中身がしっかりしないので、やっぱり長く続けられるような体制づくりをしていただきたいと思っております。というのが私の要望なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 今、現在の委員の任期も平成28年3月31日ということで、間もなく任期満了迎えますけれども、今議員が言われましたように、体制の継続というのがこれからのスポーツ推進に大事な役割を持つてくると思いますので、更新というか、継続のほうでお願いをしていくという考え方でスポーツ推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 3件目について再々質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） それでは、よろしくお願ひします。

元気づくりポイント事業に関しまして、明日また一般質問でしっかりやらさせていただきますので、よろしくお願ひします。

じゃあ、3件目、これで終わります。

○議長（橋本 健議員） 4件目について再質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ちょっと早いかな。ゆっくりやりましょうか。

私、市長が今回公約に中学校給食の完全給食ということで、私も2人の娘がおりまして、非常に頑張っていたきたいというところで応援している立場なんです、中学校給食って簡単に一言で申しまして、壇上でも言ったとおり、センター方式なのか、自校方式なのか、ランチサービス方式なのかですね。それか、過去一般質問で言ったときは親子方式というか、近隣の小学校と一緒につくってもらって、中学校にも運ぶといったことも言ったんですけども、なかなか当時はうまくいかなかったようで、今の現時点の市長のですね、公約に掲げるということは、自分のビジョンはこういうものがあるというので恐らく書かれたと思ったんですね。ですから、今回こういった質問させていただいたんですが、やはり市長は市民の声を聞いたり、やはりいろいろな人との話し合いが必要だということで、どれがいいのか——どれがいいのかというところとあれですけども、なかなかご答弁が難しいと思われるんですが、今の考えでいいですよ、市長。ですから、今例えば自分はこう思うと。でも、実際それになるかどうかわからないじゃないですか。やはり予算もかかってきますし、そういった面を含めて、今のお考えでいいので、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私の頭の中には、とにかく給食を実現したいと、あるいは市民の皆様、保護者の皆さんがそれを非常に期待しているというふうなことに對してどう応えていくかということで、具体的な作業に入るようにという指示をしましたところでございまして、学校、学校の置かれている状況もあるかと思います。小学校、中学校が近いところもある。あるいは、ぽつとあるところもある。そんなような状況とかいろいろなこと、お金がどのくらいかかるかというのが非常にやっぱり大きな要素だと思います。また、どのような内容の給食が子どもにとってふさわしいのかという議論もしなければいけないかと思っております。今日のこの下の階では、小学校の献立委員会もたしかあつとるような形で聞いとりますし、そういうような献立も市民の、あるいは親御さんの意見が反映するような形の仕組みづくりというのも必要だというふうに思っております、今のところどういうふうな形がいいのか、お金の問題、給食の内容の問題、いろいろなシステムの問題、あるいは教育という観点からどう考えたらいいのか、そういうところも含めまして、今後発足される組織にご意見、かなり煮詰めた議論をしていただきたいというふうに思っておりますのでございまして、私自身が今どういうふうにとということとは持ち合わせていないのが現状でございます。

○議長（橋本 健議員） 4件目について再々質問はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） はい、わかりました。

先日ちょっとテレビを見ていましたら、国の調査では子どもの貧困率が16%で、6人に1人がそういった状態だというふうに聞いて、非常に驚いたんですね。中学生ですね、この給食でひよっとしたらオーバーに言えば命をつなぐというか、その給食があるから学校に行こうとい

う生徒も出てくるかもしれません。ですから、非常にこれは大きな問題だと私は思います。それはなぜかという、弟がいて、その友達が当時ひとり親家庭だったそうです。昼御飯時に持ってきたのが、例えばかまぼこ1個とかですね、そういった生徒さんも実際にいたそうです。それを聞いたら、ちょっと私もびっくりして、何か込み上げてくるものがあった、そんなことがあったのかと。ですから、今後こういった生徒がいなくなるようにぜひとも中学校給食、早目の段階で決定していただけたらなと思っております。

ですから、私は今一番予算がかからず、早い方法は、ランチサービスをそのまま給食に移行するのが一番早いかなというふうには思っていますが、議会としても今後特別委員会設置したりしていきますので、そういった意見も反映させながら、ぜひともなるべく一日でも早くこの中学校給食、完全給食に向けて、推進して行っていただきたいと思っております。

これで私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 以上で会派太宰府新政会の代表質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日6月19日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後5時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（4日目）

〔平成27年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成27年6月19日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名
(議席番号) | 質問項目 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 徳永洋介
(8) | 1. 中学校の修学旅行について
(1) 修学旅行の方針について
① 奈良との交流目的の修学旅行において、申し合わせ事項はあるのか。
② 計画年数・旅費・日程について
③ 教員の事前調査や引率について
④ 奈良の中学校は、太宰府市への修学旅行は計画されているのか。
2. 中学校の2学期制について
(1) 中学校2学期制の方針について
① 来年度より実施される2学期制の目的について伺う。
② 2学期制になり、次の4点の内容はどう変わるのか伺う。
ア) 定期考査について
イ) 教育相談について
ウ) 放課後の時間について
エ) 学校行事について |
| 2 | 長谷川公成
(14) | 1. 元気づくりポイントについて
(1) なぜ事業期間が平成28年2月29日までなのか。
(2) 太宰府市元気づくりポイント付与事業一覧の各事業名が記載されているが、運営スタッフのポイントはどのように考えているのか。
(3) ポイントの押印、補助カードの配付は職員がされるのか。 |
| 3 | 上 疆
(10) | 1. 全小中学校の普通教室への空調設備の設置について
(1) ようやく、全小中学校の普通教室への空調設備予算が上程されたが、なぜ、予算項目名を各校校舎等補修工事とされたのか伺う。
(2) この事業費の特定財源が、なぜ地方債のみなのか伺う。
(3) 工事施工の際は、学校毎に地場業者に分割発注すべきと考えるが、所見を伺う。 |

| | | |
|---|-------------|---|
| | | <p>(4) この空調設備の設置工事は、夏休み期間中に完成されるのか伺う。</p> <p>2. 東小学校教室の窓の網戸設置について
「電磁波防止用シールドフィルムの設置」は、東小学校保護者の有志で貼付されているが、窓開放時の場合はステンレス網戸が必要であり、今回は市の予算では是非設置されるべきと考えるが、所見を伺う。</p> <p>3. 体育複合施設の建設について
6月3日の議会全員協議会にて、市長は、この体育複合施設の建設については、これまでの中止はしないと言ってきたので、ご理解をお願いしたいと言われた。
詳細は担当部長から、平成26年2月から10月までの議会対応の経緯資料と平成26年4月の基本設計説明の概要版で説明されたが、その内容は前市長の踏襲そのままであり、芦刈市長として、現地調査をされ、基本設計の中で必要でない箇所は削減すると言われていたが、どう考えておられるのか、所見を伺う。</p> |
| 4 | 堺 剛
(1) | <p>1. 「計画的なまちづくりの推進」について
(1) 「公共交通の利便性の向上と利用促進」について
① 交通体系の今後の計画について伺う。
② コミュニティバス運営事業について伺う。</p> <p>2. 「地方創生」について
(1) 「まち・ひと・しごと創生法」について
① 「地方版総合戦略」について伺う。
② 市長の言われる「改革」について伺う。</p> |
| 5 | 宮原伸一
(9) | <p>1. 国際交流・友好都市交流の推進について
(1) 太宰府西小学校・水城西小学校・太宰府西中学校が進めている、大韓民国扶餘郡の各学校との姉妹校交流は推進していくのか伺う。
(2) 近年、各学校共に韓国訪問への希望者の減少に悩んでおられる様ですが、このままいくと姉妹校交流が消滅するのではないかという懸念がある。
今後の対策案があるのか所見を伺う。</p> |
| 6 | 笠利毅
(7) | <p>1. 小中学校のエアコン設置について
扇風機が教室に導入されてから、まだ間もない時点でのエアコン導入なので、導入までの経緯を伺う。</p> <p>2. 保育園の一時預かり保育について
幼稚園の夏休み期間中には利用希望が増えることも考えられる。一時預かり事業の現状について伺う。</p> |

| | | |
|---|--------------|--|
| | | <p>3. 市民プールの運営について
文化スポーツ振興財団への管理委託を決めたことについて、市として考えているメリットについて伺う。</p> <p>4. いきいき情報センターのトレーニングジムの管理委託者変更について
3件目の質問と関連してくるが、市、業者、財団の関係と、市の責任の及ぶ範囲について伺う。</p> <p>5. 市のホームページ上の情報提供のあり方について
議事録、報告書などがもっぱらPDFで公開されている点、ページの更新日がほとんど記載されていない点など、ホームページのあり方について伺う。</p> |
| 7 | 木村彰人
(3) | <p>1. 公共施設の再配置計画について
(1) 現状の課題と評価について
(2) 公共施設の再配置計画について
厳しい財政状況の下、少子高齢化、施設の老朽化、多様な市民ニーズに対処するために、公共施設の再配置を進める必要があると考えるが、所見を伺う。</p> <p>2. 体育複合施設の多機能化について
(1) 機能付加による利便性向上について
行政の窓口機能等を付加して、体育複合施設の多機能化を図ることが、施設のさらなる利便性の向上に有効と考える。
特に、市内西部地区にとっては、窓口機能が再配置される効果は大きいと考えるが、施設の多機能化の可能性について伺う。</p> |
| 8 | 藤井雅之
(15) | <p>1. 体育複合施設について
建設が進んでいるが、ランニングコストの見通し、周辺道路の渋滞対策等の懸案について認識を伺う。</p> <p>2. 国民健康保険税について
同制度の全般について市長の執行姿勢を中心に伺う。</p> <p>3. 同和対策事業について
同事業について市長の執行姿勢を中心に伺う。</p> <p>4. シルバー人材センター前の踏切について
昨年の9月議会に関連の補正予算が可決されているが、その後の進捗状況等を伺う。</p> |

2 出席議員は次のとおりである（17名）

| | | | |
|----|----------|----|----------|
| 1番 | 堺 剛 議員 | 2番 | 船越 隆之 議員 |
| 3番 | 木村 彰人 議員 | 4番 | 森田 正嗣 議員 |
| 5番 | 有吉 重幸 議員 | 6番 | 入江 寿 議員 |

7番 笠 利 毅 議員
9番 宮 原 伸 一 議員
12番 小 嶋 真由美 議員
14番 長谷川 公 成 議員
16番 門 田 直 樹 議員
18番 橋 本 健 議員

8番 徳 永 洋 介 議員
10番 上 疆 議員
13番 陶 山 良 尚 議員
15番 藤 井 雅 之 議員
17番 村 山 弘 行 議員

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

11番 神 武 綾 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市 長 芦 刈 茂
総務部長 濱 本 泰 裕
総務部理事
兼公共施設整備課長 原 口 信 行
市民福祉部長 中 島 俊 二
上下水道部長 松 本 芳 生
経営企画課長 山 浦 剛 志
人権政策課長兼
人権センター所長 福 嶋 浩
文化学習課長 木 村 幸代志
生活環境課長 田 中 縁
納 税 課 長 伊 藤 剛
国保年金課長 高 原 清
建 設 課 長 小 川 武 彦
学校教育課長 森 木 清 二
監査委員事務局長 渡 辺 美知子

教 育 長 木 村 甚 治
地域健康部長 友 田 浩
建設経済部長 今 村 巧 児
教 育 部 長 堀 田 徹
総 務 課 長 石 田 宏 二
地域づくり課長 藤 田 彰
元気づくり課長 井 浦 真須己
スポーツ課長 大 塚 源之進
市 民 課 長 行 武 佐 江
保育児童課長 中 島 康 秀
都市計画課長 木 村 昌 春
社会教育課長 中 山 和 彦
上下水道課長 古 賀 良 平

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 今 泉 憲 治
書 記 山 浦 百合子
書 記 諫 山 博 美

議 事 課 長 花 田 善 祐
書 記 力 丸 克 弥

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

8番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） おはようございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、大きく2件についてお伺いいたします。

1件目は、友好都市奈良との交流目的による中学校の修学旅行についてです。

私は、昨年まで中学校教諭を務めておりましたが、修学旅行に対して取り組みづらいと感じることがありました。それは、筑紫地区中学校修学旅行連合体との申し合わせ事項が存在したことが大きく関係しております。連合体との申し合わせ事項の幾つかを上げれば、目的地は南九州限定であること、JR九州を使用すること、教員の事前調査が禁止であること、日程が指定されていることが挙げられます。

教員の事前調査が禁止されていることは、生徒の引率業務においてとても不安を覚える理由となりました。生徒の安全を確保するために、現場の交通状況や集合場所などを目で見て確かめることができなかつたからです。そのため、特別な支援を要する生徒に対して十分な体制が保障できないなどという現状に、学校側は不安を覚えているのです。

そこで、教育長に伺います。奈良との友好を目的とした修学旅行と聞いていますが、どのような申し合わせ事項がありますか。また、何年計画で実施する予定ですか。旅費、日程、事前調査、引率教諭についての説明もお願いします。

さらに、友好都市奈良からの太宰府への修学旅行は計画されているかどうか、あわせてお伺いします。

2件目の質問は、来年度より実施される中学校の2学期制についてです。

現在の学校現場の課題は、子どもたちの学力の二極化と教員の多忙化であると考えています。中学校では、5月の体育会終了後、次の週には中間考査があり、その3週間後には期末考査、また中学校体育連盟主催の夏の大会は6月から始まり、また同じ時期に全国学力実態調査のテストも行われます。2学期には修学旅行、新人戦、合唱コンクール、生徒会選挙等が10月

に集中しています。

また、2学期は3年生にとって進路決定のための大切な時期です。日々の授業はもちろん、定期考査に対する意識が高まるとともに、その結果によって進学先、就職先の決定をすることになります。さまざまな学校行事が行われる中でも、子どもたちにしっかりと腰を据えて学習できる時間を確保し、環境を整えることで、学力の二極化が軽減されるのではないかと考えます。

そこで、2学期制になると定期考査の回数や時期はどのように変わるのか伺います。

さらに、今現在、教育相談は学期に何回行われていますか。教育相談は、いじめ等諸問題の早期発見につながっていると考えていますが、教育相談は年何回行われるのか、伺います。

放課後には部活動指導、生徒会活動、さまざまな教育活動や、それらを円滑に進めるための教員の会議の時間が必要です。5時間授業であれば放課後の時間にゆとりができ、このようなさまざまな教育活動が活発に集中して行われることと思います。また、教員も授業やその他の活動に今まで以上に力を注ぎ、ゆとりを持って子どもたちの成長を見守ることができるようになるのではないのでしょうか。

そこで、週時程の中で5時間授業はどの程度実施できるのか伺います。

最後に、来年度は5月1日が日曜日ですので、体育会に向けた取り組みの時間不足が予想されます。毎年第3日曜日に実施される体育会ですが、第4日曜日への変更はできるのか伺います。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） それでは、1件目の中学校の修学旅行についてご回答申し上げます。

まず、奈良でございますけれども、これは行政的には平成3年から東大寺サミットというのが始まっております。東大寺の建立にかかわった全国の市町村でサミットを毎年行っておりまして、平成12年にはその第10回として太宰府でも開催をいたしました。そして、2年後の平成14年に太宰府市は奈良市と友好都市を締結いたして、これまで続けてきております。

ご存じのとおり、奈良におきましては東大寺、平城宮跡など多くの世界遺産がございます。そして、その奈良の西の都としての大宰府が置かれまして、東アジアからの文化、宗教、政治や人の流入、集積する交流拠点としての歴史があります。このような太宰府と奈良とが有する1,300年を超える歴史文化遺産を学び、実際に触れることが子どもたちの教育には必要だと、私自身は教育長になって判断いたしました。

そういうことから、筑紫地区の修学旅行の規則があることはわかっていましたけれども、その了解をいただき、筑紫地区の教育長会でもその旨表明いたしまして、2年前に私で判断をいたしました。これは、決定して修学旅行に行くのは積み立てから始まりますので、2年間かかります。そういうところから、今年度の子どもたちから修学旅行の目的地を奈良に変更して、実際に旅行に行くという運びとなっております。

ご質問の詳細については、以下部長が回答をいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

まず、1点目の申し合わせ事項についてということですが、平成25年度より奈良方面への修学旅行を検討いたしまして、太宰府市教育委員会学校教育課と市内4中学校の校長で構成をしております太宰府市修学旅行検討委員会を立ち上げまして、太宰府市中学校修学旅行実施要項を策定しております。4中学校ともこの実施要項をもとに具体的な計画を立て、実施をいたしていくということになります。

次に、2点目の旅費や日程についてお答えいたします。

旅費につきましては、先ほど申し上げました実施要項におきまして4万5,000円程度としております。日程につきましては、閑散期となります12月の第2週以降、1月、2月の時期に、各学校の教育課程に基づきまして、実施期日、行程を旅行業者との打ち合わせの上、決定をしておるところでございます。

旅行の行程につきましては、京都、奈良をそれぞれ1泊ずつの宿泊地といたしまして、京都、奈良での活動はもとより、関西圏での活動を各学校で計画しております。

次に、3点目の教員の事前調査や引率についてお答えいたします。

必要に応じて、校長の責任のもと、夏季休業中等に2名以内、1泊2日の範囲で現地での事前調査、事前打ち合わせなどを行うことができるということにしております。なお、その旅費につきましては、県費負担の出張ということで取り扱っております。

次に、4点目の奈良市の修学旅行についてお答えいたします。

奈良から太宰府への修学旅行の実績や予定についてということですが、奈良市教育委員会にも確認しましたところ、平成26年度は九州方面への実績はございません。本年度平成27年度につきましては、九州方面へ2件予定されておるということですが、現在のところ太宰府市への訪問の計画はないということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 先ほども言いましたように、修学旅行、合唱コンクール、新人戦、去年まで教員やっていたので、非常に多忙というか、修学旅行についても夏休み前から取り組むんですね。新人戦についてももう夏始まってから、合唱コンクールももう簡単にすぐ歌えるわけじゃない、非常にその大きい行事が固まっていて、修学旅行がちょっと時期がずれて12月、1月になればいいなと思っていました。

ずっと南九州、鹿児島と指定されていたので、やっぱり子どもたちの視野を広げるという意味では関西方面がいいのではないかなと。

筑紫地区の中学校は、結局連合体というものがあって限定されていたわけですね、必ず。筑紫地区以外の周りの中学校を見ると、韓国へ行ったり、沖縄へ行ったり、関西へ行ったり、ス

キーに行ったり、学校現場独自でその修学旅行を計画してやっています。現在、調べてみたところ、ほとんどの中学校が関西、大阪、京都、奈良を修学旅行を計画してやっています。

ほとんどの学校が5万円ですね。理由を聞くと、どうもUSJをやっぱり行くということで、どうしても、それでもバス代等上がって非常に苦しい。現場の意見を聞いてみると、やっぱり4万5,000円というお金がちょっと厳しいようです。非常に苦しい状態でやっている、USJに行かなくても。

一番現場が苦しいと言っているのは、奈良をメインとした2日目に、1日奈良をという日程の制約があるというふうに聞いていますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 先ほども回答の中でお話ししましたとおり、行程につきましては学校が計画をいたしまして、業者と細かい内容を打ち合わせをいたしまして、各学校ごとに創意工夫を凝らしながら計画するというのが原則でございますので、基本的には制約という制約というものを特に考えてはおらんのですが、ただ1つ、今まだ始まったばかりでございますので、特に太宰府市から修学旅行を南九州から奈良、京都方面に変えたわけですので、その最初でございますので、まずは修学旅行の趣旨にのっとり、友好都市奈良との友好を強めるという意味で、奈良での活動を重視してくださいと、重視していきましょうということで、先ほど申しあげました実行委員会の中で方針として出しておるところでございます。

京都、奈良に行き始めたが奈良はないということになりますと、少し趣旨から外れますので、そこだけはちょっと重視してくださいという話はしておりますが、基本的には詳細については各学校ごとに決定をしていくことでございますので、そのことにつきましては、教育委員会といたしましては、具体的に計画が決まった段階で報告をいただくというスタンスでいっておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 何年計画で実施する予定か、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 今のところ何年ということは特に考えておりませんが、今年からまだ始まったばかりでございますので、いろいろな状況等を見ながら、基本的には教育長が先ほどおっしゃいましたとおり、太宰府市の教育委員会としての方針として奈良に行くという方針でございますので、それが簡単になるということはございませんし、ただ単に修学旅行だけがそちらに行っているという考え方ではなくて、教育施策要綱の中にも述べておるところでございますが、太宰府の歴史と文化を学ぶ学習ということを推進していくわけですので、それとの関連あるいは一貫性を考えたところでの奈良、京都への修学旅行でございますので、そう簡単に変更はいたしません。この方針でしばらくは行くということだというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 非常に安心をしたというか、現場においてくることによってちょっと現場が、校長の伝え方によってちょっと違ってくると思うんですよ。3年前は僕は下見禁止というふうに言われたんで、結局年休とって、自腹切って下見に行ったんですね。よその学校の先生たちも来られていました。

やっぱり現場における時点で、やっぱり現場はどうしても奈良に1日というような制約があって、ちょっと組みにくい。太宰府天満宮を1日かけてとなると、やっぱり福岡を修学旅行って考えたときに、やっぱり関西方面を修学旅行って考えたときに、日程的に、やっぱり旅費についてとか2泊3日、3泊4日は教育委員会が逸脱しないように指導する必要があると思うんですけれども、中身についてはやっぱり学校現場を重視してやっていってほしいと思います。

先生たちも非常に子どもたちのために一生懸命やるのは間違いないと思います。もう奈良についての事前指導もしっかりやって、やっぱり奈良との友好ということをメインにやっていくと思いますので、ぜひ学校現場の意見を優先して修学旅行を実施していただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） よろしいですね。2件目入ります。

2件目の回答をお願いします。

教育長。

○教育長（木村甚治） それでは2件目、中学校の2学期制について、まず私のほうからご回答申し上げます。

この学期制でございますが、例えば昨年度までは市内7つの小学校ございますけれども、それぞれ2学期制の学校と3学期制の学校がありました。小学校ごとに学期日が設定されておまして、始業日や終業日がそれぞれ違っておりました。あるいは、同じ学期制、例えば同じ2学期でも、各学期の終業式、始業式の期日でございますね。あるいは夏休み、秋休みの期間がこれはまちまちでございまして、全小学校7つの小学校が同一で実施しておるのは、1学期の始業式と入学式、卒業式だけという状況でございました。

また、そういう中で、今の教育環境の中で、いわゆる中1ギャップでありますとかこれの解消への取り組み、小・中連携した取り組みなど、さまざまなことが求められております。そういうところから、小・中学校の9年間を通じた新たな教育環境、教育課程、学力向上への取り組みを始めていく必要があると考えたわけでございます。

そのようなことから、平成28年度から中学校も2学期制へ移行しまして、市内の小・中学校は同じ学期制で、そして小・中連携を生かした教育課程を構築していくことを目標として取り組んでおるものでございます。

また詳細につきましては部長が回答申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

1点目の2学期制の目的についてでございます。

ただいまの教育長の回答のとおり、まず第1に、小・中連携を生かした教育活動の充実を図るようにするということでございます。すなわち、小・中学校がそろって2学期制になることにより、小・中連携による行事や教育活動が可能となり、子どもが育つより有効な教育環境を整えることができるということでございます。

第2に、教師が生徒とじっくり触れ合う時間を生み出すことができるようにするということでございます。2学期制によりまして、夏期休業期間を短縮し、定期考査、始業式、終業式の回数が減り、授業可能な日数が増加いたします。この時間を教師が生徒とじっくり触れ合う時間といたしまして、学習指導をより充実させ、学力向上を目指すとともに、落ちついた学級集団づくりに取り組むということでございます。

次に、2点目の定期考査等内容がどう変わるかということでございますが、学期の区切りの時期が変わりまして、中学校の定期考査が5回から4回になります。また、通知表の配付が3回から2回になるということになります。これまで以上に計画的、継続的、きめ細かな指導と評価を行いまして、成績等についての説明資料等を生徒、保護者にも配付をいたします。したがって、定期考査や通知表の回数が減ったからといいまして、進路の決定等で不都合になるということはありません。

教育相談でございますが、学校ごとに多少異なりますが、6月、10月、12月の年3回、学級担任等が全生徒を対象に行っておるところでございます。

また、放課後の時間は教育相談や補充学習、生徒会活動などを行っておりますが、2学期制にすることで、このような活動がさらに充実できるものと考えております。

最後に、来年度の体育会の期日についてということでございますが、例年筑紫地区中学校は同一日、5月第3日曜日に開催しております。これにつきましては、筑紫地区中学校校長会におきまして、筑紫地区中学校全体の状況を把握し考慮しながら十分協議され、筑紫地区教育事務連絡協議会にも相談の上、適正に判断され、決定されるものと理解しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 定期テスト4回ということでしたけれども、時期的にはいつになりますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 前期、後期ということになりますが、実施時期につきまして、これまでの1学期と前期についてはほとんど変わらないですね、中間と期末がございますので。期末考査については1学期の終了が遅れますので、9月の終わりから10月の頭、秋休みの前ということになります。

それから、後期のテストにつきましても、期末テストについては2月ごろということになります。ただし、3年生につきましても、高校の入学試験等もございますので、そこは各学校ごとに工夫をいたしまして、不都合がないように少し早めて期末テストを実施するということになるかと思えます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 私が教員になったころは、始業式もまだ遅かったですし、中間、期末、成績処理、そして夏休み中体連というような形で何かうまくいっていたんですけども、だんだん九州大会、全国大会があるという、中体連が6月のほうにやってきましたり、もう始業式が早くなる。体育会が秋やっていたところもあるんですけども、5月の第3日曜日。やっぱり体育会へ向けてまず頑張りますから、体育会が終わってすぐ中間。やっぱり通知表をつけなくちゃいけないので成績処理をするためには、やっぱり6月の終わりのほう。中間と期末の間が非常に短くなってきて、何とかならんかなというふうに思っていたんで、やっぱりこの2学期制によって子どもたちがテストに向けて取り組みやすくなる、目的としてやっぱり教師が子どもと向き合う時間が増える。これは非常にいいことやないかなと思うんですけども、ただ現場はやっぱり多忙化なんですよね、忙しい。

先ほど筑紫地区全体でっておっしゃったけれども、結局ゴールデンウィークがあるんですよ、体育会を第3日曜日。体育会というのはやっぱりすぐできないんです。3年生にやっぱりリーダーとはとか、今度の体育会とはかやっぱりつくっていかなくちゃいけないです。

4月1日が来年金曜日なんです。2日、3日は土日です。そして、始業式は何日かというあれです。その間に新しく来た先生、1日の日に新しく来た先生は赴任式でない。その中でやっぱり特別に支援を要する、配慮すべき生徒の把握であるとか、学年配属決めて学級集団づくり、非常に現場は多忙化していると思うんですね。

やっぱりそういう意味での2学期制だと思うので、ぜひ学校現場が働きやすいようなそういう配慮ができれば、教師たちが頑張るということは子どもたちのためになることなので、やっぱり多忙化になると子どもたちも大変です。体育会を成功させるために。やっぱりゆとりを持って取り組めるような、そういう観点で指導していただけたらと思うんですけども、そういう意味で教育委員会として今の学校の先生たちの超勤について把握しているかどうか、お伺いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 徳永議員さん学校にいらっしゃいましたので、実態についてはよくご存じだろうと思います。私も校長でおりましたので、先生たちが非常に多忙感を感じておることでありまして、学校の教育活動を子どもたちのために一生懸命頑張っている姿はつぶさに見てきたつもりでございます。

その上で、朝は早くから早朝部活動の指導につき、放課後は子どもたちを帰してすぐ部活動の指導に当たって、夏どき、中体連前になりますと6時半から7時、暗くなるまで指導して、

その後教材研究と。遅いものにつきましては、次の翌日にかかるぐらいまでいろいろな残務処理なり教材研究しておると、そういった実態があるのも十分承知しているところでございます。

そんな中で、学校の校長としてどんなマネジメントをしていくかと、あるいは先生たちの勤務についてしっかり配慮していくということは、非常に重要なことでございます。

また、そういったことも私も十分知っておりますので、教育委員会へ入りまして、学校の状況を十分承知した上で、例年実施しておるところでございますが、教育委員会による夏休みの協議訪問というものをこれまで実施してきておるところでございます。教育委員さんと、それから教育委員会の事務局と一緒に学校に出向きまして、先生たちと直接対話をする機会ということ、そういう場を設けまして、現場の意見等についてお話を聞いたところですが、昨年度その協議のテーマといたしまして、ある中学校で多忙感ということについて協議をしたいということございましたので、協議をしたところでございますが、実態についてはいろいろございます。

超過勤務として校長が認めるところであれば、それは振りかえをしていただくと、当然のことでございます。その協議の中で私も発言をしたところでございますけれども、もちろん勤務時間を超えたところでの時間的なことに関する多忙感というものももちろんございますが、それよりも増して一番の多忙感を感じる時というのは、自分がやっている仕事は何のためにやっているか見失っているとき、あるいは自分はこのためにこんなことをやっているんだという、そういう学校の教育目標達成のために自分が何を担っているかというその認識がはっきり持てなかったりとか、あるいは達成感とか満足感が得られなかったりとか、そういった場合にすごく多忙感を感じるといったような意見も出ておりますし、実態としてそういうところもあるかと思っております。

その意味で、校長先生方にも常々話しておるところでございますが、教員がいかに学校の教育目標を達成するために、自分がどんな仕事を担ってどんなふうに頑張っているのかと、何のために、なぜこれを行っているのかといったような意識をしっかり持たせるようにご指導くださいということで、お話をしておるところでございます。

そういった意味で、学校の状況を十分教育委員会としても把握をしながら、配慮できる分については十分配慮しながら、教育活動を進めていくように支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） この教師の多忙化については、日本全体的に、もう世界に比べると非常に比べ物にならないぐらい、日本の学校の教師が働いている。教育予算についても。そういう中でも、目の前に子どもたちがいるので、教師は一生言明頑張ります。先ほど教育部長が言われたように、そのときに校長が、教育委員会が、そのことをわかっていただいて指導していた

できれば、自分に達成感があればやっていけるんじゃないかなと本当思っています。

それが認められなかったり何かあったときに、教師の鬱病、いろいろな問題が出てくるんじゃないかなと思っていますので、そういった意味では非常に私は太宰府市の教育委員会信頼していますし、やっていってほしいと思うんですけれども、学力の二極化ですね、昨日も上げられた子どもたちの貧困家庭6人に1人という部分言われましたけれども、太宰府市の子どもたちの状況がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 学力の実態の全体的な状況につきましては、細かいところまでここで話はできませんが、全体的な傾向をつかむ資料といたしましては、全国学力・学習状況調査の結果、それから福岡県の学力実態調査、それが全市の小・中学校共通して得られる資料でございますので、それをもとに分析、考察を行いまして、学力向上のための施策ということで、教育委員会として施策を行っておるところでございますが、全体的な傾向といたしましては、ホームページでも公開をしておるところでございますが、望ましい傾向ではあるということは間違いございません。

ただ、昨年度の実態といたしましては、これまでのいろいろなテストの状況の中では余りよくない状況が出てきております。よくない状況というのは、これまでよりも少し下がったといったような実態がありましたので、今年度特に学力の向上ということを最重点課題というふうに上げまして、学校にもお願いをして、また教育委員会としても取り組んでおるところでございます。

二極化ということですが、おっしゃいますとおり成績のいい子と余り芳しくない子というところで、山が2つできるというのが二極化の状況だろうと思いますが、極端にそういった状況が太宰府市において見られるかということ、そんなに極端ではないというふうに考えております。

ただ、学力が余り望ましくない子どもたちもちろんおりますので、そういった子どもたちに対してどういうふう支援をしていくかということも、大きな課題というふうに捉えております。

だから、全体の傾向といたしましては、県や全国との比較という話ですれば、そんなに悪い状況ではないと、良好なところにはあるというふうに申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 自分もちょっと確認しました。部長が言われるように、そんな極端な二極化は太宰府市においては大丈夫だと思います。

ただ、やっぱりどうしても集団ですから山ができると。ただ、自分が教員になりたてのころは、度数分布というのは平均が一番多かったんですね。やっぱりその平均の多いというのが、今減ってきている。太宰府市の場合はそう見れないけれども、やっぱりどうしても経済格差、

その経済の二極化がやっぱり子どもたちの二極化にもつながっているのは間違いないと思います。結局経済力のある家庭の子は塾に行くんですね。結局昔でいう家庭学習を塾でやっている。ただ、経済的に苦しいところは塾に行かない。家庭学習の家庭の教育力が不足している。そういう実態があるんじゃないかなと思うんです。

先ほどちょっと、貧困家庭については、お願いします。6人に1人、今子どもたちが貧困家庭であるかどうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 教育委員会としてそこを具体的に調べたというデータは特に、ちょっと所管が違うかと思っておりますが、今議員さんおっしゃいましたとおり、家庭での生活環境と学力との実態について、相関関係があるかどうかというはっきりしたようなデータはないかもしれませんが、全く影響がないというふうには考えておりませんが、ただ子どもたちいろいろな状況がございますので、その子どもたちの状況を十分把握した上で、どう子どもたちに力をつけていくかといったようなことは非常に大事なことでありますので、学校もそうしておと思いますが、個に応じてどんな指導が一番いいのかといったようなことをしっかり考えながら、指導していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 自分も教員やっていたんで、同じ60点とる子ども、努力せんで60点、一生懸命頑張って60点。だから、定期考査に対して1日に中間が5教科であったり、その前6時間授業であったり。定期考査に向けて、子どもたちが取り組みやすい学校であつたらいいなと思います。

教員になりたてのころ、中間2教科、3教科、期末テストは3教科、3教科、3教科。人間3教科なら頑張れる。午前中授業して、5、6時間目、学び合いであるとか質問教室であるとか、定期考査に向けてクラスで学年で取り組めるような、いい点とったほうがいいんですけども、勉強の苦手な子もいるんで、定期考査も行事というか、学習した確認だと思ってるんで、そこでの子どもたちの集団づくり、そういった部分も考慮してやっていただけたらなと思います。

貧困家庭、太宰府市はそうないかもしれませんが、私は10年前学業院中で補導教員を3年間やっていました。そのときに不登校の子を二十数名学校に来させました。数え切れない家庭訪問やって。そういう中で、子育て支援課の会議に参加して、民生委員の方、お医者さん、児相の方と話し合っ、その時点で太宰府市内にネグレクトの家庭がこんなに多いのかと。

今自分が不登校の子を家庭訪問して学校来させる自信はない。非常に家庭が今連絡を遮断する。この前川崎の事件であった悲惨な事件、担任が何十回電話しても親が電話に出ない。やっぱりそれを打開するには、学校の教員だけでは無理じゃないかなと。

昨日子育て条例で、今のままでっておっしゃったけれども、そこを太宰府市の子どもたちの権利を守るための条例化が必要やないか。家庭が遮断しても、もう一步踏み込めるような組織

づくり。昨日上がった子どもたちの学校の教育環境の充実って、まず一番に中学校給食が来たような感じだったんですけども、一番今必要なのは、そういう子どもたちをサポートする組織づくり。

今、日本では、財務省が教育費を下げるみたいなことを言っています。でも、小学校の少数学級というのが、子どもたちの学力を保障するいい条件になるのではないかなと。学校図書司書、読書環境を整えるには、全学校に学校図書司書を設ける必要があるんじゃないかなと。まずやるべきところは、昨日聞いたところではそこじゃないかなと思います。

中学校の給食、大事です。ただ、自分が一番現場で働いて思うのは、そのときに時間を奪われるんですね。今日ここで皆さんで昼食をとる、みんなとるけん1時間で済みますけれども、ここでみんなで一緒に食事をするってなったとき、順番決めて、ここから下の売店までおいて行ってまた運んできて、それを配膳しみんなで一緒にいただきますするんです。まずそこがあるということが、学校現場にとって今時間が一番大事やないかなと。

太宰府市は、教育のまちと言われるようになっていってほしいと思っています。ぜひ中学校給食での予算をもしそういう部分に充てたら、教育が変わるんじゃないかなと思います。今度の修学旅行にしても2学期制にしても、何か教育改革の一步のような。今の子どもたちに何を行政がサポートすれば、子どもたちがより成長するのか。現場の意見を重視して、今後、自分もいろいろ勉強して頑張っていきますので、子どもたちをよりよく成長させるためにともに頑張っていけたらなと思っています。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

次に、14番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔14番 長谷川公成議員 登壇〕

○14番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました1件3項目について質問させていただきます。

平成27年6月1日から、40歳以上の市民を対象に、本市において元気づくりポイント事業が開始されます。「楽しく参加継続することで健康に」「ポイントを集めて市内のお店でお買い物」「地元自治会の健康づくり事業に貢献」という3つのキャッチフレーズをもとに、スポーツ活動や文化芸術活動、介護予防事業への参加、健康診査、がん検診の積極的な受診を促すことで、元気に生き生きとした市民生活を送り、健康寿命の延伸につなげたいとの思いから、また個人としての取り組みだけではなく、市、市商工会、自治会、JA筑紫などと一緒になって、このポイント事業を通して地域の活力につながる取り組みを促進し、市全体としての健康づくり、生きがいがいづくりに取り組んでいきますという内容で、平成28年2月29日までの期間実施されるとの説明を受け、チラシをいただきました。

そのチラシの中身は、事業の流れ、太宰府市元気づくりポイント付与事業一覧とQアンドA等、詳細が掲載されておりましたが、今年度からの新事業ということで、まだまだ不備な点が

あるように思われます。

そこで今回は、この事業が多くの市民の皆様に対し周知が徹底され、積極的な参加が見込まれ、運営がスムーズにいくよう、私なりの考えを示したいと思い、質問させていただくことにしました。

それでは、質問に入ります。

1、事業期間が平成28年2月29日までなのはなぜでしょうか。私を知る限り、3月以降に確実に2校区の自治協議会主催事業がありますので、対象にはなりません。見解をお伺いいたします。

2、ポイント付与事業一覧に各事業名がありますが、この事業に携わる地域から参加した運営スタッフのポイントはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

3、ポイントの押し印や補助カードの配布は職員がなさるのか、それとも現場運営スタッフにもお手伝いいただくのか、お伺いいたします。

以上1件3項目についてお伺いいたします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） おはようございます。それでは、元気づくりポイントについてご回答を申し上げます。

まず、1項目めのなぜ事業期間が平成28年2月29日までなのかについてでございますが、まず年度内に利用者の商品券交換代金を確定をいたしまして、その後に商品券発行元であります商工会に代金を年度内に支払いを完了させなければならないことから、この事業期間に設定をいたしまして、3月は商品券の交換と利用の期間とさせていただくことにいたしております。

なお、平成27年度につきましては、関係機関との調整や統一地方選挙もございましたので、6月から実施をスタートしておりますが、今年度スタートした事業でございます。今後の事業期間につきましては、3月1日から次の年の2月末までの1年間で行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、2項目めの運営スタッフのポイントはどのように考えているかについてでございますが、運営スタッフにつきましてもポイントを付与することといたしております。

最後に、3項目めのポイントの押印、補助カードの配布は職員がされるのかにつきましてでございますが、基本的には担当職員が講座、教室などに行くことを前提としております。ポイントの押印、補助カードの配布は職員が行うこととしておりますが、体育の日の行事とか校区文化祭など多くの方が参加される事業などにつきましては、大変受付の混雑が予想されますので、その混雑を避けるために、職員の増員は行いますが、自治会長さんとか区の体育部長さんなど地元の皆様方にも協力依頼をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。今年度は確かに部長おっしゃられたように

統一地方選挙の絡みがありましたので、6月1日から来年の2月29日までということで、しかし来年度は3月1日から2月28日ということで安心いたしました。

なぜかといいますと、壇上でも質問したとおり、3月の1週目には南小校区のペタンク大会、それは防災訓練を兼ねてやります。2週目には大体毎年国分小学校のペタンク大会といった事業があるものですから、そういったところで、せっかく参加したのにもと思われる市民の皆様もいらっしゃいますからね、そこは本当に安心しましたので、来年度に向けて取り組みをお願いいたします。

この元気づくりポイントのポイントカードなのですが、議会初日に井浦課長のほうからいただきました。No.21番、私もう3ポイントためました。市民プールに行って、第1回ぼんと押しもらったのは、前建設部長の辻部長に押しいただきました、記念すべき第1回。何とか、どこまでいけるかわからないですけども、ちょっと一生懸命ポイントためていこうかなと思っております。

やはりこのポイントがたまるというのは、非常に何かうれしいというか、ありがたいということで、やはり市民プール等に行くときは、子どもからせがまれて連れていけ連れていけと言われて、でもやっぱりこう見えても体調が悪いときも私もありますので、いや、今日はちょっとパパきついでん連れていけんよというときもあるんですが、でもポイントを押してもらえならちょっと我慢してでも行こうかな、そういった気にもなって、14日まで3回行きました。

そういったこともありまして、これは非常に市民の皆様の励みにもなって、楽しみにもなるんじゃないかなと、個人的にはそう思っております。

2項目めの運営スタッフのほうにも付与されるということで、非常にこれもありがたいことです。本当は参加したいけれども、お手伝いしないといけないとやっぱりなると、何かそこでちょっとテンションが下がってしまうひょっとしたらスタッフの方もいらっしゃるかもしれません。ですので、これは非常にありがたいことです。

次は、3項目めの原則職員の方がなさるといのはわかるんですが、体育の日の行事は、太宰府南小学校区は小学校との合同運動会があります。各区ごとに競技の代表者出すんですけども、各区によって人数がちょっと違うところがあるんですね。ですから、ちょっとそこでそれはどうなるんだろうかと疑問に思ったんで、今回質問させていただいているんですが、南小校区だけのことについて言わせていただきますと、5区あるので、そこで参加者も違います。高雄区は大体80人前後が競技者として参加するんですけども、少ないところはそこまでいかない区もあります。ですから、そのときに職員の皆さん増員されるのはわかるんですけども、非常に混乱をして大変になるんじゃないかなということ思いました。

体育部長が大体その区を仕切って運営しますので、体育部長にそういった権限を与えていただけたら、そういったポイントかその補助カードもすんなり、はい、参加者の人って集まって、例えば運動会するときはビブスを着ていますので、ビブスと交換に補助カードを渡すとか、そういったこともできます。

原則大体高雄区においては、もう1人2種目しか出さないようにしていますので、そういったこともあります。大体1人1回の補助カードとして、体育の日の行事は200ポイントもらえるんですね。200ポイントのカードを出たら1枚もらえると。2種目出た人でもやっぱり原則1枚ということになりますね、考え方としては。

ですから、ちょっと体育部長さんたちにもご足労をかけるかもしれないですけども、その地域地域でやっていただけたらなと、そのように思っております。

全体を通してなんですけど、市の主催事業がありますね。市民ソフトボール大会とか市民バレーボール大会。そのほかにも、それは行政区のほうに出ませんかって呼びがかかって出る大会なんですけど、あと例えば卓球大会とかありますね。ああいったときに、そのポイントの参加はその対象になるのかならないのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 今議員さんにご質問いただきました市主催のバレーボール大会等は、まだ今回の事業のスタートの分では付与対象事業とはしておりませんが、今年度スタートした事業でございますので、さまざまな分野からいろいろなご意見をいただきながら、来年度のポイント付与事業を決定する際には参考にさせていただいて、付与事業の拡大等を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） あと、このスポーツ事業、プールに関してちょっと1点お伺いいたしますが、市民プール利用とあるんですが、市民プールのトレーニング室ありますよね。あそこもやっぱり一応市民プール利用というふうな考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 市民プール内のトレーニングルームにつきましても、市民プール利用と一体と考えていただいて結構でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 昨日ちょっとばあっと駆け足で代表質問させていただいたんで、今日はゆっくりやろうと思ったんですが、余りにも明朗なすばらしいご答弁いただきましたので。もうちょっと本当は長くやりたかったんですけども、もうこれで質問することがなくなつたのでやめますが、私自身、この元気づくりポイントカードに関しましては非常にいいことだと思います。一生懸命、どこまでこの9カ月間でたまるかわかりませんが、ちょっと体脂肪率をもうちょっと、十数%に下げようようにちょっと一生懸命頑張つて、ポイントもためて、できるだけ一生懸命頑張りたいと思います。

これが市民の皆さんに周知徹底されて、こういったことがどんどん皆さんもポイントを押してもらえるようになって、健康になり、コミュニケーションがとれるように、楽しくスポーツができて、あとはやっぱり健康寿命の増進ですね。私も過去に一般質問したときも、やっぱり

健康寿命の増進が大事じゃないかということも言いましたが、本当に非常に大事なことで、こういったことをやはり周知が大事だと思いますので、一生懸命やっていただきたいと思っています。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時05分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番上疆議員の一般質問を許可します。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたします3件について質問をいたします。

最初に、1件目の全小・中学校の普通教室への空調設備の設置についてであります。この件については昨年3月、9月、12月の議会にて一般質問してまいりましたが、この間、空調設備の設置について真剣に考えておられるのかわからないような回答でございました。ようやく全小・中学校の普通教室への空調設備予算が上程されることになりましたが、そこで4点についてお尋ねいたします。

まず1点目は、なぜ予算項目名を各校校舎等補修工事とされたのか、他市の状況もそのようにされておられるのか、伺います。

2点目に、この事業費の特定財源がなぜ地方債のみなのか、他市町村においては、学校施設環境改善交付金で筑紫野市では1億1,000万円、那珂川町は同じく交付金で2億1,000万円ただし那珂川さんは太陽光発電整備事業が含まれておりますとなっておりますが、当市の状況をお伺いします。

3点目に、工事施工の際は学校ごとに地場業者に分割発注すべきと考えますが、いかがかお伺いします。

4点目に、この空調設備の設置工事は、この夏休み期間中に完成されるのか、伺います。

次に、2件目の東小学校教室の窓の網戸設置についてであります。まず電磁波防止用シールドフィルム設置は、東小学校保護者の有志で既に貼付されておりますが、その経緯は、携帯電話中継基地局と太宰府東小学校の子どもの健康問題などにて、平成24年にシールドフィルム設置を東小学校保護者有志で市に要請されましたが、当時の市長は、携帯電話中継基地局の電磁波は日本政府基準内だから安全であるとした上で、より安全を求める親の気持ちは否定しないとして、学校への電磁波防止用シールドフィルムの寄附設置を許可されましたが、その許可がされるまで二転三転されて、半年以上もかかったわけであります。

その平成24年の6月議会において、私は、学校施設の設置は市の責任であり、学校の管理運営は教育委員会であることから、学校の校舎の窓にシールドフィルムをなぜ保護者が負担しなければならないのか、子どもや保護者の不安解消のために太宰府市が当然市の予算であるべきではないかとたどりましたが、当時の教育長は、寄附ということであれば、安心という面からも受け入れるようにいたしましょうと東小学校保護者とも協議しておりますと言われ、頑として当時の市長、教育長は受け入れられませんでした。

そこで、今回の東小学校教室の窓の網戸設置については、空調設備の設置がされても、窓開放時の場合はステンレス網戸が必要であります。このステンレス網戸設置は専門職でないと危険でもあり、費用も多額となることから、市の予算でぜひ設置されるべきと考えますが、いかにかお伺いします。

次に、3件目の体育複合施設の建設についてであります。さきの6月3日の議会全員協議会にて芦刈市長は、この体育複合施設の建設については、これまでも中止はしないと伝えておりますので、ご理解をお願いいたしますと言われました。そして、詳細は担当部長から、昨年説明された2月から10月までの議会対応の経緯資料及び昨年4月の基本設計の概要版で説明されましたが、その内容は、前井上市長の踏襲そのままです。

これまで芦刈市長は、5月初旬には体育複合施設の現地調査をされ、早々に基本設計の中で必要でない箇所は削減すると言われておりましたが、現在のところ何も発言されておられませんが、どのように考えておられるのか、お伺いします。

なお、回答は件名ごとをお願いいたします。

以下、再質問は議員発言席にて行いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

1件目の全小・中学校の普通教室への空調設備の設置につきましては、施政方針でお示したとおり、児童・生徒が快適に過ごせる学習環境を確保するため、今年度小・中学校の全ての普通教室及び使用頻度の高い特別教室にエアコンを設置してまいります。

詳細は部長が説明いたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 詳細につきましては、私からご回答申し上げます。

まず、1点目の予算項目名につきましては、例年学校施設の工事関係予算は、各校校舎等補修工事において一括計上しておりますので、今回の空調設備工事予算についてもそれを踏襲し、各校校舎等補修工事において計上しているところでございます。

他市の状況につきましては、同様の事業を実施した筑紫野市、那珂川町においては、細目等で空調工事として計上されている状況でした。

次に、2点目の事業費における特定財源についてでございますが、文部科学省所管の学校施

設環境改善交付金に大規模改造の空調という補助メニューがございます。当然要望をしておりますが、国の予算が大幅に縮小されたことから、継続事業や耐震工事などが優先され、結果的に空調に関しては採択されなかったことにより、地方債により整備を行うものでございます。

次に、3点目の工事の分割発注についてでございますが、市といたしましても、地域経済の活性化や地元業者育成の観点から、工事の難易度と受注側の施工体制を考慮しつつ、地元業者を含め複数校区に分割して発注する方向で考えております。

次に、4点目の工事期間についてでございますが、工事は夏休み期間中の完成を目標に実施したいと考えておりますが、福岡市など他の自治体におきましても同等の整備が行われているところであり、空調機器や職人さんの確保が厳しく、工期の設定に苦慮しております。しかしながら、子どもたちのより快適な学習環境づくりや健康保持のため、補正予算の議決をいただきましたら、直ちに工事を発注したいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） まず1点目でありますけれども、例年どおり学校教育施設の部分での補修という感じでされたということですが、やはり筑紫野市さん、那珂川さんもそうだと思いますが、空調整備設置工事というような工事でされることがよかったんじゃないかなと思っておりますが、これは後ほどそのことでちょっと質問をいたしますけれどもね、できたらそういう形ですべきじゃなかったかと思えます。

それはそれで、もうその回答をいただきましたので結構ですが、後でちょっとまた質問をいたします。

あと、2点目ですが、要望していたけれども採択されなかった、それは当たり前ですよ。平成26年度中にしなかったからこそそういうことになったんでしょう、これは。後ほどまたこれも言いますが、基本的に筑紫野市さんも那珂川もそうですけれども、昨年度に実施されているわけですよ。多くの他市町村がそうですが、その内容はやっぱり学校施設環境改善交付金というのはあるわけですが、この場合当市は全体事業の4分の3を起債として、後年度に元利償還金に対し30%の交付措置があるので、それでやっていくと言われておりますけれども、これが昨年度に実施しておればですよ、学校施設整備交付金の1億円以上が交付されたわけですよ。

だから私は、昨年3月、9月議会で、平成26年度に実施されれば、私の試算ではありますけれども、事業費は3億5,000万円ぐらいででき、学校施設環境改善交付金が1億円ぐらいは交付されたのではないかなと。そういうことから、早く実施しなさいとその当時の市長に言ったわけですが、なかなかのりくりにしてましたですよ。

全国どこも空調設備は今から整備されると思うわけですが、これも先ほどお話がありましたように、それにより空調機器類の生産が追いつかない。ということは、高騰化する懸念もあるわけ

ですよ。恐らくそういうことで、今度は4億4,000万円ってなっているんでしょう、3億5,000万円と私が言っておりましたが、それが4億4,000万円というふうに言われていました。

そういうことで、やはり迅速に決めるべきと発言いたしましたけれども、結局平成27年度しかできないために、事業費は1億円ぐらい高くなりました。また、学校施設改善交付金ももらえず、太宰府は大変な大損失だと考えますが、このことについて、これは恐らく合計しますと2億円ぐらい損失しているんですよ、私の計算ではですよ。こういうことについてどのように考えておられます。市長はあれで、部長で。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 実施時期のことでお尋ねでございます。本年度は国の予算の都合でそういう形になったわけでございますが、基本的に平成26年度におきましては、よその市町村は例えば空調工事をされたところもあるかとは思いますが。ただ、太宰府市といたしましては大規模改造3件、水城小、水城西小、太宰府中学、それから東日本大震災の復興予算も確保いたしましたして、南小、太中、太西中、太東中の体育館のつり天井の改修、結果的に学校環境改善交付金といたしまして9,800万円をいただいていると。同様に平成25年度でも1億3,000万円交付金をいただいている。結局、やったものがたまさか違ったということでご理解いただけたらなと。

どっちにいたしましても学校は夏休みにしか工事ができませんので、集中的にですね、そのために何もかも同時にするということはちょっと厳しいということで、やはり本市といたしましては、生命、安全が第一だということに鑑みまして、こういう形で別のものを実施させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） その内容についてはわかりませんが、やはり学校そのものの大改修事業があったわけですが、それはこの空調設備をつくるぞつくるぞと言っているのは市長が言ったんですけれどもね、当時の市長が。マニフェストに入れとったんでしょう。だから、そういう分で3年前の話ですよ、それは。だから早目にね、一緒にやればよかったわけですよ。そうしたら1億円は浮いているんですよ、間違いなく。

そういうことを含めて、終わったことですから言えませんが、今後の問題として、やっぱり大きな事業を計画される場合は、国や他市町村の進捗状況を見定めながら、やるべきときは早急に決断されて推進していただきたいと思いますと思っておりますので、これについては回答は要りませんが、今後ともですね、もう市長はかわっておりますので、恐らく早急に何でもやっていこうと思っておりますので、これについては終わります。

3点目ですが、3点目については今言われました地元を使っていただくということで、ぜひ下請じゃなくて、それぞれ分割発注というのは別々の工事を含めて、地元業者を中心に事業を推進していただくようお願いをしておきます。いいですか。そういうことでお願い



しますね。

では、4点目ですが、夏休み期間中には必ずできるということでしたかね、それとも補正が要りますか何か言いませんでした、今。補正をすると言ったのは、4点目。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 今回上程させていただいておりますので、今回の6月補正が通りましたら、大至急発注をしたいということでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 聞き違いでございましたが、補正というのは今の補正を出されている分が通ればという話でしょうけれどもね。恐らく皆さん賛成されると思いますので、ぜひそのような形で、夏休みの期間中にできるようにしていただきたいなと思います。これは先ほど徳永さんのお話がありましたけれども、2学期制になるということですね。夏の期間が非常に長い校舎になるわけですから、早目につくっていただくようお願いしたいと思います。

あと、次2件目をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 2件目に入ります。回答をお願いします。

教育長。

○教育長（木村甚治） 次に、2件目の東小学校教室の窓の網戸設置についてご回答申し上げます。

今パソコン、携帯電話等を初めとする情報通信機器が市民の日常生活に定着しておりますが、そういう中で電磁波によるリスク、健康被害についてのいろいろな意見も出されております。ただ、明確に健康に及ぼす影響があるというのは、現時点では認められておりません。

そういうことから、教育委員会といたしましては、網戸の設置については以前お答えしてきましたとおり、公費で設置するのは現時点では必要ないというふうに判断をしておるところでございます。

また、あわせて部長のほうからも回答いたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

平成25年9月議会におきまして回答しておりますとおり、教育委員会といたしましては、現時点では国やWHOにおきまして、電波防護指針値を下回る強さの電波によって、健康に悪影響を及ぼすことは立証されていないと認識しているところでございます。

そのような状況の中、窓開放時における子どもたちへの影響をご心配いただいておりますことに関しましては感謝申し上げますが、教育委員会といたしましては、国やWHOにおいて電磁波によるリスクの判断がなされていない現段階におきましては、公費を充てて網戸を設置することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） この件についてはもう余り質問はしないでおこうと思ったんですが、基本的に先ほどのような説明があると、私は言わなきゃいかんというふうに思います。

というのは、前回、前の教育長でしたが、先ほどもちょっと言いましたが、何て言いましたかね、変わった言い方をしましたよね。当時の教育長が、寄附ということであれば、安心という面からも受け入れるようにいたしましょうと言うて、シールドフィルムを張ったんですよ、保護者がですよ。

これ自体張らせたことについてと言やおかしいんですが、確かに寄附を、市のほうがやらないということでしたから、保護者がお金を出して集めて、そしてシールドフィルムを今現在張っているんですよ。それについては、本来はどんなことがあったとしても、学校そのものは市がつくることでしょう、市が。その管理は教育委員会でしょうが。そういう中で、なぜ保護者がじゃあそういうものを負担してしなければならないんですか。そういうのがわからないんですよ、私は。その辺はどうですか。

その、まず電磁波の問題という問題じゃないんですよ。これは電磁波がある人となない人であるんですよ。電磁波というのはその人によって違うんです、受け方が。だから、保護者の中には電磁波では関係ないんだけど、子どもたちがなぜか健康被害を受けていると。保護者関係の皆さんで集まって協議して、そして、もう5年ぐらい前の話になりますが、健康調査をしているんですよ。そうしたときに、鼻水は出る、鼻血は出る、いろいろ出てきたわけですよ。それが電磁波にかかわった問題かどうかは、私も専門じゃありませんからわかりませんが、そういう子どもたちがたくさんおったわけですよ。特に3階の教室はですね。

そういうことで、親たちは、親の気持ちとしては、やっぱりそういう部分を含めて、電磁波そのものが影響があったかどうかじゃなくて、とにかく子どもたちを防ぐためにシールドフィルムを張ったわけですよ。だから、それについてはなかなか市が受けてくれないので、先ほども言いましたけれども、自分たちが金を集めて、自分たちで作業をされてシールドを張っているんですよ。そのことについてはどう考えられますか。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） 当時、私は総務部長でございまして、この件の議論を聞いておりました。

そういう中で、この電磁波というものが個人的には、30年ぐらい前ですかね、カリフォルニアの高圧電線のVDTか何かいいましたですね、何かその辺から、へえ、電磁波というのが社会環境の中で問題として上がってくるような時代があるんだなというのを感じておりました。

そういう中で、今回この携帯電話基地局のことで、今ご質問にありました窓のフィルム張りということが議論されておりました。ただ、そのとき思っておりましたのは、今おっしゃいますように、本来今ご質問の網戸でありますとかそういうものは、公費であるのが本来の筋だというふうに私は思っております。

ただ、学校の中にはいろいろな保護者の方も協力いただいて、子どもたちの教育環境を整える意味で、以前例えば冷水器でありますとか、いろいろな保護者による設備を含めた協力をい

ただいている部分もあって、非常に感謝もいたしております。そういう延長の中で保護者の希望を受けたというのが、当時のことではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） その件については、学校そのものより、保護者のほうが負担は大変ですよね、あれ。もうそれは慣例化されておるものですから、例えばテントとか、卒業するときに何かいろいろ出しますよね。あれ本当にせないかなと私たちは思いますよね。私ら時代にそういうのをしたことありませんよ。当然年代が違うんであれですが。

そういう部分では、やっぱりそれに甘えてはいけないんじゃないですか。やっぱり学校は学校ですべきことは、学校がせないかんですよ。市は市で予算をつけて、そういう部分を含めて、保護者に負担をかけないような形でしていくべきのが市の役目じゃありませんか。

そういうことを強く言いたいと思いますが、そういうことを含めて、あわせましてこのシールドをつけましたけれども、網戸ですよ。シールドフィルムつけたけれども、やっぱり空調設備が来たとしても、あけるときは窓をあけますよね。そういうときにはもうシールドフィルムが意味がないんですよ。だから、網戸を設置せなければ、せっかくシールドフィルムつけたのが有効じゃなくなるんですよ。

だからこそ、今後は網戸設置をぜひすべきじゃないかなということで、前々からこれは言っておりましたけれども、前市長、前教育長は頑として聞きませんでした。先ほども部長もそれは教育委員会としてはできないという話でしたけれども、そうじゃないですよ。ちらっと教育長も言ってもらいましたが、そういう網戸設置なんかは必ず市がつくるべきです。保護者につくらすこと自体が問題であって、非常に金額も高くなってくると思うんですよ。そのシールドフィルムなんかはそう安いもんですけれども、やっぱりそういう網戸をつくとすれば、かなり金額は要と思います。

これについては、空調設備を今一生懸命やっておりますので今回は言いませんが、9月議会で改めて金網のこの設置については強く申し上げますので、皆さん方で、教育委員会、市あわせて話していただいて、どうしたら市と教育委員会がそれにかかわれることができるのかというところ辺を回答を次回に、9月に再度質問いたしますので、ぜひ考えとっていただきたいと思います。

ここは2件目は終わります。3件目します。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、3件目の体育複合施設の建設についてご回答申し上げます。

体育複合施設は、平成28年2月29日までの工期で、契約額27億9,720万円で現在工事は進捗しております。

私は、市長に就任したその日、4月30日に現地に出向き、工事内容の見直しが可能かどうか検証に参りました。

その結果、庁舎内部でもさまざまな議論を重ね、工事の進捗は施工者における下請等への発注は既に5割を超えており、工事を中止するのは現実的ではなく、また建物の用途を変更するにしても、既に設置している基礎構造は大規模空間としての設計であり、他の施設への変更も困難であることがわかりました。そして、就任以来、多くの方の意見も伺う中で、この施設を心待ちにされている多数の方々がいらっしゃることもわかりました。これらのことを総合的に勘案した結果、この施設は建設を進めていくべきとの結論に至りました。

しかしながら、アリーナの空調や移動観覧席など、施設の活用にあたって不足している設備があることも事実でございます。しかし、これらの点については、策定を急いでおります体育複合施設の活用計画、運用計画をもとに、この内容を点検、精査しながら、無駄のないように適切に建設を進めていきたいと考えております。

また、体育複合施設の活用計画、運用計画は、別途議会に説明する機会を設けるとともに、市民説明会を開催したいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いする次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） その市長が言われたことについては、昨日の代表質問で十分聞いておりましたが、再度聞くわけです。その部分は、空調設備と移動観覧席は実施すると昨日申しましたよね。それはそれでいいんですが、その内容は、前井上市長のされている内容の踏襲そのままやっていくのかということも先ほど言いましたけれども、それとも中身を精査して減額していくのか、その辺がやっぱり市民の皆さんは期待をしていると思うんですよね。その辺はどうですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今議会に提案しませんでしたのも、その問題について、かなり議論を庁舎内部でしました上で提案したいというふうに考えておりますので、その上でいろいろなご提案をしたいということと、それと全員協議会でも出させていただいた資料には、具体的に8月入札しましたが、その入札が成立しなかったその具体的な数字と予定価格、10月の入札して落札業者のその数字と予定価格ということを前は公表しておりませんでした。情報公開をするという立場で私は必要なものだと考え、あわせて前市長の踏襲という形ではなくて、情報をやっぱり議会の皆様には提供する必要があるんじゃないかということで、出させていただいた次第でございます。

今後、昨日も申し上げましたが、福祉、防災、文化、コミュニティとあわせたものとして包括支援センターが一応移動するような形になっておりますので、その建物の再活用も含めて、あそこの総合体育複合施設のエリア内の機能というのをもう一回全体的に見直して、皆さんに

ご提示したいというふうを考えている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） それも昨日聞きましたが、それは市長の思いだと思いますが、それはそれで当然やってもらっていいんですが、先ほど私が聞きました具体的な空調設備、移動観覧席はどうするのですかというのを聞いているんですよ。今までどおりのままでやるのか、もう少し金額を下げていくとか、そういう部分も含めて検討はされているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今議会に提案しておりませんのは、そういうことを含めてもうちょっと庁舎内部で議論を重ねた上で、議会に提案していきたいというふうを考えている次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） ということは、9月議会にまた提案するということですか。期間がえらい延びますよ。恐らくもう施工時期は過ぎているんじゃないかなと思うが、それこそ空調設備は早くしないとまた大変なことになるだろうし、移動観覧席も早く発注しないとなくなりますよ、逆に。今こういうのがどんどん増えておりますのでね。そういった部分で、9月に提案するということは大丈夫ですか、それは。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 時期的なものも含めて、今検討をしとることでございまして、また議会にお願いするような形になるかなというふう考えております。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） いや、時期的というか、もう9月議会しかないですよ、次はね。だから、それはそれで間に合うんですかね。ちょっと部長、その辺は大丈夫ですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 工程の関係もございます。ただ、市長が申しあげたとおり、やはり活用計画、運用計画の内容を精査した上で、その中で必要なものをチョイスしていくと、また備品の関係とかもありますので、そういうのも全部合わせた上で検討していくということで、時期については先ほど市長が申しあげましたとおり、またお願いする可能性がございますということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） その9月にそういうことを提案したいということのようですが、ちょっとそれは遅れていくんだなと心配はいたしますが、そういいながら、前回入札した部分があるじゃないですかね。それは3億円以上残つとるでしょう、金額は。その部分も含めて予算はいっぱいあるんでね、しようと思えばできるわけですよ。

だから、それはそれでいいんですが、今度補正予算は通ったところでの話をしないと、通らんの話を言うわけにいかんのですが、予算が通ったとしてですね、やっていくときに、やはり時期的には非常に厳しい、平成27年度に仕上がらないかとでしょう、ものは。だから、それについては執行部全体で考えていただいて、できればいいんですが、私はちょっと心配する部分があります。備品とか入れたりしよったら、もう本当に3カ月はすぐ済んでしまいますよ。だから、大変だと思いますよ。

だから、そういう分では、早目に議会のほうにも相談をしていただいてやっていただきたいと思いますが、1つだけ、市長、なぜこれはやめないのかなと思っているんですが、1つぐらい減額したらどうですか。この部分見えます、これ。プールからの連絡ブリッジに、エレベーターつけて体育館につなぐんですよ。これ恐らくこれだけでも1,500万円ぐらいかかるんじゃない。これが必要だと思いますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 当初から体育館建設についてはいろいろな意見を申しておりました私が、市長になりましてこういうことを言うのも非常にジレンマを抱えとるわけですが、正直申し上げまして、この体育複合施設というのは、改めて見直しますと、1つはジムがないということは今年の3月わかったわけです。それまで誰もジムがないなんて思ってなかったと思うんですが、ジムはプールのほうのジムを使ってくれということがわかったというふうなことがあります。

それと、金額の問題もあるわけですが、建設を継続するという形の立場に立ちましてもう一回この体育館というのを見直しますと、よくできたデザインだと思っております。1つは、1階建ての構造を2階、3階建ての構造にして、敷地を広く使えるような構造にしているということ。そしてお金はかかるんでしょうが、屋根のルーフがそれなりのデザインになっているということ。3番目には、一番写真で示されたデッキが要らないんじゃないかということをおっしゃりたいのかもしれませんが、この2階のデッキと、デッキは目に見えるところがあるだけじゃなくて、2階全体を取り囲んでいるという構造になって、これはスポーツをする人の具体的な何をしたいかと言われたらランニングとウォーキングだというものには、かなり車とこのことを気にしないでそういうことができるものとして、2階のデッキと3階の観客席の背後のそれなりの広さを持ったスペースがあるということは、体育行事だけではなくて、そこに来られた方の市民の健康の体を動かすということで考えますと、非常に意味がある設計になっているんじゃないかということと、そしてご存じのとおり、プールと駐車場の移動等がかなり考えられますので、信号付きの横断歩道をつけてするよりも、現実的に道路を渡らなくて2階からプールのほうに行ける、あるいはプールのほうから体育館に入ることができるというのは、それなりの設計になっているのかというふうに、今のところ私は理解しているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） もう市長は大分、部長から感化されとるんで、どうも変わらない、頭がかたくなっとるですよ。要らないもんはやめたほうがいいですよ。ここのランニングするところとは、別にこれ要らないですよ。エレベーターは子どもたちがどんどん入って、子どもたちがまいごになりますよ。本当に危ないエレベーターになるだろうと私は思うんですけどもね。

エスカレーターならまだましですけども、エスカレーターは高いから。エレベーターをつけると、子どもたちはプールから遊びにこっちに来ますよ、確かにね。そんな中で子どもたちが1人でも2人でも亡くなったとか、そういう問題も起きますよ。誰か守衛さんなどつけるなら別ですが。そういうことになればまたお金も要るしね。

第一、プールと体育館、別々の駐車場でしょうが。ここの駐車場こっちですよ。プールはこっち。そういう中でこういうものをつくる必要がどこにあるんでしょうかね。

部長にちょっと聞きますが、もうこれは市道でしょうからできるかもしれませんが、この道路の上の高さの問題とか、陸橋をつくらないかんでしょう。それがそのものは、これ市で勝手にできるんですかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 現段階での考え方といたしましては、歩道橋として設置すると。それを両側の施設につなげていくというふうな考え方をしておるところでございます。だから、基本的に警察協議のもとに、いろいろ条件はつく可能性はございますけれども、基本的に予算的には公共施設のほうで実施するんですけども、建設課が主体となって歩道橋を構築するというような形になってまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） それしかないと思うんですが、高さといったときに、これと体育館とこれは合うんですか、高さは。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 何か個別具体的な問題になっておりますけれども、先ほどから市長が申しあげましたとおり、あくまでも運用計画、活用計画の中で必要なものを選んでいくということでございますから、議員おっしゃるような連絡ブリッジの必要性もその中から導かれるか、そういうことを総合的に考えて、またご提案させていただくというような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 個別的という話ですけども、これはそうじゃなくて、市長そのものが体育館をつくったときに、自分はやっぱり反対していこうというのが最初ありましたよね。

それは間違いなく前ありましたよね、選挙になる前の話ですからあれですが。

そういった部分で、体育館はこんなに大きいものは要らないと、こんな派手なものは要らないというようなことでやってきたはずなんです、市長は少しずつ頭が変わってきておるようなんですが、それは仕方ないことですが、やはり要らないものはやめる、無駄なものはやめる、当然言っておりますが、これ、私それ1つプラス子どもが心配です。エレベーターついて、これに横断歩道がついて、プールから体育館につないでいくというのはですね。親御さんたちがついていくならいいんですが、小さい子どもがとことこエレベーターに上がって体育館に入ってしまったら、どこにもわからないという状況が発生することが大変出てくるだろうと思うんです。

そういった危険なような施設をここにすることは、私は絶対反対をしたいと思っておりますが、これについては市長も、かなり市民の皆さんが署名、6,000人ぐらいの方々が集まって、この体育館についてのいろいろご意見があったと思うんですよ。そういう中でね、こういうものはやめれるものはやめるのが、やっぱり市民としては期待をしていると思うんですよ。そういう部分では市長はもう少し考えていただいてやっていただきたいなと思います。

これについては、もう前市長との絡みもあるので言えませんが、できるだけ外せるものは外すように考えていただいてやっていただくようお願いいたします、私の質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔1 番 堺剛議員 登壇〕

○1 番（堺 剛議員） それでは、議長より許可をいただきましたので、通告に従って2件質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに1件目ですが、計画的なまちづくりの推進について、公共交通の利便性の向上と利用促進の観点から、交通体系の今後の計画について質問いたします。

市の総合計画の基本方針の中で、道路と鉄道、バスなど公共交通を連携させた市民の移動しやすい総合交通体系の構図を図りますとありますが、本市において観光に起因する交通渋滞は、市民の皆様へ多大なるご負担をおかけしている現在、情報システムの構築以外に具体的な対策案があれば、市長のご見解をお聞かせください。

次に、コミュニティバスまほろば号の運用について、公共施設への移動手段や高齢者の外出支援として、利用者の拡大につながる方策や利便性の向上に検討されていると思いますが、隣

接市境にまたがる地域の利便性に対しどのような対策をお考えなのか、市長のご見解と本市の対応、方向性についてお尋ねいたします。

次に2件目として、まち・ひと・しごと創生法について質問いたします。

初めに、我が国の現状を踏まえると、大企業を中心に企業収益は過去最高水準に高まり、賃上げ率は過去17年間で最高、有効求人倍率は23年ぶりの高水準、リーマン・ショック時に大きく低下した設備投資は、経済成長の期待などを背景に着実に回復するなど、景気回復が雇用の増加や賃金上昇につながり、それが消費や投資の増加に結びつくという経済の好循環が着実に回り始めており、こうした経済の好循環を牽引しているのが、2年前に政府・与党一体で策定した日本再興戦略である。

一方、我が国の人口は減少局面に入っています。また、若者の地方からの流出と東京圏への一極集中が進み、首都圏への人口の集中度は、諸外国に比べて圧倒的に高くなっています。

このままでは、人口減少を契機に消費市場の縮小、人手不足による産業の衰退などを引き起こす中で、地域のさまざまな社会基盤を維持することも困難な状況に陥ってしまいます。

このような状況を踏まえ、政府は昨年11月に成立したまち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョンと、地方創生のための今後5年間の総合戦略を12月27日に閣議決定いたしました。さらに、都道府県や市町村には、2015年までに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務と課されています。

まち・ひと・しごと創生法の主な目的として、少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正をすると記されています。その上で、国民が出産や育児に前向きになれるような制度の整備、地域における社会生活インフラの維持、地域における雇用創出、国と地方自治体の連携などが基本理念として上げられています。

本市では、まち・ひと・しごと創生法案について、現在緊急取り組みとして地域消費喚起・生活支援型のプレミアム商品券の発行など、緊急的な取り組みの地方創生先行型として今年度実施することは、市民の皆様もよく承知されていると思いますが、今年度は2015年から2019年度の5カ年間の政策目標・施策である地方版の総合戦略を策定していかなければなりません。

そこで、市長にお伺いします。地域の特色や地域資源を生かした住民の身近な施策を実施することが求められている本市において、1つ目に、地方創生をどのような体制と方向性を持って推進されるのか、お伺いします。

2つ目に、本市らしさ、また地方創生の鍵はどこにあるとお考えなのか、お伺いします。

最後に、施政方針の中で、市民の選択、信託に応えるべく改革を実行し、実現すると述べておられますが、まち・ひと・しごと創生法における改革なのか、またはそのほかに具体的な構想や施策等のお考えがあるのか、お聞かせください。

以上、再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1件目の計画的なまちづくりの推進についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの公共交通の利便性の向上と利用促進の1点目、交通体系の今後の計画についてですが、本市ではこれまで観光に起因する交通渋滞緩和策として、鉄道利用の促進を図るため、情報システムの構築を行い、携帯電話等を通じた駐車場満空情報やライブカメラによる道路状況の配信を行いました。

また、年末及び正月三が日には、水城小学校や梅林アスレチックスポーツ公園、市役所など、市内の公共施設を来訪者用の臨時駐車場として開放するなど、実施可能なものから渋滞対策を行っているところです。

市民の皆様の負担軽減のためにも、今年度は歴史と文化の環境税事業として、渋滞発生の原因等の調査、分析等を行い、今後の交通渋滞対策を検討してまいります。

次に、2点目のコミュニティバス運営事業につきましてでございますが、コミュニティバスまほろば号は、幹線につきましては一定整備が完了したと考えているところでございます。

お尋ねの隣接市境にまたがる地域への方策や利便性の向上につきましては、近隣市町の鉄道駅への乗り入れなど、以前から同様のご意見をいただいていることもあり、市といたしましても潜在的なニーズがあるということは把握をしており、現地調査等も行い、情報の蓄積を行っているところでございます。

まほろば号を初めとするコミュニティバスの基本的な考え方は、第一義に、市内の交通空白地帯と公共施設を結ぶということでございます。現時点におきましては、このコミュニティバスの基本的な考え方や道路幅員などの道路事情、また運行ルート、駅での待機場所、折り返し場所の確保などの問題、さらには経費の観点からいたしましても、現時点での乗り入れにつきましては課題が山積していると判断いたしております。

しかし、コミュニティバスの充実や整備のあり方、さらには相互利用等につきましては、今年度より福岡県が音頭をとり、筑紫地区の担当課による情報共有、また意見交換を行うことになっておりますので、今後のコミュニティバスの可能性について推移を見定めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番塚剛議員。

○1番（塚 剛議員） ご回答ありがとうございます。

今回、本市においても交通状況が本当に逼迫して、年々交通事故の発生状況も増加傾向にある中で、公共交通を一人でも多くの市民の皆様にご利用いただくことが、今後の渋滞緩和にもつながっていく、このように私は確信しておりますけれども、今回私の質問の中で、第1問目に上げさせていただいた理由として、一番大事なのは市民の皆様の命にかかわる問題、これについては本当に重要な課題である、ご認識をしていただきたいために第1問として質問をさせていただいております。

今後の本市の交通体系にスピード感のある対応が、今後どういう期間ぐらいで対応していた

だけののかですね。

具体的にもう一つあるのが、市長のお考えの中に、前市長におかれましては、交通渋滞対策として新たな道路の設備を整えていくというご構想がありました。今回の新しい市長に対しまして、そういったご構想があるのかどうか、ちょっと具体的にご答弁いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 議会あるいは市役所の中では、前市長はいろいろな発言されておりましたが、選挙戦の中で御笠川に道路をつくるという話を言ってあったことをご指摘されてあるのかと思いますが、そういうことの可能性含めて、いろいろな検討課題ではあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番塚剛議員。

○1番（塚 剛議員） 今後は、市民の皆様にはしっかりご掲示いただきながら、スピード感の対応、これはぜひお願いしたいと思います。と申しますのも、やっぱり市民の皆様への安全、生命の危険性に及ぶ対策については重要事案である、このご認識をしっかり持っていただくために、今回質問させていただいております。どうかよろしく願いいたします。

では続きまして、コミュニティバスまほろば号の運用についてですが、このことについては平成10年度からもうしっかり運用がなされていて、先ほど市長のほうからもご答弁ありましたように、しっかり内部のほう、本市においての拡充はかなりなされてきている。今では生活交通の足としてはなくてはならない交通機関になっている、このことについては大きく評価していきたい、このように思っております。

ただ問題なのは、これから超高齢化社会に対して、市民の皆様が今どこにニーズがあるかと申しますと、西校区エリアに関しましては、特にJR水城駅、西鉄下大利駅等、近郊の最寄りの駅というのはそこになります。また、榎地区、朱雀地区の地域におかれましては西鉄二日市駅、これが筑紫野市、大野城市のほうとまたがっておりますけれども、今後コミュニティの役割というのはアクティブな支援をしていく、交通安全面も含めて拡大をしていかないといけない、このように私は考えておまして、できればこの相互乗り入れの路線拡充について市長がどのようなお考えであるのか、再度ご確認をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今ご指摘いただいたことは、私もいろいろな市政報告会、ミニ集会をする中で、西校区の問題、榎区の問題、下大利に何とかコミュニティバスが行けないか、西鉄二日市まで何とか路線として伸ばしていくことはできないかという要望がかなり強い。あるいはまた、一部の地区では空白地域もあるというふうなことを伺っておりますので、先ほども申し上げたように、福岡県が音頭をとって、関連市町村でこの問題については協議をしていこうとい

うふうな動きがありますので、その中でその推移を見守りながら、今おっしゃったことについての実現は考えていきたいというふうに思っている次第です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） ありがとうございます。ぜひこの観点につきましては、今後ともよろしくお願いいたします。

ちょっと利便性の問題で、今度は利用者のほうの視点から申しますと、これ私の経験上で大変恐縮なんですけれども、私も以前民間会社の鉄道会社に在籍した折に、その会社の中の横断組織としてブランド委員会というのがございました。その中にキッズプロジェクトという委員会がございました。何をやっているのかと申しますと、そこでやっていたのは、小学校低学年に向けてのバス教室を行っておりました。バス復権運動の一環としてやっていたんだろうというふうに私は認識しておりますが、ご好評いただきながら開催するに当たって、那珂川町のある小学校では、学校の授業として取り入れられている経緯もございます。

そういったことで、何が申し上げたいかと申しますと、私自身のことで本当恐縮なんですけれども、公共機関の体験をするということを通して、将来の利用の向上へと結びつけていく視点、運営する側の視点ではなく、利用者側の視点に立った施策、この観点も必要ではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

こういう視点は市長はどうでしょうか。利用者視点という観点で申し上げてはいますが、施策をしていく行政側からの視点ではなく、利用者側からの視点の施策ということについて、市長のほうのご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろな立場が変われば、かなり目線が違ってくると思ひますので、今ご指摘いただいたやっぱり子どもたちが具体的な交通体系を体験する、あるいはどこかに行くときに、小学生でもまほろば号を使って行けるようになるというのは、とっても大事なことでございますので、そういう体験、学校の中でどうやれるかということはいろいろあると思ひんですが、やっぱり地域一体となって子どもたちのそういう交通体験をする、そんな中でいろいろな体験して、自分たちがいろいろなことができるようになっていくということは、とても大事なことでというふうに認識しております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 今、塚議員さんが言われましたバスの体験の学習の関係でございませうけれども、本市におきましても、各小学校のほうで学習の一環として既に活用されておまして、本日も小学生がバスに乗って内山のほうに行っているという状況でございませうので、報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） ありがとうございます。公共交通の利用促進について確認させていただいたんですが、利用者の方が一人でも多く乗っていただくことが、今後交通渋滞対策、交通安全の面から、本当に市民の皆様の生活交通の確立をもう本当に拡充していかないといけない、このように思いますし、今後ともスピード感のある対策をよろしく願いいたします。

では次に、2 点目の、いいですか。

○議長（橋本 健議員） 1 件目はいいですか。

○1 番（塚 剛議員） 1 件目はいいです。

○議長（橋本 健議員） では、2 件目に入ります。回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2 件目の地方創生についてご回答申し上げます。

まず、1 点目の地方版総合戦略についてですが、本市におきましても現在策定に向けて準備をしているところでございます。具体的には、現在策定方針を検討しているところですが、策定体制といたしましては、総合戦略は全庁体制で取り組むとともに、産官学金労言の立場の方々と構成する（仮称）総合戦略推進協議会を立ち上げ、広く意見を聞くようにしてまいります。

また、策定に当たりましては、それぞれの自治体の抱える課題を解決する方策として、特性、強みを生かすことが何よりも重要でありますことから、このような分野は何かを見きわめながら策定をしてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、後ほど担当部長より説明させます。

次に、2 点目の私の言う改革についてですが、個別的に何をどう変えるというよりも、あらゆる分野におきまして、市民にとってよりよい方向性を探すと、探るということでございます。そのためにも重要な施策の決定に際しましては、市民の意見を十分に聞くとともに、政策決定過程の透明化を図る上でも、情報の公開を積極的に行いたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

地方版総合戦略策定に当たっての体制についてですけれども、ただいま市長が申しあげましたように、三役、部長級から成る経営会議を頂点といたしまして、その下に課長もしくは係長級から成るワーキンググループをつくり、全庁体制で作成に取り組んでまいり予定でございます。

次に、戦略策定の方向性についてでございますけれども、本市の特性、強みを生かすことが何よりも重要でございます。このため、既に昨年度の国の補正予算で交付が決まっている地方創生先行型交付金では、本市の特性でもあります歴史、文化を生かした観光振興事業を、また

このほかに、高齢者を初め市民の皆様が元気に生き生きと暮らすことができるようにするための地域健康づくり事業や、子どもを産み育てやすいまちにするために子ども・子育て応援事業を実施することにしておりまして、現在のところ、このような分野に特に力を入れていこうと考えているところでございます。

これから現在の人口構造、産業構造を初めさまざまな統計データなどから将来分析を行いながら、あるべき将来人口目標を決定し、そこにたどり着くべきまちづくりの方向性、具体的な施策等を、（仮称）総合戦略推進協議会委員の方々のご意見などをいただきながら作成してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） ご答弁ありがとうございます。

再質問させていただきたいんですが、まち・ひと・しごと創生法についてですね。ここにちょっとご紹介したいデータがございますので、ちょっと読み上げてみたいと思います。

これは株式会社電通が今月の3日に発表した地方創生に関する意識調査、こういったデータがちょっとありまして、その中に書かれていますことは、地方創生という言葉を知っている人は77.7%、全体の約8割を占めたとあります。

この調査の内容といいますのは、インターネットを通じて、今年4月に全国の10代から60代の男女1万人を対象とした内容になっておりまして、その中で地方創生という言葉については多くの方が認知をされていると、こういうデータが上がってきているわけですが、そういった中で、じゃあ内容まで知っている人は全体でどのぐらいの割合かといいますと、33.8%。10代から20代では24.5%にとどまったとあり、結局この調査した担当者の方の所感としては、今後は地域の具体的な成功事例を一般に広く知らせることが、地方創生の理解につながるのではないかと。本当にこれ興味深いアンケート調査でございますので、ちょっとご紹介をさせていただきます。

ここで私が申し上げたいのは、市民の皆様がこういう地方創生の法整備に対して国が本気になって取り組んでいるという姿勢についてはよくわかっている、言葉はよく知っているけれども、内容についてまではよくわからない。そのことでちょっとお尋ねしたいんですが、こういった具体的なアンケート調査、地方総合戦略、今年作成されていくというお話だったんですが、こういうアンケート調査を本市で行われたかどうかですね、確認をさせてください。お願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今言われましたように、この地方創生、やっぱり国民一人一人がその意味を理解して、やっぱり全員で取りかかる必要があるかと思っております。そういった意味でも、市民への周知というのは非常に大切なことだというふうに思っております。

ただ、今太宰府市では、この地方創生につきまして、特にアンケート調査というのはまだ実

施はしておりません。ただ、例年総合計画の達成度、そういったものをはかるために市民意識調査というのを、これ継続して毎年実施しております。今後の策定に当たりましては、こういった市民意識調査の結果でありますとか、そういったいろいろなものも参考にしていきたいと思っております。

また、地方創生を進める上におきましては成果指標、そういったものをはかる上でもアンケート調査、こういったものは必ず必要になってまいります。そういった中で広く市民の方にも意見を聞いていくと、そういう考えを持っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） ありがとうございます。このようなアンケートは、実態に即して今回総合戦略を策定されるというふうに伺いましたので、大事な調査になってくると思っております。市民の皆様にも広く知っていただき、まずここから入り口ではないかな、このような思いがございまして質問させていただきました。よろしく願いいたします。

じゃあ続きまして、地方戦略、地方版総合戦略の策定に携わる中で、5 点お伺いしたいところがございまして。この5 点について、今から読みますので、よろしく願いいたします。

1 点目は、分析比較する上で地域の現状、将来に関するデータが分析が必要と思っておりますが、本市の総合戦略に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局及び経済産業省から提供されている地域経済分析システム、通称RESASというんですが、RESASの活用などはなされているのかどうか、これが1 点目。

2 点目、人口流出、出産向上の視点から人口減少の歯どめのための戦略と、効果的、効率的な行政、まちづくりの観点から人口減少に即した戦略、これが同時対応ということが要求されておりますが、本市の現状分析と将来の展望についてお聞かせください。

3 点目、政府の縦割りを排除するという政策に際し、地域の産官学労言の幅広い意見の酌み上げが必要となりますが、各分野の政策、事業の組み合わせの調整結集ですね、こういったものを調整結集されているのかについての範囲で結構でございますので、お聞かせください。

4 点目、5 年先の数値目標、いわゆる成果目標なんですが、これを設定していく上で、その後毎年の効果検証、的確な政策の見直しが必要になってきます。今までは行政のほうとしては予算重視から、今回の法案は決算成果重視へ移行するという性質上、総合戦略において本市の基本目標、成果目標をどこに位置づけられているのかお聞かせください。

最後、5 点目ですが、本市の総合戦略の策定において、市町村間の連携、いわゆる広域連携、具体的に盛り込んでいくのかお考えがあるのか、この5 点についてお伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今言われました地域経済システム、これにつきましては策定の段階で十分に参考にしていきたいというふうに考えております。

太宰府市の人口の将来展望でございますけれども、平成25年に発表されました国立社会保

障・人口問題研究所の人口推計によりますと、2010年に比べまして2040年の太宰府市の人口は1.1%の増加が見込まれております。しかしながら、年齢構成で見ますと、15歳から64歳までの人口は10%の減少、逆に65歳以上の人口は10%の増加となっており、少子・高齢化、こういう流れにつきましては太宰府市も全国と同様の形になっております。こういったものを踏まえながら、これから地方人口ビジョンを策定し、それに基づいた地方版総合戦略を策定していく予定にしております。

続きまして、縦割りの排除につきましては国も大きな課題として捉えられておりまして、太宰府市におきましても全庁的な取り組みとしてこの地方創生を進めていきたい、その中で当然横の流れ、こういったものをきちんとつくっていききたい、そういうふうに考えております。

次に、成果指標でございますけれども、具体的な成果指標というのはまだ策定はしておりません。ただ、今後地方創生を進めていく中では、客観的な成果指標、事業業績評価指標といいます、これを設定をすることになってまいります。これに基づきましてP D C Aサイクルをきちんと保ち、その中で地方総合戦略についても随時見直しを行っていく、そういったことも必要になるかと思っておりますので、各施策ごとのこの事業業績評価指標をきちんと設定していきたいというふうに考えております。

次に、広域連携についてでございますけれども、これにつきましてはまだ今のところ検討はしておりませんが、今後総合戦略を策定していく中で、必要に応じて検討はしてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、今言われましたようなことというのは、今後この地方版総合戦略を策定していく中では非常に重要な要素となってまいりますので、十分にそのことを考えながら策定に当たっていききたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） ありがとうございます。このことについては、今後検証に当たっては大変見直ししていかないといけないこの大きな視点でございます。どうかよろしく願いいたします。

それで、今実際に本市においてのちょっと現状を知りたい上でご質問させていただきたいんですが、今回の地方創生総合戦略の策定に当たって、各部局、各事業はどれぐらいの範囲で直接的な各部署が発生してくるのか、わかる範囲で結構でございます、教えていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 現在まだ総合戦略を策定前の段階でございまして、今取り組んでおりますのが、先ほども言いましたような先行型の部分でございます。これにつきましては、もちろん観光推進、そういったものもございまして、こういったものについては当然その部署で今行っております。また、子育て支援や高齢者支援、こういったところで先行型事業の中で今

取り組んでおる状況でございます。

今後の総合戦略策定については、こういったものを中心にやっていくことになってくると思っておりますので、そういう部署とは特に連携を図りながら、それぞれが切れ目のない支援というのがこの総合戦略の中では大事になってまいります。そういったところを十分に考えながら進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） ありがとうございます。本市の事業は多分全体見渡しても各部局、そして事業の数からいくと、多分100以上は事業が各事業とり行われての運用をされているというふうに認識しております。そういった中で、今回の地方創生、しっかり総合戦略を練っていく上で、いろいろな分野のいろいろな事業が携わるといふことの認識、これが先ほどから申し上げましたように多岐にわたっている、各事業がですね。各部局の行政のお仕事の中でも。

そこで申し上げたいことは、今後横断的な取り組みをされていくというふうに総務部長からお話がありましたけれども、大事なことだと思いますが、今から気をつけていただきたいのを5点ちょっと申し上げておきますので、ぜひお酌み取りいただければと思います。

1点目は、先ほど申し上げましたように縦割りの構造を排除していただきたい。2点目は、地域特性を生かした手法になるだけしていただきたい。3点目は、効果検証を伴うこと。4点目は、地域に浸透するという事。5点目は、短期型ではなく、すぐ結論という形でない、中・長期的な視野に立った施策であること。これが最も大事な注意すべき事項に係ってくる問題だと思います。

こういったことから、いずれにせよ今回の地方版総合戦略についての内容につきましては、我々市民のお力添えをいただかないと、これはなし得ていかない大きな大きな事業でございます。そういった意味からいきますならば、市民の皆様にも周知徹底をされるということでありますが、本当に徹底できるかどうかというのは、私もちょっと今のところ不透明でございますけれども、本市の取り組みとして最も大事なことをご要望申し上げたいのは、市民の皆様に見える化ということです。

この事業が本当にわかりやすく運営をなされているということを市民の皆様にお示すするためにも、できれば本市の今後のあり方として、地域活性推進課みたいな、仮称でございますが、そういった部署を設置していただいて、創生法案に対する官民協働のプロジェクトの編成が必要と思いますが、市長のご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今ご指摘いただいた件についてでございます。この地方創生につきましては、市民の皆様がその成果を実感できる事業として実施する必要がありますので、十分な市民周知をまず図っていききたいというふうに考えております。

同時に、今議員が言われましたような縦割り構造ではなくて、やはりこれを横でつなぐ、あるいは専門的な部署を設置することも一つの手段ではないかというふうに考えております。

当市といたしましては、全庁的な取り組みとして、かなり限られた期間の中で、早急に取り組みをしていかなきゃいけないということを手がけておりますので、やっぱり専門部署をつくる、あるいはまとめていくという部署の必要というのが、大変大事なことになってくるんじゃないかと考えております。

今後、地方版総合戦略を策定、実施していく段階で必要があれば、今申したようなそういうところをきちっと作りまして、進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

市民の皆様にもこの地方創生についてのいろいろな議論や成果が伝わり、実感できるような形でお伝えしますし、いろいろなご意見も総合戦略の後期の組み立ての中にあわせて取り組みながら、進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） ありがとうございます。市長、その今言われたことについてしっかり押し進めていただきたい、このお約束はしていただけますか。

（市長芦刈 茂「はい」と呼ぶ）

○1 番（堺 剛議員） よろしいですか。お願いいたします。

では、それもあわせて、先ほど市長のほうから、市民の皆様にしかりお知らせしていきながら改革を進めていきたい、こういった具体的なものをお示しいただいたほうが、今回の議会を通して私が痛感しておるのは、市長のほうからの具体案がなかなか出てこないなというふう感じておりますので、今後そのあたりを注意していただければというように思います。

最後に、地方版総合戦略については、議会と今後執行部の方々と私たちと両輪となって推進していくという形になると思います。今回のこの議案については、今後の議会に取り上げて、十分な審議を行うようにしかり私自身もしてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上で私からの一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員の質問は終わりました。

次に、9 番宮原伸一議員の一般質問を許可します。

〔9 番 宮原伸一議員 登壇〕

○9 番（宮原伸一議員） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

国際交流・友好都市交流の推進についてです。

1 項目めですが、今回市長の施政方針において、国際交流・友好都市交流の推進の中で、平成14年奈良市、平成17年多賀城市、平成26年中津市と友好都市の盟約を結び、相互訪問等を行い交流を進めていくと述べられましたが、市が進めている国際理解教育の推進については述べられなかったので、お伺いいたします。

私の子どもたちも、太宰府西小学校、太宰府西中学校にお世話になりました。その際、当時 P T A 会長を仰せつかっている立場で、小・中学校の姉妹校交流を行いました。太宰府市から

姉妹都市の提携を行っている扶餘郡にある百濟初等学校、百濟中学校に生徒たちとともに訪問いたしました。その際、韓国の風習、教育現場等をたくさん経験いたしました。生徒たちは、とても貴重な体験をしました。

別れの際には、ともに別れをいとしんで涙する場面もありました。初日の初対面のときは、両方に恥ずかしがり、ぎこちありませんでしたが、初めて会ったおたくにたった一人での韓国でのホームステイ。生徒たちはなかなかできない実体験の国際交流をいたしました。

このように続いた韓国との姉妹校交流については、今後どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

2項目めですが、姉妹校交流を続けていかれるのならば、希望者がいろいろな事情で少なくなっている現状をどのようにお考えですか。

また、姉妹校交流だけではなく、別の方法での国際理解教育をお考えでしょうか、よろしくお願ひいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 国際交流・友好都市交流の推進について、関連がございますので、1項目めと2項目めをあわせてご回答させていただきます。

韓国扶餘との姉妹都市交流は、昭和53年に扶餘邑と姉妹都市締結を行い、相互の使節団等の訪問や締結周年記念式典の開催など、姉妹都市交流を今まで推進してきたところでございます。小・中学校の姉妹校交流につきましては、市としましても国際理解教育の推進を支援する立場から、国際交流協会等と連携を図りながら推進していきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） 姉妹校のことも述べてありましたので、私のほうから補足でご回答申し上げます。

姉妹校の交流としては、平成元年に太宰府西小学校ですね、平成11年に太宰府西中学校が百濟中学校、あわせて水城西小学校が窺岩小学校ですか、そちらとも姉妹校の締結を行って、現在も交流を継続しております。

しかし、今ご質問いただきましたように、双方の学校での交流事業でございますね、交流事業が近年なかなか設定が難しくなってきました。その主な要因は、お互いの学校スケジュールの訪問希望日程等がうまくいかなかったり、子どもの都合でありますとか経済的な負担、あるいは韓国側も二十数年前とは違って、その当時の海外は大体日本に行ければ非常に喜んであったのが、現時点ではもう海外はもう日本だけではなく、世界中に韓国の人たちも行ってあるような状況も発生して、そして参加者を募っても韓国側においても少なかったというような現状もございました。

今後は友好都市との姉妹校の交流ということのあり方を含めまして、訪問事業あるいは交流事業、その辺もあり方も含めて学校といろいろ課題をクリアしながら、姉妹校交流はどうあるべきかということを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 今ご説明があったとおり、ここ近年、鳥インフルエンザとかインフルエンザ等で韓国に交流できない年、また向こうから来られる人数が少ない、こちらから行く人間も生徒も少ないということで、かなりあいた年があると思うんですけども、私は実体験として子どもたちを連れていった中で、やっぱり小学校の5年生とか6年生等が初めて行った韓国、それも全然知らない家庭にホームステイということで、言葉もほとんど通じない中で1泊、2泊という生活をして、やっぱり帰ってきたときの子どもたちの顔を見ると、安心感と一皮むけたような経験、豊かな顔をしていると思うんですね。

このような、今、日本だけではなくということでは言われたんですけども、太宰府としても韓国との友好都市を結んでいますので、できる限り続けていっていただくような形をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 回答は。

教育長。

○教育長（木村甚治） 私のほうから、国際理解教育としては、今太宰府西小学校は特に取り組んでおります。その中には扶餘じゃなくて、韓国もあるアジアの各地域の留学生、あるいはインドを含めて中東の留学生も含めて、国際理解ということで授業や学校の行事が行われておることは、もう議員さんよくご存じのことだと思います。

そういう中で、訪問事業ということになると、これはこの事業どう捉えるか、学校行事として捉えるのか、地域も含めたコミュニティの一環としての事業として進むのか、この20年間の経緯もございますので、また新たな形も必要かなと思っております。

今議員さんおっしゃったように交流事業、太宰府と扶餘郡との交流事業のあれでいけば、私自身がやりたいなと今思っているのは、太宰府市全体の中から代表による子どもたちの扶餘への派遣とかですね、そのような事業はできないかなというちょっと夢は持っております。太宰府西小学校を超えて、太宰府市内の小学生、中学生の代表団による訪問、そのようなこともやりたいなというような夢は持っておるところでございます。

そういう形で、これからの新たな交流のあり方を検討して、いろいろと議論もしていかなければならないなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 大体小学校2校、太宰府西小学校、水城西小学校、太宰府西中学校がメインでやっていると思うんですけども、今説明があったように、太宰府市全体でそういう希

望者を募って交流というのは本当にいいと思います。

その中で、一応やっぱり一人頭、行くときに5万円程度の個人負担がかかってきます。そしてまた、ホームステイを今していますので、帰ってくるときに、また向こうから来られるときにホームステイ、やっぱり合わせて10万円程度のお金等もかかってまいりますので、そのような経費等についても、できれば国際交流協会からの今支給ではちょっとやってはいけないと思いますので、その辺も含めてご検討していただいたらありがたいと思います。私のほとんどお願いです。

○議長（橋本 健議員） 回答はいいですか、回答。

○9番（宮原伸一議員） お願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 国際交流協会からの支援という形でご質問がありましたので、その件についてお答えさせていただきますけれども、姉妹校交流につきましては国際交流協会から、わずかではございますけれども、国際交流団体活動助成金という形で支援をしているところでございます。

この国際交流協会につきましては、基本的に会員さんを募りまして、その費用の中で運営をしていくというのが前提になっておるんですけれども、今のところ個人会員、法人会員含めまして45万円程度の収入しかあってないというところなんです。

今後、会員数を増やしていきまして、この国際交流協会の予算も膨らんでまいりましたら、そういったところもできるかと思っておりますので、皆さんの加入の促進ですね、また個人会員も含めて、法人会員のほうも加入の促進を、皆さんと一緒にまたやっていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問ございますか。

9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 先ほどから言っていますように、国際交流関係は子どもたちの経験に大事だと思いますので、ぜひこれからも衰退しないようによろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員の質問は終わりました。

ここで14時まで休憩いたします。

休憩 午後1時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔7番 笠利毅議員 登壇〕

○7番（笠利 毅議員） ただいま議長より許可をいただきました。通告内容に従い一般質問をさせていただきます。

ただし、原稿を書いて執行部にお渡しした時点と、昨日の議論を踏まえた今日ここでの質問では、同一のままでいいはずもなく、一言前置きをさせていただきます。既に準備している回答もあるでしょうから、基本的な質問事項、内容に変更は加えていません。

さて、昨日の代表質問では、類似の項目とはいえ、異なる会派からの質問に全く同一と思われる回答を市長がされたことがあります。私の質問もそのような回答が予想される項目があります。そこで、あらかじめお断りしておきますが、私がしようと思っている質問は、大きく分けて事実関係を確認する質問、市のこれまでの事業に対する評価あるいは今後の構想についての質問に2分されます。

前者については担当部局の部長さん方に、いつ、どこで、誰が、何といった点を明確に答えていただけるように望んでいます。当初原稿より少し質問を減らしています。簡潔に答えていただければうれしいと思っております。

後者については市長にお尋ねするのを基本としますが、部長にも求めることをしない細かい説明を市長に求めるつもりはありません。市長にはご自分の基本的な姿勢を、これまでの太宰府とこれからの太宰府で何を变えようと選挙中語っておられたことを、この場で明確に語っていただけることを望んでいます。

昨日、小島議員と陶山議員が指摘されたように、また全員協議会の場で私も含め何人かの新人議員から疑問が出されたように、施政方針の場で語られるべきであったにもかかわらず、語られなかったことが確かにあると思います。また、議会の側からも聞くべきであったにもかかわらず、一般質問を迎えるまで聞かずに済ませてしまったことがあります。自分の反省点でもあります。

この6月議会は、私たち新人議員にとっては初めての本会議であり、また芦刈市長にとっても市民全体に直接語りかける最初の機会と言っていいでしょう。今後の市政のあり方について、執行部と議会とで共有できる事柄を確認しておきたい、そういう気持ちを持って質問いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

質問は5件に分かれますが、共通して無駄をどう理解するか、無駄をなくすあるいは減らすために少なくとも何が必要か、いずれも昨日一般質問で問題とされた点ですが、それを努めて市民の立場から考えたい、そういう関心に基づいて質問していこうと思っています。よろしくお願いいたします。

1件目、小・中学校へのエアコン設置について。

扇風機が教室に導入されてからまだ間もない時点でのエアコン導入ですので、その経緯を確認しておきたい。平成23年度から3年間かけて、市内の小・中学校の普通教室に扇風機が設置されました。設置完了が平成25年度であり、平成26年度が実質的には扇風機を活用した初年度と考えていいと思います。

扇風機設置に際しては、エアコンのほうがいいのではという疑問が市民からも議会からも出されています。それでもなお扇風機を選んだという経緯があり、今年平成27年度にエアコンを設置するという事は、全小・中学校に扇風機がある、そういう計画は実動たったの1年だけで撤回された、要するに無駄にお金を使った計画だったと言われても仕方がないように思います。

先日の議会と執行部との協議会でも指摘があったように、また今日の午前中にも指摘があったように、今回の計画が補助金なし、一般財源と起債というのですか、借金での計画であり、急いだ計画と目に映ることを思えば、なおさらそのような感じを受けます。

お金がないからと扇風機が選ばれ、市民はそれでいわば納得させられたという経緯に鑑みれば、行政みずからの扇風機事業への自己評価をただしておかなければならない。今後、芦刈市長が批判されてきた無駄というものをなくすためにも、これまでの経緯を明らかにしておく必要があると思います。

そこで質問ですが、1つ、扇風機設置の効果の検証。検証については先ほど別の分野ですけれども、堺議員も必要性を述べられておりましたが、その効果の検証をいつから、誰が、どのような効果を期待して行っていたか。2つ目に、そのデータを誰が、いつ分析評価したのか。3つ目、その評価をまとめた報告といったようなものがあるのかないのか。扇風機に関してはこの3つ、お聞きしたいと思います。

また、今回のエアコン導入に関しては、いつから検討を初め、いつ、誰が導入の決定をしたのか。その際、扇風機を導入したときと今回とでは、何が決定的な違いとなって判断の相違に至ったのか、伺います。

最後に、これは市長にということなんですけれども、全体として扇風機計画というものを今どのように評価しているか。今の時点から結構ですので、お尋ねします。

2件目、保育園の一時預かり保育について。

もうすぐ幼稚園は夏休みを迎えることになり、一時預かり保育については利用希望が増えることも考えられます。その現状を確かめておきたいと思います。

市の広報の5月号によれば、新しいごじょう保育所は、引用しますが、一時保育室を備え、一時預かり事業を実施しますとなっています。大変喜ばしいことです。

さて、ごじょう保育所は既に4月から開園しており、広報3ページの記述からは、既に一時保育が行われていると考えるのが自然だと思われま。にもかかわらず、私自身、既に何人の方に、ごじょう保育所では一時預かりができないので大佐野か国分まで行ってください、そう断られてしまったという話を耳にしました。五条近辺から大佐野や国分まで行くのは、それを許す事情のある家庭でないと難しいと思います。

そこでまず、ごじょう保育所における一時預かり事業は実施されているのか否か、端的に言うといエス、ノーの質問です。

次に、今年初めにパブリックコメントに付された、3月ですね、そして3月に策定された太

宰府市子ども・子育て支援事業計画によれば、平成27年、すなわち今年、一時預かり事業の実施箇所が2カ所から4カ所に増えるとあります。大佐野、国分に加えて、3番目のごじょうということでしょう。では、年度内に計画されている4カ所目がどこで、それはいつ予定されているのかお尋ねします。

ところで、さきの子ども・子育て支援事業計画によれば、これまでの保育ニーズの実績を踏まえ、今後のニーズの予測がなされています。その上に立った計画となっています。この保育ニーズは、市域全体を一つの単位として計算されていますが、現在一時預かり保育は大佐野、国分というように市内の西方に偏っており、4カ所目、それはどこかはこれから教えていただけたと思いますが、その場所あるいはごじょう保育所のこれからの保育の実施状況によっては、五条近辺、太宰府駅近辺等からの、そのあたりに住む家庭にとっては、利便性が低いということが生じないとも限りません。

また、計画では、今年4カ所になった後、計画期間である5年間そのままの予定になっています。それでは、市内どこに住んでいても利用しやすい保育サービスの配置のあり方、それをどのように考えているのか。一時預かり事業を例としてでよろしいので、お聞かせ願います。

担当部長に回答をお願いしますとあらかじめお伝えしてあります。ただ、昨日も保育ニーズを満たす施策が簡単には進まないというお話がありましたから、その説明は省かれても構いません。むしろ、先ほど木村教育長が自分が希望しているというような内容についても言及されましたけれども、むしろ担当課の職員やあるいは保育所の職員さんが、できればこのような保育サービスのあり方を実現したい、もちろん部長さんご自身の考えでよろしいんですけども、そうした現場の声をもし教えていただけるならば、お聞かせ願いたいと思います。恐らく市長も、それを現場の声として尊重してくださることと思います。

2件目については以上3点、お願いいたします。

3件目、市民プールの運営に関して。

市民プールの運営は、文化スポーツ振興財団への管理委託が決まっています。というか、もうそれで始まっています。市として考えているそのことによるメリットを、具体的にかつ明確に明らかにしてほしい、このようにお伝えしました。

市民プールの管理委託先の変更に関して、利用者からどうしてそういうことになったんだという声をいただいたのをきっかけに、先日少し事情を教えてくださいました。資料をそろえていただいたこと、ありがとうございます。

その際、口頭で伺った話ですが、体育複合施設との一体的運営、それによって市の意向を反映しやすくするため、そのための財団への移管であったということです。このことは、午前中の上議員の質問への回答からも明らかかと思います。

既に議会では、好評のうちに運営されてきた市民プールを、必ずしもプール運営を専門とするわけではない財団の運営にすることのメリット、これについて疑問が出されていたと思います。私も、その好評については耳にできていました。先日の資料請求に際しては、好評の中



身を市あるいはその意向を反映する財団がどのように把握し、どのように受け継いで、そして発展させていくつもりで今回の決定を見たのか、それを知りたいと考えました。それゆえ、市としての今までのプール事業への評価並びに財団に移管することを最善とする判断の根拠、また今後の計画、それを資料としていただきたいとお願いいたしました。

しかし、いただいた資料には、これまでプールを運営されてきていたシンコースポーツ株式会社さんの自己評価はありますが、市による評価は含まれていませんでした。したがって、開示していただいた、市と財団で取り交わした文書を開示していただいたのですが、そこにどのようにシンコースポーツ株式会社さんが、8年間だったと思いますが、努力、工夫してきたのか、その跡がどのように刻み込まれているのかわかりません。要するに、市がプールの運営の成果と課題をどのように考えていたのかわかりませんでした。

また、判断の根拠として理由書というものが示されましたが、ちょっとあそこに置いてきてしまったので内容を今読めませんけれども、以下の疑問が強く残ります。プールの運営の中身に触れた内容ではなく、その理由に具体性がありません。プール運営の実際あるいはプール利用者の実態に即しての理由が見当たりません。つまり、市がプール利用者の立場を考慮しつつ、財団への移管を決定したようには見えない。

また、そもそもこの理由書には日付と署名がなく、市長と財団の判が別紙で添えられておりましたが、果たして一体のものだったのかわかりません。はっきり言うと、後からつくった文書ではないかと疑念を持ちます。

また、プール単独での今年度の事業計画は示されましたが、体育複合施設を前提とした計画は、後者の利用計画の策定過程で考える、現在策定中ということは昨日から明らかになっておりますが、しかし来年2月の完成は絶対に譲れないという勢いで、昨年度増額に次ぐ増額で建設が進められ、決まり、進行している施設ですから、その利用計画がないというのはいかにも信じられない。ただ、信じられないことが現実であることは、昨日来芦刈市長の答弁からも明らかです。

そこで、信じられないとはいえ聞かざるを得ないので聞きますが、プール単独の運用に関してあるいは一体的な運用に関して、いつから、誰が責任を持って考えてきたのか。原稿ではあるいは今どこまでと書きましたけれども、それについては割愛します。

今回の一般質問の通告書には、資料請求時には添えなかった「明確に」という表現をつけ足しました。それは、市民生活の向上へ向けての市の積極的、具体的な関与を示す資料が不足していると思えたからです。

事前に提出した原稿では、以上4点について、可能な限り具体的な回答をお願いしたいとお願いしておりましたが、昨日来の答弁で、具体的な回答がなし得ないことがはっきりしているところもあります。そこで、質問を限りたいと思います。

既に財団への移管という現実的な選択を行っているのですから、その理由は過去のある時点での判断であるはずで、その際、実際的な具体的な判断材料をそろえていたはずであって、

今現在市長が策定を指示しているという活用計画の少なくとも具体的な萌芽がいつからあったのか、それが財団への移行を決定した時点であったのではないかと思いますし、その日が確認できるのではないかと思います。

そこで、先ほど言及した理由書についてですが、名前と日付がない文書なんですけど、これについては責任のとれる方に証言していただき、文書の作成者もしくは作成部署並びに作成年月日を明示していただきたい。そのことによって、文書の信憑性を証明していただきたい。

また、印鑑が市長印が押してありましたが、恐らく井上市長のものだとは思いますが、芦刈市長のものではないという点は確認せざるを得ないので、確認しておきたいと思えます。

また、民間事業者を公募するか、市が財団を随意で選定するかは、先ほどの理由書上段で書かれている施設運営の目的に対して、そのための手段として位置づけられるはずですが、ただ、その文章を見る限り、市は主体的、戦略的に事業展開をすると表明しておりますが、そのとき以来いまだに計画策定の指示を受けるという段階であり、すなわち主体的、戦略的に動いているとは言いがたい。そこで、主体的、戦略的に動くためには、最低限でも必要と思われる具体的な事項として、民間委託か財団を選任するか、市が選択決定するに当たり考えたであろう問題点を教えていただきたいと思えます。

すなわち、財政問題を抱え続けてきた太宰府市にとって、具体的というのはまずは経費だと思います。次の4件目の質問でも触れますが、市は10万円単位の金額によっても、それについても敏感なので、次の点をお聞きします。

財団と民間事業者とどちらを選ぶほうが安価になると判断したのか、史跡水辺公園のプール、体育複合施設のそれぞれ及び一体的運営を行うという両者を合わせての総額、試算は当然なされていると思うので、試算した日付とあわせてお答え願いたい。日付は、先ほどの理由書よりも前であるはずですが。

最後に、芦刈市長に対する質問も少し限定します。プールと体育複合施設の計画そのもの、現在の進行状況に対して、今になって活用計画策定を指示しなければならない、この現実をどう評価しているのかお答えいただきたいと思えます。

4件目、いきいき情報センター内トレーニングジムの管理委託の変更に関して。

ジムの管理委託変更の決定要因は、先ほど少し触れましたが、1,000万円はかかり過ぎという、審議会だったと思えますが、審議会の発言が理由となっていたようです。これが現実の契約書によれば約940万円だったと思えますが、60万円ほど浮いた計算になるかと思えます。

財団と業者との間の契約書、仕様書を見ると、その多くは管理の責任分担にかかわる問題であり、これは大切なことですが、今回資料をお願いして質問をしているのは、市の事業という形で市民が受けとめている各種の施設や催し、これを直接運営する者が財団であろうと民間業者であるとかかわらず、太宰府市がどのような方法で、利用している市民の声を把握しているのかを確かめたかったという目的を持っていました。それがあって初めて、市の責任でより

よい市民サービスを考えることができるのではないかと思うからです。市民の顔を見て事業を進めているのかという確認です。

今回目を通した資料でいえば、プールを運営していたシンコースポーツ株式会社さんの報告は簡潔なものでしたが、具体性もあり、好評であったとうかがわせるものです。ただ、このプールに関しては、市としての事業評価は先ほど申したように示されず、またこちらジムについては、市と財団が二重に関与していると言ってもいい、すなわち市の意向が色濃く反映させられる条件を備えているにもかかわらず、利用者の数しか資料としては出てきていません。利用者の声もしくは顔というのが浮かんできませんでした。

そこで、もともとは市が担うべき責任と市が示す方向性を、どこまで管理運営事業者に求めていくのかという点について、市長の考えをお聞きするつもりでいましたが、この点に関しては市長にと求めておいたことから察していただきたいのですが、プールやジムのように継続的に提供されるサービス事業に対して、細かいことを聞くような質問なんですけれども、実は市長の基本的な考え方を聞いたかったところです。

昨日、森田議員が二元代表制の建前だけではうまくいかない自治会の現実を理解してほしいと促されました。自治基本条例に関する質問についての答弁に、それが二元代表制の建前に流されてしまっていると森田議員が受けとめられたのではないかと私は理解したのですが、市民による自発的な活動をこれからの地方自治にどのように生かしていくか、森田議員が問題提起をしたと思います。

陶山議員の質問に答えて、無駄の判断基準、これを優先順位の問題と回答がありましたが、恐らく市長は市民福祉の観点で優先順位をつけるとの見解だろうと思います。ただ、優先順位と言おうと市民福祉と言おうと、それは一種の政策理念であって、無駄かどうかの判断とは少し別の問題です。

理念を実際のその判断に結びつけるためには何が必要と考えるか、市民が無駄とは思わない行政サービスを提供するために、市として必要なことは何だと考えているか、一般論でも結構ですから、市長のお考えをお尋ねします。

最後5件目、市のホームページ上の情報提供のあり方に関して。

ここまで大分しゃべりましたが、大まかに言うと、市が何かの事業をするに当たり、事後の検証を怠らない、すなわち責任感を持って当たること、扇風機に関して言いたかったことです。事前の調査をし、具体的な計画を立てること、エアコンのことと考えていただいても結構です。適切な情報提供によって市民の理解を求めること、保育所に関する広報の仕方など、これにかかわることと考えています。また、市民の検証にたえる体裁なり資料なりを整えておくこと、これは資料を請求して感じたことであります、プールやジムのことですね。それを求めて質問をしてきたつもりです。

これらは箱物云々に限らず、無駄というものを低減するためには、皆無にするとは申しませんが、どうしても必要なことではないかと考えます。

昨日小島議員が、体育複合施設は市民の理解を得られなかったのではないかと前市長が語られていたと紹介していただきましたが、私は体育複合施設に関しては、今申したような点が欠けるところがあったのではないかとと思っています。議会もその決定過程にはかかわっており、議会としては、いわば事前に検証を行うという役割を十分には果たせなかったのかもしれないと、そう受けとめています。

その上で、ホームページのことですが、昨日門田議員も指摘されましたが、行政、議会、市民、それぞれの役割を果たすためには、基本的な情報ソースとして市のホームページの果たす役割は今後も大きくなると思われます。正確で信頼できる情報を見つけやすい、再利用しやすい形で提供することが大切だと思います。

現在ホームページ上では、さまざまな文書の多くがPDFで提供されているように利用していると思うのですが、検索から閲覧にスムーズに移行するためには、あるいは引用を行うことなど考えると、HTMLあるいはテキストでの情報提供が考えられていいと思います。

また、ホームページ上の情報がいつの時点のものかが、多くの場合そのページに記載されていません。先ほども少し理由書のことで言いましたが、公的な文書にとって日付は極めて大切な基本情報だと考えます。

私の経験ですが、現市長である芦刈さんが議員時代に、今パブリックコメントをやっているんだよと教えていただいて調べたところ、見つけられなかったというよりも、パブリックコメントの一覧に載っていなかったという経験をしています。その二、三年ほど前にも、別件で同じことを経験しています。

もしそのページに、例えば平成27年1月更新と書かれていれば、平成26年中のものが載っていなかったということに誰でもすぐおかしいと気がつき、即座に改善されることでしょう。ホームページ作成に対しての職員の責任感も増すと思います。

先ほどのページは現在ではきれいに整理されており、大変喜ばしいですし、またその日付がわかれば、そのときの担当者にありがとうと言いたい気持ちなんですけれども、技術的な問題、日付を記載することについてですけれども、それは余りないのではないかと思いますけれども、その点については担当の方に、また一般に市役所のホームページを市民のための情報提供の場という視点で考えたとき、市長はそれを今後どのようなものとしていくべきと考えているか、お尋ねします。

以上5件、再質問は議員発言席で行います。

よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 笠利議員に申し上げます。あと30分のやりとりとなりますが、よろしくお祈りします。

市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

1件目の小・中学校へのエアコン設置についてでございますが、施政方針で示したとおり、

児童・生徒が快適に過ごせる学習環境を確保するため、過年度における扇風機の設置に加えて、今年度小・中学校の全ての普通教室及び使用頻度の高い特別教室にエアコンを設置してまいりべく、今議会でご提案させていただいておる次第でございます。

関連して追加で、私に対して、全体として扇風機の計画等を今にどのように評価しているのかということに関連してご質問されましたので、これについても私回答させていただきたいというふうに思います。

平成25年度期末の3月のときに、筑紫野市はクーラー設置を元氣おし地域補助金かな、そういうかなりの名目で、かなり駆け込み感があったわけですが、筑紫野市は取り組んだのは事実でございます。そのことでもって、たしか400教室か500教室にクーラーがついたわけです。そのとき私も議会の中で、筑紫野市は3月の末のかなりの駆け込みみたいな形でしているけれども、太宰府市はしないのかということをお自身も議会で聞いたことがあります。

ただ、市長になって今考えますことは、私は改革したいと思います。何を改革するか。情報をやっぱり議会に出す、ということは市民に伝わるということとイコールだと私は思っておりますが、そういう作業はまず第一に私は手放したくないと思う。

2つ目には、どうしても単年度のことになってしまっているんです。今年はこれをする、それでよかったらという形で、やっぱり扇風機事業も、私は何年間かにわたる計画の中で位置づけられるものだったのではないかというふうに今となっては思います。

今後策定する総合計画の後期計画は、私は単年度ではなく、5年間の中で何をするのかということを出して、これはもう大変なことです。本当に議会のほうにも、議会の皆様にも議論をしていただかなきゃいけない、いろいろなこれでいいのかという議論をしていただくと同時に、検証活動もしていかなきゃいけないという大変な仕事を抱えることになるかと思いません。

資料こんなになるよと、それでもするのかという議論もありましたが、やっぱり私は情報公開をすると、そして単年度ではなく、少なくとも3年間こういうことをするよと。学校の改修計画はこういう形でやっていくよ、あるいは公共施設の問題はこういう形でやっていくということは、私は打ち出したいというふうに思っております。

そして、予算書の中で、例えば回廊が7,000万円というのは、1億5,000万円の市庁舎改修工事の中に入っていて、誰も議員聞かんやった、承認したじゃないですかという形でありました。あるいは今回ありました太宰府千年絵巻の物語の300万円の予算も、一体どこにあったのかと、私予算書で教えてくれと言いました。ここにありますが、五百何十万円の中に入っておりました。これについての説明も、決算、予算のところではあっておりました。

基本的に笠利議員のことに私市長としての姿勢はどうするのかということについては、情報公開をきちっとしていくということと、単年度ではなく複数年度にまたがる事業は議会に提案し、議論していただくということと、もっと予算書が具体的な項目がどこでどういうふうになっていくのかということをお明らかに私は、もう今かなりばさっとまとまった形でしか

なっていないで、例えば具体的に何をするのか、それについてはどういう予算の裏づけになっていくのか。

それは私、市長として責任持って、私を市長にさせていただいた市民の皆様あるいは太宰府市民全体に応えるために、はっきり言って市役所はしにくいと思いますし、要らんこと言うたなと市長が思われるかもしれませんが、私はそれがやっぱり情報公開して、こういうまちづくりをしていくんだという議論のたたき台を提案していくという思いでやっていきたいというふうに思っているということを、全体的なことに全て共通すると思いますが、考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

次は、部長がエアコンについて説明いたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 1件目の詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

まず、扇風機についてでございますが、児童・生徒の熱中症対策といたしまして、第五次太宰府市総合計画第1期実施計画に基づき、平成23年から平成25年度の3年間で、全小・中学校の普通教室に扇風機を設置してまいりました。あわせて、環境整備の一環として、中学校の音楽教室や小・中の特別支援学級等についても、適宜エアコンを設置してまいりました。

しかしながら、近年の地球温暖化、ヒートアイランド現象に起因する異常な高温が全国的に生じており、特に平成25年度の猛暑では、8月22日に太宰府市における観測史上2番目に高い37.8度を記録いたしました。

さらに、PM2.5の飛来の状況も著しくなり、暑い日に窓を閉めて授業を受けなければならないなど、児童・生徒が快適に学習することが難しい状況になっています。

これを踏まえ、学校の教育環境を適正に保つためには、普通教室においてもエアコンの設置が必要と考え、平成26年度に各小・中学校の普通教室の温度調査を実施し、空調導入計画を策定したところです。この計画により、平成27年度は小・中学校の全ての普通教室及び使用頻度の高い特別教室に、エアコンを一括して整備したいと考えております。

なお、既に設置している扇風機につきましては、エアコンに比べて体に比較的優しい、消費エネルギーが少ないといった特徴があり、家庭での使われ方同様、引き続き有効に活用してまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問ありますか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 今のお答え……。

○議長（橋本 健議員） 立ってください。立って再質問してください。

○7 番（笠利 毅議員） 失礼しました。

ただいまのご回答によりますと、平成25年、つまり扇風機設置完了年の猛暑がきっかけとなり、平成26年に計画をつくり、そして今年を迎えているということかと思えます。実際に扇風機の効果の検証というものが、どのような形で行われたかということについての返答はなかったようにも思いますが、またその結果報告というものがあつたかないかということに関しても返答はなかったと思いますが、私も大分しゃべりましたので、できればその点について答えていただきたいのですが、ただし、いただいた資料の中で、平成24年度、平成25年度だったかと思いますが、東小学校、東中学校に関しては、データが廃棄されていてわからないというところがあつたと思えます。

平成23年から設置を行っていたのですから、その効果を確認するという意図を持っていたのであれば、学校の廃棄に任せることなく、担当部局、市役所の内部でそれをちゃんとまとめておくべきであつたかと思えます。そのような基本的な資料を整えておくことが、先ほどの市長の言われたことにもかかわりますが、事業の成否というものを確かめていくためには大切なことだと思われまじ、またそれが計画の妥当性、市民に対する説得力を持たせるためにも不可欠なことだと思えます。

その点に関して一言、データの解析結果があるのかないのかということとあわせて教えていただければと思えます。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 議員おっしゃることは非常によくわかります。しかしながら、どうしても学校の要望、それから保護者の要望というのが非常に強いものがございました。

どのようなデータということなんですけれども、基本的にその段階で温度調査をならすかというような状況もございまして、データというよりも、熱中症対策が特に緊急に必要であつたという要望と、それと現実があつたということでございます。

それと、分析評価ということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、特に子どもたち緊急を有するというところで、事実に基づく必要性が特に強かつたということでございます。

あと、報告と結果に関してでございますが、扇風機としては特別、扇風機だけという形では出しておりませんが、大きく学校教育の充実ということで施策評価をしているというようなことでございます。

だから、扇風機だけで限定して評価はできていないということは事実でございますけれども、どちらにいたしましても、全体として今回のエアコンも、扇風機から始まって特別支援教室へのエアコンの設置等、一連の流れにあるというふうにご覧いただければ結構かと思えます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7 番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ありがとうございます。エアコンに関しては、先日来、運用マニュアルの策定ということが言われていますけれども、入れたからには使わなければ意味がないので、それがどのような効果を図るかというのは難しいかもしれないんですけども、実際にはそこで学ぶ子どもたちの学習効果が上がるような運用の仕方というのを考えていただきたいと思います。

現在、ストーブなどは、娘の話によると全く使われていなくて、冬は寒くて仕方ないそうですけれども、せっかくのエアコンがそうなのは仕方ないので、運用のほうで成果を上げていただきたいと思います。

1件目については以上で終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 次に、2件目の保育園の一時預かり保育につきましてご回答申し上げます。

まず、ごじょう保育所におけます一時預かり事業の実施についてでございますけれども、障がい等により支援を要する子どもさんが多く入所されましたこと、また通常1日フル勤務でない早出、遅出の保育士の確保に苦慮しておりまして、現在一時預かり保育及び定員までの入所に対応できてないというのが現状でございます。

そのため、嘱託保育士、パート保育士の追加募集を行っておりますけれども、全国的に保育士不足から雇用できておりません。今後も引き続き保育士の採用に向けて努力をしております。

次に、一時預かり事業の4カ所目についてでございますけれども、大佐野にありますゆたか保育園で事業の実施を予定しております。こちらも保育士が確保できていないことから、現在保育士を募集している状況でございます。保育士が採用でき次第、事業を開始いたします。

なお、市の子育て支援センターにおきまして、共同利用施設などのリフレッシュ一時預かり保育や、ファミリー・サポート・センターだざいふでの預かり事業を行っております。

次に、市内どこに住んでいても利用しやすい保育サービスの配置につきまして、一時預かり事業を例にご説明を申し上げます。

一時預かり事業は、まず実施するための保育室が必要となりますけれども、既存の保育所では現在定員以上のお子さんの保育を行っておりまして、部屋の確保ができないことから、これまで新設する保育所で実施してきております。なお、本市としましては、待機児童解消を最優先課題として取り組んでおりますことから、保育所の新設につきましては、待機児童の多い市の西側に集中しておりました。

今回、旧五条保育所の老朽化と待機児童解消に向けまして、新ごじょう保育所の移転新築を行いましたので、一時預かり事業を実施するための専用の保育室を整備したところでございます。



ここまでは原稿でございますけれども、現場の声をということでございましたので申し上げますけれども、市内には10カ所の認可保育所がございます。1カ所は公設公営でございます。それから公設民営が1カ所、社会福祉法人、民間の認可保育所が8カ所、計の10カ所となっております。

議員おっしゃいますように、全て保育業務に関してなんですけれども、現場の声をということでございますけれども、直接的には公設民営、公設公営のところは直接所管となりますけれども、私としましては、通常時間があるときにそれらの施設、保育所だけではありませんけれども、さまざまな施設を行って保育士さんの状況を見るということ。

それから、ごじょう保育所につきましては、今回200人という定員で五条の地に移転したことから、保護者の方、近隣の方から非常に不安の声も上がっていましたので、しばらくの間朝夕、毎日のように行っておりました。土曜も行っておりました。現場の状況を確認しながら、今日を迎えているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） ボタンを押さなくていいですよ。再質問があるときは、挙手をされて質問してください。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） ありがとうございます。具体的に部長みずからが日ごろされていることをお聞かせいただいて、そのような視点で、またそのような活動が市民にも伝わるような形であれば、市役所の人に対する親近感もいろいろな形で増していくと思うので、情報提供のあり方としても、そうした声をお聞かせ願える機会があればいいかと思います。

また、保育所以外での一時預かりということは私も知ってはいるんですけれども、できればそこで困った方に対して、わあ、断られたという形ではない反応がもらえるような対応ができていたならよかったのかもしれないとは思いますが、何よりもまずは、今募集中のポジションに保育士さんが来て、せっかक्तくってある一時保育室が有効に活用できる日が一日も早く来るように、何かできるのであればしたいんですけれども、願っております。

2 件目については以上で。

○議長（橋本 健議員） 3 件目の回答をお願いします。

地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） それでは次に、3 件目の市民プールの運営についてご回答を申し上げます。

史跡水辺公園につきましては、平成18年から平成27年3月末までの9年間、シンコースポーツ株式会社を指定管理者としておりました。ご質問の指定管理者の変更につきましては、任期満了を迎えます平成27年を待たず、平成26年の秋から市内部で検討をスタートさせております。

それで、これまで市の重要課題でありました市民の健康づくり、体力づくり、さらには生き

がづくりを具現化していくために、市内部の機構改革を行いまして、昨年4月、地域健康部を新設をいたしております。その地域健康部内でその重要課題を解決するために当たりまして、他の関係する団体と連携を図りながら、史跡水辺公園におきまして、その主体的な事業を実施していこうということで、指定管理者の選考が始まったところでございます。

昨年、太宰府市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づきまして、当該施設の規模、またその設置目的に沿ったという形で考えましたときに、出資法人であります公益財団法人であります太宰府市文化スポーツ振興財団であれば、その先ほどの市の重要課題の解決に向けて市と連携強化が望めると考えまして、太宰府史跡水辺公園の指定管理者として選定をいたしまして、昨年12月の定例議会で指定管理者として承認をいただいたところでございます。

目標の具現化に向けた市が行う主体的事業につきましては、これまでに全庁的な協議を重ねておりまして、既に事業選定を行い、現在事業実施に向けて調整を進めておるところでございます。

また、今後は建設中であります体育複合施設の一体利用によりまして、新たなメニューによる対象者を広げた市民の健康づくり、体力づくり、生きがづくりの拠点として活用していくということを検討しているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ただいまのご回答に対してですけれども、平成26年9月から検討を始めて平成26年12月に議会で承認してもらったと。私がお尋ねしたのは、1つは、その選定に当たってコストを計算したかということ聞いたかと思うんですが、今の返答ではその点についてはありませんでしたけれども、だとすれば、コストを計算した上で事業者の選定の判断を下したわけではないと考えていいのかどうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 指定管理者制度につきましては、平成22年の総務省の通知でもございますが、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであるということを知りを受けております。そういう形に基づきまして、単なる価格競争だけではないということでございます。

先ほど言いましたように、市が重要課題としておりますその施策の実現のために、最も適切な指定管理者を選ぶということで選定をしております。

ただ、確かにじゃあ値段が高いのかということなんですけれども、実際今回の金額につきましては、昨年までシンコースポーツ株式会社さんが受けていた金額よりも低い金額で契約をしているという実情でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） その際、体育複合施設と一体として運営することに関する費用についても聞いたんですけども、その点はもう考慮はしなかったという趣旨、考慮をしなかったって言葉は悪いですけども、かとは思いますが。

それともう一つ、今おっしゃっていただいたような内容が理由として選択されたということなんですけども、その理由書を私いただいたんですけども、これは一体いつつくられたものなのかということについて教えていただければ。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） まず、昨年の9月2日に指定管理業務に係る協議というのをスタートさせております。その後、史跡水辺公園の指定管理業務に係る仕様書というのを、10月20日付で市長決裁で事務を進めております。最終的には11月10日に公募によらない候補者として随意選定をするという市長決裁を受けて、12月議会に上程をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） それは事実経緯であって、私に渡された理由書に関する事柄ではないので、甚だ疑問であります。

ちょっとここにしかないんですけども、このような資料をいただいたんですけども、内容的には今のことが書かれていますけども、ごらんとおり日付もなく、見たところこのような形で判こだけの紙が添えられていたんですね。このようなことでは、決定の理由というものが事前にあったのか事後にあったのかを確かめることができないので、先ほど壇上で言ったことともつながりますけれども、市民の検証にたえ得るような仕事の進め方ではないように思います。

もう時間が5分しかありませんので、そのことだけはちょっと言ひまして、以上で3件目については終わります。

○議長（橋本 健議員） 4件目の回答をお願いします。

地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 続きまして、4件目のいきいき情報センターのトレーニングジムの管理受託者変更についてご回答申し上げます。

これにつきましては、太宰府市文化スポーツ振興財団におきまして、これまで随意契約により同一業者と契約してきたものを、平成26年度の文化スポーツ振興財団での監査の中での指摘を受けまして、指名競争入札に変え入札を行った結果、これまでと違う業者が結果的に落札をしまして、業者変更となったものでございます。

また、市が担う責任といたしましては、トレーニングルームが市民の健康づくりに役立つよう運営していくことであると考えております。そのためには、指定管理者である財団、財団が

ら業務委託を受けている業者においても、太宰府市の意向を受け運営しているという自覚を持って、管理を行っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） その点に関しては、そのとおりしていただければいいと思うのですが、何よりも利用者にとって、利用者はもちろん人間なので、単純に数が多ければいいということでもないでしょうし、いかに心地よく利用できているかというようなことがどの施設に関しても必要なことだと思うので、特にジムに関しては、市も財団も関与をしているわけですから、この先常に利用者の喜ぶ顔が浮かぶような運営をしていただければなと思います。

もう時間ありませんので、4点目については以上で結構です。

○議長（橋本 健議員） 5件目入っていいですか。

○7番（笠利 毅議員） よろしいです。5件目について一言よろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） いいですか。5件目。

○7番（笠利 毅議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 5件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 時間ありませんが、5件目の市のホームページ上の情報提供のあり方について、まず私のホームページに対する考え方を申し上げます。

ホームページにつきましては、私も議員時代から市民にとってわかりやすいものであるべきだということを申してきておりました。ホームページは、市の施策を初めさまざまな情報をできるだけ早く市民の皆様にお知らせするための、また逆に市民の皆様の声をお伺いすることができる大切なツールであると考えております。このため、ホームページにつきましては、今後も充実を図ってまいりたいと考えております。

詳細については、担当部長から回答させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

本市のホームページは、平成9年10月に太宰府市公式ホームページの開設を行い、平成15年4月1日からは現在のシステムを導入し、バージョンアップを重ねながら運用を行っております。

ホームページ開設当初は、制作、更新等を行う場合、専門の業者に依頼を行っていたために、公開までに時間を要しておりましたけれども、このシステムの導入によりまして、一般的なパソコンの操作をする感覚で制作、更新等ができる、あらかじめ定めた日時に公開できる、アクセシビリティなどのガイドラインに準拠できるなど、さまざまな機能を一括して管理することができ、適宜市民へ情報提供をすることが可能になりました。

また、それまで市のさまざまな報告書等は、紙媒体のものを市役所等の窓口で閲覧していた

だいていたところですが、家庭へのインターネットの普及も相まりまして、わざわざ市役所等へ出向かずに、ご自宅のパソコンから閲覧していただけるようになりました。

このため、ホームページ上で閲覧していただく際も、窓口と同様の報告書等を閲覧してもらうため、他の公共団体や企業等でも使用されており、一般的に普及しておりますPDFファイルでホームページに掲載をしているところです。

ご提案いただいておりますHTMLでございますが、作成ソフトの機能の制約や閲覧される市民の皆様のブラウザ等のパソコンの環境により、本来の報告書等との文書や図、写真等のレイアウトが変わってしまうことなどございます。このため、特に紙媒体にてページのレイアウトが配布段階で確定している報告書等につきましては、現在行っていますPDFファイルでの掲載が、閲覧していただくためには適当なものであると考えております。

また、報告書等を引用される場合に備え、文章であればテキストデータを保有するPDFファイルを掲載するようにしており、文章を抜き出すことは基本的には可能としているところです。しかしながら、一部のPDFファイルにつきましてはそうなっていないものもあるようでございますので、今後公開するPDFファイルの作成に当たりましては、できる限りそのようなことがないように努めていきます。

また、ご提案いただきました各コンテンツへの更新日の掲載につきましては、現在使用しておりますシステムを含むホームページサーバーの賃貸契約の期間が、来年の8月下旬までになっております。

○議長（橋本 健議員） 時間が参りましたので、7番笠利毅議員の一般質問は終わります。

ここで15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後3時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番木村彰人議員の質問を許可します。

〔3番 木村彰人議員 登壇〕

○3番（木村彰人議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

まず1件目の公共施設の再配置計画についてです。

私たち市民は、公共施設に対する満足度、これはいかほどでしょうか。そして、私たちは、行政サービスを公平に受け取ることができているのでしょうか。

行政サービスは、公共施設を介して受け取ることが多いわけですが、例えば市役所の窓口とか図書館、保健センター、体育館、小・中学校等です。公共施設そのものが行政サービスと考えてもいいのかもしれませんが、その配置状況が市内で偏っていたり、配置数が足りなかったり、またサービスの品質が低かったりすると、私たちは不便とか不満を感じてしまうんだ

と思います。

また、公共施設ができた当初はよかったとしても、施設の老朽化、陳腐化、そして町の成長、衰退、少子・高齢化、人口の減少及び市民ニーズの多様化によって、満足度が低下していることも十分考えられます。

まず最初に、本市における公共施設の現状に関して、その評価と課題についてお伺いします。

続きまして、市役所行政には、厳しい財政のもとでサービスをひとしく提供する公平性や、行政投資に対して満足度を最大限に高める効率性が求められています。そして、昨今の目まぐるしく変化する社会状況の中、公共施設のあり方について、中・長期的な見地から見直していかなければならない時期にあると考えています。

そこで全国の地方自治体で動き始めたのが、公共施設の再配置計画であろうかと思えます。ここで言う再配置計画のポイントとしては、次の3つを考えています。まず1点目、不要な施設は廃止する、2点目、一緒にできるものは統合する、そして3点目、施設の複合化、多機能化を図るであると考えます。

いわゆる平成の大合併を行った自治体の多くは、過剰な公共施設を抱えて、公共施設の再配置を行う中で行政サービスの維持、向上を模索しています。しかしながら、近年の合併を経験していない本市においては、その必要性、切迫感がやや弱いように感じます。

そんな中、地域包括支援センターがいきいき情報センターへ移転したり、ごじょう保育所が新設移転したりと、公共施設の再配置が行われています。これらは指針となる再配置計画に基づく計画的な移転なのでしょうか。

そこで、本市の公共施設の再配置計画についての基本的な考えと、計画策定の進行状況についてお伺いします。

次に、2件目の体育複合施設の多機能化についてです。

1件目の公共施設の再配置にも密接に関係することなのですが、現在建設進行中の体育複合施設についてお伺いします。

ここで、本市を人口分布、住民の活動領域、公共交通機関の利用状況等から眺めてみますと、おおむね西鉄都府楼前駅付近から東部地域と西部地域に分けられそうです。この西部地区の中心に建設中の体育複合施設があるわけですけれども、体育施設と防災施設の複合という内容で計画されております。

先般の選挙では、税金の無駄遣いとして批判されたいわゆる箱物です。芦刈市長におかれましては、施設建設の見直しを検討するも、やむにやまれぬ状況により、建設を継続せざるを得ない苦渋の決断を下されたことと存じます。

それでは、これからどうするのか、現段階でできる見直しとは何なのか。これからの見直しのポイントは、この複合施設をいかに有意義な施設に仕上げるかということではないでしょうか。つまり、単なる体育、防災の複合施設にさらなる機能を加えて多機能化を図ることが、施

設の建設意義を格段に向上させる方策であろうと考えます。また、西部地区における公共施設の再配置の観点からも、有効な取り組みであると考えます。

想定される具体的な付加機能としては、行政の窓口機能、例えば各種証明書の発行とか、行政相談窓口、ボランティアセンター等、ここが工夫のしどころになろうかと思えます。また、行政の腕の見せどころになるのではないかと思います。

そこで、体育複合施設の多機能化の可能性についてお伺いします。

以上2件についてお伺いします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 1件目の公共施設の再配置計画についてですが、1項目めと2項目めは関連がありますので、あわせてお答えいたします。

厳しい財政状況のもと、少子・高齢社会における多様な市民ニーズに対応するため、現在公共施設等総合管理計画の策定を進めております。この計画は、総務省指導のもと、地方公共団体が所有する公共施設を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理するための計画であり、平成28年度末を目途に策定を進めています。この計画を活用することにより、将来の公共施設のあり方が明らかになるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問ありますか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） その総合管理計画なんですけれども、もうちょっと具体的な内容を教えていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 議員がご提案されている再配置計画と、通常再配置計画の前段として公共施設白書というのがあるかと思うんですけれども、ほぼそれと同じような状況にはなります。ただ、具体的な再配置というのにつきましては、ある一定の建築の全体のあり方、これぐらいの面積ならいいかなとか、大きなゾーニングでこの部分にこういうふうなものをというふうな形でですね。当然のことながら、複合化とか、それから削減してしまうとか、必要な分には新築、改築というのが出てきますけれども、おおむね同じような感じですよ。

ただ、再配置計画ということになれば、将来のイノベーションの状況とかもよく見ながら、市の動向ですね、そのときの社会情勢に合わせて再配置していくわけですが、それは余りちょっと固定してしまうといろいろ政策的に問題が出てくる。言いましたとおり、イノベーションについていけないような状況にもなるかもしれませんので、ある一定ゾーニング的なもので、ここの施設にはこういうのが要るよ、ないよというような形で出していく。明確にこれとこれをこういうふうに分けて合築しますよとか、複合化しますよというのは、それはまたちょっと次のステップというふうにご検討しております。

ただ、そのときにそのときの状況によって、それが本当に必要であれば、きちんと出していくというような形にはなるかと思えます。だから、大体似たような形にはなるかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 私のほうからは、一応再配置計画の提案という形でお話をさせていただいたんですけども、この再配置計画の中身につきましては、当然今の公共施設の把握したところでそれこそ廃止していいものは廃止して、それで統廃合できるものは統廃合して、さらに機能を統廃合したところで付加、多機能化できるものは多機能化して、最終的にそれを今の公共施設の並び方じゃなくて、もうちょっと市民に利便性が上がるような形で並び変えるというところまでなんですけれども、結局はもう再配置計画、最後までいければ一番いいんですけども、そこまでいくにはなかなかすぐにはいかないと私も思っています。

今回の業務の中で、それこそ不要な施設は廃止する判断ができるのか、一緒にできるものは統合するとかという判断ができるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 基本的なスタンスといたしまして、今ある公共施設は、それぞれの皆さんが、その利用の頻度というのはそれぞれの施設によって違うんでしょうけれども、やはりそれなりの利便性、それから愛情を持ってやっぱり使っていると思うんですよね。

ですから、再配置という形で市のほうが大上段に振りかざすよりも、やはり今の公共施設のあり方というか状況を、利用頻度とか、こういう方が利用されているとか、そういうふうな、それでこれぐらいの維持管理費がかかっているとか、そういうふうなのをまず市民の皆様にご提示して、全体的な共通認識を持っていただいてからじゃないと、なかなか配置という形まではいかないと。まずはその前段から進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 一応総務省の旗振りの事業ということですので、恐らく業務の検査内容というのはある程度決まっている、例えば公共施設の状況を把握するについても、種類、床面積、築年数とか、耐震化の状況とか健全度、それとあと利用者数、稼働率とかね、そういうところまで恐らく調べられると思うんですけども、一応そういう形でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） はい、そういうことですね。先ほど申し上げましたとおり、あとそれについての全体的な床面積をどれぐらいにしようとか、そういうところまで共通認識を持つというふうな形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 先ほど部長さんのほうからも、簡単には廃止は非常に難しいというお話、私もわかるんですけれども、ちなみに今回の補正予算の中で、それこそほかの他施設でかなり老朽化している施設がありまして、その修繕費が出てきまして、結構な何千万円という金額なんです。それについても一応年間1万人利用しますと、日数で割ったらそういうかなりすごい数字じゃないと思うんですけれどもね、なかなかやめられない施設なんです、地元のほうとして愛されていますというお答えだったです。

けれども、どっかは稼働率、利用率とか要求度、そこら辺でやめるに当たっては、廃止するに当たっては、その代替案というものが当然セットになるんですけれども、そういうのを含めたところで、どっかでは線を引かなきゃいけないと思っているんですけれども、どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） おっしゃるとおりだと思います。基本的に現状はそうなんですよね。ただ、現状はそうなんですけれども、状況を理解していただいて、そういう利用している方にですね、状況を理解していただいて、次のステップとして例えば合築とか複合化というのは当然考えていかなきゃいけない問題だと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 今回のその調査なんですけれども、調査の対象ですよね、対象が、私としては全てを対象にしなきゃいけないと思うんですけれども、どんな状況でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 本市におきましては、公園のあずまやとかそういうふうなのを除きまして大体77施設、主なものがございます。そのようなものについて、やはり議員おっしゃるような視点を最終的には持たせつつ、そういうふうな実態を調査してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 昨日の代表者質問の中で、公明党太宰府市議団の小島市議のほうからアセットマネジメントという問いかけ、提案がありました。それは、これからの太宰府市の行財政改革の柱になるという提案だったんですけれども、私もそのとおりだと思いました。

アセットマネジメントというのは、それこそ公共施設、公共財を有効に運用していくということですよね。なんですけれども、なかなかそこまで一足飛びには私も厳しいかなと思ってます。その前にストックマネジメントという考えがありまして、公共財をなるべく長くもたせていこう、長寿命化ということですよね。なるべく壊れる前に修繕してその寿命を延ばしていこう、長く延ばしていこうというふうなことなんですけれども、今回の業務はストックマネジメ

ントの一つかなという感じはするんですよね。

そこで、ストックマネジメントで終わってしまうのではなくて、その先にも公共施設の再配置というのが出てくるんですけれどもね、アセットマネジメントにつなげていかなきゃいけないと思っていますけれども、そこら辺についての考えはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 当然そうですね、アセットマネジメントは実施していくつもりで考えております。要するに段階を踏んで、一足飛びに再配置計画というよりも、やはり市民の理解を得ながら、社会情勢のいろいろな時代時代によって異なってくる可能性もございますので、それに応用できるようなアセットマネジメントをやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ありがとうございます。その方向でしっかりお願いします。

というところなんですけれども、もう一回ちょっと、すごく古い施設で維持管理がかかりそうなものにちょっとまた戻らせていただくんなんですけれども、実は昨日の議会の中でも国分の雨漏りとかですね、ありました。そういうのは恐らく各担当課が公共施設を所管しているんで、なかなか全庁的に把握しにくいところがあるのかと思うんですけれども、そこら辺がそれこそ今回の業務が今年度、来年度ですかね、その中でも多分また来年度の議会でも修繕がぼこぼこ上がってきたりする可能性があると思うんですけれどもね。特にすごくお金がかかる大規模修繕とかが上がってきた場合、非常に判断に苦慮することがあると思うんですよ。

そこで、その業務の委託の中でも、とりあえず緊急性、この判断を要するものというのが恐らくあると思うんです。それについては何か特別に考えていこうというお考えはございますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 修繕費でございますけれども、基本的に修繕費というのは、これだけの77施設を抱えておりますから、それがなくなるというのは基本的にちょっと厳しいかなと。当然のことながら老朽化の施設がございますので、さっさとまとめてやっちゃえばいいんでしょうけれども、先ほど申し上げましたとおり、やはりそこではそれを楽しみに活用されている方もいらっしゃる。やっぱりそれはそれとして、修繕費というのをやはり計上して、それ相応の修繕しながら、最終的には一番いい形に持っていくというような形になるかと思えます。

学校施設についても、基本的にほとんど老朽化しているような状況でございます。それについては、やはりできるだけ長寿命化、ただ人口増えている場所もございますので、そういうものについてはやはり改築等も組み合わせながらですね。

ただ、これは幾らアセットマネジメントをしながらでも、修繕費というのは永久に出てくる

と。だから、それをなくして、ちょっとさっさとやってしまうというのはなかなか厳しいかなというふうな形で、これはちょっといたし方ないかな。ただ、それを最小限にとめるような工夫は、今後計画の中でも考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そういう形で進めていきたいところなんですけれども、今回の業務の中である程度結果が出てくることかと思えます、今の現状がですね。太宰府市が持っている公共施設、公共財がどういう状況なのかということがわかると思うんですけれども、その業務を待たずに、今の段階で評価というのは何かあるでしょうか。今の公共財、今の状態で評価しているのか。調査も全然ない状況で、実はすごい危ない状況なんですよということなのか。今の状況をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 基本的に学校施設におきましては、もう相当程度手を入れてやっております。でもそれでも、やはり老朽化しているというのはもう間違いございません、雨漏りの問題もやはりございますので。

ただ、問題と申しますか課題と申しますか、施設全体としましては、例えば学校の場合はこういう課題があるということで申し上げたいんですけれども、基本的に西校区のほうは非常に人口が増えておりまして、逆に東のほうは、ごめんなさい、人口というよりも児童・生徒数が減っているというふうな状況がございます。だから、そこら辺のバランスが結構悪いような状況ですね、そういうふうな状況になっておると。ただ、言いましたとおり、ある一定の手を入れている状況でございます、学校はですね。

あと、学校以外の公共施設については、ご指摘のとおり老朽化が進んでおりまして、それこそ将来的にはやはりそういうふうなマネジメント、アセットマネジメントでいろいろ考えていけないような状況というのは、それはもう間違いのない状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） この業務ですね、ストックマネジメントもアセットマネジメントも、どっちかという行政側というか、行政がなるべく財政的な負担を軽くしようというところでの考え、発想だと思うんですけれども、ちょっと視点を変えて、太宰府市の公共施設に対する市民の満足度というんですかね、なかなかこれ気が回らないというか、逆にそれを知るすべも余りないのかもしれませんが、どっちかという整備とか維持管理、修繕、行政側から一方的に、迷惑かけたらいけないんでやっていく形になると思うんですけれども、公共施設に対する市民の満足度というのは果たしてどんなものでしょうか。把握していらっしゃいますでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 先ほどちょっと話しましたがけれども、総合計画の管理をする上で、毎年

市民の意識調査というのを実施しております。その中で、何かということではないんですけども、太宰府市の公共施設に満足していますかというような設問も設けております。今数字はちょっと手元に置いてないんですけども、かなり高い数値を示していたということでは記憶をしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 公共施設の市民の満足度、私も、これ私が調査したわけじゃないんですけども、たまたま話したときに公共施設に関する話題になるわけですよ。例えば図書館に關してもそうですよね。一番比較するのは、近隣の図書館と比較されたとき、どうしても図書館、公共施設がちょっと見劣りするとかですね。例えば太宰府の庁舎についても、私はどちらかという、それこそ先ほどの話ですけども西部地区に住んでおりますので、どうしても行政の窓口が遠いとかそういう気持ちになっています。

もう最近になりますと、それこそ地域包括センターが今の体育複合施設の敷地内からいきいき情報センターに移動するという形になったんですけども、これについてもちょっと不便を感じるんですけども、地域包括支援センターに限ってちょっと話させていただきますと、なぜこの段階でいきいき情報センターに移動することになったのか。当然敷地内ではあそこの敷地が体育複合施設の関係で問題になると思いきや、そうでもないんですよ。あそこはまたそこに残るということですから。どうしていきいき情報センターの中に地域包括支援センターが移動することになったのかをちょっと聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 地域包括支援センターを管理しておりますので、私のほうからお答えします。

以前から現在あります地域包括支援センターにつきましては、市民の方の寄りつきが悪いというふうなご指摘もございました。それで今回、実を申しますと、あそこの敷地の中に障がい者施設といいますか、地域活動支援センターという障がい者を支援する施設もございます。そこが体育複合施設の建設に伴って一部移転をしなくてはならないということがございまして、その市が行っている地域活動支援センターをどうしようかといったときに、今の障がい者団体協議会が入っていますけれども、そこの中で継続するには、今の現在の包括支援センターが必要ということもありまして、総合的に考えて、市民の方の利便性を考えて、いきいき情報センターのほうに移すと。

それと、第一には介護予防事業を行っておりますけれども、介護予防事業は現在いきいき情報センターにあります保健センターのほうで行っております。保健センターは市民の方の健康づくりですね、健診等をやっています。介護と保健ですね、それは一体的なものですから、そういう意味では一緒の場所がいいというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 地域包括支援センターについてですけれども、これもちょっと昨日の議論の中で、地域包括支援センターの市民の利便性ということだと思うんですけれども、どっかという相談に見えるというよりも、支援センターのほうから職員が出ていくほうが多いというふうなことがあったと思います、4,000件ぐらい。実際見えるのが100件不足だったですかね、だと思います。

逆に市民が足を運ぶというよりも、職員がそれこそ対象者のところに出向くという基地的なものであれば、逆にいきいき情報センター、五条近くですね、そこでなくてもよかったのかなとも思ったんですけれども、それこそ公共施設の再配置の話にまたちょっと戻りますけれども、果たしてこの地域包括支援センターが1カ所でいいのかということもちょっと頭をよぎるんですね。

逆に太宰府市も狭いようで広いと思っています。それで、2万人から3万人に1カ所ということでしたね、市長。ですので、2カ所ぐらい、二、三カ所あってもいいのかなと。逆に、その現場まで30分以内で行けるからということなんですけれども、そういう意味での2万人、3万人という縛りは、それこそ一つのセンターが対応できる対象者とか市民の数の目安が2万人、3万人じゃないかなと思うんですけれどもね。太宰府市に1カ所しかないというところで、そこから対象者のところに出向くという、かなり時間的な、30分で行けると言われるかもしれませんが、ロスがあつて、職員の方には非常に負担になるのではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 昨日もお答えしましたけれども、今目安としては二、三万人に1カ所ということと、あとは生活圏域として30分以内に医療、介護、保健が提供できるということで、現在は本市におきましては1カ所で行っております。

昨日の話ではございませんけれども、今回高齢化率がますます上がります。ですから、そういうふうな市民の方のより利便性を考えるときに、複数化というのも考えておるんですけれども、そうなれば当然スタッフの問題とかあります。当初始まったときは、委託ということで2カ所で行っておりました。それを直営で1カ所ということで現在しております。

そういったことも含めて、10年たちますんで、これまでの検証ということを行いまして、今後地域包括支援センターのあり方につきまして、地域包括支援センター運営協議会というのがございますので、その中でもご審議をいただいて、今後進めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね。先ほどの市民の満足度の把握なんですけれども、市民の声というところである程度の感触はつかめるかもしれませんが、もうちょっと積極的に市民の反応を確かめるようなことをして行って、市民の意向に沿った形で、それこそ再配置をす

る場合にそれを検討項目に入れて考えるというのがいいと思うんですけどもね。

今回の業務は、一応ストックマネジメントというところまでいけると思います。その先にアセットマネジメントを視野に入れたところの、再配置まで考えたところのまちづくりを検討していただければと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2件目に、いいですか。

○3番（木村彰人議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 次に、2件目の体育複合施設の多機能化についてお答えいたします。

ただいま議員からご提案いただきました多機能化につきましては、体育複合施設の今後の有効活用を図る上で大変重要なことであるというふうに考えております。現在、同施設の利用計画について市内部で検討をしているところでございますが、ただ一例としてご提案されました窓口機能を持たせることにつきましては、同施設のスペースの問題や人員配置等の問題、費用対効果等も勘案しながら検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、同施設が単にスポーツ施設、避難施設ということだけにならないよう、その枠を超えて、日常的に多くの方々が立ち寄りやすい場所となるような活用方法を探ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね、私がちょっと提案しました、それこそ市の窓口機能ですよ。簡単に言うと証明書あたりがとれたらいいなと短絡的に考えたわけなんですけれども、それこそマイナンバー制度が実施されれば、余り実効性がある企画じゃないなと私もちょっと反省したところなんですけれども。

多機能化については十分市長のほうも考えていただけるというところなんですけれども、ちょっと私が考えたその多機能化のポイントがちょっと2つありまして、まず1つは、平日昼間の利用を促進するということが非常に重要になってくると思います。もう6時以降とか週末、土日は、黙っていてもお客さん、借りる方、いっぱいいらっしゃると思います。平日の昼間というのが非常に閑散する時間帯で、それを何とか埋めて稼働率を上げるということが非常に重要なことになってくると思います。

もう一つ、2点目ですね。2点目が、それこそ体育複合施設をつくった意味としては、大きな大会とかを持ってこれないからということだったんですけれども、大きな大会、イベントを誘致するそこら辺の計画、アイデアとかはあるのでしょうか。それこそ箱をつくって予約を待っているだけじゃ全然いけないと思いますので、それこそもうびっちり週末、平日でも体育館が予約で満杯で、使い切るというふうになることがすごく理想だと思っております。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず、平日の昼間の利用の促進ですけれども、これにつきましてはここを福祉の拠点とかそういったもの、昼間の高齢者の健康教室とか、そういった方々が来れるようなそういう事業を展開することによりまして、平日の昼間も皆さんが来ていただける、そしてまた来れば何かあっているというようなそんな施設にしていきたい、そういうふうを考えております。

また、大会の誘致については、現在太宰府市内で今もいろいろな大会が実施をされております。ただ、これにつきましては高校の体育館であるとか大学の体育館、そういったところを活用して実施している大会等もっておりますので、そういったものについて、この体育複合施設で実施ができればすばらしいんじゃないかなと思っております。

また、筑紫地区大会の規模であれば実施できる大きさで今建設を進めておりますので、そういった今までよそでやっていたような大会も、太宰府のほうで開催できるようになればというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 体育複合施設の利用計画については、これから早急に立てるということだと思うんですけれども、施設のほうの完成時期というのが平成28年2月29日と決まっている中で、なかなか時間がない状況だと思います。どういう形で今考えていらっしゃるのか。

それこそある一つの担当課でその利用計画を立てていらっしゃるのかと思うんですけれども、もうちょっと幅を広げて、それこそもう太宰府市庁全体で他部局も含めたところでいろいろな利用の仕方を考えてみてはどうかと思うんですけれども、それこそ体育とか防災に限らず、それこそほかの部署のアイデアも含めたところと考えないと、まずバラエティーが富んだアイデアが出てこないということと、あと時間がないですね。もう早く決めないと、それこそある程度の施設の改良とか変更を要するものであると、それこそ施設全体の完成時期に関係してくるものだと思いますので、そこら辺の計画の立て方についての全庁的な取り組みはあるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今言われましたようなこと、これは非常に大切なことでありまして、そういうことを考えた中で、昨年の機構改革の中で地域健康部というものを創設をしております。この地域健康部につきましては、当然ながら地域のコミュニティでありますとか環境、また健康づくりということで元気づくり、また保健センター、そのほかにもスポーツ課や文化学習課ですね、そういったところを一つの部として一固まりにして、地域の方々が元気で生き生きと暮らせるような、そういった施策を進めていくという部として、新たな枠組みを設けております。

今、地域健康部の中でいろいろな議論をされてありまして、この活用計画、そういったもの

をつくられているというふうに聞いておりますので、その一つの課でやっているということではなく、大きな枠組みの中でやっているということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 私の今回の一般質問では、一応現実的な見直し案というところで施設の多機能化というご提案を、それに対する質疑をさせていただいたところなんですけれども、芦刈市長におかれましては、その施設を多機能化させて、これからすごく利用していこうという考えに行く前に、今の現状ですね、工事が進捗しておりますけれども、ちょっとバックしますけれども、この工事をとめられるのかとめられないのか、それとか見直せるのか見直せないのか、縮小できるのか、そうした場合に違約金が発生する可能性もあります。訴訟になる可能性もあります。けれども、それも全て具体的な確認がないような形で、そういうことがあるだろうというところで、それは大変だということでも進んでいるような気がします。

昨日の市長の答弁でも、体育複合施設をとめられない理由としては、4月30日現地確認をした段階で、もう下請発注が5割を超えているというのが1つ。2番目としては、基礎工事が終わっておりますので、それに合った建物しか上には建てられない、用途変更も厳しいということが2つ。それと、この体育複合施設を待っていらっしゃる方が多いということで見直せないんだよと、このままとめられなくて継続しますということだったんですけれども、その前に、まずは現状の進行している体育複合施設の検証をしなければいけなかったのかと思います。

ただ現場を見て、関係者、戸田建設から聴聞しただけでの判断ではなくて、組織としてどういう検証ができたのか、逆にどういう検証をしたのかということをちょっと聞かせていただきたいんですけれども。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 過去にさかのぼってのいろいろな設計、入札等の検証まではできておりません。現実的に進んでいるその現状を確認したということをございまして、私が行きましたときには、もう1階にはコンクリートが入り、2階までの柱が立ちというような状況になっておりまして、その現状を見たときに、それからの例えば給食センターをつくれという話もありましたが、そういうことも設計上、進んでいるわけですから、そういうことも困難だと私は判断しました。

ですから、そういう意味で、現実に進んでいることに対して、私は包括支援センターのあの建物、場所も含めて全体的な活性化、活用計画、運営費も本当にまだ4,600万円から8,500万円という形で、出ているような現状ではないわけですし、私としてはそういうことを計画を立てる中で、私は外郭団体の見直しということも言ってきておりますので、今までご指摘あった分についても、この活用計画、運営計画の中でしっかり検討して出していくということが、今後のことに向けての一つの作業ではないかというふうに考えている次第です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 私がちょっと心配しているのは、全員協議会の中でも全議員に対してご説明というか、とめられませんというお話があったんですけども、そのときに全議員もちょっと疑問に思ったと思います。何かの根拠に基づいてですね、こうこうこうだからという説明がなかったわけなんですよ。

逆にそれは、ある程度の検証、時間的なものも要るでしょう、労力的なものも要ると思います。もう何々だろうじゃなくて、何千万円ぐらいかかるとか、何日かかるとか、訴訟があるとか、可能性があるとかそういうことも、だろうじゃなくてある程度しっかり裏をとったところのお話をされないと、我々議員も何ともこれでいいんやろうかという感じがしました。

この先、私心配です。それこそまた議会に対しても市民に対しても、説明していかれるわけですよ。それは何を説明するかというたら、どういうふうに見直すかというところに一足飛びに行ってしまうんだと思うんですけども、その前にしっかり検証したというのを根拠をつけて説明しなければ、私でも納得できないんですから、市民の方だと全然承諾が得られないというか、同意していただけないんじゃないかと思うんですよ。

まずは状態をしっかり検証して、このデータに基づいて、この根拠に基づいてもう継続せざるを得ない、苦渋の選択ですよ、苦渋の選択をした裏づけを根拠づけて説明する必要が絶対あります。どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 実際に戸田建設を呼びまして、実際に中止というふうになった場合はどんなふうになるかという話もいたしました。10億円、20億円、金額ははっきり言って市役所と裁判になるわけですから、戸田建設からは具体的な回答というのは出てきておりませんが、そういう形で進むというのは、全体的に考えますと選べる選択ではないというふうに考えて、だろうではなくて、私はそういう話もしております。それですから、そういうふうな中で継続はしていくという判断をした次第でございますが、今お話しさせていただいておることもしっかり考えながら、今後は進めていきたいというふうに考えている次第です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 根拠がない話ではないということですけども、それこそ芦刈市長さんだけではなく組織で、それこそ総務も関係ある、それこそもう担当部局の建設部局も関係ありますよね。法制部局も関係あって、そこら辺で全庁的にバックアップして対応していく形で、それこそ市民に対して、議員に対して説明会を設けないと、何とも継続せざるを得なかった理由に説得力が欠けると思うんですけども、これはお願いです。お願いというか、私の心配ですけれども。

もうこれ最後にしたいと思うんですけども、この体育複合施設が1年後に案外いい施設になったなど、3年後にやっぱりこれがなくちゃいけないなど、5年後にもう何でこれをつくる

ときにもめていたんだらうと、10年後になったらもう全然わかんなくなっちゃったというぐらいにこの体育複合施設を使い回して、有効な公共施設にできるように仕上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで16時10分まで休憩いたします。

休憩 午後4時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆様にお諮りします。

会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎる場合は、会議規則第8条第2項の規定により、本日の日程終了まで会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、最後になります15番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔15番 藤井雅之議員 登壇〕

○15番（藤井雅之議員） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告しております4点について質問させていただきます。

まず、体育複合施設について伺います。

市長は施政方針において、体育複合施設の建設については一番の課題と位置づけられ、アリーナの空調設備や移動観覧席など、予算の増額が見込まれる中で建設を進めていくと述べられ、6月議会で議員と十分な議論を行い、7月には市民に対する説明を行いたいと言われております。6月議会の議論といっても、事実上は昨日と今日の本会議でしかその機会はなかったと思っておりますが、この2日間だけの議論で説明を行うと捉えていいのか、まず伺います。

そしてさらに、前市政からたびたび議論になってきていました維持費、いわゆるランニングコストの見通しや周辺道路の渋滞対策等の課題解決がどのようになっているのか、あわせて答弁を求めます。

2点目、3点目につきましては、市長の施政方針で述べられていない項目でありますので、改めて市長の執行姿勢という形で伺わせていただきます。

まず、国民健康保険税について伺います。

5月13日に行われました臨時議会において、専決処分として国民健康保険税の基礎課税額、また介護保険料や後期高齢者支援金の限度額の引き上げが承認されておりますが、国会においては成立したプログラム法におきまして、平成30年度からは国保の運営主体が県レベルで行われ

ます。

国民健康保険税の問題につきましては、これまでも8年間議員として活動させていただく中で、節々の議会において取り上げさせてもらってきましたが、改選前の3月定例議会で国民健康保険税の質問をした際には、所得200万円で奥さんとお子さん2人おられる4人家族で、介護分を含まない保険税の課税が、軽減措置が以前よりも拡大したと言われても27万300円、所得の13.5%という状況との答弁がありました。

また、滞納状況においては、改選前の3月議会のときですけれども、2月末現在で699世帯、そのうちの89.4%が所得200万円未満、滞納期間も5年以上が266世帯、さらに滞納による延滞金が本税よりも高くなっている実態もあり、改めて高い国民健康保険税が暮らしを直撃していることが浮き彫りになりました。

国保をめぐることは、全国知事会が、被用者保険と比べても極めて重たい保険料負担率を可能な限り引き下げて、国民の保険料負担の平準化を図るような抜本的な財政基盤強化を図る必要があるとして、国に緊急要請も行っていきます。

高い国保税、国保料を引き下げる必要があるとの認識が広がっていますが、今後太宰府市の国保事業を預かり運営し、そして新しい県レベルの枠組みにどうつないでいくお考えか、市長の執行姿勢をお聞かせください。

同和対策事業について伺います。

国の認識では既に同和対策は終わったとして、関連する法律を廃止していますが、太宰府市では縮小されてきたとはいえ、一部の対策事業が行われており、時代に照らしてどうなのか、対象外の多くの市民の方から見ると、逆差別にもなっているととられる部分もあるのではないのでしょうか。

現在行われているのは、老人医療費、介護サービス費の2つの扶助費の支給と運動団体への補助金ですが、改選前から日本共産党市議団としては、同和関連の予算執行に反対をして廃止を求めてまいりました。議論した際の答弁では、平成28年度までは現状どおり行うことが、筑紫地区としても確認されているという趣旨の答弁も返ってきておりますが、市長就任に当たり今後どのように進めていくお考えか、執行姿勢を伺います。

さらに、太宰府市人権同和問題啓発推進規則に基づき行われております同和問題の啓発活動についてであります。人権啓発という名称ならともかく、議員、職員など一斉に駅頭で行うことの名称変更の見直しも以前求めましたが、今年取り組みはどのようにされるのかもあわせてお伺いいたします。

4点目に、シルバー人材センター前の踏切について伺います。

シルバー人材センター前の踏切、市の上踏切については、以前から危険な状態が指摘をされ、私以外の議員からも改善を求める質問等が出されていきました。平成25年6月議会で取り上げた際には、当時24人の児童がこの踏切を使って登下校していること、保護者の方が週2回、当番制で見守りを行っていることなどの答弁もありましたが、拡幅により危険な状況解消は長

年の悲願でもありました。

昨年の9月議会におきまして、拡幅を前提とした補正予算200万円が生まれ、解消に向けた第一歩が動き出しましたが、今議会におきましてはその後の経過について伺います。

あわせて、地元への情報提供について、同踏切は通古賀自治会の中にあり、通古賀の自治会には逐一状況が伝わっているように伺っていますが、この踏切を利用するのは都府楼団地の住民の方も多く、都府楼団地の自治会の総会でも質問が出たりしています。情報提供について若干のタイムラグが生じていることが見受けられますが、都府楼団地自治会にも同時に情報提供を行う必要があると思いますが、見解を伺います。

再質問については、発言席で行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） まず、1件目の体育複合施設についてご回答申し上げます。

ご質問のアリーナ部分の空調設備や移動観覧席などの予算の増額につきましては、現在体育複合施設の運用など活用計画並びに利用料金の設定等の最終見直しを行っており、7月中旬を目途に検討を行うよう指示しているところでございます。

また、ランニングコストにつきましても、これらの計画と照らし合わせて、試算の再検討を指示しているところであります。

このようなことから、空調設備等の予算の増額が必要となった場合におきましては、所定の手続をとらせていただくことになると考えております。

次に、周辺道路の渋滞対策につきましては、体育複合施設建設地は一級市町村道の角地であり、市内の各方面から車でアクセスにすぐれた立地となっております。さらに、御笠川沿いの市道水城駅・口無線の拡幅工事も実施しておりますことから、太宰府インター方面からの普通車のアクセスにも有効に機能するものと考えております。

しかしながら、市民大会等の中規模レベルの大会時における混雑も予想されることから、主催者側と進入経路や退出経路について事前の打ち合わせを行い、参加者への事前通知や大会当日の車両誘導等をお願いし、渋滞緩和を図るとともに、西鉄都府楼前駅から520mの距離に位置する立地も最大限に生かし、公共交通機関の利用をお願いしてまいります。なお、長期的な交通対策は、佐野東地区のまちづくりで対応していくものといたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ということは、特にランニングコスト等も7月、前回それも全員協議会で市長のほうから説明はこういう方針というか、7月中には出すようにということを指示しているというのは説明も受けましたけれども、認識としまして確認ですけれども、施政方針で述べられておりますこの部分というのは、7月に市民の方に説明を行いたいというのは、そういったものが出てから行われるというふうに理解しておいていいのか、それともこの2日間です、議会の中で各党派、個人の議員からも質問出て、市長はご答弁されておられますけれど

も、そういった部分をまず先行して説明するというふうに理解していいのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 具体的に何度も申し上げております運営計画、利用計画の中で、いろいろな問題について現在考えられる最良の選択と今後の方向性というものを、具体的に申しますと7月の議員の方との協議会でご提示したいというふうに具体的に考えておきまして、それに間に合うような論議を積み重ねて、それをもう一回点検した上で議員の皆様にお諮りをしたい、その上で市民の説明会をしたいというふうに流れ的には考えている次第です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 7月の協議会というのは、恐らく定例議員協議会のことを市長は言っておられるというか、想像しておられるのかなというふうにはそれは理解いたしますけれども、今市長のその答弁の中でありましたけれども、当然それは市長が今もちろんその目標に向けて努力をする、行政の内部にそういった指示を出されるということは、それは否定もいたしませんけれども、当然それが場合によっては一月遅れる可能性もあるというふうに理解しておいていいでしょうか。時間がないというのは先ほども議論の中でも出ておりましたけれども、早くて7月、遅くとも8月にはあるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） この議論は3年前からしております。はっきり言って内部でもかなりの議論は私はされているというふうに思いますので、1カ月も遅れるようなことは私は考えておりませんし、先ほど申し上げたスケジュールで全力でやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 細かいところは、じゃあまた7月に協議会で説明をするというふうになっておりますので、その部分で出た段階で、またいろいろ議論等が必要になってくるかと思っておりますので、その部分、間に合うようにしていただきたいということを重ねてお願いいたします。1点目につきましては終わらせていただきます。

2点目の回答をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 2点目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2点目の国民健康保険税についてご回答申し上げます。

国民健康保険法の第1条に、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると記載されていますが、この社会保障及び国民保健の向上こそ、まさに国民健康保険の目的であると認識いたしております。国民健康保険は、国民皆保険制度の存立基盤であり、保険者として責任を持ってその健全な運営に

努めなければなりません。

ご質問の国民健康保険税についてであります。国民健康保険制度の根幹をなすものであり、被保険者の皆様にもご負担いただく保険税が基本財源であると認識をしております。市としましても、国、県に対しまして、国民健康保険と他の医療保険制度との公平性を図り、国民皆保険制度が長期的に安定したものとなるよう、これまで機会があるごとに要望してきた次第です。

また、保険税の負担増加を招くことがないように、国庫支出金及び県交付金等の予算確保についても、あわせて要望を行ってきております。

今回、国民健康保険の安定的運営を図るため、平成30年度から財政運営責任主体は県に移管されますが、市町村も共同運営を行うこととなりますことから、今後とも公平かつ適正な賦課、収納に努め、国民健康保険事業の健全な運営について責任を持って努めていく所存でございます。

詳細については担当部長から回答させます。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 市町村国民健康保険の財政状況は全国的に大変厳しく、その維持運営が課題でございました。去る5月29日に公布施行されました改正国民健康保険法によりまして、先ほど市長が申しましたように、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体は都道府県に移管されます。都道府県は市町村とともに国民健康保険の保険者となり、県と市の共同運営ということになります。

国民健康保険は、国民皆保険を支える基盤でございまして、低所得者が多いなど厳しい状況にありますことから、今回毎年3,400億円の追加的な財政支援が行われ、財政基盤が大幅に強化されることとなります。そのことによりまして、本市としましても交付金等が増額され、赤字額が減少するものと期待をしております。

しかしながら、本市の国民健康保険事業特別会計におきましては、これまで赤字決算が継続しておりまして、平成25年度末におきましては累積赤字額は約8億8,300万円、平成26年度の単年度赤字額約1億7,300万円を含めると、約10億5,600万円の累積赤字となっております。この累積赤字の解消につきましては、平成30年度までに保険者である市が責任を持って解消に努めていかなければならないというふうに考えております。

先ほど市長も申し上げましたけれども、国民健康保険税は国民健康保険制度の根幹をなす大切な基本財産でございまして、被保険者の皆様には大変ご負担をおかけしますが、公平かつ適正な賦課はもちろんのこと、納税に当たりましては世帯ごとの状況に応じまして、きめ細やかな対応に今後とも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まず、市長に伺いますけれども、壇上で私申し上げました所得200万

円のところのモデルケースの数字ですけれども、そのところに対して所得の13.5%の保険税が課税されている現状について、この保険税の状況はどういうふうに理解されますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 実際の数字的には大きいものであるというのは率直に言って感じますが、決まりが決まりとしてなっている以上、いろいろな先ほどありましたようにきめ細かな対応は図っていききたいというふうに考えておるような次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 大きいけれども、決まりが決まりだという今のご答弁ですけれども、今実際今年も県市民税、そして国保と納付書が市民の方のところにも送られてきて、今私もこの市役所、今週何度か見ましたけれども、下の農協の出先の窓口のところですね、あそこにも納付書を持った方が支払いに来られていましたし、またその奥の収納あるいは税務のところの窓口には、座って相談を受けておられるそういう光景も見られました。

率直に言って、今の市長のその大きいけれども決まりは決まりというような答弁は、私、市長が議員時代に言われていた、あの体育館の模型を見ながら税金を分割で払っていますと言われたあの市民の方のお話、そういった部分を照らし合わせたときに、今の市長の答弁というのは、私は正直何かとても、その質問されてきた姿を見たときには、正直ちょっと違和感といいますかね、何かちょっとうんという疑問思いました。

率直に言えば、市長がそういう思いを持たれて市長に打って出られて当選をされたのなら、何かそういったところに対して、決まりだけれども何かないのかというような手だてを、光を当てるようなことを市長がすべき立場じゃないでしょうか。

給食については教育委員会に指示を出されて、教育委員会もその部分についてはスピードアップをしていきたいというような答弁も昨日ありましたけれども、そういった給食だけではなく、市長が経験をされて、思いを議員時代に持たれて市長に出るという決断をされて当選されたのなら、そういったところにもきちんと手だてを打てるような施策を指示を出すのが、市長の役割じゃないかと私は正直思うんですけれども、もうそういった部分は、もうこれは決まりは決まりだから、もうその課税の中で払ってくださいというスタンスでしょうか、再度伺います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご指摘のところしっかり受けとめて、できることはもちろんやっていくということで、そういう姿勢で申し上げたのでありまして、ただ制度的になっているということ、それから何をできるかということはしっかり考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） これは細かい制度的な部分になりますので部長のほうに伺いますけれども、可能かどうか、できないならできないと言っていて結構ですけれども、例えば保育料とか、太宰府市は以前は国の基準どおりの保育料とかだったですけれども、例えば自治体によっては独自の減免制度と申しますか、階層を多く設定をして、その負担が国基準よりも軽くなるというような、そういう対応も行っている自治体も見受けられますけれども、国保において市独自のそういった減免制度、減免制度になるのか、あるいはそういった独自の課税の基準みたいなのを定めることは可能かどうか、まずそこをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 条例で定めればできるということでございますけれども、この制度自体は、以前から申し上げていますように独立採算制が基本でございます。それはもう藤井議員も十分おわかりのことだと思います。

それで、以前の市長からずっと言っておりましたのは、そういう独立採算制が基本だけれども、全国的に今1,700ぐらいの保険者ありますけれども、ほとんどの自治体が赤字の繰り入れとか、本市のように繰上充用をしている現状がございます。それは国民健康保険のこの基盤自体が、もともとが自営業の方とかそういう方が加入する保険だったんですけれども、今やお勤めをおやめになって入る保険と、最終的な保険ということで国民皆保険ということになっておりますけれども、今回低所得者の方に対しましては軽減措置の拡大ということもございました。国のほうにおきましても、1,700億円投じましてその軽減措置を講じるということになっております。

現状としては、本市独自の減免ということは、現状では考えておりません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 現状では考えてないという答弁でありましたけれども、その前に制度上は条例等で定めればできないこともないという、けれども現状では考えていないというふうな答弁だと理解しますけれども、これはもう市長に答弁は求めませんけれども、可能かどうかの判断を再度庁内で執行部に対して指示を出していただき、対応できるかどうか、まず認識早急にさせていただきますようお願いいたします。

その上で、先ほど部長の答弁でもありましたけれども、2015年度は1,700億円投入されるというようなそういうところですが、全国ではこの国の1,700億円の投入が、実際は市町村独自で行っていた支援の縮小などに使われて、国保料の事実上の値上げと申しますか、据置きというような状況がっておりますけれども、太宰府市はこれまで法定外の繰り入れというのは国保に行ってきませんでしたけれども、この1,700億円投入されるものの用途についてどういうふうな、用途というか、そういうのはどういうふうにご検討おければいいのか、まずお示しください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 先ほど言いましたように、1,700億円を含めまして平成29年度から



3,400億円の国の財政投資があるということで、国のほうが言っていますのは、1人当たり1万円の軽減ができるだろうというふうに言っております。

これもずっと言っておりますけれども、この国民健康保険につきましては、平成20年度に後期高齢者医療制度が発足しまして、そのときに3つの国民健康保険税の内訳ということで、医療分と介護分と後期高齢者支援金等分ということでお願いをしておりますけれども、平成20年度から改定を行っておりません。皆さんご存じのように、医療費だけは増加しております。

そういう状況の中で、平成30年度に県単位になりますけれども、県が標準保険料率を出します。それに基づいて、市町村が国民健康保険税の料率を決めるというふうになっております。現状でいえば、医療水準とか所得水準によって、その標準保険料率が決まるというふうになっています。それを待つしかないんですけれども、そのときにどういうふうに判断するか。それと、現状のその10億円の累積赤字をどういうふうにしていくのか。それは政治的判断もあると思いますので、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 必然的に福岡県というレベルで見たときに、どうしても福岡県は大学病院の数も多いという部分で高度医療が、県民1人当たりにとっては高度医療を受けやすいという環境ではあるんですけれども、それが逆に医療費の高騰になっているという実態も当然、私もその辺は仕組みとか理解はしておりますけれども、じゃあ逆にその高い、今後県レベルで今言われたような形で保険税が、平成30年新しい枠組みの中で、解散がなければこの議会の任期、この議員の任期中、市長の任期中にもそういう部分では新しい制度に移行するわけですから、そういう部分で、やはり最低限守らないといけないものは守らないといけないというふうに私は思いますし、それが県レベルになることで、保険税が上がってしまうというようなことは絶対避けなければならないから、太宰府市がその部分きちんと音頭をとっていかないと、対応していかないといけないというような部分も私はあるんじゃないかというふうに思います。

その点で、例えば国民健康保険法第44条の窓口負担の減免制度とかは、これも以前議会で話をさせていただきましたが、絶対に守らないといけない制度だと思います。本当に保険証がなくて病院にかかれない、命を落としてしまうというような事態、絶対に起こしてはいけないというふうに思いますので、そういう部分ですね、今後新しい枠組みに向かって、当然県との協議あるいは説明会等々もあるでしょうけれども、その部分においてはぜひこれは市長にですね、きちんと最低限守るべきものは守るという姿勢で挑んでいただきたいというふうに思いますが、市長、その辺いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） そういう今ご指摘いただいた部分は、しっかり今後もやっていきたいというふうに思っている次第です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それと、国保の問題でもう一点ちょっと私が気がかりだったのは、これ太宰府市の国保の運営に関しての国保運営協議会のメンバーの方の一覧表を市のホームページ、6月10日付のものをちょっと何げに見ておりましたら、6月10日の段階で各種被保険者から選出されている方、保険医あるいは公益から出られる方の皆さんの任期が、平成27年5月31日で切れているんですけども、要はこういった部分、支障なくできているのかな、後任の方がきちんと選ばれているのかなというのも心配なところが正直ありますけれども、この部分は遅滞なく進んでいるのでしょうか、まず確認させてください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） ご指摘のとおり、本年の5月31日までですかね、2年の任期が切れます。後任の方につきましては、全員了解いただいておりますので、次の運営協議会の中で委嘱状の交付をするようにしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 一応次の運営協議会がいつ、何日に予定されているのかまでお示してください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） ちょっとスケジュールを。

6月25日でございます。済みません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） この点は安心しました。運営協議会が頻繁に開かれる協議会ではないということは理解しておりますけれども、どうしても毎年の国保の税のいろいろそういった状況ですとか、やはり国保の経営状況とかも議会と同じぐらい早い情報が入られる方々でありますので、何げに私見ていたら、皆さんの任期が平成27年5月31日で切れていたもんですから、ちょっと気になりましたので、この辺は確認させていただきましたけれども、国保の問題についてはまた節々において今後もやらせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞ3期目初めての挨拶がわりの質問についてはこの辺で終わらせていただきます。

3点目の答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 3件目をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、3件目の同和対策事業についてご回答申し上げます。

同和問題の解決につきましては、本市では平成22年3月に人権尊重のまちづくり推進基本指針と実施計画を策定し、全ての人々の人権が守られる地域社会の実現を目指しまして、総合行政としての人権施策の確立に向けた取り組みを推進しておるところでございます。

また、平成23年3月に策定をいたしました第五次太宰府市総合計画の中で、人権を尊重する

まちづくりの推進といたしまして、一人一人の人権が尊重をされ、ともに生き、ともに支え合うことができる地域社会を目指し、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かした取り組みを総合的に進めることを基本指針といたしております。

平成24年度に同和問題実態調査を実施しましたが、生活環境や道路整備の改善を初め一定の成果が見られるものの、就労、教育あるいは福祉、保健などの面でなお多くの課題が残されている現状が見られますとともに、インターネットへの差別的な書き込みや、あるいは同和地区問い合わせ事象、あるいは住民票の写し等の不正取得など、新たな問題も生じている状況がございます。

今後とも同和問題が存在する限り、その解決は行政の責務であるとの認識のもとに、同和行政を市政の最重要課題の一つとして位置づけ、取り組んでまいり所存でございます。

詳細については担当部長が回答いたします。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 詳細につきまして、私のほうから回答させていただきます。

まず最初に、老人医療費と介護サービス費及び運動団体補助金についてご回答申し上げます。

扶助費等につきましては、平成14年3月に同和対策特別措置法が失効いたしまして、それを受けまして、平成13年6月から内部会議であります同和対策事務事業評価検討会議を46回開催いたしまして、見直し及び廃止を行ってきたという経過がございます。現在残っておりますのが、老人医療費と介護サービス費でございますが、平成24年度に実施をいたしました同和問題実態調査の結果を考慮しながら、関係団体とは引き続き協議を行っていきたくと考えております。

次に、運動団体の補助金についてでございますが、筑紫地区4市1町で構成をいたしております筑紫地区人権同和行政推進協議会におきまして、3年ごとに減額を基本とし、直近では平成26年度に見直しをし、平成28年度までの補助金が確定をしているところでございます。平成29年度以降の補助金につきましても、引き続き筑紫地区人権同和行政推進協議会において協議決定することとしております。

続きまして、同和問題啓発強調月間についてお答えをいたします。

現在本市におきましては、毎年7月を同和問題啓発強調月間として、議員様ご参加いただきまして街頭啓発などさまざまな啓発事業を実施をしておりますが、これにつきましては福岡県が同和問題の真の解決を目指しまして、県民一人一人の理解と協力を得るために、昭和56年度から毎年7月を同和問題啓発強調月間と設定しているものでございまして、この期間には福岡県下の自治体が一体となりまして各種啓発事業を実施し、県民挙げて差別をなくす取り組みを行っているところでございますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まず、基本的な認識の部分で市長にお伺いいたしますけれども、就任に当たっていろいろな近隣市あるいはさまざまな団体等に挨拶等にも行かれているというのは伺っておりますけれども、この同和の部分に関連いたしましてどこかの団体にご挨拶に行かれたとか、そういう事実はありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 解放同盟の筑紫地協さんにご挨拶いたしております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） その1団体だけに行かれたのはどういう理由からでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私も秘書がつくれますスケジュールにのっとって、とにかく1カ月連れられて歩いてきたというのが現実でございまして、大体いろいろな総会等も一段落しつつあるかなということですが、筑紫野警察署に挨拶に行っていないという事態が判明しました。交通安全、防犯、いろいろなことが一番お願いしなきゃいけない筑紫野署に挨拶に行っていないということがあったんで、慌てて行ったりしております。

いろいろとまだまだ落としているところ、まだ大学も一つも回れておりません。本当に落としているところいっぱいあると思います。ここを抜きにしてはいろいろなことは考えられないということはあると思いますし、いろいろなお世話になっている、あるいは太宰府市政に深いつながりを持っているいろいろなところがあると思いますので、今回っているところでは十分ではないと思いますので、いろいろな形で今後追っかけ挨拶、あるいはいろいろなヒアリング、参りたいというふうに思っている次第です。何かありましたらご紹介いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） そういうことであれば、ぜひ先ほど答弁でもありました運動団体の補助金を受けておられる3つの団体についても、解放同盟のほうは行かれたということですが、またそれぞれ団体でいろいろ考え等も、考えといいますか、運動方針とかいろいろあるようでありますのでね、そこはやはりきちんと、1つだけではなくて、補助を受けておられるところは極力行かれるほうが私はまず望ましいのではないかと考えますので、それは市長のほうで検討していただきたいということを要望しておきますので、よろしく願いいたします。

それで、今部長のほうから答弁ありました啓発活動の部分について若干伺いたいんですけども、これは県が行っていることで、県下一斉に行うというような趣旨でありましたけれども、逆に同和問題の解決のためと言いながら、その名称を使うことが解決につながっていないのではないか、いつまでも逆にそういったものを固定化させてしまっているんじゃないかなというような懸念、私は持っているんですけども、それについてはご認識いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 先ほど市長が答弁で申しましたように、まだインターネットの差別事象とかそういうさまざまな差別の実態が、この同和問題に関する事情がございますので、その解決に向けて取り組んでいくという考えでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） そのインターネットでのそういった書き込み等というような話ですけども、そういった部分については、それは私の中では、どちらかという人権問題的な部分のほうがかなり今は大きいのかなというような理解をいたします。そういった同和の問題だけではなくて、近年特に問題になっておりますヘイトスピーチというような、ああいった問題も出てきているわけですから、この啓発活動に取り組まれるということがですね、逆に私はちょっとそういったものを固定化させていくようなほうに行っているのではないかというような気も持っておりますので、その点について今後、今年は7月されるということですけども、その点どうなのかということは、市長も就任されて一月半ですけども、どこかで再度対応ができないか、どういう方向が望ましいのかということは、今後検討課題の中で市政執行に当たっていただきたいということを要望いたしまして、この項目の質問終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 4件目の回答をお願いします。

建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 4件目のシルバー人材センター前の踏切についてご回答をいたします。

平成26年9月議会におきまして、社会資本整備総合交付金を活用しまして、シルバー人材センター前のJR鹿児島本線市の上踏切の拡幅を行うに当たりまして、踏切に接続しております市道都府楼団地5号線及び塔の原線の道路法線などを比較検討するために、予備設計予算を補正させていただいたところでございます。

予備設計、交通量調査をもとに道路法線案の警察協議を行いまして、現在JR九州と踏切拡幅計画について事前協議を行っておるところでございます。事前協議が調いましたら、今後JR九州との計画協議、詳細設計などを経まして実施協定を締結し、実際に工事に入る流れとなっております。平成29年度に踏切拡幅工事に着手予定として、現在協議を行っておるところでございます。

今後の情報提供、事業の進捗状況につきましては、都府楼区及び通古賀区両自治会に対しまして、随時行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 情報提供の件は重ねてお願いをしておきたいと思いますが、今平成29年度に着工というご答弁もいただきましたけれども、着工の予定で進めているというような答弁でありましたけれども、その大体工事の期間が、着工して完了までどれくらいを見込むような形で進んでいくんでしょうか。その点まで補足の答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 踏切につきましては、踏切施設などの改良等も含めてのことになりますので、着手からやはり1年ぐらいはかかるというところで、間に合いますように、一日も早く地元の皆様安全に通行していただくように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それと、あわせてですね、工事期間中の部分にはなりますので、まだちょっと先の話にもなるかと思えますけれども、当然日中の交通体系の整理といいますか、そういう部分が必要になってくるんじゃないかなという課題が感じます。

今でもあの狭隘な状況で、都府楼団地側からシルバー人材センターのほうに向かっていくときと、踏切側から団地のほうにおりてくる、離合ができない関係で車が、そういったところでのドライバー同士のトラブルといいますかね、そういった話も聞いておりますので、やはり車の流れをちょっと一方通行化なのか、あるいはちょっと車の流れを変えるような対応は、これは今私はすぐにでも必要なんじゃないかなと思うんですけれども、工事が始まるとなったら、なおさらその部分は必要になってくると思いますので、そういったところの対応もあわせて検討していただきたいというふうに思いますけれども、その辺についていかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 現在、踏切のちょうど真ん中あたりが3.2mほどでございます、今議員からもお話がございましたとおり、現在は車両がお互いに譲り合いながら渡るといふような状況でございます。当然工事にかかりますときには交通の支障も出てまいりますので、そのあたりの手法も含めてきちっと検討しまして、またその時期には地元にもご説明をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） よろしくお願いたします。この部分は地元とあわせてですね、また逐一議会等にも、決まりました段階でも協議会等でも結構ですので、情報の提供を重ねてお願い申し上げまして、5時前ですけれども終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月24日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議事日程（5日目）

〔平成27年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成27年6月24日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第46号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第48号 太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第49号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第50号 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第6 議案第51号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第7 議案第52号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について（分割付託）
- 日程第8 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程第9 発議第3号 特別委員会（政治倫理条例制定特別委員会）の設置について
- 日程第10 発議第4号 特別委員会（中学校給食調査研究特別委員会）の設置について
- 日程第11 発議第5号 特別委員会（太宰府市地域交通問題特別委員会）の設置について
- 日程第12 発議第6号 特別委員会（佐野東地区まちづくり及び（仮称）JR太宰府駅設置特別委員会）の設置について
- 日程第13 発議第7号 太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第14 議員の派遣について
- 日程第15 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |    |    |    |     |     |     |    |
|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 1番  | 堺  | 剛  | 議員 | 2番  | 船越  | 隆之  | 議員 |
| 3番  | 木村 | 彰人 | 議員 | 4番  | 森田  | 正嗣  | 議員 |
| 5番  | 有吉 | 重幸 | 議員 | 6番  | 入江  | 寿   | 議員 |
| 7番  | 笠利 | 毅  | 議員 | 8番  | 徳永  | 洋介  | 議員 |
| 9番  | 宮原 | 伸一 | 議員 | 10番 | 上   | 疆   | 議員 |
| 11番 | 神武 | 綾  | 議員 | 12番 | 小畠  | 真由美 | 議員 |
| 13番 | 陶山 | 良尚 | 議員 | 14番 | 長谷川 | 公成  | 議員 |

15番 藤井雅之議員

16番 門田直樹議員

17番 村山弘行議員

18番 橋本健議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長 芦刈茂

教育長 木村甚治

総務部長 濱本泰裕

地域健康部長 友田浩

総務部理事  
兼公共施設整備課長 原口信行

建設経済部長 今村巧児

市民福祉部長 中島俊二

教育部長 堀田徹

上下水道部長 松本芳生

総務課長 石田宏二

経営企画課長 山浦剛志

管財課長 寺崎嘉典

地域づくり課長 藤田彰

元気づくり課長 井浦真須己

市民課長 行武佐江

税務課長 吉開恭一

国保年金課長 高原清

都市計画課長 木村昌春

社会教育課長 中山和彦

上下水道課長 古賀良平

監査委員事務局長 渡辺美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 今泉憲治

議事課長 花田善祐

書記 山浦百合子

書記 力丸克弥

書記 諫山博美



再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第46号 市道路線の認定について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第46号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第46号「市道路線の認定について」の審査内容と結果を報告いたします。

今回認定する路線は、宅地開発行為により道路用地の帰属を受けた道路水城団地43号線です。

担当課長から議案の説明を受けた後、現地調査を行い、審査いたしました。

本議案に対する委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第46号「市道路線の認定について」は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第46号の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛

成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第46号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2から日程第5まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第2、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第5、議案第50号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された議案第47号から議案第50号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、これは西鉄二日市操車場跡、いわゆる推定客館跡地が昨年10月6日に特別史跡大宰府跡として追加指定をされたが、地権者及び国からは速やかな買い上げと史跡整備が求められており、推定客館跡地の整備活用構想を策定し、整備計画につなげるために大宰府跡推定客館地区整備検討委員会を新たに設置するものとの説明を受けました。

委員からは、客館跡のみの整備の検討か、それとも周辺の道路なども含めての整備を検討されるのか、委員会の中で近隣住民等の意見も伺うのか、現在、客館の前に推定という文字がついているが、いつ確定するのかについて質疑があり、執行部からは、主には客館跡地区内の整備の検討を行うが、周辺にも影響を及ぼすので、そのあたりまで検討したところでの構想策定を行う。委員会は専門の委員による構成を考えているが、地域住民、地権者等の意見を聞くワーキンググループのようなものを設け、委員会とのキャッチボールを行いながら策定を行う。榎社周辺の東側で今回客館であろうという建物が見つかったが、西側からも同じ遺構が出れば客館ということで確定するだろうとの回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第47号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、これは職員の給与の住宅手当のうち自己所有の家屋に対しても持ち家手当として支給をしてい

たが、国や県を初め、筑紫地区自治体において持ち家手当を改める動きがあり、太宰府市においても本年7月1日より段階的に削減するものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第48号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第49号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」、これは市県民税の課税は原則として所得税の課税に倣って課税標準を計算しているが、所得税において国外転出時課税が創設されたが、市県民税はこの国外転出時課税は適用しないとすること、用途が変更された宅地等に対して課する固定資産税の課税標準額について、近隣の宅地等との均衡を図るための規定を3年間延長するもの、紙巻きたばこの三級品に対する特例税率が廃止されたことに伴い条文を削除するもの、地方税法に恒久的施設の定義が定められたため、引用規定を変更するものとの説明を受けました。

委員からは、たばこ税の改正に伴い増額になるのか、紙巻きたばこの三級品とはどんなものかについて質疑があり、執行部からは、たばこ税について紙巻きたばこの三級品についての増収分はあるが、喫煙本数が毎年3%から4%ずつ減ってきているので、トータルでは減っていく方向にある、紙巻きたばこの三級品の具体的銘柄は、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバットなどであるとの回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第49号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第50号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」、これは市長の公約に基づき市長の給料月額を減額を行うものとの説明を受けました。

委員からは、20万円近い減額は公約に基づくと言っているが、その他の理由は何かあるのか。減額分はどういう事業に使うという考えはあるのか。太宰府市がとびぬけて給与が高いのか、次の市長も同じように減額になるのか。市長が20万円減額すれば副市長の給与のほうが高くなり、おかしくはないかについて質疑があり、執行部からは、行財政改革を本気で先頭に立ってやり抜くという公約によるもの、市民福祉に充てていきたい、市長の給料は近隣も90万円前後である、今回の特例条例は市長の1期目の任期に限定している、副市長の人事案件を提出する際に副市長の給料案件も同時に提出したいとの回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論では、賛成だが公約は市長自身の報酬を下げることであったので、副市長の報酬は下げない方向で考えてほしいとの賛成討論が1件なされましたが、採決の結果、議案第50号は賛成少数により否決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第47号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第48号の委員長報告に対し質疑の通告がありますので、これを許可します。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 議案第48号に関して質問ですけれども、この条例に関連すると思われる規則が職員給与に関する規則、住居手当の支給に関する規則等ありますけれども、これの変更の要、不要に関して何らかの説明があったかどうかということと、住居手当についてはほかでもいろいろな議論があるようですけれども、何かしらほかに見直す予定の有無等の説明があったかどうかを教えてくださいたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務文教常任委員長 門田直樹議員。

○16 番（門田直樹議員） 規則の見直し等についてのご質問ですけれども、規則に関しては執行部からの説明も委員からの質疑もあっておりません。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第49号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第50号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時10分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第48号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 私は賛成の立場で討論いたします。

この住居手当は、持ち家に支給される手当月額4,900円を原則廃止、経過措置として現行4,900円を3,500円、1,500円と減額し、平成29年4月以降廃止するという段階的に減額、廃止する条例改正案です。国家公務員においては、平成21年度の人事院勧告を受けて廃止勧告がなされ、その年の12月に廃止されています。もう6年前のことです。その後、相次いで全国の自治体は廃止を進めています。やや遅れた感もありますけれども、なかなか手をつけにくいみずからの給与を改正する、この条例改正案に取り組む姿勢はすばらしい、あるべき姿だと思います。ちなみに、近隣市ではまだ同手当を支給し続けているところもあるようです。でき得るならば、ほかの自治体ができない即廃止を実行できればさらに評価がされたのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時12分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第49号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時13分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第50号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 私はこの議案に対しまして反対の立場から討論をしたいと思います。

まず、市長の今期の短い期間での特例的な措置だということでお聞きしましたけれども、市長の公約上のマニフェストなどを拝見いたしますと、あくまでも無駄というところで、その案文といたしますか、その条項、市長の給与引き下げというところが出ております。したがって、これは住民という視点から眺めますと、市長の給与の引き下げというのが無駄を廃止するという意味合いだろうというふうに理解されると思います。しかしながら、もし市長の職に無駄があったということになりますと、これはかなり影響が副市長や教育長、あるいは議員、あるいは一般職の報酬につきましても、そういった検討がなされないのかという疑問は当然のことに出てくると思います。したがって、今のこの時点で市長だけの報酬をお出しになってかけられたというのはやや拙速ではないかというふうに思っております。

以上の理由から、私は反対をいたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 賛成の立場で討論いたしますけれども、提案理由が市長自身の選挙公約のためという理由だけで議会に説明がされましたが、市長におかれましてはなぜ選挙公約でその金額を提案されているのかということがもう少し細かい提案理由の説明として議会にされるべき必要性があったのではないかと考えております。提案の給与の70万円に引き下げることという自体は、金額からいっても決して生活に困窮を来すようなことではないと想像できますし、また市長の給与以外にも一部事務組合の管理者や副管理者としての報酬を得られることから、引き下げること自体には賛成いたしますが、あくまでも芦刈市長の在任期間に限った芦刈市長自身の措置であるという点、そしてこの給与の引き下げが副市長や教育長、まして他の一般職にまで波及することがないということを前提として本議案には同会派の神武議員と賛成いたしますが、重ねて市長におかれましては今後も議会においてご自身の選挙公約に基づいた議案を提案される際には、詳細な提案理由の説明をされることを重ねて要望いたしまして、賛成討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） 次に、3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 反対の立場で討論いたします。

市長の給与91万9,000円を70万円に減額、改正するわけですがけれども、委員長報告でも減額変更の目的、20万円減額の根拠に関する明確な説明がありませんでした。そもそも現行の91万9,000円につきましては、近隣3市と比較しましても同等の水準であります。また、全国的に

見ても同規模自治体の標準的な金額でもあります。何よりこれから市長の取り組まなければいけない課題を考えますと、その激務に対して決して高過ぎるものではないと考えます。行財政改革等の明確な目的と減額の明快な根拠なくしては行政職員の給与も含めて安易に変更してはならないと考えます。

以上の理由により、当議案に反対いたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 次に、7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 賛成の立場から討論いたします。

今までの委員長報告並び反対討論等からも客観性がない、理由がないということが大きな反対理由になるかと思えますけれども、私はそのことをもってむしろ今回の金額改定条例案が他の副市長、その他の職員の給料に対する影響を及ぼす、それこそ客観的な理由がないものと考えます。であるならば、今回は公約に基づきという委員長報告にもありましたけれども、市民の支持を得た形で現在市長職につかれている芦刈市長の公約によるもの、したがって芦刈市長の政治的な意思表示を是認するか否かということに端的に言えば還元されると思えます。

私は市民の支持を得たことを思って、芦刈氏が公約に述べたような種々の改革を進める、そのことを後押しするような市民の気持ちに応えるべく賛成したいと思えます。ただし、副市長等の給与に関してあわせて検討したいということもありましたけれども、私自身はそのことに関してはその際には客観的な何らかの理由を改めて出す必要があると強く感じますので、今回の条例案が極めて限定的な時限的にも、また市長一人に関するものであるということをもって賛成という結論を述べておきたいと思えます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 市長給与の減額について反対の立場から討論させていただきます。

まず初めに、市長は減額について議会に対して減額の理由や用途についての詳細な提案説明がなかったということでもあります。6月議会初日の議案説明においても、私の代表質問でも特段内容について何の説明もなく、私の公約だから通してほしいという発言があったのみで、そのような回答では到底納得できるはずがございません。

また、自分の給与を下げるよりも先にやるべき仕事はあるのではないのでしょうか。副市長人事など、市長はまた執行部の体制整備を行うことが先決であり、それから給与の減額に着手してもよいのではないのでしょうか。市長が就任され、間もなく2カ月が経過するが、いまだに副市長不在ということは私は大変な問題であると考えます。このような状況が続けば市長の市政運営が滞り、ひいては市民生活等にまで影響が及ぶのではないかと考えます。一刻も早く副市長人事を行い、正常な市政運営を行うべきであると考えております。そのようなことから、市長給与の減額よりも副市長の人事を早急に行うことが先決であり、根拠のないパフォーマンス

的な市長の公約である市長の給与減額に対する条例改正案には賛成できません。

以上のことから、この案件に対しては反対をいたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は否決です。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。原案のとおり。原案のとおりですよ。

（「議長、もう一回ちょっとやり直したほうがいいんじゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 着席してください。座ってください。

議案第50号に対する委員長の報告は否決です。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（橋本 健議員） 少数起立です。

よって、議案第50号は否決されました。

〈否決 賛成6名、反対11名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第51号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第6、議案第51号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第51号「太宰府市いきいき情報センターの一部を改正する条例について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

平成27年7月に地域包括支援センターがいきいき情報センターに移転、及びいきいき情報センターにあった子育て支援センターが総合子育て支援施設内へ移転したことに伴い、条例の改正を行うもので、議案書及び新旧対照表に沿って各条文の説明を受けました。

改正の主なものとしましては、地域包括支援センターの設置に関すること、あいた部屋を新たに研修室として利用することによる使用料の設定を新たに規定したものであります。

委員からは、地域包括支援センターは目的も組織としても大きいものなので、いきいき情報



センター条例という一つの条例につけ足すのではなく、別に設置条例をつくるほうがいいのではないかと、研修室に使用される部屋はガラス張りだと思いが、今のまま開放されるのかなどの質疑がなされ、執行部より、単独で設置条例をとという話は内部でもあったが、今回はこの条例案で上程をさせていただいて、今後おかしなところが出てくれば修正等を行っていきたい、研修室については費用的な面もあるので、最低限の整備をして、今の現状で開放する準備をしているとの回答がなされました。

そのほかにも委員より質疑がなされ、その都度執行部より回答をいただき、審査を行いました。

討論はなく、採決の結果、議案第51号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

報告は以上です。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第51号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第51号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第52号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第7、議案第52号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第52号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、まず2款2項3目友好都市関係費125万2,000円の増額補正、これは宮城県多賀城市と友好都市を締結して10年目に当たるので、両市で実施している市民向けイベントにおける紹介ブースの拡大、友好都市締結10周年記念の共同PRポスターの作成、子どもたちの相互訪問を行う費用との説明を受けました。

次に、10款1項2目学校教育運営費講師謝礼110万円の増額補正、これはテスト前に自学ではテスト勉強が難しい子どもへの支援、また通常の授業で理解度が難しいと思われる内容の学習への支援のために教育支援員を活用し学力向上を目指すための費用で、1学校当たり10万円、小・中学校合わせて110万円であるとの説明を受けました。

次に、10款2項1目小学校施設整備費工事請負費2億9,750万円及び10款3項1目中学校施設整備費工事請負費1億2,750万円、これは小・中学校普通教室200教室にエアコンを整備する費用との説明を受けました。その補正財源として21款市債1項5目中学校施設整備事業9,890万円、小学校施設整備事業2億3,090万円が計上されております。

次に、10款4項8目日本遺産育成関係費2,000万円、これは本年4月に「太宰府地域の歴史を語るストーリー『古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～』」が日本遺産として認定され、この日本遺産を積極的に活用するために、多言語ホームページや多言語ガイドブックの作成、また日本遺産キッズワークショップと題した古都の光にあわせて実施する事業に要する費用との説明を受けました。

歳入の主なものとしましては、16款2項1目不動産売払収入6,300万円、これは旧五条保育所跡地の売り払い代金であるとの説明を受けました。

次に、18款1項1目財政調整資金繰入金1億2,682万5,000円、これは6月の補正財源調整として財政調整資金を充てるものです。6月補正充当後の財政調整資金残高は34億2,483万8,303円となるとの説明を受けました。

その他審査では、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

討論はなく、採決の結果、議案第52号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 上疆議員。

[10番 上疆議員 登壇]

○10番(上 疆議員) 続きまして、議案第52号の建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、6款2項2目林業管理費の市民の森維持管理費300万円が補正計上されております。これは、平成12年に市民の森整備が完了した後、樹木の繁茂などが目立つようになり、環境を整備するための樹木の調査及び伐採、剪定などの管理計画を、区域全体で5.2haと広大なため3つのエリアに分け、平成27年度から平成29年度にわたって策定する予定にしており、またこの事業については社会資本整備総合交付金10分の5の補助措置及び歴史と文化の環境税を活用されているとの補足説明を受けました。

次に、7款1項4目観光費の観光事業推進費の滞留型観光プログラム業務委託料50万円が補正計上されております。これは、九州国立博物館10周年を記念して、太宰府市を挙げてお祝いムードを盛り上げるために、市内の公共施設や観光関連施設などに掲出するフラッグ製作をされると補足説明を受けました。

委員から、10周年記念日の日程及びフラッグは何本ぐらい製作をされるのかなどの質疑があり、執行部から、日程は太宰府観光・経済活性化会議にて協議されております、またフラッグは、800枚を予定しているとの回答がありました。

次に、8款4項1目都市計画総務費の歴史的風致維持向上計画推進費2億3,328万1,000円が補正計上されております。この事業は、太宰府市の歴史や文化遺産を生かしたまちづくりを具体化いたします太宰府市歴史的風致維持向上計画の事業計画に基づき実施するものです。

初めに、13節委託料の1,430万4,000円は2事業で、1つ目はどんかん道や旧日田街道、歴史の散歩道などの沿道への埋め込みサインや案内板、解説板を設置するための設計委託料で、本年度は政庁跡から観世音寺周辺までの老朽化した道標や案内板などの取りかえ、及び小鳥居小路の道路や水路整備にあわせ案内板の設置を行い、2つ目は宝満山や大宰府条坊跡の推定客館跡地が史跡指定されたことに伴い、歴史的風致維持向上計画の変更手続きを行い、社会資本整備総合交付金の対象事業の街なみ環境整備事業の整備方針及び事業計画の追加、見直しを行うため委託料を計上され、次に15節工事請負費の1億4,562万6,000円は3事業で、1つ目はどんかん道や旧日田街道、歴史の散歩道などの沿道への埋め込みサインや案内板、解説板を設置するための工事費で、2つ目は三条地区の御笠川の高砂橋付近の幸ノ元井堰の取水口から参道までの小鳥居小路を通る水路の保存修理費及び水路を部分的に開渠化する工事費などで、3つ目は政庁跡東側の月山周辺や政庁跡西側道路の沿道の坂本八幡宮までの樹木の剪定及び伐採を行うと補足説明を受けました。

次に、17節公有財産購入費の8,135万1,000円は、大宰府条坊跡の推定客館跡地に隣接している土地、約1,500㎡に解説広場や休憩所などの便宜施設を整備するための用地購入費として計上されています。

次に、19節負担金、補助金及び交付金の街なみ整備助成事業補助金については、社会資本整備総合交付金の国費配分が減額されたために、保存修理費の助成対象物件を当初2軒予定していたものを1軒にして、800万円の減額補正をしていると補足説明を受けました。

歳入の主なものとしましては、14款2項4目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金1億1,813万9,000円は、歴史的風致維持向上計画推進の全ての事業に国の社会資本整備総合交付金の街なみ環境整備事業の交付対象事業となっており、また21款1項3目土木債の都市計画関係事業債として1億1,660万円を計上され、これは全事業費から国庫補助金を差し引いた起債対象額に対し9割分の追加融資を受けると補足説明を受けました。

委員から、歴史的風致維持向上計画が平成22年度に認定されて、期間とメリットなどについての質疑があり、執行部から、期間については平成22年度から平成34年度までの13年間の事業となり、メリットとして歴史的風致維持向上計画を策定することにより、国の社会資本整備事業の交付金を受けられ、今までの補助金、交付金と違い、いろいろな事業に使えることから、地方公共団体がその自由度を生かしながら、まちづくりに役立てていける交付金であると回答がありました。

委員からは、長年の小鳥居小路の関係の水路そのものは本年中にできるのかなどについての質疑があり、執行部から、今年の9月から施工を開始いたし、来年の3月までに工事を完了する予定との回答がありました。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第52号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第52号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

当委員会所管分の主なものとしたしましては、2款2項5目地域づくり推進費の地域コミュニティ推進費441万9,000円の増額補正、このうち報酬、旅費、委託料については自治基本条例制定に係る審議会開催費用の補正でございます。当初、計画をしていた平成27年3月までに答申に至らなかったため、現在の審議委員の任期である10月末の答申を目指し、審議会の再開に伴う補正との説明を受けました。負担金、補助金及び交付金については、財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業に係る補助事業で、6つの自治会から補助申請がなされ、このうち1つの自治会が採択されたことにより240万円を補正するものです。

財源につきましては、総務費雑入として240万円が補正されております。

委員から、10月末を目標にとあるが、今後の進め方についてなどの質疑があり、執行部から、6回の審議会を計画、重大な審議については大体終わっているので、6回の中で十分対応できると考えている、答申を受けた後は、市長以下で構成するまちづくり推進本部などを活用し、協議を行い、パブリックコメント、住民説明会等を行って、議会への上程に向けていきたいと考えているとの回答がなされました。

次に、3款1項2目老人福祉費、老人福祉センター管理運営費2,800万円の増額補正、この補正は築38年を経過し、老朽化が進む老人福祉センターの改修費用で、その内容としたしましては館内の空調システム、お風呂の給湯ボイラー、お湯の循環器を改修するための費用で、財源としまして、公共施設整備基金繰入金から歳出と同額の2,800万円が計上されていると説明を受けました。

委員から、中・長期的にこの施設を今後どのように運営していくのか、空調工事があるということだが、ガスにされるのか電気にされるのかななどの質疑があり、執行部から、今後の方針としては老人福祉センターだけでなく女性センタールミナスとかも古いので、あの一帯を福祉ゾーンということも視野に考えている、電気とガスの両方で見積もりをとっているが、いずれかとはまだ決定はしていない、今後の設計の中で、工事費、ランニングコスト等、いろいろ検討して、一番最良な方法を考えていきたいとの回答がなされました。

次に、10款1項2目事務局費の太宰府市文化スポーツ振興財団関係費447万3,000円の増額補正、今後の文化芸術事業の振興のため、専門的なノウハウを持つコーディネーターを新たに配置するため、また指定管理者として市から委任を受けた施設の増による事務量の増加に対応できるよう、財団事務局の事務局長、パート及び嘱託職員の勤務日数を増やすものによる人件費の補正を計上するものと説明を受けました。

委員から、コーディネーター採用の際の資格、条件があるのか、事務量の増と言うが、具体的にどのような事務が増えるのかななどの質疑があり、執行部から、特に資格は想定していないが、即戦力として雇用するので、ほかのホールとかでの運営、事業等の実務経験がある方を雇用したいと考えている、指定管理を受けている施設への巡回、報告関係の受け付け、整理といったもろもろの事務になるとの回答がなされました。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などに

ついて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第52号の環境厚生常任委員会所管分は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第52号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））**

○議長（橋本 健議員） 日程第8、議案第53号「専決処分の承認を求めることについて（平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

平成27年太宰府市議会第2回定例会最終日を迎えて、本日も提案申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの1件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号「専決処分の承認を求めることについて（平成27年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計の歳入不足分10億5,638万2,476円の繰上充用のため、歳入及び歳出予算にそれぞれ10億5,638万3,000円を追加し、予算総額を100億2,499万1,000円とする専決処分を平成27年5月29日付でさせていただいたものでございます。

要因といたしましては、景気の低迷等により保険税収入が減少する中、医療費に係る保険給付費や後期高齢者支援金、介護費用に係る介護納付金の増加により歳入不足が生じたものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今、当日提案で事前に通告を出しておりませんので、わかればお答えいただければ結構ですけれども、まず平成26年度の国保の会計の決算が確定した上で歳入不足の部分が確定したという提案でありますけれども、収納率がわかればお示しいただきたいのが1点と、それとやはり取り崩し、この金額平成27年度の国保会計からの保険税からの取り崩しということですが、当年度平成27年度の国保の事業に対しての支障が出ないのかということ、その2点について答弁をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） まず、国保税の収納率でございますけれども、国保税全体としましては76.32%でございますけれども、まず現年分と過年度分がございまして、現年分につきましては94.71%ということで、ほかの税につきましてもそうでございますけれども、県下でも高い収納率を誇っております。

続きまして、この繰上充用に伴って国保運営に影響がないのかというご質問でございますけれども、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まりまして、今の国民健康保険事業ということで運営しておりますけれども、その当時から赤字がずっと継続しておりまして、今回10億円の累積赤字というふうになっております。毎年度、翌年度の財源からその不足分を繰上充用するという形で処理をさせていただいております。本会議でも申しましたけれども、平成30年度からこの国民健康保険事業につきましては財政の運営責任主体が県のほうに移行されます。平成29年度までに、この累積赤字につきましては保険者として責任を持って対応していかなくて

はいけないというふうに考えております。当該年度の国保事業会計予算につきましては、その当該年度分の予算を組んでおりますので、この繰上充用分が当該年度の事業に影響するということはないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありませんか。

次に、7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 藤井議員の今の2つ目の質問と重なるようなことをお尋ねしたかったのですが、この繰上充用の仕組みを正確には知らないものですからお尋ねしますけれども、歳入のほうで前年の不足分が出ていくというのは納得がいくんですね。歳入のほうで雑入という形でなっていますけれども、この雑というもので具体的に何を想定されているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） この繰上充用という制度は、まず地方自治法に基づいております会計処理でございます。補正予算書、4ページ、5ページを見ていただいたらわかりますけれども、平成27年度の歳入欠陥補填収入ということで歳入のほうは上げております。ですから、この分の財源はと言われますと、特別その財源としてはないと。ただ、会計処理上はですね、こういうふうな繰上充用という処理になりますので、次年度分として歳入欠陥補填収入という形で計上するということになっております。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ということは、先ほどの答弁に対する確認のようなことにもなりますけれども、そうした予算、計算上処理していったものを平成30年までには実質的にも解消していくことを考えなければいけないという事態だというふうに理解しておけばよろしいですね。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 平成30年度から先ほど言いましたようにその財政運営の責任主体は県になりますけれども、この新しい制度では保険者が2つになるというふうなことが想定されております。県と市町村ですね、共同で国民健康保険事業を行うと、特別会計を設けるというふうになっておりますので、必ずしも平成29年度までに清算をしなければならないというふうには考えておりませんが、平成30年度に向かってできるだけその累積赤字を削減できるようにいろいろな方法はありますけれども、他市が行っていますように法定外の繰り入れとか、そういったことも含めながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。はい。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。



15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 提案の専決処分の承認については賛成をいたします。

繰上充用自体はこれは認められているといえますか、一つの方法でありますので、反対する理由はありませんけれども、しかし今、平成30年度の新たな国保の運営の枠組みに向かって、自治体としてもいろいろ想定していかないといけないことがありますけれども、国民健康保険が社会保障の一環、権利としてきちんと守られる制度として、適正な保険税の運営のためにも対応していただく必要あるかと思えますし、今執行部の部長の答弁でもありました法定外の繰り入れ等も必要な時期に来ているのではないかと思いますので、その点今後検討していただくことを重ねてお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第53号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第3号 特別委員会（政治倫理条例制定特別委員会）の設置について

○議長（橋本 健議員） 日程第9、発議第3号「特別委員会（政治倫理条例制定特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） 発議第3号についてご提案を申し上げます。

「特別委員会（政治倫理条例制定特別委員会）の設置について」提案理由を説明いたします。

5月12日に太宰府市議会議員1名が公職選挙法違反で逮捕されるという事件がありました。市民の皆様には議会に対する不信を招き、信頼を著しく失墜させたことは、市民の負託に応える議員の立場から許されない行為であると重く受けとめる次第でございます。

今後、このような不祥事が起きることがないように、政治倫理について議会として議員一人一人が公人としての自覚を再確認するとともに、改めて議員として襟を正し、政治倫理条例の検討のため、特別委員会を設置するものです。

名称は政治倫理条例制定特別委員会、構成は9名、付議事件は政治倫理条例に関する件、経

費は予算の範囲内、常設の特別委員会で、活動は議会閉会中も随時開催することができると思っています。

提出者は、私、村山弘行、賛成者は門田直樹議員、長谷川公成議員、小島真由美議員、神武綾議員、上疆議員、船越隆之議員です。

以上で説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時55分〉

○議長（橋本 健議員） ただいま設置されました特別委員会は9人の議員をもって構成し、政治倫理条例に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたします。

お諮りします。

特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、

1番 堺 剛 議員

4番 森田正嗣 議員

5番 有吉重幸 議員

7番 笠利 毅 議員

13番 陶山良尚 議員

15番 藤井雅之 議員

16番 門田直樹 議員

17番 村山弘行 議員

そして私、橋本健を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここでただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

政治倫理条例制定特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に16番門田直樹議員、副委員長に4番森田正嗣議員が決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 発議第4号 特別委員会（中学校給食調査研究特別委員会）の設置について

○議長（橋本 健議員） 日程第10、発議第4号「特別委員会（中学校給食調査研究特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） 発議第4号「特別委員会（中学校給食調査研究特別委員会）の設置について」提案理由を説明いたします。

本案は、太宰府市内の中学校給食について、現状及び今後のあり方について調査研究を行うための特別委員会を設置するものです。

名称は中学校給食調査研究特別委員会、構成は9名、付議事件は中学校給食に関する件、経費は予算の範囲内、常設の特別委員会で、活動は議会閉会中も随時開催することができるものとしています。

提出者は、私、村山弘行、賛成者は門田直樹議員、長谷川公成議員、小島真由美議員、神武綾議員、上疆議員、船越隆之議員です。

以上で説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第4号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時17分)

○議長(橋本 健議員) ただいま設置されました特別委員会は9人の議員をもって構成し、中学校給食に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたします。

お諮りします。

特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、

| | |
|--------------|---------------|
| 2番 船越隆之議員 | 6番 入江 寿議員 |
| 7番 笠利 毅議員 | 8番 徳永洋介議員 |
| 9番 宮原伸一議員 | 10番 上 疆議員 |
| 11番 神武 綾議員 | 12番 小 畠 真由美議員 |
| 14番 長谷川 公成議員 | |

を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここでただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時28分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

中学校給食調査研究特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたし

ます。

委員長に11番神武綾議員、副委員長に8番徳永洋介議員が決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 発議第5号 特別委員会（太宰府市地域交通問題特別委員会）の設置について

○議長（橋本 健議員） 日程第11、発議第5号「特別委員会（太宰府市地域交通問題特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） 発議第5号「特別委員会（太宰府市地域交通問題特別委員会）の設置について」提案理由を説明いたします。

本案は、市域における地域交通について調査研究を行い、まちづくりの促進を図るため、特別委員会を設置するものです。

名称は太宰府市地域交通問題特別委員会、構成は9名、付議事件は太宰府市の地域交通に関する件、経費は予算の範囲内、常設の特別委員会で、活動は議会閉会中も随時開催することができることにしています。

提出者は、私、村山弘行、賛成者は門田直樹議員、長谷川公成議員、小島真由美議員、神武綾議員、上疆議員、船越隆之議員です。

以上で説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第5号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時30分)

○議長(橋本 健議員) ただいま設置されました特別委員会は9人の議員をもって構成し、太宰府市の地域交通に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたします。

お諮りします。

特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、

| | |
|-------------|--------------|
| 1番 堺 剛 議員 | 2番 船越隆之 議員 |
| 3番 木村彰人 議員 | 5番 有吉重幸 議員 |
| 8番 徳永洋介 議員 | 10番 上 疆 議員 |
| 11番 神武綾 議員 | 14番 長谷川公成 議員 |
| 16番 門田直樹 議員 | |

を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここでただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時39分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

太宰府市地域交通問題特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に14番長谷川公成議員、副委員長に2番船越隆之議員が決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 発議第6号 特別委員会(佐野東地区まちづくり及び(仮称)JR太宰府駅設置特別委員会)の設置について

○議長(橋本 健議員) 日程第12、発議第6号「特別委員会(佐野東地区まちづくり及び(仮称)JR太宰府駅設置特別委員会)の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

[17番 村山弘行議員 登壇]

○17番（村山弘行議員） 発議第6号「特別委員会（佐野東地区まちづくり及び（仮称）JR太宰府駅設置特別委員会）の設置について」提案理由を説明申し上げます。

本案は、佐野東地区まちづくり及び（仮称）JR太宰府駅設置の推進を行うための特別委員会を設置するものです。

名称は佐野東地区まちづくり及び（仮称）JR太宰府駅設置特別委員会、構成は9名、付議事件は佐野東地区まちづくり及び（仮称）JR太宰府駅設置特別委員会に関する件、経費は予算の範囲内、常設の特別委員会で、活動は議会閉会中も随時開催することができることとしています。

提出者は、私、村山弘行、賛成者は長谷川公成議員、小島真由美議員、神武綾議員、上疆議員、舩越隆之議員です。

以上で説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 反対はしませんけれども、今回特別委員会が4つも提案されて当初から4つというのは初めてじゃないですかね。町政のころから含めても。それだけたくさんあって、議員がそこに分散して審議の力というのも分散されるということが危惧されるわけですよ。このまちづくりというものは、永遠のテーマだと思うんですけども、私3期今までやってきた中でもずっとこのまちづくりというのはあったけれども、この内容がずっとこの佐野まちづくり、そしてJR新駅のことなんですよ。まちづくりというのはあの部分だけじゃないんですよ。全体のことでいろいろある。議運の中でも例えば空き家条例をどうするかと、そういう問題、あるいはいろいろなこの地域交通もこれと一緒にいいんじゃないかと。そういったいろいろな議論の中でどうしてもということで結局4つになったわけですけども、今この佐野のほうも検討委員会で一定の結論を出されて、今行政としてはそのアクションを待つとる段階だと思うんですよ。もう今までずっとやってきて、これから一体何をどう議論されるの

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野東地区まちづくり及び（仮称）JR太宰府駅設置特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に17番村山弘行議員、副委員長に15番藤井雅之議員が決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 発議第7号 太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（橋本 健議員） 日程第13、発議第7号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） 発議第7号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」提案理由を説明申し上げます。

このたび標準市議会会議規則におきまして、女性議員が活躍できる環境を整備することにより、議会を活性化し、よりよい住民サービスを実現するため、出産に伴う議会の欠席に関する規定を明確に設けるよう一部改正が行われました。

本市議会におきましても、同趣旨のもと男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議及び委員会の欠席について、規則の一部を次のように改正を行うものであります。

第2条に次の1項を加える。議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第90条に次の1項を加える。委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附則。この規則は公布の日から施行する。議員の皆さん方のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） この条文の解釈の仕方についてのちょっと疑問を覚えたのでお尋ねしたいんですけども、提案理由として女性議員が活躍できる環境整備としてと、これはもちろんいいんですね。改正した案文そのものは男女の区別のない議員はという形なんですけれども、男性議員が例えば出産立ち会いというような理由で欠席届を1日とかなんとか出すというようなことも想定されている案文なのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 議会運営委員会委員長 村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 本規則につきましては、その辺を踏まえての提案ではないというふう

に考えております。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） そこまで踏まえての提案じゃないということは、場合によっては例えば男性議員がそういうことを言い出した、言い出したという言葉は悪いですけども、時には議論になる余地があり得るというふうに思っておいてよろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 議会運営委員会委員長 村山弘行議員。

○17 番（村山弘行議員） 私だけの判断ではないというふうに思います。そういう状況になれば、議会の中で議論をしていただいて、規則についてどうやっていくのかという充実をもっと深めていく必要があれば、その際に議論していただければというふうに思います。

（7 番笠利 毅議員「わかりました」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第14、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 閉会中の継続調査申し出について

○議長(橋本 健議員) 日程第15、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

お諮りします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から申し出がっております。

別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(橋本 健議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成27年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、平成27年太宰府市議会第2回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成27年8月24日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 有 吉 重 幸

会議録署名議員 笠 利 毅